

平成19年3月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

31番 原沢久志 32番 三宮十五郎

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長兼 図書館長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義
企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
日程第5	議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件
日程第6	議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件
日程第7	議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件
日程第8	議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件
日程第9	議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件
日程第10	議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件
日程第11	議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件
日程第12	議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更の件
日程第13	議案第9号 海部南部広域事務組合理約の変更の件
日程第14	議案第10号 海部地区休日診療所組合理約の変更の件
日程第15	議案第11号 海部地区環境事務組合理約の変更の件
日程第16	議案第12号 海部南部水道企業団規約の変更の件
日程第17	議案第13号 海部南部消防組合理約の変更の件
日程第18	議案第14号 海部地区水防事務組合理約の変更の件

- 日程第19 議案第15号 市道の廃止の件
- 日程第20 議案第16号 市道の認定の件
- 日程第21 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
- 日程第22 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 日程第23 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の件
- 日程第24 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 日程第25 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第26 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
- 日程第27 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第28 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第29 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第30 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第31 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第32 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第33 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第34 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時06分 開会

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、原沢久志議員と三宮十五郎議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から22日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から22日までの18日間と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成19年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

議長（大原 功君） 日程第4、諮問第1号を議題といたします。  
服部彰文市長に推薦の理由を求めます。

市長（服部彰文君） まず最初に御提案申し上げ、御審議いただきますのは諮問1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成19年6月30日に任期満了のため、その後任として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでござい

ます。

議長（大原 功君） お諮りいたします。

諮問第1号は、市長の推薦どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~

日程第5 議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件

日程第6 議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件

日程第7 議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件

日程第8 議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件

日程第9 議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件

日程第10 議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件

日程第11 議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第5、議案第1号から日程第11、議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

服部市長に、平成19年度予算編成に伴う所信表明を求めます。

市長（服部彰文君） ただいまより所信表明を述べさせていただきます。

平成19年第1回弥富市議会定例会に当たりまして、市民の皆様方から寄せられました御意見や就任1ヵ月の私の率直な所感をも述べながら、平成19年度の弥富市政運営の基本方針と予算の大綱について御説明申し上げ、議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

今回、選挙を通じて市民の皆様と直接触れ合い、対話をすることによって、弥富市政に対する不満、要望、期待など、市民の皆様からいろいろな御意見を伺うことができました。また、就任1ヵ月の中でいろいろと学ぶものがありました。その中で痛感したことは、市政運営と市民意識の隔たりのあることであります。そのために、さらなる市民本位の行政運営を心がけ、次のような課題に取り組みたいと考えております。

市役所とは、市民の皆様のためにお役に立つところでなくてはならないということであり、市政の原点にかかわる非常に重要な問題であります。ともすると職員は市民に視線が向いていないという厳しい御批判を耳にしたことがありました。まず第1に、私は、市長と職員が一丸となって、気持ちよくあいさつを交わし合うことから始め、市民の皆様のためにお役に立つ市役所づくりを進めたいと考え、人事の刷新、意識改革、レベルアップに取り組んでいきたいと考えております。

私は長年、民間の流通企業で勤めてまいりました。お客様を大切にしない企業に繁栄した実例はありません。市民の皆様から「市役所に行くのが楽しみだ」と言われるように、市民の皆様への立場に立った窓口行政、市政運営のために職員と話し合いを進めております。

次に、市民の皆様から納めていただいた税金は、決してむだ遣いすることなく、最大限に有効に活用し、市民の皆様へ還元するという基本を忘れることのないよう周知徹底してまいります。

続いて、市民の皆様へ情報を正確に公開することを心がけたいと考えております。ケーブルテレビの導入による行政情報の提供や広報の充実など、市民の皆様へ市政への関心を高めさせていただき、市民参加のまちづくりを進めたいと思います。これからこうした考え方が順次具体的に実現するように、議会、議員の皆様はもちろんのこと、市民の皆様、時には専門家や学識経験者の方々にもお知恵をおかりしながら、市政運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、平成景気は戦後最長と言われておりますが、過去の大型景気と比べて実感がなく、先行きも決して楽観できない状況の中、三位一体の改革、すなわち国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しなどにより、市町村の財政は極めて厳しい状況にあります。一方、地方分権の進展によって地方自治体の役割がますます大きくなり、自治体の基盤強化は急務になっております。本市におきましても、行政サービスを持続的に提供するには効率的な体制の整備が急務であるとの判断のもと合併をいたしましたので、新市のまちづくりには市民の皆様のご意思が十分反映されたものとしていかなければなりません。

それでは、平成19年度の重要施策と概要について述べさせていただきます。

平成19年度一般会計の当初予算の規模は、歳入歳出予算の総額を 141億 1,000万円、前年度対比16.1%の増と前年を上回る予算規模となりました。6事業の特別会計の合計は、前年度対比 8.8%の増の 102億 3,138万円、すべての予算の合計は、前年度対比12.9%の増の 243億 4,138万円であります。

議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算、歳入の概要につきまして、市税は、景気の回復や税源移譲による地方税の増収が見込まれることなどから、前年度対比14.6%の増の66億 6,490万円が歳入全体の47.2%を占めています。

2番目に多いのは繰入金で12%を占めており、財政調整基金繰入金及び弥富中学校移転改築工事に伴う学校施設整備基金繰入金などを計上いたしました。

続いて市債で 9.6%を占めており、弥富中学校移転改築工事に伴う施設整備事業債及び臨時財政対策債などを計上いたしました。

一方、地方交付税につきましては、地方税の増収が見込まれることなどから、前年度対比32.1%の減、地方譲与税は、税源移譲により所得譲与税が廃止になったことなどから、前年

度対比51.1%の減となりました。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、引き続き第1次弥富市総合計画の策定を進めるとともに、巡回福祉バスの拡充、各種選挙経費など総額13億9,245万円を計上いたしました。

3款民生費につきましては、十四山西部児童クラブ館整備工事、こんにちは赤ちゃん事業の創設、乳幼児等医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで引き上げて拡充を図るなど、子育て支援対策に対応するため、総額41億1,607万3,000円、前年度対比6.2%の増となり、一般会計予算総額の29.2%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、道路ネットワーク整備事業、農業基盤整備事業など都市基盤整備事業に重点配分し、総額18億1,157万2,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、同報無線整備工事、地域防災計画の作成、ハザードマップの作成など、防災情報の提供や啓蒙・啓発に引き続き努め、総額8億2,148万9,000円、前年度対比18.5%の増を計上いたしました。

10款教育費につきましては、弥富中学校校舎移転改築工事事業費約24億3,300万円を初めとし、小学校校舎の耐震補強工事設計委託料、スクールカウンセラーの配置など学校教育の環境づくり、体制の充実に努めるため、総額35億215万3,000円、前年度対比78.3%の増となり、一般会計予算総額の24.8%を占めるものであります。

続きまして、特別会計を御説明いたします。

議案第2号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、保険給付費25億9,556万円、老人保健拠出金6億5,750万円、医療制度改正により保険財政共同安定化事業拠出金2億9,430万円などを計上し、歳入歳出の総額38億7,500万円、前年度対比10.3%の増となるものであります。

続きまして、議案第3号平成19年度弥富市老人保健特別会計につきましては、医療諸費26億1,955万円などを計上し、歳入歳出の総額26億1,960万円、前年度対比は微増となるものであります。

次に、議案第4号平成19年度弥富市土地取得特別会計は、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、一般会計拠出金4億7,500万円などを計上し、歳入歳出の総額6億8,740万円となるものであります。

次に、議案第5号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計は、5施設の事務・維持管理費と工事費などを計上しております。十四山西部地区の管路及び処理施設の工事請負費の減少により、歳入歳出の総額3億7,800万円、前年度対比は45.1%の減となるものであります。

次に、議案第6号平成19年度弥富市介護保険特別会計は、保険給付費16億575万円などを

計上し、サービス事業勘定を含め歳入歳出の総額17億 1,238万円、前年度対比 4.0%の増となるものであります。

次に、議案第7号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計は、平成22年目標の第1期供用開始に向け、引き続き施行区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費などを計上し、歳入歳出の総額9億 5,900万円、前年度対比は19.7%の増となるものであります。

続きまして、弥富市政運営の基本方針について御説明申し上げます。

第1．市民参画と行財政改革の推進。

(1) 情報公開と市民参画。

市政の情報を積極的に市民の皆様に公開し、常に創意と工夫を凝らしながら、市民の皆様が気軽に市政に御参加いただけることができるよう、行政のかじ取りをしていこうと考えております。

まず、新市基本計画を踏まえ、今後のまちづくりの方向を示す第1次総合計画の策定という大きな目標に向けて、住民参画の一環として、公募委員により今後のまちづくり方策を自由に検討していただく(仮称)弥富市まちづくり会議などを開催し、その提言等を反映してまいりたいと考えております。本年度は、基礎調査や提言などをもとに総合計画の素案をまとめ、審議会を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

(2) 行財政改革の推進。

新市の最重点課題は、市民意識の一体感の早期熟成であります。行政の効率化や市民サービスの向上のためには、職員全員でその意識を共有し、改革をなし遂げなければなりません。そこで、行政が担うべき役割を明確にし、民間有識者などの指導を仰ぎながら、徹底して事業の見直しを行います。また、バランスシートや行政コスト計算書を作成し、財政状況や行政サービスをコスト面から把握することにより、効率的行政運営と健全な財政体質への転換を図ってまいります。

次に、民間の能力や手法を活用して市民サービスの向上等を図るため、民間委託や指定管理者制度、すなわち公の施設を民間事業による管理も可能にした制度の導入拡大を図ってまいります。

また、全国的に公共工事の談合事件が相次ぐ中、市の発注する公共工事の談合を防ぐため、一般競争入札の拡大を初めとする入札制度の改革に取り組んでまいります。

(3) 情報通信網の整備。

情報通信技術が飛躍的な発展を遂げている現在、市内にはブロードバンド、すなわち高速大容量通信の恩恵を享受できない地域があります。また、テレビ放送は平成23年7月にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全に移行されます。ブロードバンドを利用できない地域や電波障害地域の解消、地上デジタル放送への対応、並びに防災情報を初めとする各

種行政情報の提供のために有効と言われているケーブルテレビ網を市内全域に整備するために、本年度は全体の計画をまとめ、新規事業採択に向けて関係機関に働きかけてまいります。また、あわせて市役所、学校、公民館、図書館等の公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体、すなわち自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するために取り組みを推進してまいります。

第2．安全で安心なまちづくり。

(1) 防災対策。

安全・安心は市民の皆様のご生活における基本であります。同報無線、すなわち防災行政無線固定系につきましては、平成21年4月の運用開始に向け整備工事に着手いたします。このシステムにより、災害時の情報や行政情報などを屋外拡声機を通じてより早く、より正確に市民の皆様にご伝達が可能となりますので、今後の防災対策には大いに役立つことと考えております。

次に、大規模な災害が発生した場合、市や消防署などの機関だけでは十分な対応ができない可能性があります。このようなとき、地域住民が一致協力し、地域ぐるみで防災活動に取り組むことにより有効な対策をとることができる自主防災組織を市内全域に組織されるよう、積極的な支援を進めてまいります。

(2) 交通安全・防犯対策。

抵抗する力のない子供たちが路上犯罪の危機にさらされている現状、あるいは高齢者をねらった犯罪や交通事故が増加しています。こうした社会状況に対応し、治安維持と市民の利便性を図るため、弥富北中学校区の中心に位置するかおるヶ丘団地内の市有地に（仮称）弥富北交番が本年7月開設に向け整備が進められております。また、地域の防犯力を高めるため、市内すべての地区で住民みずから防犯活動を行う防犯パトロール隊が結成されるよう積極的な支援を行い、警察や市民の皆様と連携をしながら、安全・安心で住みやすいまちづくりの実現に努めてまいります。

第3．健康・医療と子育て支援・福祉の充実。

(1) 安心して医療を受けられる体制づくり。

今や国民的課題となっている小児科医、産婦人科医不足の問題は、命がかかっている重要な問題であります。幸いにして、市内には海南病院という地域医療の中核的な役割を担う総合病院がありますので、今後とも市民の皆様にご24時間態勢で安全で安心できる医療を提供できるよう引き続き支援してまいります。

また、病気の早期発見・早期治療のため、基本健康診断、各種がん検診、予防接種、健康教室を引き続き実施してまいります。

(2) 子育て環境の支援。

子育て支援対策をより一層充実するため、昨年12月議会で議決いただきました子供の医療費自己負担分を全額助成する乳幼児等医療費助成制度を本年4月から中学校卒業まで拡大いたします。保護者の皆様には、病気の早期発見や早期治療に役立てていただきたいと思います。

次に、ストレスから虐待に走るリスクが高い子育て初期の親の不安を和らげるため、生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を市から委託を受けたベテランママが訪問し、子育てに助言を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を本年度から新規事業として始めます。また、乳児の健全な成長を推進するとともに、児童虐待の被害から命を守るため、要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関と情報を共有し、適切な連携を図ってまいります。

(3) 保育所・児童クラブの整備。

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年の児童を預かり、父母が安心して働くことができる支援事業として、十四山西部児童クラブの建物整備を本年度早期に着手し、利用しやすい施設づくりと安心して過ごすことのできる環境整備に努めてまいります。また、十四山保育所の保育室には未整備でありましたエアコンの設置をするとともに、保育機関、子育て支援の充実に努めてまいります。

(4) 巡回福祉バス。

巡回福祉バスは、平成11年に福祉施設を主体とする公共施設を巡回し、市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的として運行が開始されておりますが、さまざまな要望をいただいております。市民の皆様の身近な巡回福祉バスとしての運行を目指すとともに、本年6月からバスを1台増車して4台体制とするとともに、市民の皆様からの御意見を取り入れたコースの再編成により、一人でも多くの皆様が御利用いただけるよう努めてまいります。

(5) 高齢者福祉の取り組み。

平均寿命の伸長に伴い、趣味やスポーツを楽しみ、ボランティア活動など社会や地域に貢献したいと考えている元気な高齢者がふえています。福寿会やシルバー人材センターへの支援を通じて、元気に社会参加できる環境づくりを図ってまいりたいと思っております。

次に、今後増加が予想されるひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、病弱または障害のある方の世帯に対して行っております高齢者給食サービスにつきましては、高齢者の食生活の安定と孤立感の解消を図るため、現在の週1回から週5回とするようサービスの拡大を図ってまいります。

第4．都市基盤の整備。

1 番、公園緑地の整備。

公園緑地は、市民の皆様の身近な憩いと触れ合いの場、さらには災害時における避難場所など多様な機能を有しています。都市公園は、水郷公園、中六公園など17の都市公園が供用

されており、都市公園と公園緑地面積を合わせますと約 124.1ヘクタールとなります。公園整備は、市民の皆様の意向を反映しながら、引き続き適切な維持管理と計画的な整備を推進してまいります。特に宝川・三ツ又池エリアは、豊かな水辺の触れ合い、自然体験の場として多くの市民の皆様に利用していただけるよう、愛知県と連携し、整備をしてまいります。

(2) 道路・ネットワークの整備。

道路は、市民生活や、あらゆる社会経済活動を支える最も根幹的な社会資本であることから、市民の皆様が安全で快適に暮らせる道路整備を計画的に進めてまいります。特に国道155号の延伸である名古屋第3環状線の整備促進や、合併による地域間の連携を図る主要地方道路名古屋・十四山線、日光大橋西線及び関連する市道の県道昇格による整備等、幹線道路の整備を国や愛知県に対して要望してまいります。地域に密着した生活道路の整備は、引き続き中央幹線道路、穂波通線、向陽通線及びその他路線の道路整備を進めてまいります。これで、合併により1,869路線、総延長552キロとなりました市道の維持管理につきましては、効率的で安全かつ安心して通行できる道路整備に努めてまいります。

(3) 下水道の整備。

下水道は、公共下水道の整備を積極的に推進しております。下水道は、トイレの水洗化や各家庭から流された汚水処理をするだけでなく、まちを快適で清潔にするなど、さまざまな役割があります。公共下水道事業は、平島地区や操出、鎌島地区などにおいて管渠布設工事に取り組んでおり、平成22年度第1期供用開始を目標に事業認可区域を整備中でございます。今後も事業認可区域の拡大など、さらなる整備推進を図ってまいります。

次に、農業集落排水事業が5地区、すなわち旧弥富町3地区、旧十四山村2地区とコミュニティプラント事業1地区(楽荘団地)の整備が完了し、安全で効率的な施設の管理が行われております。現在整備中の十四山西部地区農業集落排水事業は、平成21年度供用開始に向けて処理場の建設を推進しております。また、十四山東部地区につきましては、本年度計画調査を実施し、新規事業採択に向けて関係機関に働きかけてまいります。

第5. 地域の活力を創出する産業の振興。

(1) 農業の振興。

弥富市の農業は、土地的条件、社会的条件に恵まれ、都市近郊農業として水稲、施設野菜、鉢花等を主体として、県下でも有数な農業生産地であります。年々、農業者の高齢化に伴う担い手不足の中、後継者の育成を図るため、青年農業者、農村生活アドバイザー、認定農業者等の育成や支援対策を進めるほか、優良農地の確保、水稲担い手農業者への農地の利用集積を農協等と連携して推進するとともに、新たに実施される米政策改革推進対策や担い手農家の育成支援を行う品目横断的経営安定対策に対応するため、地域水田ビジョンをもとに農業生産振興施策の推進と支援をしてまいります。

2番、企業誘致と港湾整備。

活気あふれるまちづくりには活発な企業活動を欠くことができません。幸い、弥富ふ頭第7貯木埋立地28.2ヘクタール、鍋田ふ頭の貸付地 6.9ヘクタールは、すべての用地について進出企業が決まり、既に数社の操業が始まりました。また、上野町の愛知県企業庁の用地27ヘクタールには世界最大の家具小売チェーン、イケアグループの物流センターが建設されますので、今後の弥富市の発展に大きく寄与するものと考えております。さらに、弥富ふ頭に建設された川崎重工業株式会社新工場の拡充計画もあり、生産される新型旅客機ボーイング787ドリームライナーは本市に大きな夢を運んでいただけるものと確信をしております。企業誘致は新たな就業の場をもたらすだけでなく、若年層の定住、税収増大や地域活性化のほか、さまざまな波及効果が期待されます。今後とも弥富市が目指す湾岸の交流拠点の実現に向けて、引き続き関係機関と連携を強化し、企業誘致を積極的に展開するとともに、本市の土地利用について調査・研究を進めてまいります。

次に、弥富市の発展を考えたとき、港の果たす役割は大変大きく、港湾施設整備拡充は欠くことのできないものでございます。鍋田ふ頭の第3コンテナバースや弥富ふ頭の貯木場の再編成の埋め立てにより土地の有効活用が図られ、名古屋港のロジスティクスハブ、すなわち中核的・中核的な国際コンテナ埠頭に隣接する地区において、流通加工機能等の高度な物流サービスを提供する地域として、その一翼を担えるよう関係機関へ強く要望してまいります。

第6．教育・学習環境の充実、文化の振興について話をさせていただきます。

(1)安全・安心な学校づくり。

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は特に重要でございます。現在、弥富中学校校舎移転改築事業を進めておりますが、市内すべての小・中学校の耐震補強工事やガラス飛散防止フィルムの設置などを計画的に進め、安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。特に学校や通学路等において児童・生徒や教職員が犠牲となる悲惨な事件を防ぐため、市民の皆様に学校安全ボランティア、すなわちスクールガード等への参加など、それぞれの立場で積極的に御協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保のために取り組みを一層進めてまいります。

また、保護者へ学校の行事や緊急情報などを円滑かつ迅速に伝達するためのシステムをすべての小・中学校に構築します。このシステムは、事前に登録された保護者のメールアドレスへお知らせ情報が一斉送信されるものであります。

(2)確かな学力、豊かな心と健やかな体の育成。

学校教育におきましては、学力の充実・向上を基本としながら、児童・生徒の個性を生か

した、みずから学び、考えることのできる力の育成に向け、特色のある学校づくりや、個に応じた学習指導等の充実に努めてまいります。引き続き特別非常勤講師、教育用コンピューター指導助手、外国人英語指導助手を配置し、情報教育や国際化など時代の要請に応じた教育を行ってまいります。

また、すべての小学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、中学校では相談時間の充実を図ることにより、不登校やいじめなどの子供たちを取り巻くさまざまな問題に対して対応していくよう努めてまいります。

次に、学校における食育を行う上で、常に温かいものは温かく、冷たいものは冷たくして出せるいわゆる自校方式を堅持するとともに、私立幼稚園就園奨励費補助、自転車預かり補助、就学援助、私立高等学校等授業料補助など公的援助を継続し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

3番、文化の振興、生涯学習の推進。

文化の振興は、人々に元気を与え、地域社会全体を活性化させて、魅力ある地域づくりを推進するものであり、活力ある社会の実現のためには文化力の向上を図ることが極めて重要であります。また、生涯学習の推進につきましては、一層の生涯学習環境の整備を進めながら、市民の皆様がその学習の成果をさまざまな形で生かし、お互いに支え合う地域づくりができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、文化財保存団体等が実施する伝統文化活動を引き続き支援してまいります。

以上、平成19年度における市政執行と予算編成に伴います施策の概要につきまして御説明申し上げます。

私は、弥富市政運営の基本理念として、4万4,000人の市民の皆様とともに歩み、市民による市民のための弥富市の創造を大きな柱として、市民の皆様の生活の安定と向上に取り組んでまいり決意でございます。少子・高齢化、地方分権の推進、行財政改革と、地方自治体にとっては一段と厳しさが加わる中での船出となり、これから数多くの困難な課題が立ちほだかることとは存じますが、議会議員の皆様、市民の皆様とともに手を携えて、着実な歩みをしてまいり所存であります。今後とも、皆様方の絶大なる御支援と御協力をお願い申し上げますとともに、本日上程いたしました予算案、並びに各議案に対しまして慎重審議をいただき、御賛同賜りますよう心よりお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案7件は継続議会で審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案 7 件は継続議会で審議することに決定いたしました。

ここで、11時まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~

- 日程第12 議案第 8 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 日程第13 議案第 9 号 海部南部広域事務組合理約の変更の件
- 日程第14 議案第10号 海部地区休日診療所組合理約の変更の件
- 日程第15 議案第11号 海部地区環境事務組合理約の変更の件
- 日程第16 議案第12号 海部南部水道企業団規約の変更の件
- 日程第17 議案第13号 海部南部消防組合理約の変更の件
- 日程第18 議案第14号 海部地区水防事務組合理約の変更の件
- 日程第19 議案第15号 市道の廃止の件
- 日程第20 議案第16号 市道の認定の件
- 日程第21 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
- 日程第22 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正の件
- 日程第23 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の件
- 日程第24 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 日程第25 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第26 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の
一部改正の件
- 日程第27 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第28 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第29 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第30 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第31 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第32 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第33 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第34 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第12、議案第8号から日程第34、議案第30号まで、以上23件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案9件、条例関係議案7件、予算関係議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから議案第14号海部地区水防事務組合理約の変更については、地方自治法の一部改正等に伴い、条文の整備等のため規約の一部を変更するものであります。

議案第15号市道の廃止につきましては、市道の路線再編成により関係路線を廃止する議案、議案第16号市道の認定につきましては、道路改良事業等に伴い道路が整備されましたので、関係路線を市道と認定するものであります。

議案第17号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、社団法人弥富町シルバー人材センターの名称変更に伴い、条文の整備のための条例の一部を改正するものであります。

議案第18号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、嘱託員の報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給料の月額を20%減額するため必要な事項を定めるものであります。

議案第20号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号弥富市土地開発基金条例の一部改正につきましては、基金を処分することができる事由を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、条文の整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号弥富市墓地条例の一部改正につきましては、霊園整備工事完了に伴い、墓地永代使用料を定めるための条例の一部を改定するものであります。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第30号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの各補正予算につきましては、平成18年度の各予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

以上が提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大原 功君） 議案は関係課長に説明をさせます。補正予算は朗読・説明を省略させ

ます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第8号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について説明申し上げます。

この規約は、愛知県市町村職員退職手当組合を構成する市町村の配置分合が行われたことに伴い、議員定数及び選挙区の団体を見直すとともに、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、第2条、第5条及び別表の改正規定、並びに別表第1の次に別表第2を加える改正規定は平成19年4月1日以後最初に行われる議員の一般選挙から、その他の改正規定は平成19年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第9号海部南部広域事務組合理約の変更について御説明をさせていただきます。

今回の改正でございますが、地方自治法の一部改正によるものであり、主な内容といたしましては、収入役制度の廃止に伴い「会計管理者」とし、また「助役」を「副市町村長」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 議案第10号海部地区休日診療所組合理約の変更について説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に、それから「吏員その他の職員」を「職員」と改めるものです。以上です。

環境課長（久野一美君） 海部地区環境事務組合の規約の一部を改正する規約について御説明申し上げます。

この規約は、地方自治法の改正に伴いまして「収入役」を「会計管理者」に改め、「助役」を「副市町村長」に改め、「吏員その他の職員」を「吏員その他」とする規約改正でございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行する。

続きまして、副管理者に関する経過措置といたしまして、その任期は改正前の規約で選任された任期期間の残存期間とする改正でございます。

続きまして、議案第12号海部南部水道企業団規約の変更について御説明申し上げます。

この規約は、地方自治法の改正によりまして「吏員その他」を「職員」とする条文改正でございます。

この規約は19年4月1日から施行する。以上でございます。

防災安全課長（服部正治君） 議案第13号海部南部消防組合理約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い改正するものでありまして、第6条、執行機関の組織及び選任の方法で、第1項中「副管理者は2人とする」を「副管理者2人及び会計管理者を置く」に改め、同条第3項中「助役」を「副市村長」に改め、「充て、収入役事務は管理者の属する組合市村の収入役の職務を行う者をもって」を削り、同条第5項中「吏員その他」を削り、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項として、第3項の次に次の1項を加えるということで、第4項、会計管理者は、管理者とならない組合市村の会計管理者、または財務管理に関してすぐれた職権を有する者から選任するというございます。例えば管理者が弥富市長になった場合につきましては、副管理者2名は飛島村長、弥富市副市長、会計管理者は飛島村の会計管理者ということになります。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行する。

続きまして、議案第14号海部地区水防事務組合理約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

この改正につきましても、地方自治法の一部改正に伴う改正でありまして、第9条、これは組合の執行機関の組織及び選任の方法中「助役1人、収入役1人」を「会計管理者1人」に改めるものであります。同条第3項中「関係市町村長」の下に「及び管理者の属する市町村の副市町村長」を加えて同条第4項を次のように改めるということで、第4項、会計管理者は管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。第10条の見出し中「執行機関」を「管理者」に改め、同条第1項中「管理者、副管理者、助役及び収入役」を「管理者が関係市町村の長」に改めるものであります。

附則、施行期日につきましては、この規約は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

土木課長（橋村正則君） 議案第15号市道の廃止について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。内容といたしましては、路線の再編成に伴い、8路線につきまして廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第16号市道の認定について御説明申し上げます。

これも1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備に伴い、19路線につきまして認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第17号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、社団法人弥富町シルバー人材センターの名称変更に伴い、条文の整備を行う

ものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、嘱託員の報酬の額を定めるため、別表に「上記以外の特別職の職員」「月額22万円以内において市長が定める額」と加えるものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定について説明申し上げます。

この条例は、弥富市長の給料の月額を平成19年4月1日から平成23年2月3日までの間、20%を減額すること等を定めるものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

まず初めに第2条、これは職員駐車場利用料を給与から控除する項目に加えるものでございます。

続いて第10条、これは管理職手当の定額化をするものでございます。

続いて第12条、これは3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額を5,000円から6,000円に引き上げるものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは弥富町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正をするものでございます。以上でございます。

管財課長（渡辺安彦君） 議案第21号弥富市土地開発基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市土地開発基金条例の一部を改正する条例の上から8行目をごらんいただきたいと思います。

処分、第6条、市長は、財政上必要があると認めるときは、土地取得特別会計歳入歳出予算の定めるところにより、第2条第2項の規定により、追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができる。この内容につきましては、現在定めております基金の額が5,000万円でございますので、それに追加をして積み立てた額について処分することができるという内容でございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

児童課長（山田英夫君） 議案第22号弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

この改正は、学校教育法の一部改正に伴い、必要があるためでございます。

1枚はねていただきまして、いずれの条例につきましても条文整備ということで、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

環境課長（久野一美君） 弥富市墓地条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例は、本年度整備いたしました墓地の永代使用料について14万3,000円と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は19年4月1日より施行する。以上でございます。

議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案23件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

~~~~~

午前11時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 原 沢 久 志

同 議員 三 宮 十 五 郎



平成19年3月12日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤博  | 2番  | 武田正樹  |
| 3番  | 小坂井実 | 4番  | 佐藤高清  |
| 5番  | 立松新治 | 6番  | 山本芳照  |
| 7番  | 村井邦彦 | 8番  | 新田達也  |
| 10番 | 伊藤正信 | 11番 | 栗田和昌  |
| 12番 | 杉浦敏  | 13番 | 炭竈ふく代 |
| 14番 | 三浦義美 | 15番 | 浅井葉子  |
| 16番 | 中山金一 | 17番 | 前田勝幸  |
| 18番 | 安井光子 | 19番 | 佐藤良行  |
| 20番 | 高橋和夫 | 21番 | 立松一彦  |
| 22番 | 水野博  | 23番 | 高橋清春  |
| 24番 | 木下道郎 | 25番 | 宇佐美肇  |
| 26番 | 久保文哉 | 27番 | 黒宮喜四美 |
| 28番 | 四方利男 | 29番 | 大原功   |
| 31番 | 原沢久志 | 32番 | 三宮十五郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

1番 佐藤博 2番 武田正樹

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

|                   |      |                |      |
|-------------------|------|----------------|------|
| 市長                | 服部彰文 | 助役             | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長           | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 服部輝男 | 開発部長           | 横井昌明 |
| 教育部長兼<br>図書館長     | 平野雄二 | 十四山支所長         | 平野瞳  |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 | 監査委員<br>事務局長   | 村上勝美 |
| 総務部次長<br>兼税務課長    | 佐藤忠  | 開発部次長<br>兼農政課長 | 早川誠  |

|               |      |        |      |
|---------------|------|--------|------|
| 十四山総合福祉センター所長 | 大木博雄 | 総務課長   | 佐藤勝義 |
| 企画情報課長        | 村瀬美樹 | 管財課長   | 渡辺安彦 |
| 防災安全課長        | 服部正治 | 会計課長   | 青木麗子 |
| 市民課長          | 加藤芳二 | 保険年金課長 | 佐野隆  |
| 環境課長          | 久野一美 | 健康推進課長 | 鯖戸善弘 |
| 福祉課長          | 横井貞夫 | 介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 児童課長          | 山田英夫 | 商工労政課長 | 若山孝司 |
| 土木課長          | 橋村正則 | 都市計画課長 | 三輪眞士 |
| 下水道課長         | 伊藤敏之 | 教育課長   | 前野幸代 |
| 社会教育課長        | 高橋忠  |        |      |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 下里博昭 | 書記 | 柴田寿文 |
|        |      | 書記 | 飯田宏基 |

7. 議事日程

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第2  | 議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件             |
| 日程第3  | 議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件       |
| 日程第4  | 議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件         |
| 日程第5  | 議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件         |
| 日程第6  | 議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件     |
| 日程第7  | 議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件         |
| 日程第8  | 議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件      |
| 日程第9  | 議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更の件         |
| 日程第10 | 議案第9号 海部南部広域事務組合理約の変更の件             |
| 日程第11 | 議案第10号 海部地区休日診療所組合理約の変更の件           |
| 日程第12 | 議案第11号 海部地区環境事務組合理約の変更の件            |
| 日程第13 | 議案第12号 海部南部水道企業団規約の変更の件             |
| 日程第14 | 議案第13号 海部南部消防組合理約の変更の件              |
| 日程第15 | 議案第14号 海部地区水防事務組合理約の変更の件            |
| 日程第16 | 議案第15号 市道の廃止の件                      |
| 日程第17 | 議案第16号 市道の認定の件                      |
| 日程第18 | 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件 |

- 日程第19 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 日程第20 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の件
- 日程第21 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 日程第22 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第23 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
- 日程第24 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第25 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第26 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第27 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第28 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第29 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第30 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第31 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件
- 日程第32 議案第31号 工事請負契約の締結の件

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会継続議会を開会いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件

日程第3 議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件

日程第4 議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件

日程第5 議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件

日程第6 議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件

日程第7 議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件

日程第8 議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第1号から日程第8、議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

本案7件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

まず、浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 浅井でございます。

通告に従いまして質疑をいたします。

最初に、一般会計の民生費、児童福祉費で児童クラブ整備工事請負費 3,150万円の説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、十四山西部児童クラブの整備計画についてお答えします。

先ほど浅井議員の言われたとおり、平成19年度予算では 3,150万円を計上させていただいております。詳細につきましては今後検討することとなりますが、概要についてお答えします。

建築場所につきましては、十四山西部小学校の敷地内で体育館の南側を予定しております。建築面積は約 100平方メートル、延べ床面積は約 180平方メートル、建物構造は軽量鉄骨づ

くりの2階建てを計画しております。定員は約50名程度になると思われま。主な部屋とい
たしまして、プレイルーム、事務室、湯沸かし室、物置、便所などでございます。以上で
ございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今、定員は50名とありましたが、これは十四山西部地区だと思いま
すけど、今申し込んでみえる人数は何名になっておりますでしょうか。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 今現在では定員は11名ほどになっておりますが、来年度は今のと
ころ8名というふうになっておりますが、夏休み期間中におきましては、かなり人数がふえ
て30人近くにはなると思いますが、定員が満杯の場合は、ほかの児童クラブへ回っていただ
ける方は回っていただくかなというふうに思っておりますので、定員を50名と予定してお
ります。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） では、50名ということで、夏休みのとき以外は、ほかの学区の方か
ら回されるという可能性はありますでしょうか。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 通常の児童クラブというのは、学校が終わりました後に受け入れ
をするものでございまして、ほかの学校から西部の児童クラブの場所まで行くということは、
通学路の関係もございまして困難であります。したがって、ほかの学校からそこに受け
入れることはできないというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） では、次の質問に入らせていただきます。

民生費の十四山福祉センター費で修繕料 130万円の内容の説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 総合福祉センター所長。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） 十四山総合福祉センターにつきましては、開
所してから10年近くたっております。したがって、施設、機械、設備等それぞれ経常的
な修繕を見込んでおります。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 経常的と言われますと、一つお尋ねさせていただきますが、十四山
の福祉センターの女性用のおふろのジェットバスが一つ壊れておるといようなことをお聞
きしましたが、その修繕費は入っておりますでしょうか。

議長（大原 功君） 総合福祉センター所長。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） そのおふろにつきましては、現在正常に稼動

しております。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） おふろは正常に稼動しておるということをお聞きしました。

次に、ジェットバスが一時的に停止されたんですけど、どうしてとめられましたでしょうか、それをお尋ねいたします。

議長（大原 功君） 所長。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） まず、とめたきっかけでございますが、12月の初めだったと思いますけれども、そのころに、今御指摘のように、おふろの一つが出が悪くというお話がございまして、私としては、当時いろいろ書類を調べておったところ、12年8月でしたか、循環型のおふろ、ジェットバスとか、そういう気泡が出るものについてはとめなさいという保健所からの通達がございまして、これはとめる方がいいだろうと。レジオネラ菌というのは、当時あちこちで死亡者が出るというような事故がございまして、とめようという判断にまず立ちました。それで、いきなりとめてもいけないので、紙を張って周知して、年初からとめさせていただいたと、こういう経緯でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今、12月初めごろにということをお聞きしまして、それでジェットバスを1月に停止されたということなんですけど、おふろへ入るのを楽しみにしてみえるおばあちゃんたちが、なぜ1月という1年の中でも一番寒い時期にとめるのかということで、浴槽の中へ入っても寒くてとても入っていけないということをお聞きしまして、私のところとか、ほかの議員のところへも結構お話がありました。大木さんも福祉事業に携わってみえる方として、なぜ1月にとめなければならなかったのか。それと、弥富の福祉センターの方は大分前からとめてみえるということをお聞きしてはいますけど、4月に合併していただいて、それからこの12月まで平常に動かしてみえたのを、なぜ1月にどうしてもとめなくてはならなかったのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

議長（大原 功君） 所長。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） とめたのが1月というのは、1月にしたわけではございませんでして、たまたま出が悪くなったときに、いろんな書類関係を見ておって、とめなければならなかったんだということがわかったものですから、いきなりとめるのはいけないので、一応周知をした上で1月からとめさせていただいたと、こういうことございまして、1月の寒い時期にわざわざとめたということではございません。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） たまたま出が悪くなったということで書類を見られたということなんですけど、実際におふろに入られる方、おばあちゃんたちやおじいちゃんが湯船の中へ入

るまでが、ジェットバスが今まで出ていた域に出てないということで温度がすごく下がってしまったということで、1月からとめますということ自体が相当な反発を食ったと私は思っておるんですけど。

それと、再開されました理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 所長。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） 再開しました理由につきましては、直接私の方へ何でとめたということをお聞きにみえた方につきましては、レジオネラ症といったことがあって、命にかかわることありますので、とめざるを得んよという話をさせていただきました。御理解をいただいておりますけれども、いろいろな方から、議員さんも通じて、それから一般の方も通じておみえになりまして、いろいろ説明をさせていただきました。けれども、何とか自分でもならないかというようなことがございまして、いろいろ考えておりました。

それで、事のきっかけになったのは、たまたま私どもの方へ、なぜ出さないんだというクレームが来るんじゃないかと、ヘルストロンという電気いすがございまして、そこでもそっと話をしてみえたおじいちゃん、おばあちゃんの会話の中で本当に楽しみにしてみえるんだなあということがよくわかったものですから、これは何とかしなきゃいかんということで、ちょうど1月の下旬に保健所の水質の立入検査等がございまして、そこでレジオネラ症について何とかならんかといういろいろなこととお話しさせていただいて、たまたま今、手元に持っておりますけれども、こういった冊子を保健所の方からいただきました。これに基づいて、何とか管理をうまくすればやれるんじゃないかという方向に考えも変えまして、水質については徹底的に今まで以上に管理するという方向で職員にもお願いをして、現実には、循環型ですからおふろの水は1週間に1遍しかかえておりません。これで普通にやっているとはいけませんので、レジオネラ菌というのは塩素濃度管理をきちんとすればまず大丈夫ということがこれでもわかっておりましたので、塩素濃度管理については、現在、朝と10時とお昼と2時と4時と、それぞれチェックをします。それに基づいて、遊離残留塩素濃度を一応単位としては1以下0.2以上になるようにきちんと管理をするということで、シビアにまず管理をすることにしました。

それと、逆流洗浄といって、ろ過器の中を洗浄するんですが、これは今までは夕方1回、自動でやっておりましたけれども、これだけでは不足ではないかという考えに立ちまして、夕方と、プラス12時間たった朝1回、逆流洗浄を行うということで、管とか、ろ過器の中にぬめりが生じないようにしたいということでそれをやっております。それと、逆流洗浄しますと当然水が約10分の1抜けますので、朝と晩で5分の1ぐらい抜けてしまうということで、若干水道料は上がりますが、なるべく快適に使っていただくためにはそうした方がいいだろ

うということに私どもはしました。

それともう一つ、デイサービスを午前中使っておりますので、デイサービスが終了後、レジオネ菌の温床になるのはぬめりですので、そのぬめりのもとになるのがあかといったものでございますので、きちんとオーバーフローさせて、汚れがない状態にして使っていただくと。それと最終、一般の方が終わった後も必ず1回、5分ほどかかりますけれども、オーバーフローさせて汚れを排除するというやり方にして、とにかく塩素濃度管理と汚れ、それから水の若干の入れかえがありますけど逆流洗浄、そういったことを徹底してくれるかということ職員にも確認をした上で再開をするという自分なりの意思を持ちました。以上です。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 本当に老人の方々が楽しく、また本当にありがたいなあという方向で再開された。その再開されました内容をお聞きしますと、もう完璧な管理のもとに行われておるということで、さすが大木さんだなあとびっくりしました。

それで、続いてお聞きしたいんですけど、弥富の福祉センターのジェットバスは動いておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） お答えをいたします。

福祉センターは12年にとめたままでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） そうしますと、弥富の鯛浦の方にあります福祉センターのジェットバスは12年からとまっておるといことなんですけど、十四山地区はそのように完全な管理のもとにジェットバスが動いておるといこと、私、弥富の福祉センターの今年度の修繕料というので380万、それもジェットバスを動かしていただけるような何かが入っているかなあと思ったんですけど、この十四山の福祉センターの修繕料も維持管理的な修繕料ということですので、弥富の鯛浦にある弥富福祉センターのジェットバスは、同じ弥富市の中で完全な管理のもとに動いておるところと、とめているところという差があるんですけど、部長としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（大原 功君） 部長。

民生部長兼福祉事務所長（服部輝男君） お答えいたします。

十四山の方は、先ほど言いましたように徹底管理ということで再開をさせていただきました。ただ、鯛浦の方にあります福祉センターと違いますのは、福祉センターの方は、所長と管理の担当と2名体制でやっております。十四山の福祉センターはデイサービスを行っている関係で所長以下6名体制で、すべてそれが館の運営じゃございませんが、対応しております。そこで、弥富の方も、御指摘のように何とか再開に向けて努力はせないかんとは思っ

おりますが、今の管理の状態からいきますと、十四山と同等のことをするのはちょっと問題があるかなあと、このように思っておりますので、それは総合的に判断をしたいと思っております。ただ、予算上に、修繕のことについては、今のジェットバスはたしか含んでおりません。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） では、進めさせていただきます。

私といたしましては、ぜひとも弥富の福祉センターの方も再開していただきたいと思っております。質疑をさせていただいております。

市長にちょっとお尋ねをいたしますが、十四山はこのようにジェットバスがとまった、また動いた、そういうことに関しては、市長は就任前でしたので御存じだったかどうかというのをちょっとお尋ねさせていただきます。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 私は就任前でございますので、一市民としての声という形になりますけれども、そういった皆さんが楽しみにしてみえるということは知っておりました。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 御存じだったということで話を進めさせていただきますと思います。

実は、村井修さんがよくお出しの「まきの木ニュース」というのがありまして、「新市長誕生で市政に変革の目が生まれる」ということで、「ジェットが使えるようになりました」と。「服部さんが選挙戦で取り上げてみえた十四山福祉センターのおふるのぶくぶくジェットが、新市長誕生と利用者の要望を受けて2月から復活することになりました」と、こんなようなパンフレットの的なものが配られました。私は反対に、ぜひとも新市長誕生と同時に弥富の方の福祉センターのジェットも再開していただきたいと、そんなようなことを思っておりますんですけど、市長、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 弥富の福祉センターのおふるにつきましては、先ほど民生部長が答弁したとおりでございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ぜひとも新しい市長の政策ということで、大いに検討していただきたいと思っております。

では、次に移らせていただきます。

消費費で災害対策費のコミュニティ助成金 200万円の内容説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

防災安全課長（服部正治君） 消費費、災害対策費のコミュニティ助成金についてお答えし

ます。

この助成金 200万円につきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として自主防災組織育成助成事業として実施するコミュニティ活動に対する助成事業であります。平成19年度は、下之割自主防災会が計画する防災資機材等の整備に対して事業採択され、助成されるものであります。歳入につきましては、予算書の入の方ですけれども、28ページ、下から4段目、諸収入の消防雑入、コミュニティ助成金 200万円、これが該当します。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） よくわかりました。

19年度ということで、宝くじの関係は毎年このように発生するものでしょうか。それとも、申し込んで、順番制で弥富市に当たってくるものでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

防災安全課長（服部正治君） 今回、この事業につきましては初めてでありまして、毎年11月1日までに申請をして、自治センターの方で内容審査をしまして、採択の場合は、愛知県を經由しまして市に通知、助成されるものであります。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） わかりました。

では、次に移らせていただきます。

教育費で教育総務費の自転車預費補助金 200万円ですが、この補助が該当する場所は弥富市のみでしょうか。例えば十四山地区とか鍋田地区でも蟹江駅等を利用する方が多くあると思いますが、自転車を蟹江の駅等に預けた場合、これは対象の中に入りませんでしょうか。

議長（大原 功君） 担当部長。

教育部長兼図書館長（平野雄二君） 自転車預かりの件について御答弁申し上げます。

これは、放置自転車対策事業の一環といたしまして平成15年から実施しているものでございます。この目的といたしまして、弥富市内の有料自転車預かり所を利用している通学者の保護者に対して、9ヵ月以上預けていただいている方に年 5,000円を補助し、駅周辺の自転車放置の防止を図るものでございます。したがって、蟹江駅周辺の自転車預かり所を利用している方は対象外となります。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） わかりました。

駅周辺の放置自転車の防止ということが目的で出してみえるということであると、蟹江の駅の防止を弥富がやる必要はないなあというような観点かと私は理解しておきます。

続きまして、教育費で小学校費の耐震設計等委託料 900万円の内容説明をお願いいたします。

す。

続いて申し上げます。一たび大震災など災害が発生した場合には、児童の安全を確保できないばかりでなく、地域住民の応急的な避難施設の設備の確保も困難な状態になるのではないかと思います。耐震工事がされていない小学校は何校ありますか。

続いて、飛散フィルムが施工されていない学校は何校ありますか、お願いいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

教育課長（前野幸代君） では、耐震補強設計等委託料 900万円についてお答えいたします。

まず委託箇所でございますが、弥生小学校の北館、昭和44、45年建築の 745平米と 2,135平米、計 2,880平米、I s 値は0.38と、桜小学校の北館、昭和44、51年建築の 745平米と 2,026平米、計 2,771平米、I s 値は0.33と0.42を耐震補強設計委託するものでございます。

なお、耐震補強工事をやってない学校が何校ということによろしいでしょうか。各小学校、全部ではないんですが、一部まだやっていないところも含めまして、小学校が6校、十四山西部小学校だけは補強が済んでおります。それから中学校につきましては、弥富北中学校がまだやってありません。十四山中学校には補強は済んでおります。なお、弥富中学校は、現在、危険ということで移転改築中でございますので除かせていただきます。

それから飛散防止フィルムの件でございますが、これも毎年予算をいただきまして、各学校、児童・生徒等がよく通る箇所、危険箇所が一番多いところから順番に、要望を出していただきまして毎年少しずつやっておりますので、各学校、全然やってないところもないし、全部終わったというところもないんですが、徐々に毎年計画的に進めております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今、教育課長のお話をお聞きしますと、耐震工事がされていない学校が6校と北中ということなんですけど、そちらは早期に工事が完了するようにお計らいをいただきと思います。

それと、飛散フィルムが施工されていない学校ということで、各学校、危険箇所を順番にということなんですけど、ということは一つもまだ完成している学校がないという形だと思うんですわ。それで、大体何%ぐらい達成しておるのかなあとということでお尋ねをしたいと思います。

議長（大原 功君） 課長。

教育課長（前野幸代君） 飛散防止フィルムにつきましては、普通教室、それから特別教室、常に児童・生徒等がいる教室から優先して、そういうところはほとんど終わっておりますが、例えば昇降口なり、ほかに廊下、いろいろあると思います。現在何%というのは出してないんですが、距離としましてはまだ結構残っております、あと四千七、八百メートル、まだ

やらなきゃいけない部分が残っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。

まだ大分残っておるということで、子供たちの安全、また避難所等を確保する意味で早急に工事が完了することをお願いいたします。

続きまして、教育費で社会教育のPTAグループ活動補助金、私の間違いかもしれませんが、昨年はこの予算措置がなかったように思いますが、今年度は50万計上してみえます。これのグループ数と、どのような活動がありますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

社会教育課長（高橋 忠君） まず最初に、浅井議員のPTAグループ活動補助金50万円の関係でございますが、その内容につきましては、家庭教育活動費補助金20万円、それとPTAグループ活動費30万円となっております。その中のPTAグループ活動補助金につきましては1校当たり3万円の助成であり、活動数については小学校7校、中学校3校の計10校の29グループであります。また、その活動内容としましては、学校、その他の公共施設等を利用して、PTA会員の教養、資質、体力の向上及び会員間相互の親睦を図るために、子供と親との講習・研修会活動やソフトバレー、テニス、バドミントン等の各種スポーツ、レクリエーション活動、またパソコン教室、陶芸教室、トールペイント教室、さらに自然観察体験教室等の趣味的、または文化的活動でございます。なお、家庭教育推進活動費補助金につきましては、1校当たり2万円の助成であり、活動内容につきましては、学校を通じて親と子の触れ合いを促進したり、家庭の中でのよりよい親子関係のための研修及び講演事業を推進するための助成であります。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今課長の方から得々と並べていただいたんですけど、1校当たり3万円、29グループある。それで、趣味とかいろいろ御説明いただきました。この予算、ちょっと少ないんじゃないかなあと思うんですけど、お母さん方は結構人数が多いんじゃないかなあと思っておりますが、ぜひとも皆さんの声をお聞きいただいて、今年度はこのような予算で組んでおっていただくもんです。ぜひとももう少し若いお母さん方が活発にいろんなことがチャレンジできるような、そんな予算にしていきたいなあと思います。市長、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 浅井議員のお考えはごもっともでございますので、よくその御意見を承っておきます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 市長の前向きなお答えをありがとうございました。

続きまして、新規事業の「こんにちは赤ちゃん事業」について質問させていただきます。

子供を授かり、子育てが始まったばかりのお母さんは、気持ちを聞いてもらえるだけで心が軽くなるということがたくさんあると思います。子育て歴を積み、母親という対等な立場で体験を通して子育てをするママと向き合い、心の交流を図ることは本当によいことだと思います。この事業の内容説明と計画及び予算、そして市長の施政方針の中に「ベテランママが訪問し」ということがありますが、これはどのように募集されますでしょうか。もう一度申し上げます。内容説明、計画及び予算、それとベテランママの募集、その件についてお尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） では、今の質問についてお答えさせていただきます。

きちっと最初のところで言っていたら、私たちも言っていたとおりのことを考えながら計画を進めております。若干重なる部分があるかと思いますが、内容ということで、お話をさせていただきます。

核家族化が進む中、子育てのストレスから虐待に走るリスクが高い子育て初期の親の不安を和らげ、未然に防ぐことは重要だと考えております。そのために、一人で悩むことのないように、生後4ヵ月までの乳児がいる家庭、ちょっと調べてみますと450人ぐらいが生まれます。そのところを子育て経験のベテランママという中で、大体10名程度の方をお願いして、訪問していただき、行政サービスの情報を届けながら子育ての不安を和らげ、安心していただくための支援でございます。予算のお話もございまして、一応全体的には70万円ほどの予算を考えております。

あと、どのように募集ということでございますが、現在のところでは、ベテランママ的な方のところをある程度ちょっと目安をつけながらお願いやらしたりもして、また関係課とも相談しながらそうした人選のところも考えていきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 私が申し上げたこのこんにちは赤ちゃん事業というのは、今課長も同じような答弁をしていただいております。

それで、実は私、今度一般質問の中に子育て支援ということで、産褥期のヘルパー事業というのを質問に上げているんですけど、このこんにちは赤ちゃん事業がまさに産褥期のヘルパー事業というものと組み合わせがしていただけたら最高にありがたいなあとって質問させていただきますが、この産褥期ヘルパーというのは、子供を出産して、体力的、また核家族化で子供を見ていただける方がなかなかないというときに家事とかいろんなことを支援し

ていただける、そういう制度なんですけど、この事業にダブらせていただくというか、考えの中に入れていっていただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 次世代育成の計画の中にも産褥期ヘルパーの事業も上げてございまして、それを眺めながら、実は多くの部分がこのこんにちは赤ちゃん事業とオーバーラップするというような理解はしております。ただ、今御質問の中でヘルプサービスのこともおっしゃっていただきましたが、まず今の立ち上げの段階では、訪問して、何しろ一人で核家族の中で孤立しがちでストレスがたまって、虐待なり、子育て放棄になる方の心を和らげるといところからまず入っていきながら、またいろいろと行政サービスの方、子育て支援センターの関係とか健康推進課であったり、事業を進めながら、そういう中でまた解決していくように進めていこうと、そのように考えております。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ぜひとも将来的にはこの事業を大きく膨らませていただいて、本当に若いお母さんたちが安心して子供を産み育てられる、そんな弥富市をつくっていただきたいと思います。

続きまして、教育費で教育総務費のスクールカウンセラー等報償費 183万 3,000円の活動内容と人数、そしてここの中にあります不登校・いじめ問題等、子供たちを取り巻く問題に対応していただく方、そういう方がスクールカウンセラーになられると思いますが、どのような方が担当されますでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

教育課長（前野幸代君） では、スクールカウンセラー等についてお答えいたします。

いじめ・不登校等、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決を図るものでございます。活動内容でございますが、児童・生徒の相談はもちろん、保護者や教職員等の相談や、いじめ・不登校等対策委員会、生徒指導部会等にも参加していただき、問題行動についてより適切な対応策の意見交換等を行っていただいております。人数等につきましては、各学校1名を基本とし、1回当たり4から5時間、小学校では二月に3回、中学校は一月に1回を予定しております。なお、中学校につきましては、ほかに県より週1回の派遣をしていただいております。どういう方がスクールカウンセラーをやっていただくかといいますと、小学校につきましては心理学を学んでおみえになる大学院生、中学校につきましては臨床心理士を予定しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） どうもありがとうございました。

では、続きまして総務費で、総務管理費のバランスシート作成等委託料 131万 3,000円で

すが、このバランスシートの作成は一般会計のみかということでお尋ねをさせていただきます。

地方自治体は、一般会計のほかに特別会計などにより、住民に密着したさまざまな事業を行っております。地方公共団体として、すべての活動について市民にできるだけわかりやすく伝え、説明するのが必要かと思いますが、一般会計のみでこのバランスシートは作成されますか。

それともう一つ、市長の施政方針の中に行政コスト計算書も作成されるということで、お尋ねをいたします。

バランスシートは自治体の資産、負債などの状況は明らかになりますが、例えば人的サービスとか給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスは弥富市としても大きな比重を占めておると思います。でも、資産形成につながらない行政サービス、弥富市がどのように活動したかというのをコストという側面からも把握するというので、コスト計算書を作成することが本当にいいことだと私も思います。そこで、バランスシートと同じように、特別会計もこのコスト計算書もつくられるか、そのところをお尋ねいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

総務課長（佐藤勝義君） バランスシートは特別会計も作成されるのかについてでございますが、バランスシートは普通会計と特別会計を分けて作成する予定でございます。また、特別会計は小さなものもございますので、すべての特別会計の合計という形でまとめさせていただきます。それと行政コスト計算書についてでございますが、行政コスト計算書につきましても作成する予定でございます。

それで、もう1点でございますが、行政コスト計算書につきましても特別会計も作成するかということでございますが、これにつきましては現在のところはその予定はございません。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今、課長の方からバランスシートは特別会計もすべてまとめて作成するというお話だったんですけど、例えば農業集落排水とか介護保険とか、6会計を全部まとめてにされてバランスシートを作成されるのか、個々で作成されてまとめますということでしょうか。

それと、行政コスト計算書というのはサービス部門等が結構なウエートを占めてくると思うんですけど特別会計は今回は作成しないというお話ですが、後には作成される考えはありますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（大原 功君） 課長。

総務課長（佐藤勝義君） 特別会計のバランスシートの質問についてでございますが、一つ

の様式の中にそれぞれの特別会計を縦に並べまして合計ということで、1枚の紙にまとめさせていただくということで、明細がわかるようになっております。

それと、行政コスト計算書の特別会計の分につきましては、今の段階ではまだ検討するというにしたいと思います。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） バランスシートの方はよくわかりました。

それで、行政コスト計算書も前々から他の議員等もこちらの方で要望してみえることをよく私も耳にしますもので、ぜひとも早い段階で、特別会計全般にわたりまして行政コスト計算書が作成されるよう要望いたしておきます。

以上をもちまして私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大原 功君） 次に、炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして1点質問をいたします。

一般会計予算、歳出の中で19年度の新規事業の一つに不審者情報などのメール配信を始めるとあります。この件につきましては、昨年9月の議会に私は質問をさせていただきました。早速、市長の安全・安心な学校づくりの新年度の事業として始めていただくことを大変うれしく思っております。そこで、小・中学生の保護者を対象とする緊急情報メール配信の事業に係る費用は、この説明書のどの区分に幾ら計上されておりますでしょうか。

議長（大原 功君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） メール配信事業についてお答えいたします。

9月議会で議員より御質問いただきました。その後、調査・研究していたしましたところ、取り組みやすいシステムがございましたので実施したいと考えています。予算区分でございますが、説明書の小学校費が116ページ、中学校費が120ページの14節使用料及び賃借料の中の機械器具借上料の中に含んで計上しております。金額につきましては、1校当たり初期設定に1万500円、毎月の利用料に3,150円で、年間、1年目は48万3,000円、2年目から37万8,000円となります。予算につきましては以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。

それでは、今回のこの事業の内容をどういう形式で行うものなのか、計画等をわかりやすく説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 課長。

教育課長（前野幸代君） 事業内容でございますが、緊急時や不審者情報、学校の日程等、学校からの一斉配信や、運動会や遠足など天候に左右されやすい行事の確認、宿泊行事における計画報告等、保護者からアクセスして情報を入手することもできます。4月から本格運

用に入っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） これは、今、本当に1人に1台の携帯電話という時代ですけれども、パソコンはもちろん、携帯電話にも情報が発信されるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

教育課長（前野幸代君） パソコン、携帯電話、両方とも対応できます。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 先回、この事業を始められたという学校の先生のテレビの報道を見ていたんですけれども、なれるまでが大変だというお話をインタビューでされていました。例えば不審者の情報を受けた学校側は、教職員の方で受けた方はどなたでも発信元としてやれるものなのか、それとも決められた方が発信をするのか、そういう説明等もお聞きしたいと思います。

もう一つは、4月からということですが、保護者の皆様方にはこの登録方法をどのように伝達されるのか、2点お願いいたします。

議長（大原 功君） 課長。

教育課長（前野幸代君） 今の御質問でございますが、学校につきましては、各学校のやっていただく方に、業者の方からの講習会をやりたいと思っております。できる先生方を何人か対応できるようにしておきます。

それから保護者への案内でございますが、PTA総会等で登録のお知らせ、また文書配布、それから市の広報等で紹介をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございました。

当局側からもわかりやすい説明で、多くの保護者の皆様にこういった情報を利用させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。要望といたしまして質問を終わります。

議長（大原 功君） 次に、佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 通告にしたがい、市長の施政方針の中から3点御質問いたします。質問方法は一問一答方式で行います。

第1点目は、施政方針書概要版の4ページの行財政改革についてお伺いをいたします。

まず初めに、財政改革を図るには人件費の削減が大きな要素の一つであると言われております。新市発足後2年目を迎え、計画的に将来を展望した職員の適正人員を検討する年であり、現状と将来計画に分けて何人がベターかをお示しく下さい。

さらに、人件費は平成19年度予算案で幾らか。また何%になっているか。さらに、基本的には何%がベターと考えてみえるのか。

次に、市債の適正額、また率はどれぐらいまでならよいと考えてみえるのか。例えば市債の残高が一般会計の何%までなら許容範囲というように御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをいたします。

まず、職員の適正人員についてでございますが、現状の職員数につきましては、平成18年4月1日現在の数字で367人でございます。この数字を、規模が似通っておる県内の市と比較いたしますと、高浜市が職員数367人、同じ人数ですね。それから人口がこれは4万361人、また岩倉市では職員数が393人、人口が4万5,870人ということでございます。そういうところと比べてみましても、適切な人員であると認識をいたしております。

次に、職員数の将来計画についてでございますが、総務省におきまして平成17年3月に示しております地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものがございまして、その中で平成17年度から21年度までの定員の削減率が4.6%を上回るような、平成22年4月1日現在における定員目標を定める必要があると述べております。本市の平成19年度から21年度までの定年による退職者は28人ございまして、それに対する新規採用者は現在のところ19人程度を予定いたしております。その結果、平成22年4月1日現在におきましては職員数が357人となる予定でございます。平成17年4月1日現在の弥富町・十四山村の職員数の合計は381人ございました。平成17年度から21年度までの削減数は24人ございまして、率にしますと6.3%となります。国の示す削減目標の4.6%を上回っておるという状況になると思います。

次に、平成19年度一般会計予算における人件費につきましては、予算額28億2,200万円ほどでございますが、この構成比は20%でございます。構成比の適正な率について定められたものはございませんが、平成17年度の愛知県内の市町村の構成比の平均は20.1%ございまして、本市の場合は平均的な状況であると考えております。

また、市債の適正額についてでございますが、これも定められたものはございませんが、平成17年度におきましては、公債費比率が弥富町の場合は6.1%、十四山村の場合は8.6%ということで、一般的に10%を超えないことが望ましいということにされておりますので、良好だと考えております。しかしながら、本年度において弥富中学校の移転改築等工事のために借入れを予定いたしておりますので、今後の社会情勢を考えますと、次年度以降も抑制できるときには少しでも抑えるというようなことが、将来にわたる財政の健全化を維持する上で最善の方法と考えております。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 細かく御答弁いただきまして大体理解できたんですが、市長は民間に見えて、これから民間の考え方をいろいろ行政の中へ導入していきたいと、このようにおっしゃってみえますが、そういう観点からして、この人件費比率、今は約20%で、全国平均的にもいいところだとおっしゃったんですが、市長は、民間的な視点から見たら、これは何%が適当だと思ってみえるかというのがまず1点目。

それから2点目は、市債についても全国平均より低いとおっしゃっているんですが、予算書の154ページを見ますと、前々年度末が92億2,100万円、前年度末が96億300万円、前年度末というのは、この3月末になると思います。それに対して、19年度末、来年の3月末は102億9,300万ぐらいということで、約7億ふえておるわけですね。前々年度から前年度に対しては4億ぐらいですが、確かに学校の建設がありますのでここ一、二年はふえると思いますが、この一つの見方としては、例えば一般会計予算を超すとちょっとまずいよと。金利のところでは2倍になっておって大変だとか、夕張なんかでいうと10倍を超えておるとか、そういうようなことで、一つの物差しとしては一般会計予算の何%ぐらいがいいだろうと。これはあんまり少なくなりますと、うちは借金はしておらんけれども、何にも公共施設がないということにもつながりかねないということで、一つの物差しとしては一般会計予算に対して何%ぐらいという見方もあるということで、これも市長の考え方、民間でいうと借入金売り上げの何%を超えないとか、いろいろそのように言われますので、そういう観点で市長は見てみえたと思いますので、市長の考え方としては一般会計予算に対してどれぐらいが妥当だと、この辺のお考えをお示し願いたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） ここで10分間休憩いたします。休憩。

~~~~~  
午前11時00分 休憩  
午前11時10分 再開  
~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を続けます。

市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問でございますが、その前に、私自身が考えております行財政改革の基本的な本質というものを少し述べさせていただきます。

この本質は、さまざまな行政施策、あるいは財政運用を総合的に厳しくチェックしていかなきゃいかんというふうなことが根本だと思います。いわゆるむだとか、あるいは不要なもの、効果の少ないものをきちっと、行政でしたら市民の皆様公表していくと。そうした形の中において、時代に即応した適正なものに改めていくということだと思っております。

しかしながら、この具体的な内容につきましてでは、急激にやり過ぎますといろんな異議

も出ると思いますので、やはり事前に十分な説明をしてやっていかなきゃいかんあと。あるいは協議の期間というものが要るのではないかなあとというふうに思っております。

それから、先ほどお尋ねの人件費の比率の問題でございますけれども、なかなか民間企業と比較して述べるわけにはいきませんが、基本的に私が携わっておった流通段階におきましては、売上対比で通常は8%から10%というようなことでございます。しかし、民間企業はいろいろとございますので、その売り上げだとか、あるいは営業利益といったようなもののバランスもありますので、なかなか比較することは難しいと思います。行政の方における人件費の比率というのは、先ほど総務部長が話しましたように、他町村との比較を参考にしながら、膨らんでいかないような形でチェックしていく必要があるというふうに思っております。

それから市債の問題でございますけれども、この問題につきましても、借金でございますので、何か新規事業をやるときは、民間であろうともやはり借金をしてやっていくわけでございます。私が担当しておりました民間企業では、その生産性、投資対効果というものを常に考えていかなきゃいかんということで、例えばそれが1年後には3倍の形になって返ってくるというのが私どもとしては原則でございました。投資の3倍が生産性として返ってくるというようなことでございます。しかし、行政の方とはなかなか比較することが困難ではなからうかなあとというふうに思っております。大型事業を行政としてやっていく場合においては、将来計画を見きわめた上で、市債という形の中で借金をお願いするというようなことがあろうかと思っております。こんなようなお答えとさせていただきます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 再度、市長に御質問しますが、今、市長が人件費のベターな数字というのは8から10だと。私も民間で長いことやっていたので、大体この辺がいいところだろうと思います。そういう意味におきまして、弥富市は自治体でありますので20%でいいというものじゃなくて、今後、民間に一步でも近づけるような方策は市長はお持ちかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少子・高齢化ということが進んでまいりまして、また60歳というのを、定年退職という一つの区切りをつけるわけでございますけれども、今、民間企業の方におきましても、いわゆる法令といった形の中で一部定められておるところがございますけれども、継続して社員を雇用していくということが今は一般的になっております。そういった形の中で行政の方といたしましても、60歳で定年退職を迎えた人に対して、どう行政に対してまた再び応援をしていただくかというようなことを今後は考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） それでは、引き続いて2点目について質問をいたします。

同じく施政方針書概要版の4ページのバランスシート及び行財政コスト計算書の作成についてお聞きをします。

私は数年前に、今後は地方自治体もバランスシートを作成し、市の財産がどれくらいあるのか、また総務省が指摘している行政コスト計算書を作成して、将来の財政収支を予測して事業計画を立案すべきと言っており、ぜひ作成して活用すべきでないかと、四、五年前だったと思いますが質問したら、当初は、それならつくるように検討しますとおっしゃったんですが、結果的には、対費用効果を検討した結果、メリットが少ないので作成しても仕方がないとい蹴された苦い経験があります。

そこで御質問します。

今回、予算書にこの両方とも予算が計上してありますが、そういう意味で具体的活用方法はあるのかないのか。

二つ目として、作成費用はおのどのくらいか、お示し願いたいと思います。

議長（大原 功君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） バランスシート及び行政コスト計算書の作成についてお答えいたします。

まず、具体的な活用方法についてでございますが、バランスシートは、資産、負債、正味資産の残高を総括的に対照表示するものでございますが、それらを分析し、今後の財政運営の健全化に活用するとともに、他の地方公共団体との比較などに役立てていく予定でございます。また、行政コスト計算書につきましては、行政活動の中で大きな比重を占める人的なサービスや給付サービスなどの行政サービスについて、1年間の提供の状況を分野別・性別にコスト面から把握し、これらに要した財源の状況を明らかにするものでございます。これらを分析することにより、行政の効率化に役立てていく予定でございます。さらに、これらを公表し、行政の一層の透明化を図りたいと考えております。

次に、作成費はそれぞれどれくらいかについてでございますが、バランスシート、行政コスト計算書の作成のソフト導入、その分析も含めまして、予算に計上してございます131万3,000円でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 具体的な活用方法はわかったんですが、私、今言いましたように四、五年前に言ったときに、対費用効果がなかったのではやるまでもないと。今回、これをつくられるというのは、対費用効果はある程度検証されているのかどうかと。

それから、バランスシートと行政コスト計算書、特にバランスシートについては旧十四山

村ではつくられておったんですね。先ほど聞いたのは、そういうことから、ある程度十四山村では活用されて、それなりの効果があったんじゃないかと思っております。そういう意味でお聞きしましたので、つくったばかりでわからんじゃなくて、そういう経験から、これはつくった方がいいと。だから、どれくらいの効果があるんだという御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 課長。

総務課長（佐藤勝義君） 費用対効果がどれくらいあるのか検証したかということでございますが、数字がどのくらいあるかということまでは検証してございませんが、ただバランスシート、行政コスト計算書をつくることによりまして、今までの財政指標になかったような数値が出てきます。そういったものを見ることによって、さらに他団体との比較をすることによって財政運営を今以上に健全化することができると考えておりますので、それが果たして幾らかということまではちょっと検証してございませんが、そういうような考えで予算を計上させていただいたということでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今の2点については、答弁としてはちょっと物足らんところがあるんですが、やむを得んと思います。ただ、総務省も言っておるように、これからは自治体も民間企業と同じようにこのような二つの指標をつくって、将来計画の中でどういうものをつくるんだとコスト的に検証しなさいということをおっしゃっておりますので、そのような検証をぜひともするために大いに活用していただきたいと思います。

続いて、3点目の質問をいたします。同じく施政方針書概要版の6ページの企業誘致と港湾整備についてお聞きいたします。

当市では2005年9月に企業誘致条例を制定し、それを受けて、その後、多くの企業が進出してきました。今後もこのような状況を継続するには大変な努力を要すると思われませんが、さらなる企業誘致の具体策について市長のお答えをお願いいたします。

次に、数年前よりレジャーの多様化が進み、プレジャーボートの所有者が増大しているが、ボートを係留するマリナーが不足しています。そこで、処分場跡地に管理体制の充実したマリナー新設を検討してみてもどうでしょうか。最近報道されている境港の不良係留対策も考えて、いわゆる銭の取れるマリナー建設について市長の御見解をお伺いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

企業誘致というのは、本市におきまして行財政運営を支える上において非常に重要な施策でございます。そのような観点から、施政方針でもお話をさせていただいた次第でございます。幸いにも優良企業の、御承知のようにイケアジャパン株式会社を初めとする18社の進出

が既に早期に決定をいたしております。そのうち5社の操業も始まりました。さらなる企業誘致の具体策についてのお尋ねでございますが、引き続き名古屋港管理組合等と連携し、企業誘致を図ってまいりたいというふうに思っております。

まず、鍋田ふ頭の富浜で誘致を終えた隣地の約6ヘクタールに、整備次第、貸し付けとして企業誘致を図ります。また続きまして、弥富ふ頭の楠の方におきましては、第1貯木場埋立地の約12ヘクタールを平成16年7月に埋立竣工し、現在、都市計画の手続を進めております。道路等の基盤施設、そういうものの整備が終わりましたら、土地分譲の企業誘致の方を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、名古屋港管理組合におきましては、木材取扱施設の適正配置及び土地の需要増に対応した木材庫再編整備計画の策定が進められております。新たな貯木場の埋立地により、さらに物流用地が確保される見込みでございます。御承知のように、楠の川崎重工業株式会社は、ボーイング社の次期主力旅客機ボーイング787の機体製造のため、昨年8月に新工場が完成いたしました。非常に受注が好調ということのようでございます。さらに工場新設の検討がされております。今月の下旬にも私自身が企業訪問させていただきまして、新工場等の計画等のお話を伺ってこようとしております。中部国際空港の開港により、県下では国内航空産業の生産拠点整備が進められ、大きな経済効果が見込まれていますので、名古屋港管理組合と連携をさらに強化し、ぜひとも本市に新設工場が誘致できるよう努めてまいりたいと思います。企業誘致は、先ほども言いましたように、税収入の増加と、その成果に期待するものが非常に大きく、本市の土地利用につきまして調査・研究を進め、新たな可能性を求めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の御質問でございますが、マリーナ新設についてのお尋ねでございますが、現在のところ、その新設の考え方は持ち合わせておりません。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） まず、最初の方で私が、今までと同じような企業誘致を継続していくには大変な努力が必要だろうと。というのは、企業誘致条例というのができて、短期間でたくさんの企業が誘致されました。しかし、これを継続するというのは大変なことだと、そういうふうに私は受けとめております。そういう意味で、今は市の担当者は兼務で課長と担当者が1人だったと思いますが、さらにこれを進めようとしたら、例えば専任の担当者を置くとか、そういうことは考えてみえないかどうかというのが1点。

それから、新聞紙上を先日来にぎわせておりますけれども、境港の整備を県が主体で今取りかかっておるんですが、当初は短期間である程度整備ができるだろうと思っておったら、大変な作業だということで、どうも当初の予定の4分の1ぐらいしかまだ撤去がされていないようです。そういう意味で、整備完了の予定はいつごろかということと、せつかく撤去して

も今までと同じ方法であったら、また放置の船、車がいっぱい埋まってしまうだろうということですね。どのような管理体制にすべきかということをおと協議されているのかどうか、この2点、お願いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

私自身もまだ就任して1ヵ月余りということでございますので、企業誘致に対する専任の担当者を置いたらどうだということでございますが、佐藤議員の御意見を承っておきます。今後の検討材料にさせていただきたいと思ひます。

それから、境港の整備という形の中で、先々週、強制撤去が44隻行われたわけでございませぬけれども、そういったことは逆にニュースになってしまいますと、またあそこに対するいろんな考え方をお持ちの方も出てくるようにも思っております。そういった形の中では、今後とも県ともよく相談して、基本的な、放置ボートがないような形で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 最後は要望ですが、特に境港の不法残留船の撤去は、できたら県に強く申し入れていただいて、地元の人たちが火災が起きるんじゃないかとか、そういう心配のないような管理体制をぜひとも申し入れていただきたいと。よろしくお祈りします。以上です。

議長（大原 功君） 黒宮喜四美議員。

27番（黒宮喜四美君） 私は、服部市長御就任後、初の定例議会に当たりまして、平成19年度弥富市一般会計予算の件及び施政方針について質疑をいたします。発言通告書に示しましたように、大きく三つの問題についてお聞きをしたいと思ひます。

最初に、市長は施政方針の中で、「市役所とは市民の皆様のためにお役に立つところ」と定義づけられ、市長と職員が一丸となって市民のためにお役に立つ市役所づくりを進めたい。そのためには、人事の刷新、意識改革、レベルアップに取り組んでいきたいと述べられました。私は、その中で人事の刷新についてお伺いをいたしたいと思ひます。

まず、服部市長は、特別職であります助役、教育長の登用についてどのようにお考えでられるか、まずお伺いをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

2月14日の全員協議会で私が黒宮議員の質問に対してお話をさせていただいたことございませぬけれども、またきょう改めてそういう御質問でございますが、原則的に考え方に相違はございませぬ。しかしながら、そのときも申しましたように、それぞれ助役は助役、教育

長は教育長という大変重要な任務を帯びておるわけでございます。そういった形の中で、常に人事の刷新というものも頭に入れながら仕事をしていただきたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 市長御答弁ありましたように、さきの2月14日の全員協議会で私がお聞きをいたしましたところ、市長の御答弁は、「今のところ、任期いっぱいまで加藤助役、池田教育長にはその席に着いていただく」というような考え方を示されまして、今御答弁いただきますと、そのお考えに変わりはないということであります。しかし、川瀬前市長が推挙された助役、教育長、議会も同意をしておりますから任期については問題はないわけでありまして、そのまま職務を継続していただいても結構だと思います。しかし、1月の市長選挙において服部市長にかわられたわけでありまして、私は、川瀬前市長に選任された助役、教育長は進退伺を出すべきではないかというふうに考えておりましたが、今、市長の御答弁ですと、任期いっぱい、この間の全協でもお答えがありましたように、務めていただくというふうなお考えでございますけれども、やはり助役、教育長は市長の片腕として市長を支える弥富市の執行部の重要ポストであります。ですから、その信頼関係を、服部市長にかわられて、服部市長から推挙されて務めていただくということが、市の幹部の市政運営に対して大変重要なことじゃないかと思えます。進退伺を出して、市長が慰留をして、引き続きその職務に就いてもらうということであれば、これは新しい市長が選任をして慰留、また引き続きその職務についてもらうということで、それはそれで、そうしたけじめをしっかりとつけていただいた方がいいように思うわけですが、その点についても市長のお考えをお伺いいたします。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

先ほどもお話をさせていただきましたように、平成19年度の事業計画が盛りだくさんございます。そういった形の中で、具体的な教育の問題として教育長を中心としてやっていただくわけでございます。また、助役につきましては、行政一般に対しまして私と二人三脚という形の中で皆さんのお知恵を借り、あるいはその御意見を承って執行していくわけでございます。そういった形の中でやっていくということでございます。その間に、1年間の仕事に対して成果であるとか、あるいは実績であるとかということは当然私どもの特別職としては市民の皆さんから評価されるべきだというふうにも思っております。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 市長のお考えをお聞きいたしました。

そこで、助役と教育長にもお伺いをしたいと思うわけですが、助役の任期はいつまでかと

ということ、教育長の任期はいつまでかということ、そして進退伺を出さなかった理由をお聞かせください。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 黒宮議員のお尋ねに当たりましてお答えをさせていただきます。

まず、任期につきましては平成21年4月10日でございます。

続きまして、進退伺の件につきましてでございますが、服部市長は2月4日から就任されたわけでございますが、日曜日ということで5日が初登庁でございます、その中で市長の方から、当分の間、市長のもとに務めて支えてほしいとのお言葉をいただきまして今日に至っておるということでございまして、したがって、当初そういったことで、市長のお言葉の中で進退伺については、あえてそれを超えて提出させていただくということはしておりません。以上でございます。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

進退伺ということでございますが、助役と同様な質問がございまして、支えてほしいということございました。

それから任期についてでございますが、20年9月末ということになってございます。議員各位から選任同意をいただいておりますこともあり、これからも市長を支え、頑張っております。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 助役も教育長も、新市長が2月5日の初登庁のときに市長からお話があったということで、進退伺までは出す必要がないというふうな判断をされたようですが、私としては、そうしたことは、けじめはけじめとしてやっていただくということが、助役、教育長との信頼関係がより一層深まり、市政運営も強力にやっていただける体制が整うんじゃないかというふうに思ったわけであります。

再度伺いますが、ただ時期的な問題もありますが、時期は、それぞれのチャンスといいいますか、けじめをつける時期はあろうかと思っておりますので、市長からは言いにくいかもしれませんが、助役、教育長御両者からそのようなお考えは今も持ち合わせないのか、お尋ねをさせていただきます。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 先ほどお答えをさせていただいたわけでございますけれども、当初、そういった形で就任され、その当時、そういったお互いの気持ち等を、私もお話をさせていただき、そういった中で市長からの思いも寄せていただいたということでございまして、そういった中での中身が一つの進退伺という解釈を私はとっておりまして、形式的にどうだと

ということにつきましては、当時の市長とのお話の中での内容がそういったものに値するものと私は感じておりまして、今御指摘のことについて、今後そのようなことに対する考えはあるかということですが、当時のことを重んじて職務に精励させていただきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 助役と同様のことでございますが、いろいろ市長からもお話がございまして、市長のいろいろな思いを重く受けとめまして、そういう市長の方針に全面的に協力し、やっていくということを申し上げましたので、それがけじめと私は思っております。これからも市長を支え、頑張っまいります。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 助役も教育長も、最初の2月5日の登庁日の市長からのお言葉をいただいて、慰留をされて引き続きやっていくんだという気持ちが進退伺を出す必要がないというふうに感じたということでもあります。そういうことであれば、これからも服部市長の右腕として、両者の方には弥富市政を円滑に、強力に進めていっていただきたい。服部市長のリーダーシップのもとに、市民4万4,000の皆さん方の期待に沿う弥富市政を運営されますよう期待をいたします。

次に、二つ目の問題として学校建設費、弥富中学校の移転改築等工事についてお伺いをいたします。

これにつきましても、今年度、学校建設費、予算書でいいますと24億7,843万円が計上されておりました、弥富中学校移転改築に係る総事業費と、それから国の補助金はどのようになっているのかということ、財源のところを見ればわかると言われるかもしれませんが、その点について説明をお願いしたいと思います。弥富町は東海地震の強化地域に指定をされておりました、指定地域は今までの補助率が、学校建設の場合だと3分の1だったものが2分の1になるというようなことも聞いておりますが、国の補助金と総事業費を教えてくださいと思います。

議長（大原 功君） 教育部長。

教育部長兼図書館長（平野雄二君） 学校建設費の総事業費につきましては、工事費といたしまして24億3,300万円でございます。その内訳といたしまして、平成18年、19年度の2カ年事業の、今実施しております工事請負費22億1,550万円のうち平成19年度分支払いは14億4,050万円、それから先日入札をいたしました体育館、武道場等の工事請負費9億5,550万円と、南は駐車場の舗装工事等でございます。財源内訳につきましては、国の負担金4,450万円、安全・安心な学校づくり交付金3億6,000万円、起債9億円、一般財源11億2,850万円を見込んでおります。以上でございます。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 予算書を見ますと今部長が答えられたとおりであります、国・県支出金、地方債、それは4億450万円と9億円ですが、その他というところで5億6,000万円、一般財源6億1,393万円ということで、今、一般財源として両方を合わせた金額を言われたと思いますけれども、その他の中に基金の繰り入れは5億です。この6,000万円が一般財源とどうして分けてあるのか、その点、お聞きしたいと思います。

議長（大原 功君） 部長。

教育部長兼図書館長（平野雄二君） お答えいたします。

その他といたしまして一般財源11億2,850万円ということで、これにつきましては、その他学校建設特別基金ということで5億円、基金を積んでまいりました。その5億円と一般財源、その他の一般財源になるんですが、6億3,628万4,000円程度を合計したものが11億2,850万円ということになります。以上です。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 一般財源であれば、この4番目に一般財源として6億1,393万円計上してあるわけですから、その他のところの基金繰入金の5億と、あとの5億6,000万円入っているわけですね、その他というところで。ですから、この6,000万円も一般財源の方に入っておってもいいんじゃないかと思えます。

それと、今お答えがなかったんですが、国の補助率の関係ですね。それがどの工事といいますが、学校建設の、国の対象になる部分をお示し願いたいと思います。3分の1が2分の1ということになりますと、学校建設でもすべてが国の補助対象にはならんということは聞いておりますけれども、どの部分とどの部分が国の補助対象になるのか、その点もお聞かせください。

議長（大原 功君） 部長。

教育部長兼図書館長（平野雄二君） 補助対象は、面積等もございますが、学校の補助対象の基準がございます。校舎につきましては、平米当たり24万円の2分の1の基準がございます。それから、給食棟につきましては平米当たり1万円の3分の1、屋内運動場につきましては平米当たり11万円の3分の1ということで国の基準が決まっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） それによって、平成19年度が4億450万円、18年度の予算で1億円が国・県支出金で上がっておりますので、合わせますと5億450万円となりますが、これが国からの補助金ということでもいいですか。

議長（大原 功君） 部長。

教育部長兼図書館長（平野雄二君） お答えいたします。

国からの補助金についてでございますが、国の負担金と安全・安心まちづくり交付金ということで、2本立てでいただくことになっております。以上です。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 昨年度の1億円も国からの補助金だと思うんですが、ですから国からの補助金は総額で2年分を合わせた5億450万円ですかと聞いておるんです。

議長（大原 功君） 部長。

教育部長兼図書館長（平野雄二君） お答えいたします。

国の負担金といたしまして、18年度、19年度を足したものを7億7,400万円程度、それから国の交付金、18年度、19年度を足しまして5億2,400万円を見込んでおります。以上です。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） ちょっと合計が合わないような気がしますけれども、何遍聞いても大体そのような線でありますので。

次、工事のスケジュール等については学校建設特別委員会等でも示されておりますが、先日も学校建設特別委員会がございまして、たしか12月の特別委員会のときは、当時の川瀬市長は、どうもスケジュール表には12月に完成をして、冬休みのうちに引っ越しをするというような表になっておったわけですが、その当時では、やはり新年度の開校に合わせて、開校までは新しい校舎は使わないようなことを言われておったと思いますが、そうじゃなくて、新しい校舎ができれば、その新しい安全な施設で子供たちが勉学するのがベターであろうと思いますので、その点も、その当時質問をしたわけですが、あまりはっきりしたお答えはなかったと思いますが、やはりスケジュール表どおり、年内に完成をして、冬休みに引っ越しをして、3学期は新しい校舎で勉学をさせるということをもう一度確認したいと思いますが、これは市長どうでしょうか、お願いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 黒宮議員にお答えいたします。

教職員、並びに生徒の皆さんに、少しでも安心して、早く立派な施設のもとに勉強していただきたいというふうに思っておりますので、12月いっぱい、この3月議会で御承認をいただいて建築を進めたい、終了させていきたいというふうに思っております。そして、冬休みに現在の弥富中学校から引っ越し作業をいたしまして、3学期から新たなスタートを切ってまいりたいというふうに思っております。なお、旧の学校になるわけでございますが、弥富中学校は3月末までに解体工事を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） ありがとうございました。

そういう方向で年内に完成、3学期は新しい校舎ということでお願いをしたいと思います。

それともう一つ関連しますが、通学道路の問題なんです、新しい学校ができて、そこへ通う通学道路についての整備を進めていただきたいと思うわけでありまして。特に南の方から来ますと、中央幹線道路がまだ今は工事中でありまして、学校周辺の鎌島から松名、それから今、寛延の境まで行っておるわけですが、その間にまだ工事未完成のところがありまして、学校開校時までには少しでも多く、片側に3メートル50の歩道がついておりますので、完成を少しでも早めていただきたい。開校時に間に合うように、また頑張ってくださいと思います。

もう一つは、鍋田川沿いですと、富島、加稲、稲吉を通して農村環境改善センターの東側を通して鍋田支所の信号に接続する道路が、今、その環境センターのところでとまっているわけでありまして、それも中学生が通うには一番安全な通学路になろうかと思っておりますので、その整備も早急に進めていただきたいと思いますが、いかがお考えか、お聞かせをいただきたい。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

黒宮議員の御意見を参考にさせていただきながら、十分前向きに検討させていただきます。

なお、新しい中学校の周辺における道路の照明等も非常に暗いという状況が予測されておりますので、その辺についても改善を進めていきたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） よろしくお願いをいたします。

それともう1点、弥富中学校のシンボルとして「おみよしの松」があるわけなんです、弥富中学校の校歌にもおみよしの松が歌われております。そういうことから考えますと、今度、新しい中学校を移転改築していただくわけですが、そこへ、おみよしの松の本体そのものを移植するのは不可能だと思いますので、あのもとに二双で生えておるのがあると思いますが、そうしたものをおみよしの松として今度の新しい中学校にも、校歌の中にも歌われておりますので、開校に合わせて植樹をしていただきたいと思いますが、その点についてよろしくお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

私も弥富中学校で学んだ者として、あのおみよし松というのは非常に立派なものでございます。何とかおみよし松の一部を新しい中学校の方にも移植してまいりたいというふうに思っております。また、今回の工事費の中にはそれを盛り込んでおります。よろしくお願いたします。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

学校建設関係は以上でありまして、三つ目の問題であります。コミュニティ関係の予算について、コミュニティ活動の推進と助成についてお伺いをしたいと思います。

私の前に浅井議員からもコミュニティの助成金の関係は質疑がありまして、市側も答弁されておりますので、重複しますのでこれは省きますが、まず予算の関係で、総務管理費、企画費で、38ページにありますコミュニティの助成金、これは前年度はなかったと思いますが、250万円がコミュニティ助成金として計上されております。これについて担当の部課長から御答弁をお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 企画課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、御質問のございました企画関係の掌握する250万円のコミュニティの助成金について御答弁をさせていただきます。

この19年度予算書に上がっております250万円につきましては、十四山地区のコミュニティ助成金として計上させていただいたものでございます。この事業につきましては、財団法人自治総合センターの宝くじの普及広報事業として受け入れる受託事業を財源としまして、コミュニティ活動に助成するものでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） さきにやられました浅井議員からありました消防費のコミュニティ助成金200万円も宝くじの助成の関係だと言われたし、今、課長の答弁だと、これは十四山地区の分の宝くじの助成金だと解釈してよろしいんですかね。去年は、コミュニティの推進地域育成費補助金として社会教育費の中から190万円が予算計上されておりましたが、これはゼロになっておりまして、これは十四山地区の育成の補助金であったと思いますが、違いますか。

議長（大原 功君） ここで1時半まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時26分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） では、会議を再開いたします。

企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、黒宮議員のコミュニティ予算についての御質問にお答えをさせていただきます。

平成18年度予算に計上されておりました社会教育課のコミュニティ育成費の補助金とは、

私どもがこのたび計上させていただきました19年度予算の 250万円、コミュニティ事業補助金につきましてはちょっと内容が異なるものでございまして、このたびの補助金につきましては、コミュニティ活動を推進していただくためのハードの部分、地区計画では放送設備、体育祭、盆踊りなどの備品を購入する計画がございまして、この補助金として使用されるものでございます。なお、弥富地区のコミュニティ推進協議会につきましては、平成14年から、この補助金を使いまして計画的に整備をさせていただいております、すべての地区において整備が終了しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 企画費のコミュニティ助成金については、入の方では総務雑入のコミュニティ助成金 250万という金額でいいわけですね。これと、午前中にありました消防雑入の 200万の入、この 250万と 200万の入は双方とも宝くじの関係の助成金であるというふうに解釈してよろしいですか。

議長（大原 功君） 課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

二つとも同じ宝くじの普及事業の補助金を受け入れるものでございます。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） コミュニティの推進協議会は各学区にあるわけございまして、私どもの大藤学区でも四つの部門に分かれてございまして、文化広報部会、あるいは体育レクリエーション部会、それから衛生の部会、それから交通安全の防災部会、それぞれで特に活動されておるわけでありまして、コミュニティ関係の予算で見ますと、衛生の関係が特にコミュニティの助成金としては上がってないんですが、ただ、ごみゼロ運動の専用袋とか、きれいなまちづくり推進の補助金等で上げてありますが、これらもそうした環境衛生の関係のコミュニティに対する助成金と理解してよろしいでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） お答えさせていただきます。

これは弥富町時代からもそうでございますが、きれいなまちづくり推進補助金といたしまして、毎年5月、そして12月に実施いたします導水路一斉大掃除の補助金ということで計上させていただいております。

議長（大原 功君） 黒宮議員。

27番（黒宮喜四美君） 最後の質疑にしたいと思いますが、弥富市には平成8年度より弥富市空き缶等ごみの散乱防止条例が制定されてございまして、いろんなごみの散乱防止に効果をあらわしておると思うわけでありまして、近ごろ、各道路沿いの農地等にいろんなごみがあちこちに捨てられておるわけでありまして、そうしたものの防止策、もちろん問題

は、その人その人のモラルの問題もあると思うわけですが、その防止策を何か考えておられるか、市当局のお考えをお伺いして私の質疑を終わります。

議長（大原 功君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

ごみの散乱防止は、コミュニティ事業で皆さん方にも御協力をいただきまして道路等を清掃するわけでございますが、いわゆるばい捨てと言われるごみにつきましては、私どもも決定的な打開策と申しますか、防止策がございませんので非常に困っているところでございますが、やはり地域の方々に不法投棄の防止を呼びかける看板等を御希望に応じましてお渡しをし、何とか皆さんにモラルを持っていただくということで普及に努めておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、市長の施政方針、一般会計、特別会計予算について質問をさせていただきます。大きな項目で三つの問題について質問をいたします。

まず一つ目、子育て支援、少子化対策について質問をいたします。一般会計予算の第3、4款のところでございます。

まず一つ目、市長の施政方針にございます「こんにちは赤ちゃん事業」についてです。安心して子供を産み育てられる社会、行き届いた子育て環境の整備というのが、若いお父さん、お母さんたちの願いではないでしょうか。赤ちゃん誕生の喜びとともに、子育ての悩みや不安もいっぱいです。この事業は、子育て初期の世代の願いに沿ったすばらしい施策であると思います。事業の内容につきましては既にお答えがありましたので省略いたします。

二つ目の質問ですが、乳児・幼児期の子育ては「三つ子の魂百まで」と申しますが、人としての性格がつくられる大切な時期です。乳児期のこの事業から始まって、中学校卒業までの医療費の無料化、教育内容の充実など、行き届いた子育て支援で若い世代が弥富市に住みたくなるようなまちづくり、市長の施政方針にもありますが、まちづくり委員会などでも今後大いに議論を積み重ねていただくことが必要ではないかと思っております。

このこんにちは赤ちゃん事業とあわせて、日本共産党市議会議員団が既に新年度予算編成についての要望書でも要望しておりますが、赤ちゃんに絵本を送る「ブックスタート」の制度を創設してはいかがでしょうか。簡単に御説明いたしますと、この制度はイギリスで始まり、イギリスの9割の自治体で既に実施され、研究者などからも、親子の触れ合い、それから子供たちの学力の向上にも大いに効果が出ていると報告されております。日本では2000年の読書年をきっかけに全国各地で広がっております。弥富市でもぜひこのブックスタートの制度を創設していただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

まず一つ目の質問、よろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいま質問していただきましたブックスタート運動でございますが、大変重要ということは同じように認識はしております。それで、実は健康推進課の保健センターの方におきましても、4ヵ月健診とか、あるいは1歳半健診のときに、その待ち時間の間に活用していただけるように、絵本とか簡単な読み聞かせの本、文字の入っている、そういうのも既に置かせていただいている、建物の中にも「ブックスタート」という言葉で、お持ちの時間にはそういうのを活用してくださいと、そのように今は事業を展開させていただいています。これはすべて万全というわけではないんですけど、そんなことの理解で進めさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題についてお尋ねをいたします。

新年度、国・県が進めようとしております子育て支援、少子化対策について3点ございます。

まず一つ目、保育料の無料化について、県の支援策の内容は保育料の無料化を第3子以降の2歳児まで無料にすることを6月議会に提案できたらいいと考えている、このような施策でございます。

二つ目は、不妊治療の拡大助成でございます。県の制度として、現在、不妊治療の助成制度がございます。この制度は特定不妊治療を受けた夫婦を対象に、1年度当たり10万円程度の助成をするというものでございます。これにつきましても、県は特定不妊治療にあわせて一般不妊治療の費用に対する助成の意向を明らかにしております。

三つ目の問題は、予算書の4款1項にもございますが、妊婦の健康診査の公費負担の拡充についてでございます。現在、弥富市では委託料と補助金で641万円組まれております。妊婦の公費負担健診は現在は市では2回になっておりますが、ことしの1月16日、厚労省からの文書によりますと、近年、一つ目として、高齢やストレスを抱えている妊婦が大変ふえているから、妊産婦健診は非常に重要であり、必要である。二つ目として、少子化対策の一環として、自治体における公費負担の充実の必要性を指摘しています。三つ目として、平成19年度地方財政措置で妊婦健診も含めた少子化対策の総額において拡充の措置を行う。自治体においては積極的に取り組みをされるようお願いするという趣旨。それから、健診の回数は13回ないし14回が望ましい。財政的に厳しい折であるので、最低5回を公費負担の実施とすることが原則であると考えられる。このような文書が来ていると思いますが、私は、この3点につきまして、先ほども申し述べましたように、婦人団体である新日本婦人の会や、日本共産党の市議会市議団は予算編成についての要望書で既に要望を提出してきたところでご

ざいます。

今回、国や県は3事業実施の方向であり、市町村に積極的な取り組みを図られたいとも言っております。市として、子育て支援で4月から中学校までの医療費の無料化等々、子育て支援について大いに充実した取り組みをしていただいているところでございますが、この3事業につきましても、国や県の方針に沿って、さらに拡充の方向で取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、まず最初に、第3子以降の2歳児保育まで無料化をとということで、県の方針に沿って行ってほしいという件についてお答えいたします。

愛知県が子育て支援策として、さきの愛知県議会で3人目以降2歳児までの保育料の無料化の計画があると発表がございましたが、詳細につきましてはまだ未定となっておりますので、よく情報を確認し、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 続きまして、不妊治療の拡大助成についてでございます。

神田知事のマニフェストの中でもそのことが書かれておりまして、3月の県議会の中で県事業として助成する特定不妊治療費助成とは別に、一般不妊治療の助成にも拡大する発表がありました。弥富市は、今後県より示される内容を参考にしながら検討してまいります。

続きまして、妊婦健康診査の公費負担拡充についてでございます。

この件につきましても、先ほど安井議員が言われましたように、平成19年1月16日付で厚生労働省から妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方が示されております。それで、これを受けて、愛知県としては今後、県医師会と健診の内容とか単価の交渉を行っていくと伺っております。市といたしましては、県のその動きを受けて、回数 of 拡大の検討を進めていきます。

それで、実施による経費とか単価ということについても、今後、愛知県と県医師会との協議を待って、それによって経費の方も決まってくると、そのように考えております。以上です。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今お話しございました三つの点、子育て支援、少子化対策について、県の方針、具体的な内容が明らかになり次第、ぜひ市の方でも拡充の方向で御支援をいただきたいと思っております。

次の問題に移ります。

高齢者給食サービスについてでございます。予算書の3款3項です。

市長の施政方針にもございましたが、現在、高齢者への給食サービスにつきましては、週

1回から週5回に拡充されることは、高齢者のかねてからの要望が実現されることで、大いに喜ばしいことだと歓迎しております。

まず一つ目の質問です。拡充に当たって、現在サービスを受けている人や、ひとり暮らしの高齢者の人たちの要望などはアンケート等で聞かれておりますか。いつから拡充がされるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、給食サービスについてお答えをさせていただきます。

高齢者給食サービスは、ひとり暮らし老人、高齢者のみの世帯の方にサービスを行っております。現在、61名の方に御利用をいただいておりますが、サービス利用者の方へのアンケートは現在実施しておりません。

それから、増食につきましては、利用者の方に喜んでいただくため、よく検討させていただきまして、体制が整い次第、サービスの提供を始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 給食サービスを受ける方が主人公でございます。ぜひ、サービスを現在利用しておられる方、ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、こういう方たちがどういった御要望を持っておられるか、現在は実施されていないということでございますが、ぜひ要望等をアンケートで聞いていただきたいと思います。今後のことですが、これについても一度お答えいただきたいと思います。

次に、サービス提供業者はどのように決めていくのでしょうか。私は、業者は複数以上とし、利用者の要望に沿った業者を選んでいただきたいと思いますが、これについてお答えをいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど市長が施政方針で述べましたように、高齢者給食サービスを週1回から5回とするよう年度中にサービスの拡充を図ることを述べられました。これによりまして、実施に向けまして利用者の方へのアンケート実施の検討をしてみたいと考えております。利用者の御意見、御要望等をお聞きし、よりよいものにしていきたいと考えております。

サービス提供業者につきましては、現在1社と委託契約をさせていただいておりますが、今後は、配食回数が増加するとか、何らかの理由でサービスが提供できない場合があるかもしれないので、複数の業者につきましても検討してみたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の質問です。

今後、定期的に利用者の声を聞いて、より安全・安心なおいしい給食サービスができるように御配慮いただきたいと思います。この点、定期的に利用者の声を聞く手だてはどのように考えておみえでしょうか、質問をいたします。

議長（大原 功君） 課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

サービス利用者の声を聞くことも大切なことであります。それによりまして業者の意識向上、改善になり、双方にとってよりよいものとなり、また利用者の増加につながる事が予想されますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

介護保険特別会計、介護予防事業について質問をいたします。4款1項です。

まず、介護予防事業は、介護保険の給付費を抑制する目的で昨年4月から始まりました。介護予防事業の対象となるのは、近い将来介護が必要になりそうな高齢者で、市町村が特定高齢者と認定した人でございます。厚生労働省は当初、65歳以上の5%程度が対象になると見込んでおりましたが、実際には昨年11月末時点でわずか0.44%、実際に参加した人は0.14%にとどまっているようでございます。このままでは想定した介護予防の効果が十分見込めないおそれがあると、厚生労働省は基準の見直しとあわせて、自治体に基本チェックリストを実施する高齢者を65歳以上の4%から6%に引き上げることや、参加しやすい介護予防プログラムの実施など、参加者をふやす努力を求めているということでございますが、現場からは、国は介護給付費抑制の大もとはずえに、現場に責任を押しつける見直しだから、こんな施策では解決にならないという声が聞こえてまいります。弥富市の現状はどうなっているのでしょうか。65歳以上の健診受診者は何名で、受診率は65歳以上の人の何%でしょうか。また、特定高齢者はそのうち何名で何%でしょうか。介護予防事業に何%の人が参加して、事業はどのように実施されているのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

介護予防事業のうち高齢者施策につきましては、特定高齢者の事業への参加者数が当初の想定と比較して少なく、現行のまま事業を継続した場合、当初想定した介護予防の効果が十分見込めないおそれがあることから、特定高齢者の決定基準等について見直しが行われました。

65歳以上の人口でございますが、7,836人となっております。そのうち健診受診者は

2,350名でございます。そのうち特定高齢者選定作業終了者が2,350人、特定高齢者候補者が144人となっております。非該当の方が3人見えまして、高齢者決定者は141人でございます。そのうち要介護認定の方が47名お見えになりますので、最終決定者は94名でございます。全体の特定高齢者率でございますが、1.2%となっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今のお答えにございませんでしたが、介護予防に参加してお見えになる特定高齢者、その事業はどのようになっていますでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 一応、事業に参加してみえる方は94名中10名でございます。その内訳といたしましては、口腔機能向上の方が8名、栄養改善事業の方が2名となっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今のお答えで、やはり弥富市でも特定高齢者で予防事業に参加される方が非常に少ない数となっております。今後、どのようにしてこの介護予防事業、特定高齢者対象の事業を進めていこうとしておられるのか、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

介護予防事業の問題点ですが、国の予想よりも特定高齢者の出現が少ない状況の中、潜在的な地域における虚弱高齢者をいかに把握していくかが課題であると考えております。

今後の方向でございますが、介護が必要になってから介護保険を利用するのではなく、介護にならないために何が必要かなど、市民一人ひとりが意識を持って取り組むことの必要性を啓発していくことや、高齢者を地域で支えていく仕組みづくりが必要であると考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

高齢化社会を迎えて、今後、介護予防は一層重要になってくると考えます。介護予防の地域支援事業として、一般高齢者の元気塾、いきいきフィットネスなど、会場が満員で楽しく行われているようでございますが、今後の方向についてどのように考えておられますでしょうか。

それから、指導者の養成講座も行われているようでございますが、現在、指導的立場のお仕事に当たっておられる方は何名ぐらいなののでしょうか、お尋ねいたします。

議長（大原 功君） 担当課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 地域支援事業の一般高齢者施策といたしまして、現在、元気塾、いきいきフィットネス、おたっしゃクラブ等で健康体操等を実施いたしておりますが、今後も引き続き現在の事業を継続してまいりたいと思います。

それからリーダーにつきましては、18年度におきまして健康づくりリーダーといたしまして、地域の福寿会、またサークル等で健康体操のリーダーとして活躍していただく方を養成してまいっております。19年度におきましても、引き続き第2期の健康づくりリーダーの養成をしてまいりたいと考えております。

参加者数でございますが、元気塾の方が延べ人員といたしまして 3,728名、いきいきフィットネスの参加者数は延べ人数が 200人、おたっしゃクラブの方は94名となっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先日、私は十四山福祉センターで行われております元気塾に参加させていただきました。会場がいっぱいで、本当に皆さん楽しく運動やストレッチに参加しておみえになりました。この調子でいきますと、参加される方がもっとふえていくのではないかと。今、課長のお答えにありましたように、地域、福寿会などにも広がり、元気なお年寄りがふえていくという方向で施策がされると本当にいいなあと感じました。

さっきのお答えに指導者は現在何名ぐらいというのがなかったものですから、これについて次の質問でお答えいただきたいと思います。

介護保険は、以前は地域支援事業に再編された保健事業とか福祉事業、これがすべて公費で賄われておりました。地域支援事業の創設で国の負担は減り、その分だけ介護保険料の値上げにつながってまいります。地域支援事業を充実しますと、その分、介護保険料が値上げになるという大きな矛盾点がございます。

市長にお答えをいただきたいと思います。今後、市長会を通じて、介護保険の給付費に占める割合を現在の4分の1からもとの2分の1に計画的に引き上げることをぜひ国に要請していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えします。

さまざまな、いわゆる介護を必要な方、あるいは虚弱という形の高齢者の方、そういった方たちに愛の手を差し伸べるのは行政の役割でもあるというふうに思っております。今、承りました4分の1から2分の1というような形のものにおきましても、近隣市町村等とよく話をしながら、意見を賜りまして検討させていただきます。

議長（大原 功君） 課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 18年度に養成をいたしました健康づくりリーダーは33名でございます。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 私は、主に2点について質問いたします。

まず第1、市長の平成19年度施政方針について質問いたします。

その中で、市民参画と行財政改革の推進の中で（1）番、情報公開と市民参画に述べられております（仮称）弥富市まちづくり会議につきましてお尋ねいたします。

この取り組みにつきましては、私もその趣旨は多いに賛同いたしますし、ぜひ実りあるものにしていただきたいと考えておりますが、実施計画の概要につきましてお聞かせを願います。

もう一つ、平成19年度一般会計予算につきましてですが、予算に関する説明書の85ページ、ここの下から二つ目の人間ドック費用補助金、予算が1,000万円となっております。これにつきまして、まず定員は何名でしょうか。それから、1人当たりの補助額は幾らでしょうか。それと、昨年度は利用者が病院、具体的には海南病院なんですけど、海南病院へ申し込みに行きまして、人間ドックの実費の2万4,150円、これを窓口で一たん全額払うと。後からその補助金の分を市役所の方で払い戻すという形になっておりましたけれども、最初に実費を払わなきゃいけないということで、非常に利用しにくいという声もありまして、病院の窓口の方で、この補助金の額を引いた分だけを支払えばいいと、そういう方法にしていただけないかという声が多かったんですけれども、この辺はいかがでしょうか。この2点について質問いたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

行財政改革に伴うまちづくりというのは、私は、基本的にはまちづくりというのは、いわゆる中・長期のビジョンがなければなかなか達成するものではないというふうに思っております。現在も第1次3ヵ年計画という形の中で、平成21年までの計画は市民の皆さんの参画をいただきまして進めておるわけでございますけれども、さらに施政方針の方でも概要を述べましたとおり、平成21年から30年にかけての10年間の長期ビジョンの中で、その辺の計画をしっかりとしたものを取り組んでいきたいというふうに考えております。この計画の策定に伴いましては、各種産業、あるいは教育・福祉の団体の代表者の方とともに、住民参画の一環としてやってまいりたいというふうに思っております。いわゆるグループ方式におきまして、先ほどお話がございましたように、弥富市のまちづくり委員会というようなものを提言していくつもりでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君）では、2点目のところについてお答えをさせていただきます。

人間ドックの定員につきましては1,000名ということでさせていただきます。昨年18年は1,500名でしたが、不用額が出たという関係で、そこを見て1,000名ということで、それで1人当たりの補助額につきましては1万円というふうにさせていただきます。若干補足説明させていただきますが、人間ドックの項目について住民の皆様からは要望がありました。腹部エコーとか眼圧とか眼底など、それまでやっていたのが昨年なくなったこともあって、そのあたりのお声もいただきましたので、そのあたりを含めてさせていただくということであって、それでいて個人の負担が18年より伸びないようにということで、補助金を上げさせていただきますというふうに対応させていただきましたもので、御理解いただきたいと思えます。

それから支払い方法についてですが、基本的に、このことにつきましても平成18年の6月議会で答弁を部長の方がさせていただいておまして、人間ドックを受診される方に、どの程度受診料がかかるかを認識していただき、かつ海南病院以外の病院でも人間ドックが受診できるように対応していくためには、補助金という仕組みが一番それに当てはまるということで昨年からさせていただいたということで御理解いただきたいと思えます。ただ、一たん個人で負担していただくことになるんですが、受診された方が何回も手間になるようなことは避けようと考えております。昨年もそのようにやってきたわけですが、そういう意味で、特に海南病院が大方だと考えると、受診をされたその足で福祉センターの方で書類を書いて申請手続をすれば、後、きちっと振り込められるような形にして、改めてまた足を運ばなくてもできるような形は医療機関とも連携をとりながら、住民の皆様にも少しでも手間がかからないように進めさせていただこうと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君）二つ目の人間ドックのことなんですが、私は去年の議会でもこの問題を取り上げまして、2万4,000何がしということで、例えば夫婦で受診されますと5万円近いお金が要るわけです、一挙に。今の課長のお話ですと、なるべく手間のかからないようにということなんですけど、今のお話ですと保健センターの距離は近いということもあるんですけども、やはりそれだけのお金を最初に用意しなきゃいけないということで、利用者の方の御意見を聞きましても、できれば補助金を除いた額で払えれば一番楽だかなあということがよく言われておりますので、いわゆる窓口の負担を減らしてほしいと。先ほど課長のお話でも、幾らかかっているかということも認識してほしいと、利用者の方に。そういうこともあると思うんですけども、やはり使ってもらわなきゃいけないわけで、健康増進のために病気を未然に防ぐという意味でも非常に大事な取り組みでありますので、去年、ことしというふうに事業があったわけですけども、やはり利用者の要望を聞きますと、実費の負

担だけで済ませてほしいということをおっしゃっておりますので、その辺をもう少し前向きに検討していただけないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） まず最初に、先ほど私の中で「保健センター」というのを誤って「福祉センター」と申しましたので失礼いたしました。

前向きに検討ということなんですが、十分検討して、この仕組みを提案させていただきました、18年度。ですので、できればその形は、一、二年やっていく中で御理解いただきながら、それでまた評価もしていきたいと思っておりますし、たまたま20年度からは医療制度改革などで、基本健診とか、その辺を含めた人間ドックなどにも若干影響が出てくるかもわからない部分がありますもんで、そうした動向も見ながら総合的に考えていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、市長の施政方針演説及び新年度予算の一般会計予算についてお尋ねをしたいと思います。

市長は施政方針演説の中で、市役所とは市民の皆様のためにお役に立つところでなくてはならないということを市政の原点にかかわる問題と位置づけられ、税金は最大限に有効に活用し、市民の皆さんに還元するという基本を忘れることのないようにすると述べられました。特に最近の一連の税制や社会保障制度の改変は、庶民に重い負担を求め、大企業や大資産家の負担を軽くすることが続く中で格差社会がさらに広がり、市民の福祉と安全を守ることを第一の任務といたします基礎自治体でございます市の役割が一層重くなっているときに、そういう立場に立たれ、実行していただくことを表明される市長をという市民の皆さんの思いは、服部市長に投票された方のみでなく、多くの市民の皆さんの共通の願いでもあると思います。市民の皆さんとしっかりと向き合い、意見を聞き、議論を尽くし、市民とともに考え、市民とともに進むという立場を、今後市政を担当する中で貫き通していただきたいと思いますが、率直な御見解を承りたいと思います。

また市長は、情報を正確に公開することを心がけたいと述べられましたが、市長と市の職員、議会と市民が市政について事実を正しく知り、共通の理解の上で議論を深めることこそ、市政の活性化と市民の協力を得るかなめとなることとでございます。同時に、市長と議会の関係は、市政運営の基本となります市の法律ともいべき条例と予算は、市の最高意思決定機関であります議会の承認を得て市長と市の職員によって実行されるものでございます。新年度の市の仕事のかなめとなる予算を決定するに当たって、可能な限り正確な収入の見通しをつけ、必要な仕事に計画的・広角的に配分していく提案と、それを促進する審議が市長と議会双方に求められておるとは思いますが、そこで、特に私はその問題でいいますと、市の予算、

とりわけ収入予算をきちんと当初予算に計上するということが、これまでの弥富市は極めて不十分であったというふうに考えておりますので、このことについて立ち入って市長にお尋ねをしたいと思っております。

本年度も学校建設等がございまして、教育費の増加分が15億 3,800万円ございますが、その他のものと合わせまして、前年に比べて19億 6,000万円の財源を生み出すために、約17億円の積立金の取り崩しを想定いたしております。これは十四山と合併して38億円前後となっていると思っておりますが、一般会計等の積立金から17億取り崩すわけでございますから、こういうものを見ますと、新聞でも報道されておりますが、弥富は財政は豊かだといっても、こういうことを重ねれば、今後、市の行財政運営を考えると大変ではないかという印象を市民の皆さんは持つと思っておりますが、例えば弥富市の18年度の実態を見ますと、今、別の案件で補正予算として提案されているものから見てみますと、当初は8億 9,300万円余りの積立金を取り崩すことを想定しておりました。ところが、この現在提案されております補正予算から見てみますと、実は積立金の取り崩しは1億 600万円余りで済むことになり、しかも新たに、当初予定していなかった5億円を超える積立金をするということが今年度末になって明らかになってきております。つまり、初め、8億 9,000万円の積立金を取り崩す。だれが考えても、減少するということは、今年度に限っていえば、それだけ赤字が出るというふうな考え方を一般の方はされると思うんですね。ところが、実際には5億円を超える積立金ができる。事実上、当初の見通しと年間13億違いますよね。弥富の税収が今60億前後でございますから、これだけ違うということは、本当に市民の皆さんに弥富市の財政の実態を知っていただくという上でも、あるいは私ども議会も含めてでございますが、本当に我がまちの財政力、行政力はどの程度かということの判断を誤らす大きな原因になるのではないかと思います。

さらに立ち入って見てみますと、その大きな原因が、実は税収の見通しを非常に小さくしている、そこに最大の原因がございまして、例えば18年度の実績で見てみますと、初めの予算が58億円余りでございましたが、今、補正予算で60億 6,000万円収入の見通しがあることが上げられております。私の、市からもらいました資料によります計算によりますと、この予算に上げていないお金がなおかつ2億 5,000万円ほど税収として見込める、こういうふうになっております。そうしますと、当初予算に比べて補正予算が最終見通しで約2億 5,000万円弱、そしてさらにそれ以外の税収が2億 5,000万円、最終補正予算であるにもかかわらず予算に上げられていない。

こういうことがどういうことになってくるかといいますと、前年度から次の年度に繰り越してくる繰越金の額も極めて少なくなる。そして、実際の税収も少なくなるということでございますので、これだけで前年からの繰り越しと当初予算との比較で見ますと、7億、8億というような規模の、予算編成時にほぼわかることが予算に計上されていない。ちなみに、

愛知県の当初予算と最終予算の、県は非常に複雑な税制をとっていますが、それでも大体見込みの違いは0.5%台ですよ。100分の5じゃなくて1,000分の5ぐらいの違いなんです。弥富市の税収は、基本的には個人市民税と、それから固定資産税、これが85%を占めておりますから、非常にあらかじめ捕捉しやすいわけでありまして、県税に比べて、税収をきちんと当初予算に上げて計画的な行財政運営をするということは、努力さえすれば県よりもはるかに簡単だと思いますが、情報の公開をきちんとしていくこと、それから市民と議会と、当然市長を中心とした役所が共通の理解や認識を持って行財政に当たっていくという一番基本になりますので、市長は、多分就任されてまだ直後でございますので、こうした傾向についてはよく御承知ないと思いますので、お尋ねしたところによりますと、かなり骨格予算的なのという言い方をされている筋もございましたが、実際にはかなり細かいところまで役所でございますからなっておりますが、早急にこういう予算の組み方を財政担当者とよく協議をして洗い直して、この新年度予算についても、実際に必要な基金の取り崩しと、恒常的な財源で賄える分を区分して、財政の実態をなるべく早い機会、多分6月の定例議会になると思いますが、改めていただくことが必要であると思いますし、今後の新年度予算の編成に当たりましては、県がやっているような基準で弥富市の財政計画を立てられることは、非常に市民の皆さんと一緒に我がまちの実態を考えていく上で基本となる問題であると思いますので、その辺について市長はどういうふうにお考えになっているか、まず最初にお答えいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

最初の問題ですけれども、私が施政方針演説につきまして種々述べましたことは、基本は、地方自治の原点はやはり市民との信頼関係の上に立って成り立っていくものであるということを確認しておりますので、それに基づくところのさまざまな施政方針演説でございます。

2点目におきます収入予算がはっきりしてないじゃないかという形でございますけれども、予算を計画して実行していく段階においては、特に予算を立てる段階におきましては、さまざまなことの3月の決算という終了時点が見えておりませんので、繰越金が幾らになるかということはわからないわけでございます。また、期の途中の法人税等も会社の元気さによっては膨らんでまいりますので、こういった点においても少し読みづらい部分もございます。いずれにしても、三宮議員のおっしゃるいわゆる整合性のある近似値といったものにつきましては、今後も努力して検討させていただきます。

議長（大原 功君） ここで10分間休憩します。休憩。

~~~~~

午後2時28分 休憩

午後 2 時 38 分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を続けます。

三宮議員。

3 2 番（三宮十五郎君） それでは、次の質問にかわる前に、先ほど市長は、なるべく現状に近いものを努力されるという御答弁でございましたが、いろいろ難しいことがあると言われますが、もう一度念のために繰り返して申し上げておきますと、愛知県は 1 兆円を超える税収の中で、当初見込み予算額と最終見込みが 0.5% しか変わらないような当初予算を計上しているんです。我が弥富市は県に比べるとうんと捕捉しやすい税源を持っておりますので、基準はこういう基準で、恐らく新年度予算に対して 18 年度の場合は 8% から 9% 近い誤差がありますよね。だから、もう全然とらえ方が違っておりますので、当初にそのことがわかれば、もっと市民は市政に対していろんな要望もされるわけでございますので、ぜひ努力をしていただいて、なるべく早い時期にそういう方向に改めていただきたいと思います。

それでは次の質問に入りますが、もう一つ予算の編成にかかわって、議会への提案説明資料や予算説明書の改善を、これはほとんど私は予算議会のたびに申し上げてきたわけですが、あまり情報公開に御理解のない前任者だったこともございまして、ずうっと改善されずに来たんですが、今言われたような立場で市長が市政を担当されるなら、ぜひこの改革をお願いしたいと思います。

ここに愛知県の、これはちょっと古いものですが、平成 14 年度予算の重点施策の概要という、予算書につけた説明書がございますが、通常私どもがいただいております説明書とまた違い、概要説明ですね。これを見ますと、140 ページございますが、まず総額と、会計ごとに予算見込み額、構成比、前年に対する伸び率、それから前年度の予算の初めの見込み額、その構成比率、そして最終見込み額を載せ、さらにそれに対する、新年度予算が当初予算に比べてどうなのか、最終比較に比べてどうだということを款別に全部、割合や実額を入れてやっています。私どもがいただく予算書をこういう形で比較しようとする、全部個人の手計算か、ないしはパソコンに入れている人はパソコンで出せばできるわけですが、本当に何日もかからなければできんわけでありまして、当然、行政はこういう資料はどんと持っているわけでありまして、その気になれば、本当に市民の立場に立って、我がまちの予算がどういうふうに変化しているかということを一目でわかる資料がつけられておるんですね。

それだとか、また県の資料にもかかわらず、可能な限り、どこの事業で何人が対象になると積算根拠がずうっと詰めてあるんですね。弥富の説明書を見て、こんなことがわかる人は一人もいないんですね。十四山の予算書よりもかなりそういう面では、私が見る限りおくられているというふうに思います。せっかく市の仲間入りをしまして、この尾張 8 市、非常

にいろいろ努力をされているところがございますので、その予算書も取り入れて、提案をするときにそういうものを参考にして、市民にも、議会にも、また職員の皆さんにも、自分のやっておるところはわかるけど、恐らくほかのことはほとんどわからないと思うんですね。みんななるべくわかりやすい説明書にする努力を、これは当局側も行うと同時に、ぜひ市になったこの機会に、議会の方もよそのものを取り寄せて研究することも必要ではないかと思いますが、いずれにいたしましても、本当に市民に役立つ予算を編成する、きちんと情報を公開するということは、市長や議会双方のそれぞれの立場からの責任があることだと思いますので、とりわけお金を持っていて、執行権の中心になっております市長の方にそうした研究や今後改善していくことを求めますがいかがでしょうか、御見解をお伺いします。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答えさせていただきます。

皆さんからお預かりしている税金というものをどう年度の中で正しく使用していくかということにつきましては、ことし、平成19年度の場合、昨年度はページ数にすると4ページほどございましたけれども、広報「やとみ」の4月号に、今議会で御承認いただければ、詳細につきましては、税込、歳入・歳出という形の中で御提案させていただきます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 私が今市長にお尋ねしたのは、市民の皆さんに知っていただくということもあるんですが、何よりもその土台の予算書に対する皆さんの理解、これは市民の皆さんの理解もそうなんですが、広報で出せる程度のものではないわけですよ。したがって、やっぱり県がつくっておるようなこういう資料だとか、それから尾張8市のところでもかなり皆さんにわかりやすい、しかも議会審議が、パソコンを使わない私どもの手計算でもう何日もかかってやらないと、これは本当にふえておるのか、減っておるのか、どうなっておるのか、さっぱりわからないんですよ。そうではなくて、一目でそういうことがわかるような資料をつけていただいて、本当に議員の皆さんもよく理解していただいて賛成・反対の態度を決める。議決して執行するという議会と市長部局の関係ですので、したがって市長側の方から、当初予算同士の比較ではなくて、前年の最終見込みと、それから新年度をあれすれば、多分税込が8%も違うようなものはつくれないんですよ。そういうことがきちんとされていくと、やっぱりそういう甘い査定や見方というのは正されていくわけでございますので、お互いに市の職員も訓練されますし、議会も訓練されますし、市民の皆さんもまた、そういうわかりやすいものがあれば市に対して物を言うときもきちんと物が言えるわけでございますので、共通の認識をつくっていく上で一番土台の提案に当たっての説明資料を、そういうことがよく理解できるものを考えてほしいというのが私の一番の質問点でございますので、もう一度、御答弁をお願いします。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答えさせていただきます。

議会に対する説明の提案書といったことにつきましては、今の三宮議員の御意見等も参考にさせていただきながら、また近隣市町村等の実態を調査いたしまして、次の機会にそれを生かしていくというような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） あと、行財政改革推進にかかわりまして民間委託等も積極的に活用されるという御発言がございましたが、初めのほかの方の答弁で市長は、いろんなことをやるにしても、よくきちんと説明もし、議論も尽くして、時間をかけてというふうに言われましたので、そういうことは当然やっていかれると思うんですが、特に民間委託を進めることによって地域の活力を阻害するとか、あるいは今結局、委託する最大のメリットは人件費を削るということなんですが、市の直営のパートでも時給 800円ぐらいですよ。フルタイムで働いても本当に最低生活費を得られるかどうかというような程度でございますので、安ければいいということで、そういう前提で安易に人件費が安いことを理由にした経費節約という形での民間委託を進めることについては、最近、格差社会の問題が大きくなって、労働局長から都道府県知事あてにそういう安易なことをやらないとか、あるいは正規雇用を促進するために努力をするようにだとか、いろんな指示が出されておるときだけに、そういう格差社会を広げるようなやり方については慎重に対応していただくことが必要ではないかと思っておりますし、同時に市長は、このたび事務室に議員や一般の人をなるべく入っていただかないようにということと言われて、私もなるほどなあと思いましたが、全く役場の中はプライバシーの宝庫なんですよ。そこへ第三者が出入をすれば、プライバシーを守るといったってなかなかできんことでもありますね。ところが、最近は民間委託を税金の徴収なんかも出すなんていうことも場所によってはあるわけですが、そういうプライバシーが損なわれるような委託というのはしないようにしていただくとか、十分市民の基本的な人権や権利を守る、同時に地域の活性化を阻害しない方法で慎重に対応していただきたいと思っておりますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

三宮議員が、行財政改革の一環として民間委託すると地域の活力を阻害されるということをおっしゃいますけれど、ちょっと私も理解できない部分も実はこの点についてはございます。しかしながら、行政の守備範囲である役割とか、行政にしかできないことにつきましては、民間にゆだねることによって効率化を図っていくということは今後もやっていかなきゃいかんというふうに思っております。また、民間に委託する場合には、個人情報だと

か、あるいは守秘義務といったものにつきましては十分留意し、必要な措置を講じてまいらなきゃいかんというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 私が今申し上げたかったことは、後の方はおっしゃるとおりで結構でございますが、要するに民間委託は経費節減という大義名分でやるわけですね、税金有効活用。ところが、そのことによって、さっきも申し上げましたが、市が直接雇っている臨時職員でも時給 800円程度ですよ。委託を受ける少なくないところが、パートやそういう人たちをかなり雇用の中心にしておいて、最近、格差社会が広がる中で、そういうやり方を行政がやることは好ましくないからということで、事実上、市長が社長の派遣会社をつくってやっておるところがあるんですが、そこをやめるようにという厚生労働省から指示が出ておるような時期でございますので、経費が安くなればいいというふうに安易にせずに、委託する場合は慎重に、要するに地域の活性化を阻害するというのは、雇うのは、この地域の人なんですね。地域の人があく雇われて活性化なんてあり得ん話ですので、安いのも程度もんで、そんなフルタイムで働いて生活保護と変わらんような収入しか得られんような状態が常態化するようなことについては十分ひとつ慎重に御検討いただきたいということですが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

その辺のことにつきましては、いろんな問題点、あるいは地域の活性化云々ということに対する阻害ということで先ほど言いましたけれども、一つのことをなす上においては、費用対効果という形の中で、どういったような形でその仕事をしていただけるかということをも十分審議していかなくちゃいかんというふうにも思っております。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 費用対効果の話、安くできればそれにこしたことはないというふうにもしてお考えになっているとしたら、どんどんどんどん切り下げ競争をやって、日本の景気の問題というのは、実は働く人たちの収入が減少し続けていることが景気の後退や地域の活性化を阻害する大きい原因になっているということも十分、今後考慮に入れながら、費用対効果ということで安くなればいいと安易に済ませないように御注意いただくということを最後に要請しておきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

市の施設管理や運用についてでございますが、今、市民の皆さんから市長がかわったことを通じていろんな意見が出ているんですが、例えば弥富市のグラウンド類、これはかなり以前につくられたものでありまして、その当時ですと、まだくみ取り便所だとかそういうのも

あったり、トイレもなかったり、あるいは手洗い場、水飲み場がないとかいうのが当たり前ぐらいの時代につくられた施設なんですね。割方、弥富は早くそういう施設をつくったから、そういう施設が多いわけです。ところが、他の市町村は後からつくったわけですから、河川敷でも木陰があるとか、いろんな使い勝手のいい施設に変わっていますよね。そこへ試合に行くわけです。あるいは、よそから弥富へ試合に見えると。やっぱりこれは、よそのおつき合いということからいいにしても、本当に市民の皆さんが健康で、安全な、質の高い文化・スポーツ活動をやるという上でも障害になっておりますので、ぜひ時代に沿った標準的なものにこういう施設を改めていただく。公園のくみ取りトイレと併用のところは水洗にするとか、そういうことを早急にやっていただくとか、それから体育館で器具を使ういろんなトレーニングがあると思いますが、インストラクターを配置するとか、町村でも配置しているところがございしますが、市になってもないわけで、ぜひこれは早期に配置をしてほしいとか、そういう要望が出されております。

それから、たまたま聞いてびっくりしたんですが、まだ最近直したもんでそんなことはないかなあと思っておったら、社教センターの空調は幾つかの部屋が一緒になっているそうですね。すごく日当たりのいい部屋と、それから全く日差しが入らない部屋とが一緒になっていますので、暑くても寒くても、その部屋を一つだけ使うときはいろんな対応もできんことはないと思うんですが、それぞれ使っておると、もう全く冬のシーズンは入れっ放し、夏のシーズンも入れっ放しということで、もう気持ちが悪くなるというような問題もありますし、ほかの施設は、使わないときにはクーラーや暖房の費用は引ける仕組みになっておるんですが、そういうことから考えても、もし区分ができれば一日も早く、区分が難しければ次の空調施設を改善するときにぜひ部屋ごとに、しかもその施設に見合ったものに改善をするとかいうことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、弥富には結構さまざまな、実際かかわって絵画だとか、切り絵だとか、そういういろんな、皆さんに見ていただきたいということ、しっかりできるようになると皆さんそういうふうになるわけですが、ところが私もびっくりしたんですが、福祉センターに、たまたま私もよく知っておる人の絵なんですが、もう何年と同じ人の絵をかけっ放しなんですよ。公平・公正ということから見ても、施設の有効利用ということから見ても、それからそういう発表をしたいという人たちから見たって、基準を定めてみんなが使えるようにする。いろんな、例えば図書館のロビーだとか、それから社教センターだとか、福祉センターだとか、たくさんの方が集まる場所がありますよね。きちんとした基準を決めて、市民の皆さんがどなたでも使えるようなものに改めて、市民の皆さんにも喜んでいただく、そういう方面でいろいろ創作にかかわる人たちにも喜んでいただけるというような、こういう本当に市民の皆さんに役立つところと、そしてそういう空き空間をうまく活用して、ますま

す市民と役場の交流を深めていくというようなことが、何遍申し出てもなかなか改善されずに今日まで来ておりますので、早急にそういう改善をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

社会教育課長（高橋 忠君） ただいまの三宮議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初にグラウンド等の関係でございますが、一度総合的に調査しまして、整備していきたいと思っております。

続きまして、社教センターの冷暖房が全館同時で、部屋によっては温度差があり、必要のないときでも冷暖房という形で、施設の管理の面でございますが、実は社教センターの冷暖房につきましては、利用する部屋が各部屋ごとに個別の冷暖房システムとなっていないため、各部屋が数カ所ごとの温度設定にされている状態でございます。ということで非常に難しいと思っておりますが、一度、点検業者等へ部屋ごとに設定ができるかどうか調査いたしまして、検討していきたいと思っております。

それから社会教育センター、その他施設のロビーの壁面などに絵画なりを展示できるよという御質問でございますが、社会教育施設等については、展示・掲示ができるスペースを確保して、幅広く絵画・写真等を展示及び掲示ができるようなシステムを構築して、市民からの希望があれば、期間を定めて展示・掲示ができるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） もう一つ、実は弥富町時代からそうでございますが、申し込みに「3日前ルール」というのがございまして、要するに会場の使用なり、グラウンドの使用を3日前までに申し出なければならぬというのがございますね。ところが、グラウンドなんかを見てもみると、結構あいている、実際に使用してないところがありますよね。ぜひ、管理に支障がなければ、そういうところはあいておれば貸すと。テニスを友達が来たからやりたいとか、施設によっては個人利用ができる、卓球ができるところもありますし、それから福祉センターについては、あいておる限り、老人の方には多目的室の方で卓球をしてもらってもいいよという話になっておりますが、そういう皆さんが利用しやすい仕組みで、原則3日前ルールでも原則を外して、あいておれば使える、使っても支障のないものにはそういう方法もお考えいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 社会教育課長。

社会教育課長（高橋 忠君） ただいまの、各施設の利用申請を3日前にしないとその施設を利用できないという御質問に対して、施設の利用申請は原則としては3日前に申請をして利用してもらうことになっております。ただし個人利用、特に社教センターであれば多目的

室については、卓球等、個人でその日に申し出があれば利用できるということになっております。

それで、今後につきましては、他施設等を参考にいたしまして柔軟な対応ができるように検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。

お許しをいただきまして質問をさせていただきます。

第1点目につきましては、3款民生費、3項老人福祉費、1目老人福祉総務費の19節負担金、補助及び交付金といたしまして、シルバー人材センター補助金 1,076万円ほど計上されております。前年度の内容を見ますと、1,769万 3,000円となっております。699万 3,000円の減となっておりますが、その内容についてまず説明をいただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

シルバー人材センター補助金が減額となった理由でございますが、市の補助金はシルバー人材センターの支出額から収入額を差し引きし、その不足額を補てんさせていただいております。今回の弥富町・十四山村シルバー人材センターの統合により、事務事業の合理化等により減額となったものでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 次に、旧十四山村のシルバー人材センターで働いている方たち、私の生活している家の近くの方も働いていた方がおるんですが、旧十四山と弥富町が合併をしたら仕事的大幅に減らされてしまったと。そのため、今までのように何とか仕事をさせてもらえないだろうかという強い要望が出ております。

そこで、お尋ねをいたします。旧十四山地区では平成17年度に比べ、18年度はどれだけ事業費が減ってきたのか、仕事が減ってきたのか、その内容等につきまして、施設の清掃、草取り等につきまして、公共事業の発注分の内容について説明をいただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 担当課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

十四山村シルバー人材センターへ確認しましたところ、平成18年度の事業活動収入額は6,191万 664円となっております。そのうち公共事業の配分金は、平成17年度は1,512万 4,872円、平成18年度は年度途中でございますが、1月末現在で451万 8,175円となっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 市長にお尋ねをいたしたいと思っております。

今、担当課長から説明がありましたように、十四山では17年度の公共事業分といたしまして1,500万円からの仕事をシルバーの方に出していたんですね。ところが、合併をしまして一気に減りまして450万円ほどの内容ということで、1,000万円からの仕事が奪われたんですね。ですから、シルバーで働いていた方たちが必死になって、合併して本当に一つもないことがないと怒りをあらわにしておりましたが、そういうことで、先ほども質問がありましたけれども、地域の活性化ということを考えますと、今地域に住んでいるお年寄りの方たちが本当に生きがいを持って働ける、こういう地域にすることが一つは大事ではないかというふうに考えます。

それで、合併ということもありまして、同じ仕事を全部またもとへ戻せということにはならない部分もございますが、やはり以前から十四山で発注していたような公共事業につきましてはシルバー人材センターの方をお願いしていただけないものかどうか、その点につきまして市長の見解をお伺いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

シルバー人材センターというのは、高齢者が長年にわたって培ってきていただいた知識、あるいは技術、経験等を生かしていただくと。そして、働くことを通じて高齢者の能力を生かし、地域に貢献していただくということを思っております。元気に社会参加できる環境を整え、会員の増加促進、職種・職域の拡大を図り、シルバー人材センターの活動を引き続き支援してまいりたいというふうに思っております。また、市といたしましても、シルバー人材センターの育成・支援のため、お願いできるものは極力シルバー人材センターを利用させていただきたいというふうに考えております。

先週私も、旧十四山のシルバー人材センターがことしの4月1日から弥富市シルバー人材センターに一本化になるという形の通常総会に出席させていただきました。そのときに、会員の皆様の御意見も承っております。そういった意味におきまして、4月1日から弥富市シルバー人材センターという形で一本化になるわけですが、相互の技術、あるいは交流というものをさらに深めていただいて、仕事の量がふえることを熱望しております。以上です。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） シルバー人材センターにつきましてはそういうことで、これも民間ということになるわけですが、そういったことで、この18年度につきましては入札ということで、低いところに落とすという形でシルバーが外れてきたというふうに聞いておりますが、行政がおろす仕事でございますので、シルバー人材センターの方に仕事が配分できますよう、ひとつ御尽力をお願いいたしたいと思っております。

次に、6款の農業水産費、1項の農業費についてお伺いをいたします。

説明書の91、94ページになりますが、農地・水・環境保全向上対策、営農活動支援事業というのが出されてきております。この点につきましては12月議会でも説明をお伺いいたしましたが、いよいよ19年度から実施されるということでございますので、その内容等について詳しく説明をいただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 農地・水・環境保全向上対策事業についての詳しく御説明をということでございますので、説明させていただきます。

この農地・水・環境保全向上対策の趣旨につきましては、いろいろ皆様方に前の議会でも御説明したとおりでございます。それで、新年度の予算の関係でございますが、6款で、まず農林水産業費、3目の農業振興費でございます。これ、ページにつきましては予算説明内容の90ページに記載されてございますが、19節の負担金、補助及び交付金の中で、これにつきましては一部、協働活動と同じくしまして、先進的な農業を営まれる地区、これは1地区、鮫ヶ地地区でございますが、これもでございます。そうした中での補助金を組ませていただいております。これについては、事務費、それからそれに対する補助金ということで組ませていただいております。

それから、92ページの方に入りまして6款の農林水産業費、6目農地費でございますが、この中で13節の委託料につきましては、農地・水・環境保全向上対策の、市が実地検証をするという検証業務がございます。これの一部を委託の関係で240万円という金額を組ませていただいております。

それから、94ページの方に入りまして農林水産業費、同じく6目の農地費、19節の負担金及び補助でございますが、これにつきましては、一番末尾に地域協議会負担金ということで1,790万円計上させていただいております。御承知のように、この事業につきましては、地区協議会から各地域の活動団体への補助ということになりますので、市から地域協議会への事務部分の負担金、それから活動組織に交付されます水田・畑の交付可能面積、これに対する負担部分を組みまして1,790万円ということで今回計上させていただいております。以上です。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、地域協議会負担金ということで、市としては1,790万円ほど、事務費と、それから水田・畑について、その面積分ということで負担分を計上してあるということでございます。これにつきましては、今回のこの事業というのは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、その4分の1分の負担ということになります。そうしますと、実際に国の方から県の窓口になります地域協議会にはどれだけのお金が来るか

といいますと、12月議会で説明がありました1,380ヘクタールというようなことで4,400円を掛けますと、6,072万円のお金がこの地域協議会というところにおりてくることになるんです。それで、そういったお金が、今回この事業に手を挙げているところといたしまして47集落あると。そして、実際にやるのは旧弥富の市江地区で1地区と、鍋田で8地区、十四山で4営農地区ということで、合計で13地区がそこに該当しますよというふうに説明を伺っております。

それで、この負担金の内訳につきましては、農家の方のお話を聞いておりますと、それぞれの集落がそういったお金をこういった事業に取り組むことによって配分されると。例えば、ある地域といたしまして、田が50ヘクタールが該当するということになりますと、220万円というお金がその集落に入ってくるわけですね。そういったお金が入ってくるんですけども、現金では使えないよというようなこともお聞きいたしております。それで、具体的にエコカードだとかいうことで地元産品と対価交換できるとか、あるいは水路整備にそういったものを使うんですよというようなことが言われているわけですが、具体的に説明をいただきたいのは、地域協議会に国・県の補助金を含めて6,000万円のお金が入るわけですが、そのお金はどういうに配分されてそれぞれの地区に入るのか。また、その入ったお金は具体的にはどのようにして活用できるという話になっているのか、説明をいただきたいと思います。

今、それぞれの地区においては総会が花盛りという状況です。私も地域の総会が昨日あったわけですが、そういったところでもこういった農地・水・環境向上対策事業云々というような話は自治会長さんからの説明は特段ないわけですね。どこの自治会でもあまりそういったことは総会では聞いてないというようなことを聞くんですが、具体的には200万円からのお金が降ってわいてくるよというふうに言われている中で、どういうふうに使えるのかということに関心がありますので、わかるように説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 質問の前に、一部、御訂正だけさせていただきたいと思います。

地区でございますが、地区では先ほど原沢議員の方から言われましたように、鍋田地区では8地区、それから十四山地区で4地区と。それから旧弥富地区、主に市江地区でございますが、ここで2地区ということで、14地区に分けてございます。それで、集落数につきましては45集落でございます。これが対象になっておると。

それから資金でございますが、確かにこの事業につきましては、地区協議会、これは海部地区で一本になるわけですが、海部地区協議会というのを19年度早々に立ち上げをしたいということで先般お話がございました。そうした中で、私どもの方からの負担金、先ほど申しましたように、水田につきましては市の負担分、10アール当たり1,100円がございまして、

そういったものを海部地域の協議会の方へ一たん入れます。海部地域協議会の中におきましては、先ほども言いましたように、協働活動部分と申しまして、農家の皆さん、それから各自治会、または子ども会、婦人会等と呼ばかれていますので、その組織活動の中身を今つくっておる最中ですが、そうした活動の中の費用に充てていただくということで今進んでおります。それで、その地域協議会の中におきましては、今現在、協働活動部分と、それから先ほど言いましたように鮫ヶ地地区で1地区ございますが、こういった営農活動支援を実施する地区もございますので、分科会に分かれます。その上で、協働活動部門と、それから営農活動部分をそれぞれ分けて市からも負担金として入れます。その事業計画にもたれまして、その地区地区へ協議会から交付をするということになっております。ですから、直接市から払うということじゃなくて、一たん海部地区の協議会を設立しまして、そちらの方へすべて実施市町村が入れると。その協議会から活動団体へ交付するというふうになっております。

資金の活用内容につきましては、先ほど言いましたように、主に協働活動、地域の中ですが、従来どおり農家の皆さんがやってみえた部門と、それに相まって、これからは皆さん方に協力していただいたものを、地区の自治会なり、婦人の会だとか、子ども会だとかいったところの方を巻き込みまして、地区の環境整備といったいろいろ活動の費用に充てていただくということで、これはこうせないかんということではございませんが、一応そういった中で、先ほど原沢議員の質問の中にございましたように、ことし、モデル地区の中では1地区そういったようなことで、地区のエコカードというようなことで、地域の皆さん方から出てきた賦役の代償として地場産品のものと交換をしてやっておるというようなことがございます。これは幅広く活用していただくということで、この年度末に最終の活動計画、それから収支計画をこれから各ブロックごとに最終的に決定をしていくということになっておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 地区協議会の方にそういったお金が負担金ということで、それぞれの活動内容に応じて地域の協働活動事業によって交付されてくるということで、その使い道、使い方というんですか、要するに現金的に使える部分と、そうではなくて、エコカードのように地元産品との交換しかいかんよとか、あるいは水路整備ということで、地元負担部分がこういった交付金でやりなさいというふうに限定されてくるのか、要するに自治会なら自治会に、1地区の例として例えば200万からのお金が交付されてきた場合、その自治会の会計に200万円を入れて、その計画はできるのかどうなのかということなんですね。だから、それができないということだとどういうふうを活用するということなのか、その辺をもう少しわかるように説明をいただきたいんです。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） この資金の活用方法でございますが、これについては特段規制がないという語弊がありますが、こういった金につきましては、例えば現在農家の皆さん方が行っておる作業といった中で、各農家だけではできないというような場合があれば、例えば機械を借りるなりして、そういった対応にもあてがうことも可能でございます。それから、たまたま他地区でございますように、資材だとかいろいろなものを買っていただいて、その中でうまく活用していただくと。これはすべて自治会の方でという考えはございません。この地区につきましては、先ほど言いましたように14地区に分かれますので、各協議会からこの14地区のところへ金が参ります。そうした中で、その地区の協議会の活動計画、各協議会の集落が集合しておりますので、その中で皆さん方が自分の集落はこういったことをやろうという活動計画等を定めておみえになりますので、その活動にもたれまして、借上げ料だとか、または機材を買うだとか、そういったものにもあてがわれると。ですから、少しでも皆さん方の、この事業に参画をしていただいて、こちらの方で賄うことが可能なものがあれば、こういったものをうまく活用していただいて、各自治会の負担軽減ということもあり得るかもわかりませんが、自治会の方へ振り込むということはございません。ですから、こういった中で機材の購入、それからまたは自分たちでやれない場合には外部に発注ということも、一部発注ということもほんのわずかなところですが、そういったことで対応も可能でございます。その事業費をもとに他事業の負担金に充てるということにつきましては、この事業の趣旨から反しておりますので、そういった対応はできないというふうに解釈しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） いずれにいたしましても実施計画を今つくっているところでございますので、面積の確定等も今後なされると思っておりますので、そういったものができましたら、その時点でひとつ議会の方にも説明を再度お願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、10款の教育費についてお尋ねをいたします。

文部科学省は4月24日、全国一斉学力テストを小学6年生と中学3年生のすべての児童・生徒に国語と算数・数学のテストを受けさせ、学校と子供に成績順の序列をつけるというものでございます。私は、12月議会で全国一斉学力テストについて取り上げまして、犬山市のようにこれはやらないように求めました。教育長は、これにつきましては実施をしたいというふうに答弁されております。しかし、その後の動きを見ておりましても、昨年11月から12月に実施されました全国学力テストに向けた予備調査では、質問紙の解答用紙に学校名や男女、組、出席番号とともに名前を記述するよう求めております。質問は、生活習慣や人間

関係、教科の好き嫌いなどまで事細かに92項目に及んでおります。これらの個人情報を文部科学省が一手に握るだけではありません。全国学力テストの回収、採点、集計、発送業務は民間企業に委託されます。小学校は進研ゼミで知られるベネッセ・コーポレーション、中学校は、NTTデータが教育測定研究所、旺文社グループと連携して当たります。受験産業が業務を請け負うという形となっております。一斉テストにはそれぞれが賛成・反対の意見があるかと考えております。全国学力テストへの参加、不参加は、ですから児童や生徒、学校の判断に任せ、個人名を書かせないということも認めるべきではないかと考えます。全国学力テストの内容をよく確認し、児童や生徒、お母さんやお父さんにその内容を周知し、意見をくみ上げてから実施というような内容については決めていただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか、まず伺いをいたします。

議長（大原 功君） ここで10分間休憩いたします。休憩。

~~~~~  
午後 3 時 31 分 休憩  
午後 3 時 41 分 再開  
~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議に入ります。

教育長。

教育長（池田俊弘君） 学力テストについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、2003年に行われましたPISA調査、あるいはTIMSS調査というのがございまして、その結果によりまして学力低下や学力意欲の低下が叫ばれるようになりましたことを受けまして、全国的に導入が決定されたものでございます。その意義につきましては文部科学省は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図るためという点と、各教育委員会や学校等が全国的な状況との関係におきまして、みずからの教育の結果を把握し、改善を図るためという2点を上げております。弥富市の教育委員会といたしましては、それを踏まえまして、本市の全体及び各学校の現状を把握して、学力や学習状況における全国的な状況との関係を分析し、序列化につながらない配慮をしながら、よりよい教育への改善を図るために実施していきたいと考えております。これは12月議会でも申し上げたとおりでございます。

また、個人情報保護の関係につきましては文部科学省では、委託先に対しまして契約書で機密保持や個人情報の取り扱いにおきまして遵守すべき事項が明示されております。委託先では、それに基づきまして個人情報保護の取り組みを行っているとしております。また、あらかじめ明示された利用目的の範囲内であれば、個人情報保護法制上においても今回の調査

は特段の問題は生じないというように判断しています。弥富市の教育委員会といたしましては、文部科学省の判断を信頼し、適正に実施されるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 先ほどの最後のところで、原沢議員の方から議会の中で説明をとということがございました。これにつきましては、先ほども申しましたように、各地区ごとで、おのおの各ブロックごとで計画を樹立しておりますので、そういった観点の中で、やる項目としては先ほど言いました生産性向上と環境と、この二通りでございますので、あとの中身については各地区ごとでそれぞれ計画を立てておりますので、恐れ入りますが、原沢議員のところもそういった計画が3月いっぱいできると思っておりますので、その中で各地区の中で確認をしていただいて、この事業の活動の方に参加をお願いしたいというふうに思っております。

面積的には弥富市全体で、まだ今、最終確定の段階ではございませんので、当初は1,500ぐらいということをおっしゃったんですが、いろいろなところを精査しまして、1,400をちょっと超える面積になってこようかというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いたいと思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） そうしましたら、農地・水の関係につきまして、また委員会等もありますので、そちらの方にしたいと思います。

それで、教育費の先ほどの質問でございますが、これにつきましては12月議会で答えたように、序列化につながるようなものではないということをおっしゃいました。そういったことにつきまして、国の方は具体的にどのように今動こうとしているのか、その点について少し説明をいたしたいと思います。

政府の規制改革・民間開放推進会議、現在、規制改革会議の第3次答申、2006年12月25日でございますが、ここでは全国学力テストにつきまして、学校選択のための基本情報となるものであり、教育サービスを受ける学習者及び納税者に対する説明責任の観点から、学校ごとの結果を公表すべきというふうに出しております。また、選択の名のもとに学校や子供たちを競わせ、ふるい分ける最大のもてこは、この学力テストということになるわけでございます。教育再生会議の1次報告は、学校は保護者に対し自校の学力の状況や学習状況を開示しと述べ、文部科学省も自治体も学校がテスト結果を公表することを認めております。このようになっておるわけでありまして、幾ら教育長が個人的見解としてそういった期待感を表明しても、これは本当に大丈夫かというのが国民の、また父母の声ではないかと思っておりますので、この辺につきましては真剣に考えて取り組んでいただきたいと思います。

また、個人情報の保護につきましてでございますが、この問題につきまして非常に危険度が高いということが言えると思います。一、二、指摘しておきたいと思います。

例えばこの民間企業が請け負う学力テストをめぐっては、最近も山梨県と長野県の15の小学校、約2,000人分の個人名入りデータが紛失するという事故が起こっております。業務を請け負った企業が委託した電算処理システム会社から別の配送会社へ運送会社が搬送する過程で不明になっておると、こういうふうにデータが流出しているところや、あるいはまたほかにもそういった事故が起きております。ですから、契約を結んでおるから大丈夫ですよと、間違いはありませんと、流しはありませんというふうに言われますが、この問題は民間に全部丸投げで、先ほど申したような個人情報を含めて受験産業と言われるところへ請け負わせるわけでございますので、個人情報が流出するということはあってはならないことですが、そういった可能性も否定できないという現状であります。そういう点で、こういったことにつきまして、やはり国の動向をよく見ていただいて、また実施に当たっては、その前に父兄の方や生徒等にも、そういったことについてどのように受けとめているのかといったアンケートを行って、慎重に検討していただきたいと。4月はすぐのことでございますが、十分慎重に検討していただきたいと思いますが、教育長、もう一度答弁をお願いいたします。また、最後にこの問題につきまして、市長の方からも見解を伺っておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

ただいま、民間業者等でやるものについては信用できないのではないかというようなものも一部あったように思いますが、これは文科省が発注をいたしまして、各学校、あるいは市町村の教育委員会も協力してやるというようなことも明示されておりまして、文科省は安全だと、適正に実施しなさいというように言ってきておるところでございますので、今、そういうように取り組んでおるところでございます。以上です。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

原沢議員の御心配を十分受けとめまして、慎重に考慮してまいりたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

~~~~~

日程第9 議案第8号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更の件

日程第10 議案第9号 海部南部広域事務組合理約の変更の件

日程第11 議案第10号 海部地区休日診療所組合理約の変更の件

日程第12 議案第11号 海部地区環境事務組合理約の変更の件

日程第13 議案第12号 海部南部水道企業団規約の変更の件

日程第14 議案第13号 海部南部消防組合理約の変更の件

日程第15 議案第14号 海部地区水防事務組合理約の変更の件

議長（大原 功君） この際、日程第9、議案第8号から日程第15、議案第14号まで、以上7件を一括議題といたします。

本案7件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第16 議案第15号 市道の廃止の件

日程第17 議案第16号 市道の認定の件

日程第18 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件

日程第19 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

日程第20 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の件

日程第21 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件

日程第22 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件

日程第23 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件

日程第24 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件

日程第25 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第26 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第27 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

日程第28 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第29 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

日程第30 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第31 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第16、議案第15号から日程第31、議案第30号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 最初に、市長の給料に対する基本的な考え方をお聞きします。

すなわち給料とは、また一時金（期末手当）とはどのような意味を持っているものなのか、市長の考え方を伺いたしたいと思います。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

給与とは月額で算出されるものであり、期末手当というものは、その基礎となる給与の月額を基準の方式によって定めるものであると思っております。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 一般的には、給料とは労働の対価であると。また、各家庭で月々生活する、その費用であると。こういうことが給料の本質だと思います。それで、後でお答え願えればいいんですが、そういう基本的なことがすれ違っていると、例えば給与カットとかそういうもののカットの方法が変わってきますので、その辺をもう一度、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 私が今回、給与の問題について20%カットというような形をお話しさせていただいている、その前提でございますけれども、今回提案させていただいております給料の月額を減額する特例条例につきましては、民間における会社の業績や個人の成績が不振な場合の給与カットとは異質のもので考えております。市長に就任し、これからいろんな問題に取り組んでまいりたいという形の中での私の一つの姿勢というか、決意というか、そういう気持ちで特例条例を御提案させていただいた次第でございます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） これは、市長が今おっしゃったように市長なりの理由があるんですが、給料カットとは自治体では一般的にどういうことに使われるかということ、選挙の公約にも使われるのは勝つために使われると。そうじゃなくて、本来は財政が悪化したよと。例えば今回の夕張市。ああいうふうに財政が悪化したから、その責任をとって給料をカットする。または、悪いことをした人が給与カットをされるよと。これが一般的なので、その辺の食い違いは市長御自身の判断に任せるとしまして、次に2点目に入っていきます。

市長は、今もおっしゃったんですが、選挙公約で20%カットするということでありましたが、今回の提案されておるカット率は20%より少ないのでないか。市長は選挙公約として、給料の20%を上げないということは確かですね。そうだとしたら、今回の議案では年間給与でいくと、月給とはちょっと違ってきますが、改正前、現状ですと年間1,369万3,500円が、今回の改正案でいきますと1,154万5,500円となってマイナス214万8,000円で、カット率は年間いきますと15.68%と。公約より4.32%、金額で59万700円少ない。とりあえず私の見解は別にして、その理由を市長にお聞きいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） こちらの答弁につきましては、私、ふなれな点もございまして、総務部長の方からお答えをさせていただきます。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 市長の給料についての御質問でございますが、減額幅の問題でございます。この件につきましては、愛知県を初め他の地方公共団体においても、給料を減額するという場合には給料月額を減額する例が多く見られております。この関係から、市長も言われる、質問者も言われる公約に従ったものでございます。

それから、金額の誤差の問題につきましては期末手当の問題が絡んでおると思いますが、この期末手当の算定式につきましては、給料月額に役職加算割合、あるいは在職期間割合、支給割合というものを掛け合わせまして、給料月額は期末手当の算定の一つの要素であるということで、一要素である給料月額を減額する前の額とするか、あるいは減額後の額とするか、二通りの考え方がございます。これにつきましては、愛知県を初め他の地方公共団体においては、給料の月額を減額しても期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は減額していない例が多く見られておりますので、このような対応をするものでございます。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 先ほども給料とはということで、労働の対価であるとか、そういう基本的なことを申し上げましたが、それに対して一時金というのは、例えば一般の企業でいうと、もうかってないときは出さないよと。これはゼロもあり得るよと。もうかっておるときに出しますよと。そういう意味からいうと、これは地方公共団体とか国との考え方が違う

ということですね。これは議論を幾らしても平行線をたどるということになると思いますけれども、なぜ私が今回このような質問をするかということ、たまたまあるところで、別々のところですが、2人から市長の公約の20%カットはどうなっておるんだということを聞かれまして、1カ所では私のほかに5人見えました。こういうふうで給料は20%カットされておると。一時金はそのままだと言ったら、民間人ではそれは理解できないなあと。一般的には市民の皆さんは、給料と一時金を含めて20%カットされているんだと、このように思ってみえるということがそこでわかりました。もう1人は全く1対1で話をして、同じようなことを言ってみえました。ですから、このように民間と自治体とのすれ違いということについては幾らここで議論をしても仕方がないので、その差はわかりました。ですから、これは委員会等でまた議論をしていただければと思います。以上で終わります。

議長（大原 功君） 三宮議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 私は、議案第29号、介護保険特別会計補正予算について市長にお尋ねをいたします。

市長は就任直後ですから御承知ではないと思いますが、私どもは、本年度から始まります3カ年間の介護保険の給付と保険料の決定に当たりましては、国のサービス切り下げの方向もありまして、当初、当時は弥富町だったと思いますが、弥富町が想定をした旧十四山村と旧弥富町の給付見通しは高過ぎると。したがって保険料も高いものになっており、そんなに引き上げる必要はないという態度をとりました。結果は見事に私どもの予測の範囲でございまして、もともとこの会計でお金が残るのは、弥富市の負担も、県の負担も、国の負担も、支払基金の負担も全部そうでございますが、実際に使った費用に対する一定の割合で出されます。したがって、お金が残るのは、皆さんが納めた保険料が残るという仕組みになっております。しかも、補正予算の中にありますように、給付額は予算の15億 3,200万円余りから14億 6,000万円余りになっておりますが、実際には、この中には打ち切り決算の関係で、旧十四山村の3月末以降に新たに支払うべきものが入っておりまして、これが約 2,200万円でございますので、実際の給付は14億 3,877万円でありまして、当初弥富町で議決をした弥富市の3年間の初年度分の給付予定額の93.9%であります。

これに対して、それを想定した保険料は、さらにこの補正予算で 870万円増加しまして102.6%となっております。結果的に、5,100万円余りの積立金を本年度の皆さんの保険料の残額で起こすことになりました。弥富市は現在、この関係の以前からの積立金は7,000万が少し切れるほど持っておりますが、これは当初弥富町の時代に、もっと初めの給付が多くなるだろうということを見込んで、届け出をして、国からもらった分もありますので、単純にこれは保険料とは言えませんから、弾力的に使ってもいいと思いますが、今回の保険料の増加分、それから給付との差額、これはもう原則的に、この3年間の給付分を65歳以上の1

号保険者が負担をするというものでございます。既に全国の中では、保険料が高過ぎたということで返還を決定したところもございりますが、当然、この3年間の給付に相当するものを、この3年間の間に65歳以上の方が負担をするわけでございますので、新年度につきましても、予算を見ましてもそんなにふえていなくて、恐らく余る可能性が新年度もあります。そういうことからいいますと、新年度と、それから最終年度の間に、実際の給付を上回る保険料については何らかの方法で介護保険の加入者の皆さんにお返しをするのが市の責任であるというふうに思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

第1号被保険者の保険料は、3年度を単位とした事業運営期間ごとに介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づき、事業運営期間を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定されています。よって、本年度は計画に比べまして下回る見込みであります。保険料率を変更する考えはございません。以上です。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今の答弁でも言われたことですが、3年間の給付費に対する一定割合を保険料として負担するということが決められておりまして、残すなんていうことは、要するにそういう余分な負担をする必要はないわけですね、保険料の範囲で負担をすればいいわけですから。しかも、保険料が今どんなに過酷なものかという一例も申し上げたいと思うんですが、例えば弥富市で70歳を過ぎたお年寄りが3万5,000円のアパートに住んでいる。たまたまこの方が無年金で、パートで働いて月10万ほどの収入があると年間120万ですよ。この程度は大体生活保護の給付とほぼ同じぐらいのもので、幾らか差はありますが。ところが、今回の税制改正によりまして、この人は住民税もかかる、所得税もかかる。したがって、本人課税ということになりますので、介護保険料は来年度、20年度には5万2,500円になるんですね。生活保護の人は、そういう負担は保護費の上乗せで給付されるとか、それから国民健康保険も払わなくてもいい、医者代も無料ですよ。一生懸命働いて頑張っておる人がそんな負担をする。本当に低い収入の人に負担をさせる仕組みになっておるんです。そういう人から取った保険料が余ったから適正に使えばいいんだというような御答弁は、この制度の趣旨から言ったらおかしいわけございまして、既に弥富市は昨年12月に生活保護基準を下回る実収入の方については、申請があれば保険料を半額にするということを決めておりますが、一つはそういう方法で保険料や利用料の減額や免除をきちんとやって返すという方法もありますが、多分、平成18年度で5,000万を超えるような積み立てがことしの保険料、要するに給付費の余剰金というのは保険料分ですよ、これでやることを考えたら、私は、返す手だてをとらなければ、お年寄りの本当につめに火をともしようと思いで払った

やつを積み立てて、この人たちが亡くなった後の人のために使うなんていうのは、弥富市としてはやってはいけない行為だと思いますが、やっぱり何らかの形で返す努力をするというのが、私は本当に市民の立場に立った、市長がお考えになることではないかと思いますが、改めて市長の御見解をお伺いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

三宮議員の御質問につきましては、正直なところ、私も正しく理解をしておりませんので、大変申しわけございませんが、事業運営期間内に保険料率を変更しなければ財政運営上支障を来すというような状況になりましたら検討させていただきたいというふうに思っています。

議長（大原 功君） 伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 先ほどの佐藤議員の給与の問題で、給与というのは、職員の給与条例からいけば、給料の中の通勤とか退職金も含むわけ。市長が先ほど給与と言われたので、給与と給料の違い、これは基本的には条例にかかわる部分なんです。そういうところをきっちりとりえて発信をしていただかないと、住民の皆さん方にそれぞれ大きな誤解を招くと。だから、条例で定めた内容でありますから、確かに言われる関係する他町村の例は例、弥富市の条例は条例としてきっちり、条例というのはその区域内で定めるものを条例というんですよね。だから、そのことを市長はきっちり受けとめて御回答いただきたいので、給与か給料かということの中でお答えをいただきたい。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

その前に訂正ということになりますけれども、「給与」ではなく「給料」という形の表現が正しいと思っておりますので、まずは訂正させていただきます。

そのほかの答弁につきましては、先ほど総務部長の方から答弁させていただいたように、いわゆる前例に従っているというか、愛知県の基本的な考え方に従っているということでございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） ただいま市長が答弁されて、関係する部分を参考にされることはいいんですけど、条例というのはあくまで弥富市議会の承認することが条例だということの基本に置いておいてください。それだけ要望しておきます。

議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

本案16件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託い

たします。

~~~~~

日程第32 議案第31号 工事請負契約の締結の件

議長（大原 功君） 日程第32、議案第31号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、弥富中学校屋内運動場移転改築・武道館等建築工事施行のため必要であるからでございます。

議長（大原 功君） 教育課長に議案の説明をさせます。

教育課長（前野幸代君） 議案第31号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

1、工事名、弥富中学校屋内運動場移転改築武道場等建築工事、2、工事場所、弥富市鎌島七丁目地内でございます。3、請負契約金額、9億5,550万円、4、請負契約者、戸田・大栄・佐藤特定建設工事共同企業体でございます。5、契約の方法、3名の一般競争入札で行いました。以上でございます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後4時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹

平成19年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

3番 小坂井実 4番 佐藤高清

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長兼 図書館長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義
企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
--------	------	----	------

書記 飯田宏基

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会継続議会を開会いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を順次行います。

発言を許可いたします。

まず、安井光子議員。

18番（安井光子君） トップバッターを承りまして一般質問をさせていただきます。

私は大きな三つの問題で質問をさせていただきます。

まず1番目の問題、定率減税の縮減で保育料が引き上げにならないように徴収基準額の改定をしてください。この問題でございます。

所得税の定率減税の半減による増税の影響で、収入がふえなかったのに来年度から保育料が上がる、こういう心配が出てきています。厚生労働省は昨年12月、各都道府県担当者あてに事務連絡を出して、増税が保育料のアップにつながらないように、所得基準額の変更を地方自治体に通知いたしました。所得税区分を変えることで、所得税がふえても今の保育料がふえないようにする措置でございます。

第1の質問ですが、この影響を受ける対象者は何名で、幾らになると試算されていますか。平成18年4月1日現在の弥富市の在園児の数は1,080名と承っております。御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、定率減税の半減で影響ある人が何人で、幾らになると試算されていますかという御質問についてお答えします。

前年の所得に対する定率減税が本年は20%から10%になり、それに伴う保育料の影響は、個々の所得も変動があり、なかなか試算は今のところ難しいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番(安井光子君) 他の自治体に聞いてみますと、試算がなされているところの方が多  
いと思うんですが、試算が出ないということでございますので、次の問題に移ります。

市の保育料の基準額は国の基準よりも安く、所得区分も細かく市の規則で決められていま  
す。厚生労働省の通知に沿って保育料が値上げにならないよう、保育料基準額表をきちんと  
改定していただきたいと思います。私がこれを提案しますのは、三つの根拠からございま  
す。その一つ、国が是正の通知を出していること、二つ目、市長が選挙公約で、保育料の市  
の補助金を検討し、子育て支援を進めると積極的な姿勢を示されていること、三つ目には、  
平成16年度分から所得税分で配偶者特別控除が廃止され、平成17年度からの保育料は実質値  
上げになっているが、そのとき措置がされていないこと、この三つの理由によりぜひ救済策  
を講じていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(大原 功君) 児童課長。

児童課長(山田英夫君) それでは、保育料基準額表を厚生労働省の通知に沿って負担増に  
ならないように改定してくださいという御質問にお答えします。

平成18年12月下旬に愛知県を通じまして厚生労働省から平成19年度保育所運営費国庫負担  
における保育所徴収金基準額表の改定の通知がございました。これは階層区分の第4階層  
から第7階層の所得税の区分の改定でございまして、第4階層の6万4,000円未満を7万  
2,000円未満に、第5階層の6万4,000円以上16万円未満を7万2,000円以上18万円未満に、  
第6階層の16万円以上40万8,000円未満を18万円以上45万9,000円未満に、第7階層の40万  
8,000円以上を45万9,000円以上に改定となるものでございます。ただし、月額徴収金の  
基準額は従来のとおりでございます。国の基準と弥富市の保育料を比較しますと、国の基準  
の約45%ほどでございます。しかしながら、保育料の改定につきましては、現状をよく把握  
しまして、今後の検討としたいと思っております。以上でございます。

議長(大原 功君) 安井議員。

18番(安井光子君) 来年度6月が改定の時期じゃないかと思いますが、そのときまでに  
きちんと検討をいただくんでございませうか。その点、お尋ねをいたします。

議長(大原 功君) 関係課長。

児童課長(山田英夫君) 確定申告の時期が終わりまして、所得税の確定するのが大体6月  
ごろだと思っておりますので、それをめどに検討したいというふうに思っております。

議長(大原 功君) 安井議員。

18番(安井光子君) 前向きな御回答をいただきまして、では次の問題に移ります。

平成19年度は、定率減税の全廃、所得税から住民税への税源移譲が実施されて、所得税の  
増税に伴い保育料が変わってまいります。そのときには、一つ、全体として負担増にならな  
いこと、二つ目、所得の低い人たちの負担率が現在全体から見ると少し高目になっていると

ころを是正し、無理なく払えるものにしていただきたい。そして、全体として負担能力に応じた保育料になるよう、市として慎重に御検討をいただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

安井議員にお答え申し上げます。

私、平成17年度の各階層における保育料の弥富市の御父兄の負担額がどれくらいあるかなあということを昨年秋にちょっと調べたことがございまして、御負担いただいている各階層の総額は1億5,000万ほどでございます。こういった形の中で少しでも御負担に対して補助ができないかなあということを考えたことがございます。しかしながら、こういった形の中でまだ平成18年度の実績をつかんでおりませんし、あるいは他の市町村との兼ね合いということもまだ検討しておりません。同時に、税金の形態が変わってくるというようなこともございますので、今年度よくその辺のところを精査いたしまして、来年度から定率減税の廃止と税源移譲ということでございますので、その辺で保育料に影響が出てくるということのないようによく検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、定率減税の半減については検討をするというだけで、国が通知によって出しているふうには変えていかない。それで、定率減税の全廃とか税源移譲のときに保育料を見直していくというお答えなのでございましょうか、そのことをちょっと確認させていただきたいと思います。お答えをよろしくお願いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） ちょっと詳細について理解しておりませんので、課長の方から答弁させていただきます。

児童課長（山田英夫君） 定率減税は、今年度は20%から10%ということで、来年が廃止になって、なおかつ税源移譲があるということで、ことしも来年も保育料に影響はあると思います。今回も、先ほども言いましたように、このたびの20%から10%に減になった影響につきましては、先ほど申し上げましたように検討したいと。先ほど市長が申し上げましたのは、定率減税の廃止と、それから税源移譲が20年になるわけですが、それにつきましてもよく見直してということでありますので、2段階で検討をしていくことというふうに思っております。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） では、次の問題に移ります。

学童保育、児童クラブについて御質問をいたします。

まず一つ目、昨年12月議会での私の質問に対して、新年度、十四山西部児童クラブの施設を整備していきたい、こういう回答をいただき、今年度予算で3,150万円計上していただきました。新年度の整備計画についてが私の第1問目の質問でございますが、昨日の御質問でお答えがありました。ここでその確認だけさせていただきます。建設場所は西部小学校の体育館の南側、建設面積は100平方メートル、延べ床面積180平方メートル、軽量2階建ての建物で定員は50名、施設の間取りについてはプレイルーム、湯沸かし室、事務室、これで間違いございませんか。

それとあわせて、2階建てにされるのはどのような理由からでしょうか。敷地との関係ですか、それともほかの理由からなのでしょうか。

二つ目は、恐らく1階も2階もプレイルームになると思われますが、部屋の用途はどのように考えておられるのでしょうか。

この3点について確認と、あとの二つの問題についてお答えをお願いいたします。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 第1点目につきましては、そのとおりでございます。

それから第2点目、2階にする理由でございますが、弥富市の中の児童クラブにつきましては、定員を夏休みになるとオーバーすることも十分に予想されますので、そういう待機児童があった場合に、保護者の方の御了解を得て、あいておればそちらへ行っていただけるような形をとりたいということございましたので、できるだけ施設に余裕があった方がいいということで、一応今のところ2階を予定しております。用途につきましては、基本的には1階が今までやってみえた十四山西部児童クラブで、下で子供さんを面倒見ていただいて、2階は定員がオーバーすれば使っていただいたり、上で子供さんが遊んでいただいたりするということで予定をしております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

以前、私がある児童クラブをお訪ねしましたときにこんな話が出ました。子供が熱を出したり気分が悪くなったとき、静かに休ませてあげる場所が欲しいんです。また、この場所は使い勝手が悪く大変困っています、こういうお話をいただいたことがございます。設計、建築に当たっては、児童クラブの指導員や保護者、専門家などの意見・要望を十分聞いて、それを反映させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

児童クラブに当たっては、指導員の役割が非常に大きなものがあるというふうにも認知し

ておりますので、その全体的な運営につきましては、児童クラブの指導員の方ともよく相談して進めてまいりたいと思っております。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 市長のお答えのとおり、ぜひ情報を公開いただいて、みんなの児童クラブができた喜びを共有できるようにぜひ考えていただきたいと思えます。

次に移ります。

放課後子ども教室の関係予算は10款、4項、1目に報償費として5万円組まれているようでございますが、新年度の計画と、その後の見通しについて御説明をいただきたいと思えます。また、西部児童クラブの建設に当たっては、放課後子ども教室との関連は考慮されているのでしょうか、いないのでしょうか、お答えをお願いします。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 報償費の5万円というのはちょっと私どもはわかりませんが、うちでやっているのは放課後児童健全育成事業ということで児童クラブをやっております。これは従来からやっている事業でございますが、放課後子ども教室というのは、新規に国からこういう事業をやったらどうかということで通知が来ておるものでございますので、教育委員会と厚生労働省サイド、二つの面から連携をとってやっていくこととなりますので、教育委員会ともよく協議して進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 放課後子ども教室につきましては、教育長、教育部長、並びに社教センターの課長からお答えをいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今、児童課の方から申されておりましたのは、小学3年生までの子供を放課後預かるというものでございます。新しく今度は放課後プランと申しますか、放課後教室というのが、今、児童課長から説明があったような形で、小学1年生から6年生までの児童の放課後の健全育成の活動ということで、最近文科省、それから厚労省なんかから連携し合うように、子育て支援の一助と申しますか、政策と申しますか、そういうことで始まるものでございます。それで、今、児童クラブの件とこれが出ておりますが、まだ詳細は煮詰まっておきませんので、今後とも児童課等と教育委員会、特に教育委員会の中でも社会教育の分野になると思えますので、そういったところで煮詰めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 新年度、5万円予算が組まれているのは、放課後子ども教室の協議会を立ち上げる費用と見てよろしいでしょうか、この点お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 社会教育課長。

社会教育課長（高橋 忠君） 今の安井議員の質問にお答えいたします。

今、安井議員が言われたとおり、19年度に社会教育総務費の報償費の方の5万円、今言われたとおりでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

母子家庭、低所得者に対する児童クラブの利用料減免制度についてでございます。

私は、この問題について、昨年6月、9月、12月議会でも母子家庭、低所得者家庭の実情を訴えて提案してまいりました。再度、お尋ねをいたします。以前の行政としてのお答えは、児童クラブは受益者負担という考え方である。保護者の方が安定した就労をしていただくのが基本的な考え方であるから減免はできない、こういうお答えでございました。このお答えは裏を返せば、親が安定した就労ができない子は児童クラブには行けないという考え方ではないでしょうか。

厚生労働省が設置しました国立社会保障・人口問題研究所の研究報告書によりますと、日本の母子家庭は85%が就労している。就労率は先進国で突出して高いにもかかわらず、家計が大変苦しいのが特徴としています。私の知っている方も、子供を抱え、母子家庭で正規の仕事につこうと必死で探しても、なかなか正社員としての仕事は見つからない。やむなく二つのパートの仕事をかけ持ちして必死で働いても、食べていくのがやっとの生活だと言っております。この貧しいことの根底には、最低賃金が世界で最低の水準であることが一つの理由だと言われております。この元気と言われる愛知でも最低賃金は694円です。全国平均では673円と大変低いものになっております。さらに、母子家庭の7割が受給している児童扶養手当は改悪が繰り返され、来年4月からは、受給が5年を超えた後は給付を最大半額まで減額する措置がとられようとしています。このような国の血も涙もないようなやり方から住民や子供たちを守るために、自治体が防波堤の役割を果たすときではないでしょうか。児童クラブの利用料、母子家庭、低所得者の人数は定かではありませんが、仮に対象者が20人として、1人3,000円減額すると6万円、30人で9万円の市の負担で済みます。これは無理な話でしょうか。貧しいがゆえに児童クラブに行けない子供たちに、ぜひ市として救済の手を差し伸べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

児童クラブの利用料金につきましては、現在5,000円を御負担いただいておりますが、基本的には現在も受益者負担という考え方には変わりございません。そういった形の中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。

また、安井議員のおっしゃる生活保護世帯、あるいは住民税の非課税世帯、あるいは母子・父子家庭という形の中におきまして、所得の低い方を対象に今後減免を考えたらどうだということでございますけれども、全体の税収の中から検討はさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） ぜひ前向きな検討をよろしくお願したいと思います。

三つ目の問題に入ります。成人式、敬老会のあり方についてお尋ねをいたします。

まず一つ、成人式についてでございます。

ことしは、合併して初めての成人式でした。成人を迎えられた方や家族の方々からたくさんの方が寄せられました。親は1年以上も前から娘の晴れ着の準備をしていたのに記念撮影もなかった。久々に旧交を温められると遠くから駆けつけたのに、式典だけで本当に寂しいものだったなど、たくさんの方の声を伺っています。

まず一つ目、ことしの式の企画はどこで議論され、決められたのでしょうか。

二つ目の質問、あわせていたします。旧十四山の場合は、参考に申し上げますと、式の企画は実行委員会方式をとって、恩師を招待し、式典、記念撮影、立食パーティーなどが行われ、和やかな会でございます。小規模だからできるという考え方もございますが、旧弥富町は記念撮影や立食パーティーはなぜ中止されたのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 社会教育課長。

社会教育課長（高橋 忠君） ただいまの安井議員の成人式のあり方についてお答えいたします。

今から去ること11年前の成人式につきましては、記念撮影、立食パーティーをアリーナ等において開催してきました。その後、成人式における立食パーティー、それから記念写真等につきましては、社会全体の価値観の変化に伴いまして成人式に臨む出席者の意識、それから姿勢が大きく変化した時期でもあり、厳粛に行う式典部分に重点を置いて実施するようになりました。なお、ことしの成人式につきましては、これまでの経緯を踏まえて、式典のみの成人式の実施を重点に置いて実施するようになりました。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 成人式の主役は成人となられた方ではないかと思っております。今後の式のあり方につきましては、成人となられる方が企画に参加できる実行委員会方式をとって、意見が反映できるようにしてはいかがでしょうか。成人の方たちは、これからの弥富市を支えてくださる方です。いい式だったと納得できるものにしていただけたらいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今まで数多く成人式をとり行っておるわけでございます。今までの経験を生かし、また委員会等も設置しながら、よりよい成人式を検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

二つ目は敬老会についてでございます。

出席できる人だけの敬老会で、参加できない人には何も無い。非常に寂しい思いをしている等の声が多数寄せられました。数え80歳以上の方は、平成18年、昨年9月1日時点で2,096人、敬老会参加者は499人だそうでございます。施設や病院に入っておられる方や、お体の不自由な方も含めてですが、参加者は4人に1人です。戦前・戦中・戦後の大変厳しい時代を生きてこられた方々です。参加できない方には「御苦労様でした。おめでとうございます」と温かい言葉をかけて、ささやかなものでもお祝いの品をお渡しすることができないものでしょうか、お答えをお願いします。

議長（大原 功君） 関係課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、敬老会の御質問についてお答えをさせていただきます。

敬老事業につきましては、合併協議会におきまして審議され、弥富町の例によることが決定され、旧十四山の方は対象年齢が75歳から80歳に引き上げられました。これにより開催方法も変わり、尾張温泉で開催することになりました。このことにつきまして御理解をいただきたいと思っております。

なお、敬老会へ出席できない方たちの対応につきましては、今後、改善に向けまして検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） ぜひ改善をしていただきたいと思っております。

次の問題です。弥富市敬老会参加申し込み、敬老事業記念品贈呈などの社会福祉協議会敬老会あてのはがきについてでございます。

これがそのはがきでございますが、はがきの内容については高齢者でもわかるように工夫をしてほしい。それから記念品の贈呈では、80歳以上の御夫婦の方には夫婦で1品、銘茶セットを差し上げる。それから、米寿の祝いの方には座布団を差し上げる。これが、このはがきに丸をつけて、社会福祉協議会の方へ返すというふうな形式になっているんですが、御意見としては、夫婦の祝い、米寿の祝いの受け取る場所は指定するような記載は改めてほしい。この記載が、夫婦の祝いは弥富市福祉センターで受け取る、米寿の祝いの座布団は十四山福

祉センターで受け取る、このように受け取れる記載の仕方になっておるわけです。ちょっとこれはおかしいんじゃないか。記載はぜひ検討してわかりやすく改めてほしい、こういう御意見が出ております。

それから、記念品を受け取りに行けない場合は届けていただけないでしょうか。この書き方では、敬老会に出席、夫婦の祝いは申請、米寿の祝いは申請となっております。それで、該当するところに丸をつけて返してください、こういうふうになっているんです。だから、記念品を受け取りに行けない方は、この書き方では申請がとてもやりづらい。自分で受け取りに行けないものだから申請ができない、こういう御意見もいただいております。これらの皆さんの要望について、市として今後よく検討をいただき、改善して、温かい心が伝わる敬老の日にしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） お答えをさせていただきます。

敬老会事業につきましては、弥富市社会福祉協議会へ委託をさせていただいておりますが、御指摘のありました件につきましては、高齢者の目線に立ち、よりわかりやすいものとさせていただき、次回の敬老事業に反映させていただきたいと考えております。

なお、受け取りに来られない方の配送につきましては、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） そうすると、受け取りに来られない方はいただけないということになるわけですね。やはり市民の目線でということをおっしゃっていますので、長い間、世の中を支えてくださって御苦労をいただいている方々でございますので、何らかの手だてを考えていただくことができないもののでしょうか。例えば老人クラブの役員さんも、お仕事は大変ですが、そこら辺のところともお話をいただいて、何とかできないものか御検討いただきたいと思いますが、これを最後に、最後のお答えをお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

こういったことは福祉の一環でもあろうかと思っておりますけれども、その基本的な精神といたしましては、自助・公助・扶助という形の中で検討させていただきます。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 市長にお尋ねをしたいと思います。

特に国民健康保険制度や介護保険制度の保険税、保険料、利用料の減免制度の充実を図っていただきたいということで最初の質問とさせていただきます。

NHKテレビでワーキングプアということで2回にわたって報道がされまして、フルタイ

ムで働いても生活保護基準とほとんど変わらないような収入しか得られない人たちが大変ふえているとか、あるいは国民の4世帯に1世帯が預貯金ゼロで、何かあったら本当にその日から大変なことになるというような状態が続いておりますが、まだ弥富は全国平均に比べると比較的、そういうことでいうと恵まれた方ではないかと思いますが、それでも例えば公務員の共済保険や、あるいは厚生年金に加入している事業所に働いていない、その扶養家族にもなれない人は、すべてそれぞれの市町村で国民健康保険の加入者になっていただくというふうになっておりますが、この弥富の実態を見ますと、やはりそうした全国の状態が色濃く反映されているということがわかります。

この弥富の、今こういう統計はなくなっておりますが、16年度まで行っておりました国民健康保険加入世帯の所得の状況の特徴的なことを申し上げますと、旧弥富町でございますが、5,984世帯のうち所得33万円以下の世帯が何と1,337世帯、22%を超えております。特にそのうち介護給付金の対象になっている人、これは60歳から64歳まで、要するに介護保険料は納めるが、直接給付の対象には基本的にならない人たちでございますが、40歳から64歳でございますので、現役世帯のかなりの部分、中には子育て世帯も入っておるわけですが、これが、2,189世帯のうち、何と所得33万円の世帯が604世帯、27.6%も占めている状態というのは、本当に貧困が私たちの身近に広がっていることを実感するものであります。ただ、所得と収入はイコールではありませんので、例えば60歳を過ぎた方が年金をもらっている方もありますが、その場合は70万円までは所得じゃないということで、それを過ぎたものが所得という格好になったり、あるいは給料の場合は65万以下は所得にせずに、それを過ぎたものを所得にするとか、そういう仕組みがありますから全く収入がないというわけではございませんが、それにしても大変少ない状態であります。

そのことが、国民健康保険の保険税の納入の割合に色濃く出ております。例えば今申し上げました介護保険納付対象者の世帯につきましては、介護保険納付金、これは国民健康保険税と同時にいただくことになっておりますので、介護保険納付金の割合を見れば、この世帯の国民健康保険税の払っている割合も出てくると思いますが、平成16年度で89.18%、それから17年度で88.33%であります。このもう一方で、厚生年金や共済年金の加入者であって、退職をして老人保健に入る間はほかの健康保険に入らない場合は国保の加入者になりまして、この人たちは退職者被保険者世帯ということで区分をされております。ここは、今申し上げましたような形で見ますと、世帯数は1,071世帯で、33万円以下の所得の方は100世帯でありまして、先ほどの介護納付金対象者の27.59%に対して9.34%ということで、極端に収入の少ない人は少ないわけですが、この世帯の皆さんの国民健康保険税の納付率、介護納付金の納付率というのは、いずれも98%を超え、99%近い状態です。現在、弥富市の国民健康保険の納付状態が92%前後のところにとどまっている最大の貢献者になっております。

ある程度収入があれば、非常にまじめな市民の皆さんでございますので、払うことができるということをこのことは示しておると思いますが、結局、払い切れないような保険税がかけられている。国民健康保険の問題もテレビで大きく問題にされておりますが、弥富は、本当に議会の皆さんや市の職員の皆さんのこれまでの努力によりまして、郡内の中でも比較的所得の少ない人たちの保険税も、今全国で問題になっているような基準ではない、いい状態に保たれておりますが、それでも払い切れない状態が続いております。こういう状態をもうそのまま放置しておいてはいかんとということで、弥富の中でも今テレビで問題になっているような事態が進んでいるということを御理解いただいた上で、具体的な質問に入っていきたいと思っております。

そういう国民の暮らし、あるいはいろんな法律、国民健康保険法や介護保険法もそうですが、その法律自身でも、国の法律の方でも、市町村長が減額や免除支援をしなければならぬというふうに定めてありますし、弥富市の条例や規則でも定めておりますが、さきに生活保護基準を下回る収入の人に対しては、国民健康保険税、介護保険料につきましては、本来の計算をして出された額から国民健康保険税につきましては、均等割、世帯割、要するに頭割りと世帯割ですね、この分については計算した額の2分の1に減額をする。それから、介護保険については介護保険料の2分の1にするということを決められましたが、そのことは議会でこれまでも確認されて、実際に実施に移されておりますが、ここで立ち入って確認をさせていただきたいのは、生活保護基準以下の収入の人はそうですが、介護保険料や国民健康保険税を負担すると生活保護基準を割り込むような収入の世帯についてはどういふ対応をお考えになっておられるのか、まず御答弁いただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険税等の生活保護世帯を割り込む方の対応でございます。

国保税とか、それから介護保険料を支払うことで生活保護基準を下回ることになれば、国民健康保険税、介護保険料の減免対象になります。介護保険料については、まだ少し研究しなければならない余地があるんですが、いずれにしても低所得者層の方々については総合的な判断が必要と考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 地方税法でも、それからその前提になっております国税徴収法やその施行法でも、滞納処分、要するに差し押さえたとか、そういうことをすることによってその人たちが生活保護基準以下に落ち込むような、そういう差し押さえ、滞納処分というんですが、してはならないというふうに定められております。ところが、今のような方法で減額をしても、あるいは先ほど申し上げましたように、既に毎年90%を割る、80%台の納付率

が続いている人たちがいるわけで、いろいろ努力をしても、なかなかもう全部を払っていただくことはできないという人たちに対して、まずその年度に実際に払えないということを出て減額や免除をする方法と同時に、払い切れずに残っているものについて、市町村の責任によって減額や免除、あるいは課税がなかったことにするということが法律で定められておりますが、残念ながら弥富市の現状は、行方不明になったり、あるいは差し押さえをされてだとか、御本人が亡くなったとか、こういうものについてはそういう対応をしておりますが、さっき申し上げましたように、実際は生活保護基準を下回るような収入の中で、何万、何十万というような滞納が何年かの間にできる仕組みがありますので、やはり国税徴収法や地方自治法の定めに基づいて市の責任で、実際に払うことができない、そういう収入がない、改善のめどが立たないという方たちに対して、過去の分の課税がなかったことにする、あるいは免除する、こういう手だてを、法律で定められた手だてがございますので、それに沿ってとっていくということが実際に今この時代よりも必要になっていると思いますが、その点について今後どういう方向でお考えいただくか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 滞納の処分の関係につきましては税一般でございますので、私の方から答えさせていただきます。

国税徴収法施行令第34条の給料等の差し押さえ禁止の基準となる金額につきましては、先ほど議員が御指摘されたとおりでございます。滞納処分の執行の停止ができる要件につきまして、国税については国税徴収法、地方税については地方税法で規定がされております。その中で滞納処分の執行を停止できる要件に該当する人については、従来から滞納処分の執行の停止を図ってきておりますが、議員が御指摘の給料等の差し押さえ禁止の基準以下となる人すべてを滞納処分の執行の停止にすることはできませんので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 以前に私そういう形で申し上げたことがございますが、これは国税徴収法の考え方で、しかもその考え方の基礎というのは、先ほど課長からも説明がございましたが、地方税法の第15条の7で、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは差し押さえしないと。この解説を読みますと、そのことによって生活保護基準以下の生活にさせるような状態にしないということが前提でございますので、少なくとも10万、4万5,000円というような一律の基準はともかくとして、その世帯が弥富市の生活保護基準以下になることが明らかなような前提の場合には、納税相談の中でこの対象者としてきちんと区分をして、そういう人たちの荷物を軽くしていくという、現在私が問題にしているのは、全然やってないことはないんですが、実際にそういう人たちをきち

んと救済するという、市としてはっきりした意思のもとにやっておることではなくて、たまたま行方不明になったり、御本人が亡くなったり、こういう人たちを中心にやっておことで、実際には毎年、国保の場合ですと、ある階層の人たちは80%台しか納付できんわけですから、どんどんどんどんたまっていくわけですね。やむを得ずたまっていく分について救済するというのがこの定めだと思しますので、この法律の定めに沿ってやるということについては、今の御答弁で、少なくとも法律の定めのあるものについてはそういう手だてをとるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 議員が言われました生活を著しく困窮させるおそれがあるものとは、滞納者の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれがある場合を言う。これは国税徴収法基本通達で示されておりますので、私どもは、納税相談者等に対してはまず相談に乗り、そしてその後、調査を行いまして、その後、法の趣旨にのっとり適正に処理していきたいと思えます。

議長（大原 功君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 差し押さえするのは、差し押さえできる財産がある方ですよね。差し押さえできない場合も滞納処分の停止をすることができるというふうになっておると思うんですね。要するに差し押さえするものがない。さっき言ったように、給料ですと、国税徴収法では社会保険や、その給料から払う税金を除いた額が1人10万円を超えない場合、あるいは扶養親族が1人おる場合は1人について4万5,000円という基準が定められておりますが、したがって財産があるかないかということだけではなくて、滞納処分の停止というのは、実際に差し押さえをする財産がない、差し押さえできる動産がないという場合も滞納処分の執行停止をするというふうになっていると思えますが、いかがですか課長、その辺の御見解をお伺いします。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 発言された内容で結構でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひそういう立場で事に当たっていただきたいと思えます。

この問題の最後に、これも積年の問題でございますが、国民健康保険法44条には、先ほど申し上げましたように、ほかの社会保険に入れない、収入がない人も含めてすべて加入者にすることでございますので、一つは、保険税や保険料の減額や免除とあわせて医療費の自己負担分の減額や免除もすることによって国民皆保険制度が成り立って、世界に誇る国民皆保険制度だということである。当時の厚生省がこの制度をたたえて、国も一定の負担をするが

市町村の責任で行うということが定められました。

ところが、この法律に書いてあることは、市町村長は一部負担の免除や徴収猶予をすることができるというふうに書いてあることから、してもしなくてもいいような理解が長くありましたが、もう久しく前からそれは間違いと。法の趣旨からいって、しなければならないということがたまたま法令の文章上そういうふうに書いてあるということが、各地のいろんな行政実例や判例で出てきております。したがって、弥富市もこれを実施していただくということを強く弥富町時代から求めてまいりましたが、申請があればやりますということで、窓口申請書を置いてあります。ところが、どういう基準の人たちを対象にするかということについて定めていないということで、最近いろいろ議論をしまして、少なくとも医療費を負担すれば生活保護以下の生活をしなければならぬというような人は対象にすべきではないかというような話を課長からも聞くようなところまで来ておりますが、やっぱりこれはですね、どういう人が対象になるかという基準を定めることが、実際に弥富市として公平・公正にそういう人たちに対応するかなめとなります。全国的にもかなりのところで実施され始めておりますし、愛知県からも市町村の責任で実施するよという指導があることも聞いておりますが、弥富市としてはこの問題については今後どうされていくか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（大原 功君） ここで11時10分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 会議を再開いたします。

保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、三宮議員の国保法第44条の一部負担減免についてのお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、保険年金課窓口において一部負担減免制度を利用するための申請書を常備しております。申請があればその都度、内部協議の上、対応したいと考えております。また、その基本的な考え方でございますが、災害の減免、それから著しい所得の減少といったものを想定しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、課長の方から所得の著しい減少ということなんですが、要するに考え方の基本はそういうことで、著しい所得の減少があれば応援をします。これは、国民健康保険税にしてもそういう考え方ですよ。ところが、この保険税の減免のところでも

長が必要と認めた者、それからこの44条も市長が必要と認めた者ということになると思うんですが、その中に、要するにやっと生活保護基準を下回る者というのを保険料の方は入れたわけですね。要するに今私たちが本当に考えなきゃいかんのは、フルタイムで働いても生活保護以下の収入しか得られない人だとか、あるいはなかなか高齢のために働くことができないとかいう人たちが、みんながみんなそうだというふうには思いませんが、それでもそういう人たちがふえてきているわけですね。そういう人たちが、保険税の減免は生活保護基準を下回る、実質収入がそういう状態の場合に対応するということが決められたわけですが、この「市長が必要と認めた」というのは、命にかかわる病気の治療に当たって所得激減という対応だけではなくて、そういう似たような考え方を入れておくことが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。これが一つ。

それから、介護保険の保険料については、今、大体方向性が示されておりますが、ちょっと先ほどのお尋ねで、利用料についてはどういうお考えかということについては、私、通告はしておきましたが今の質問から漏らしておりましたので、ちょっとそちらの方も御答弁いただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） まず、国保法の方の44条についての低所得者の関係でございます。

著しい所得の減少に伴い、その状況が生活保護基準、あるいは、この表現が正しいかどうかはちょっとあれですが、その境界層という部分を前提に置きながら状況を考慮していく必要はあるだろうと考えております。

介護保険の関係の利用料については担当がちょっと違いますので、交代させていただきます。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えさせていただきます。

介護保険の低所得者層の利用料の軽減につきましては、軽減措置というものもありますので、総合的に考えてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひ今の御答弁を生かしてやっていただければ、市長が施政方針でお述べになりました本当に皆さんが来やすい市役所になる一環だと思いますので、そういう方向で進めていただきたいと思えます。

次に、巡回バスの充実についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、議案質問のその他で6月からバスを1台増車するということが明らかにされましたので、ぜひ利用者の皆さんの希望や市民の皆さんの意見をよく聞いてコー

スや時間帯を決めていただきたいと。特に市長は初めてでございますので、お耳に入れておいた方がいいと思いますが、旧鍋田地区と十四山地区では、私が以前調べたときには人口比で大体十四、五倍、非常に鍋田の方は使い勝手のいいバスになっているんですね。十四山を含むコースにつきましては、以前に比べても旧弥富の方も非常に不便になったこともありまして利用率が落ちておりまして、そんなに人口の変わらない十四山地区と旧鍋田地区につきましては十四、五倍の人口1人当たりの利用差があるということも含めまして、利用勝手がいかどうかで本当にこれは効果的なものになるかどうか決まりますので、よくひとつ市民の意見を聞いて進めていただきたいと思っておりますので、これは要望しておきます。

今後の位置づけについて、少し立ち入ってお尋ねします。

実は今、温暖化の問題が、ことしの異常気象の問題もありまして、非常に日本でも世界でも大きな問題になっております。このままではどんどん海面が上昇して、私どものようなゼロメートル地帯にとっては本当に大変な事態に立ち至るのではないかとという心配が広がっておりますが、この対策というのは、本当に国や、あるいは県や市町村や市民の皆さん、あるいは世界的にみんなが力を合わせなければ前進できない問題でもあるというふうに思いますが、特にゼロメートル地帯の温暖化防止対策、省エネルギー対策の重点の一つとしても、ぜひ時間をかけて市民的な合意をつくって、要するに弥富のまちの昼間の日常生活については、基本的に自転車や歩行や、あるいはこういう巡回バス、みんなが自家用車を使い回さんでも済むような方向で、市民の足として利用する。温暖化防止、あるいは海面上昇を抑止していくゼロメートル地帯のシンボルになるような取り組みとして御研究をいただけないか。そして、一定の条件ができれば、市民的な議論も進めていただくということが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

私ね、伊勢湾台風のとくに国道1号線が、ああいう災害があったときでも幹線道路として利用できるよということ、かさ上げをしてつくられたわけですね。ところが、今、近鉄弥富駅の南側のところに国土交通省の高さの標識がありますね。1メートルというところが、けさ私は寄ってきたんですけど、私のこの辺まであるんですね。1.2メートル大体湛水しておったということですから、実際には、もし堤防の決壊だとかが起これば、1号線で私どもの背が立たない、頭がくすんでしまうような事態になるというのが今のこの地域の状況ですよね。そうすると、一たんそういう災害が発生したときには、伊勢湾台風の比ではない大災害になることが予測をされます。しかも、一方で東海地震、東南海地震等はいつ起こってもおかしくないというふうに言われておりますし、さらに問題は木曾川で、尾張大橋が国の基準では、JRから上が高さ7メートルの堤防、それ以降は7.5メートルのスーパー堤防にという計画が進んでおるんですが、国道1号線の路面で5メートルしかないんですね。洪水の対策でいうと、5.5メートルの洪水にたえられる堤防になっておると。それから高潮

でいうと、たしか 4.8メートルぐらいのものにたえられるというんですが、全部、尾張大橋がこの邪魔になるわけですね。あの辺の堤防は弱いということも重なって、愛知県の水防計画の中でも重要度 A の一番大切なところとなっておりますが、問題は、国道 1 号線の国土交通省の見解は、橋として利用するには全く障害がないという見解を出しまして、この辺の道路整備の一番最後に国道 1 号線というふうになっていきますよね。こういう状況を考えたら、やはり弥富市としては関係市町村や県とも協力して、東海地震、東南海地震の強化地域の対策として、一日も早くこういう障害になるものを除去していただいて、1号があることによって堤防の補強自身も進んでない状態がありますので、そういうところでの問題としても、ぜひ市の地震防災対策の一環としても位置づけていくということ、ゼロメートルに住んでいる地域の直接抱えているまちの問題として市民と一緒に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、巡回バスの問題でつけ加えますと、海南病院は、周辺の多くの市町村がいろんな助成をして、お世話になっているところでございますが、ここに行くということは、この周辺の市町村の大きな共通の問題になっておりますので、それぞれの市町の巡回バスと組み合わせた基幹型のバスとして、本当に地域で共同で利用できる、要するに広域行政の一環としてもっと効果的な利用ができるようなものにすることも含めて、今後の課題として御検討いただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

巡回バスの充実という項目の中で、三宮議員のバスについての取り扱いが極めて高尚だなあと思うわけですが、一つの御質問の中から新年度での改善の基本点はということですが、これはやっぱり実態調査をする必要があるというふうに思っております。担当課長に巡回バスに一遍乗ってもらって、市内をぐるぐる回っていただくというようなことで、どこに問題点があるのかということ一度実態調査の中でやっていきたいというふうに思っております。それと同時に、利用者の利便性を考えていくということが最大の巡回バスの利用でございますので、その辺のところについては利用者の御意見をしっかりと承っていきたいというふうに思っております。

また、具体的な今後の位置づけにつきましては総務部長の方からお答えさせていただきます。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） それでは、御質問の巡回福祉バスの活用を図ることによりまして、省エネルギー、あるいは温暖化防止対策ということの御質問でございますが、当市は海拔ゼロメートル地域ということはもう申し上げるまでもございません。そういう中で、もともと

この巡回福祉バスが始まった経緯でございますが、基本的には公共施設を結び、利用者の方に利用していただきやすいようにということで始まったものでございまして、言われますように、バスに乗っていただいて自家用車が減ればCO<sub>2</sub>の削減になると。それが温暖化防止対策になるということでございますので、より多くの市民の皆様にご利用していただけるように効率的な運用を研究してまいりたいと思っております。

それから、海南病院を結ぶ運行ということでございますが、これにつきましては、運行に係るいろんな諸問題が想定されると思います。現段階では調整が難しいんじゃないかなと考えております。

それから、木曽川、日光川の件でございますが、木曽川左岸堤防については、堤防の質的強化を図ることと環境対策をあわせて高水敷工事や水制工をしていただいております。これはこれまで何遍もお話をさせていただいておりますが、防災対策につきましては最重要課題と受けとめまして、最優先事業として引き続き国に対して積極的に要望してまいりたいと思っております。日光川につきましては、日光川右岸堤防、災害道路整備を順次進めていただいております。この事業は、災害時の緊急輸送道路の確保とあわせて日光川の堤防補強を実施しております。早期完成を目指して、さらに引き続き県に対して積極的に働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 要するに海南病院に周辺市町村がお世話になっておるし、旧弥富町で5億円だとか、それぞれの市町村で3億円だとか1億円だとかいう支援もしてやっておるわけですが、同時に、どんどん公共交通がなくなって、非常にそこに行くことについては関係市町村の間でも大きい問題になっているわけですね。したがって、もともと一番海南病院の地元の弥富市が、きちんとした考え方を持ちながら周辺市町村と協力することができれば一番ベターなことだと思いますので、基幹的なバスの運行ができれば、それを利用して飛鳥や、そういう地域にも弥富の皆さんも行く、あるいはそれぞれの公共施設の供与ということもできるわけだと思いますので、広域行政のいろんな市町村間の協力で進められることがあると思いますので、難しいことはあるかもしれませんが、やっぱりここは知恵を出して、皆さんの税金を効果的に使う、そして同時に関係市町村が協力をしていく、地域づくりを進めていくという立場で御研究をいただきたいということが一つ。

それからもう一つは、木曽川の堤防の問題が、この地域の地震防災対策、洪水対策の最大の障害になっているということについて、国土交通省もそういうふうには認めておりませんので、そのことを県や周辺市町村としっかりと相談をして認めていただく手だてを今後市の重点課題としてとっていただきたいということ。

それから最後に、この温暖化防止の問題は、本当に私たちの子供や孫に今の地球を引き継

ぐことができるかどうかというような、そういう大きい問題であると思いますので、そういう立場で弥富でどういうことができるかということを議論する、その一環にバスができれば、そしてそのことがまた全国に発信できれば、弥富のまちづくりの一つの大事な柱にもなっていくのではないかと思いますので、そのことを御研究いただくことを要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。

私は今回3件につきまして質問を出しておりますので、よろしくお願いいいたします。

第1件目につきましては、障害者控除対象者認定書の交付についてでございます。

これまでは、高齢者であれば所得が125万円までは住民税、市民税非課税でございましたから、障害者でもある高齢者にとっては、障害者であることを申告する必要性がありませんでした。しかし、平成17年度から高齢者の非課税限度額が廃止されてしまった今では、障害者であることを申告することが重要な意味を持つようになりました。納税者本人や扶養親族に障害者がいる場合、障害者控除が受けられます。また、本人が障害者である場合には、年間所得が125万円以下なら住民税が非課税になります。障害者控除は、もともとは障害者手帳を交付されている人だけが対象でしたが、その後は手帳を持っていない高齢者にも対象が拡大されました。一つは、寝たきりで複雑な介護を必要とする場合です。12月末の時点で6ヵ月以上寝たきりの状態にあったことを市町村長などが認定すれば、その年の所得について障害者控除の対象となります。もう一つは、障害者手帳を交付されている場合と同程度の障害があると市町村長や福祉事務所長が認定した場合です。この場合、具体的には高齢者本人が市町村などに申請をして障害者控除対象者認定書を交付してもらい、それを添えて税務署に確定申告するという手続になります。その際、改めて医師の診断書などを作成してもらうのでは、手間も負担もかかってしまいます。高齢者で障害がある場合、既に介護保険の要介護の認定を受け、介護サービスを受けている場合が少なくありません。この場合、介護保険の認定に関する情報を市町村が把握しているわけですから、この情報をもとにして障害者控除対象者認定書を作成することができます。こうした点をよく理解していただき、弥富市でも津島市のように介護認定者が障害者控除対象者認定書の交付が受けられるようにしていただきたい。以上です。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

障害者控除の認定につきましては、個々の障害を別々にきちんと判断することが非常に大切な要素だと考えております。それを一律に機械的にやることは、個々のケースに即していればかえって不公平になる場合も出てくるとおられます。どうして私は軽いの、あなたの方

が重いというようなことも出てくることもないとは言えないと思われまので、適切な取り組みが必要であると思われま。よって、他市例のように介護認定を受けている方に一律に申請のみで認定書を交付することは適当でないと考えております。12月議会で答弁をさせていただきますとおり、当面は現状の認定基準で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ちょっと勘違いしないでほしいんですけども、私は一律に扱いなさいなんていうことは一言も要求してないんですよ。ただ、そういう方に対しては認定できるようにしてくださいということをお願いしているわけでありま。

それで、今、介護高齢課のカウンターの窓口には介護保険高齢者福祉ガイドブックというのをたくさん積んで、皆さんよく見てくださいという形で置いてあります。ここの45ページのところには、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除対象者の認定という形で、対象者は、65歳以上で、障害者に準ずる者として市町村の認定を受けた方と。そして、障害者としては、障害の程度が知的障害者軽度・中度に準ずる者は身体障害者3から6級に準ずる方として市長村長の認定を受けた方は障害者控除の対象となりますと。控除額は、所得税27万円、住民税26万円、特別障害者については、障害の程度が知的障害者重度に準ずる、または知的障害者1・2級に準ずる方及び寝たきり老人として市町村長の認定を受けた方は特別障害者の控除の対象となりますと。控除額は、所得税40万円、住民税30万円、認定書の交付に関する詳しいことはお住まいの市区町村役場にお尋ねくださいと、こういうふうにできるということが書いてあるんですよ。それをいつまでもやらない。この海部郡の他の町村と比べて突出することはできないというような言い方で拒否されておたら、市民は全く不利益をこうむることになります。

そういう点でもう一つ指摘しておきたいのは、私どもの党の佐々木憲昭衆議院議員が2月28日の委員会の中で質問をしております。この中で尾身財務相は、障害者が追加的に費用を要することで租税力が減殺されることを上げ、控除対象に障害者に準ずる人を加えた理由が、老衰によって身体に障害を生じた人の事情を考慮したものであるというふうに答弁をしておりますし、また中村吉夫厚労省障害福祉部長は要介護認定も判断材料の一つと述べ、窓口での拒否について、申請があれば受け付けるというふうに国会で答弁しておるんですよ。それを、各窓口が勝手に私のところはだめだと。こういう門前払いはまかりならぬ話なんです。いつまでもこういうことをやっておられては、やはり弥富市の発展はあり得ません。

そういうことで、こういった問題につきましてもう一つ、先ほどの津島市のように介護認定をしてほしいということでございます。それで、津島市の方は一律に認定しているかといいますと、そんな一律の認定はしてないんですよ。独自にそれぞれの内容を決めまして、障

害者に準ずる人はどういう方が、3級から6級に準ずる人はどういう方、それから特別障害の方はどういう方ということで、それぞれ事細かに決めまして、それぞれの自治体で判断して取り組んでおるところでございます。ですから、一律に何でもやれということじゃなしに、基準を持って行政として認定をしていただきたいということをお願いしているわけでありませぬ。

そこでもう一度担当課長に、今の国会での動きにつきましてどう認識されておるのか、お答えをいただきたいということと、その後、市長に、今私申しましたが、突然のことということになるかもしれませんが、考え方の基本は理解していただけたと思いますので、そのことにつきまして市長の答弁を求めます。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 障害者控除につきましては、よく勉強させていただきまして検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

障害者に対して、あるいは障害者認定に対して私ども行政が熱い手を差し伸べるのが本意ではございますが、それ以前に、やはり行政としてしっかりとしたまちづくりを実行していくということも大変重要な問題ではないかなあというふうに思っております。そういった絡みの中で、こういう人たちに対してしっかりとした手を差し伸べていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） しっかりと、もう一度原点に返って検討していただきたいということ強く要望しておきます。

次の2件目の障害者施策につきましてお伺いをいたします。

障害者自立支援法が昨年の4月から施行され、原則1割の応益負担が導入され、大幅な利用者の負担増になり、施設からの退所や、あるいは施設の報酬の激減により施設運営の悪化など、深刻な問題点が日増しに大きくなってきております。そういった中、昨年の10月からは新たに補装具の支給事業や障害児の施設などにつきまして1割の利用料負担ということになってまいりました。障害者とその家族の負担はさらに増加をしております。こうした中で、障害者団体の大きな運動と国会での追及が政府を追い詰めまして、障害者自立支援法の不備を一定改善させることが決まりました。改善策は、利用者負担の軽減、事業者に対する激変緩和、新法移行のための緊急経過措置の3点と聞きます。この、大変だという問題を解決するには、法律の応益負担を撤回する以外に、障害者とその家族の苦難を根本的に解決することはできないと思いますが、そのことは国会の問題になりますので置いておきまして、い

ずれにいたしましても大変な負担ということでございますので、利用者負担の軽減のために弥富市独自の施策を行っていただきたいということをまず申し上げたいと思います。

そして、福祉授産所に通所されている方や親は、来年度はどうなるんだろうかという心配を毎年されております。福祉授産所の平成19年度通所希望者はどのようになっていますでしょうか。定員数につきましては、十四山は9人というふうになっておりますが、現在7人の方が利用されておりますが、車いすの方もありまして本当にもういっぱい、狭いぐらいの状況になっております。見直しはできないものでしょうか。弥富は19人であり、スペース的には余裕があり、30人まではふやせると聞きますが、ここの定員数をふやしたらどうでしょうか。定員数をふやすと自立支援法の認可施設となり、利用料負担をお願いすることになると市では方針をしているようですが、市でそういった1割負担の助成ということについてできないものかどうか、お伺いをいたしたいと思います。十四山、弥富の福祉授産所は、比較的障害の軽い人が対象になっていると聞きます。比較的障害の重い方は、よその自立支援法の許可施設に通所や入所するということになっております。利用料や職員の負担は大変な状況であります。こうした障害の重い人ほど負担がかかってまいります。市として何らかの助成を考えていただきたいと思いますが、このことについて市側の考え方をお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

障害者自立支援法利用者負担の市独自の助成についてでございますが、利用者負担の軽減につきましては、現在社会福祉法人によるサービスを利用する方のみが減額対象となっております。今回の特別対策により、平成19年4月から1割負担の上限額が現行の4分の1に引き下げられるとともに、社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようになります。新たな軽減策が開始され、今後、国や県の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、現在のところ、市独自の助成策については考えさせていただいておりません。御理解を賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

次に、福祉授産所について御答弁を申し上げます。

平成19年度弥富市福祉授産所の申込者は19名でございます。また、十四山福祉授産所は7名でございます。両施設とも人数につきましては平成18年度と同数で、申し込みをいただいた方全員が、入所申し込みをいただいた施設に入所していただくことになっております。

次に、定員数の見直しについてでございますが、平成23年度までに障害者自立支援法の認可施設に移行することもあり、今後の動向を考慮しつつ、関係者の皆様と協議してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法の認可施設に移行した場合に、利用者から御負担いただく利用料の負担や、他の施設へ通所や入所していただいている方の利用料や食費負担の助成についてでございますが、現在、国や県においてよりよい制度に向けて検討が進められておりますので、その動向を注意深く見守らせていただきたいと考えております。現在のところ、市独自の助成策については考えておりませんので、このことにつきましても御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） まず、今回の国の方の改善によりまして、具体的にはどのようなメリットというんですか、対象者が生まれてくるのか、お伺いをいたしたいと思います。通所や在宅のところにつきまして一般世帯では何人だったのか。今までは市町村民税課税世帯ということで3万7,200円ということだったわけですが、今回はこの階層を二つに分けて、所得割10万円未満という形で、9,300円ということで4分の1に減額するということですが、この対象者は何人おられるのか。また、低所得2の市町村民税非課税世帯についてはどういう内容になるか、また低所得1の本人収入80万円以下、市町村民税非課税世帯についてはどれだけの対象者がみえるのか、お伺いをいたします。

議長（大原 功君） 課長。

福祉課長（横井貞夫君） お答えを申し上げます。

今回の特別対策の利用者負担の軽減についてでございますが、軽減の対象となる方は、資産が一定以下で、収入がおおむね600万円以下の世帯が対象になります。軽減された場合の限度額についてでございますが、先ほども議員が少し申し上げられましたが、3万7,200円の方は9,300円に、2万4,600円の方は、居宅介護の訪問系サービスを受給の方は6,150円に、日中活動系サービスのみの受給の方は3,750円に、1万5,000円の方は3,750円でございます。

次に軽減対象者でございますが、現在申請をいただいておりますので確定はいたしておりませんが、一般の方、3万7,200円の方で88名、低所得2の方、2万4,600円の方が5名、低所得1の方、1万5,000円の方が10名で、合計で103名となっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 国も、昨年4月に実施して、もう1年もたたないうちにその制度をなぶらざるを得ん、そのくらいひどい内容であったというふうに言えるわけであります。

そこで、実際に受益者負担で1割を、障害者はサービスを受ければ支払わなければならないということになったわけですが、この弥富市の予算でも、例えば平成19年度の予算の説明書の中にも出ておりますが、扶助費で介護給付費、訓練等給付費等で1億4,175万円ほど計

上されております。これは施設入所者・通所者の費用だと思っておりますが、1割負担が利用料として、障害者等が負担した金額を差し引いた内容だと見ておりますが、どのようになるのか説明をいただきたい。

また、補装具等も10月から1割負担が導入されましたが、補装具費給付費も昨年10月から1割負担となりましたが、この内容につきましても現在482万円ほど計上されておりますが、本人負担、1割負担というのはどのようになるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（大原 功君） ここで1時半まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午前11時55分 休憩

午後1時28分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

御質問の平成19年度自立支援法関連予算のうち、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ個別に支給決定が行われます障害福祉サービスである介護給付費、訓練給付費につきましては総額で1億5,750万円で、内訳は本人負担が1,575万円、市の予算が1億4,175万円でございます。

次に、身体上の障害を代替・補完するための用具の給付事業で、補装具給付費につきましては総額535万5,000円で、内訳は本人負担が53万5,000円、市の予算が482万円でございます。なお、平成19年度弥富市一般会計予算141億円のうち、お示ししておりますとおり、民生費につきましては29.17%の41億1,607万3,000円、自立支援関連予算につきましては、前年度より約3,100万円アップさせていただいております3億8,429万4,000円でございます。この3億8,429万4,000円につきましては、民生費全体の9.3%を計上させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、担当課長の方から説明がありましたが、障害者自立支援法が実施されるまでは本人負担というような形で、今までは障害のある方についてはほとんどが無料だとか、あるいはまた本人の所得ということで費用が比較的軽かったわけですが、自立支援法が施行されてからは一律に定率負担、1割負担という形で、こういった入所や通所をされる方で介護給付費や訓練等給付費をする方については、1割負担ということで1,575万円もの負担が生じておりますし、また補装具の給付費を見ましても、1割負担という形で53万5,000円の負担が生じておるということで、非常に障害者にとっては厳しい法律ということ

になっております。

そこで、先ほども同僚の安井議員の方から学童保育のことにつきましてる質問がございましたが、学童保育との兼ね合いで、障害者の学童保育と言われる児童デイサービスなんかはどのようなふうになるのか、その点について少し実態について述べたいと思います。

つい最近、弥富の中にも児童のデイサービスという形で「ハッピークラブチャオ」というところがこの弥富市の中にできまして、地域生活支援事業の日中一時支援事業という形で、学校を終えた後の放課後の生活をするところという形で、現在弥富市内にもありますし、また弥富市のすぐ隣の木曾岬にも「あいあい」という児童デイサービス、日中一時支援事業の対象事業所がございます。そういったところにこの弥富市の子供たちが通っておるわけですが、ここでの費用負担というものはどのようなふうになるかといいますと、基本の利用料金は4時間以下は4,000円ということですから1割で400円、また4時間を超える場合は5,000円ということですから500円と。そして送迎費が540円ということ、片道54円、往復108円という形で本人負担が生じてまいります。また、食事につきましては食事の実費というような負担が出てくるわけがございます。こういうことで、例えば22日間そういった施設に通うといたしますと、1日500円の22日、送迎費の108円×22日ということになりますと、1万1,000円と2,376円ということですから合計1万3,376円という費用負担が障害者の方たちにはかかってくると。私が聞いておるところでは、佐織の養護学校を終わると、そういったところの生徒がそういう施設を利用するという形でございます。

それで、先日、チャオやとみにお邪魔して、どんな状況なのかなあと見てまいりましたら、子供たちが自由にいろいろ遊びながら、またいろいろなサービスを受けながら過ごしておられるということで、非常に明るい、いいところだなあというふうに見てまいりました。そういう中で、弥富市在住の方で、このチャオやとみを利用しているところでは小・中・高校生で19世帯ございまして、その中でアンケートに協力した回答数は15世帯ということですが、「やはりこういった日中一時支援サービスは今後も必要ですか」というような問いにつきましては「必要」という答えが出されておりますし、また「今このチャオやとみがやっておるようなサービスは今後も必要ですか」というような内容につきましても「そういうものは必要です」という形で、アンケートを1月の段階でやりまして、2月に締めて、アンケートに答えた内容につきましては、そういったところに報告をされておるという形でございます。

それで、今までは、ほとんどこういった障害の方たちというのは無料でこういったサービスが受けられたわけですが、自立支援法ができてからは1割負担を余儀なくされておると。10月実施という形でなされてきております。そういう点で国の方も、よりよい方向に向かって精いっぱい努力しているから、これで辛抱していただきたいと。私どもの市単独では特に

考えてないという答えでございましたが、私は、今本当に困っているところ、また負担が大きくなっていて、こういうところにつきましては、やはり何らかの手だてをとることが必要ではないかというふうに考えております。今、いろいろな税も制度が変わって、税の徴収はふえるばかりでございます。そういった中で、三位一体改革とあわせて、地方の財源はそういうところから地方の方に入ってくるようになっております。そういう点でも、集めたお金を大変なところに還元をするということが今求められているのではないかなあというふうに思います。また、自立支援法につきましても、今までの負担は障害者の方については2分の1負担ということでしたが、これからは4分の1負担という形で負担割合も軽減されてきております。そういう点で、負担割合が減った分、やはりそういった関係者の方たちに還元をしていくという心が必要ではないかと。いわゆる福祉の心が本当に今求められているのではないかというふうに考えますが、この点につきましてもう一度、まず担当課長の方からお答えをいただき、その後、市長にお答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

今後とも関係者の皆様の御意見を拝聴しながら福祉の事務を進めさせていただきたいと、そのように考えさせていただいております。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

原沢議員ほかいろいろと御質問がございましたけれども、私ども一般会計予算の中で民生費というのは現在41億計上させていただいております。そのうちに、支援者に対する支援を含めまして、障害者に対しては3億8,000万という金額も実は投入しているわけでございます。こういった実績につきましても御理解賜りたく、また私どもといたしましても、今後福祉に対する充実をさらに一生懸命高めていくということを検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 関係者の声を本当によく聞いて、今後さらに今の制度を充実されるために力を注いでいただきたいと思います。

それで、一言関係者の声を聞くというふうなことを口頭で述べられましたけれども、やはり具体的な形で聞くということで、アンケート用紙なり、また施設の方へのアンケートをお願いするなどして、きちっと後に残るような形で関係者の声を聞いていただきたいと思いますが、そういった関係者の声の聞き方でございますが、私は、やはり実態がどうなっているのか、そういう実態を調べながらアンケート等で関係者の声をぜひ聞いていただきたいと思

いますが、この点につきまして再度担当課長の明快な答弁をお願いいたしたいと思っております。  
議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

ただいま私どもで懸案になっておりますのは、福祉授産所の自立支援法の認可法人化でございます。この点につきまして、今後、ただいま御指摘のありました具体的に保護者の皆様の御意見等を拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） これは市長の方にもお願いですが、再度になりますが、ぜひ障害者に対する独自支援、今国の方も1割負担という負担を障害者の方たちに強いることになったわけですが、そういうことについて非常にやはり問題点があるんだなあということで見直しを進めているような状況でございます。市におかれましても、本当に住民の健康、暮らしを守るという立場に立っていただいて、ひとつ前向きに、市独自の独自減免、独自助成というものはどういうものならやれるのか、どの程度ならやれるのかということをよく真剣に検討していただきたいということを申し述べておきます。

次に、3件目の防犯灯等の設置についてお伺いをいたします。

平成18年度、十四山地区から出された各地区ごとの防犯灯新設の要望はどのような内容であったのか。そして、実際に新規新設というようなものはどういう形でやられたのか、お伺いをいたします。旧十四山村と旧弥富町では設置や維持管理の方法が異なっておりましたが、今後はどのようになるのか、お伺いをいたします。また、弥富市では市独自の街路灯設置についてはどのように計画がされているのか。幹線道路については、ある程度責任を持って計画をし、照明をつけるというようなことが必要ではないかというふうに考えますが、この点についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、お答えさせていただきます。

平成19年3月6日現在、十四山地区の要望は椀場1件、亀ヶ地1件、神戸4件、坂中地8件、竹田1件、鍋平21件であり、申請どおりすべて新設いたしました。設置につきましては、従来どおり市が実施いたします。設置や維持管理は、合併協で旧弥富町の方式で実施することになっており、合併前より各区には説明してありますけれども、地元で管理をしていただき、それに対して補助金を交付する旧弥富町の方法で実施いたします。現在、各区長、区長補助員さん方には補助金の振り込み先等、切りかえ等の手続をお願いしているところでございますが、さらに地区に周知・理解を深めるために3月18日の十四山地区の区長・区長補助員の会議において、防災安全課の方より再度説明に伺うことになっております。

それから2点目の街路灯設置の件ですが、道路改良工事にあわせて道路構造上必要な横断

歩道、信号機の設置された交差点などで設置をしております。今後とも、必要な箇所については検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 私も五斗山という自治会に所属しているわけですが、隣の鍋平というところが本年度非常にたくさんついたということで、本当に明るくなったなあというふうになりに感じております。そういう点で、今回弥富町の方では、自治会から申請があればそういったところについては点検をし、設置をしていただけたということをお聞きいたしましたので、ひとつぜひ公平な立場で設置をしていただきますよう、お願いをいたしておきます。

また、この電灯料につきましては、今後は市の方から自治会の方に助成という形でおこなわれるわけですが、1灯当たりについてはどのような内容になっているのか、お伺いをいたします。また、いろいろ話を聞いている中では、大体、そういった助成費の中で切れたものの維持管理につきましては間に合っているというふうには聞いておりますが、どのような認識なのか、その点についてお伺いをいたします。

それから、これは市の防犯灯ではありませんけれども、街路灯、防犯灯という立場からしますと、商工会が設置している照明につきましても、防犯灯の役目を果たしている箇所も多く見られます。そういう点で、商工会の方の設置についてはどういうふうな内容になって、現在何灯ついているのか。また、商工会の中でも、商工会のほかに観光化という形で、それぞれの商店の名前のついた看板のものがございまして、そういった観光化の照明についてはどのような取り扱いになっているのか、その点について商工課の方から説明をいただきたいと思っております。よろしくお伺いをいたします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、防犯灯の補助の関係でございますけれども、平成7年4月1日に設置の関係で補助金の交付規定というのが設けられておまして、20ワットの防犯灯につきましては1年3,400円の補助ということになります。それから、70ワットのナトリウム灯につきましては1万2,000円、これについてはそれぞれ電気料と球切れ等の部分が含まれるということで補助をしております。

議長（大原 功君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） それでは、商工会の方の街路灯についてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

商工会の方の街路灯につきましては、アーチ1灯を含みまして280灯を助成いたしております。助成の内容ということでしたが、定額で規格、いわゆる電気量のワット数に応じて助成をいたしております。以上です。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 本当に安全・安心なまちづくりというためにも、こういった防犯灯の設置、また商工会等の設置する照明につきましても、そういった役割を果たしております。そういう点で、引き続き明るいまちづくりを進めるために市として取り組んでいただきたいということを引き続きお願いいたしたいと思います。

それから、聞くところによりますと、商工会の方の費用につきましては、今20ワットで3,400円の助成となっておりますが、40ワットとか80ワットのところでは半分ぐらいの補助しかなくないというようなことをお聞きいたしております。そういう点では、半額、それぞれの商工会の持ち出しというような形になるのではないかというふうに思われますので、その辺よく検討していただきまして、あまり負担の大きくならないように、市として公平な観点から今後検討していただければというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（大原 功君） 次に、佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 通告に従い2点御質問をいたします。

第1点目は、同報無線導入と地デジ対策についてお聞きをいたします。

市長は、3月5日の施政方針の中で、地上デジタル放送への対応と各種行政情報の提供が可能なケーブルテレビ網を全市内に整備するため、本年度は全体計画をまとめ、新規事業採択に向けて関係機関に働きかけていきますと。また、防災無線としては、市民の安全・安心を図るために、平成21年4月の運用開始に向けて同報無線の整備工事に着手すると表明されました。私は、この3点、すなわち地上デジタル化による専用アンテナの不要対策、二つ目としてはケーブルテレビの導入、三つ目は、同報無線の導入はばらばらに推進するのではなく、同時導入することが、国よりの補助金の有効活用や工事費の低減が図られるのではないかと思います。市長の基本的な考え方をまずお聞きして、細部項目について質問を後から展開していきます。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私たち弥富市に住む住民のだれしものが、災害の脅威ということに対しては毎日のように思うわけでございます。ゼロメートル地帯に住んでいる本当に大変なことがあるわけでございます。そういった災害から市民を守る、あるいは少しでも安心・安全な毎日を過ごしていただくということについては行政の大事な役割ではないかなあというふうに思っております。そういった意味におきまして、同報系の防災無線は、災害時における気象情報であるとか、あるいは住民の避難・誘導等重要な災害情報を住民に迅速かつ的確に伝達するものということでは不可欠なものだと思っております。国・県の方針としても、電気等のライフラインが不能になった場合、地震、津波、あるいは国民保護対策としても同報無線が極めて有効な手

段であるというふうに考えております。そのため、今年度は市全域の電波の確認調査等を行いまして、最優先課題といたしまして、平成19年、20年の2年度に分けて設置工事を実施してまいります。そういった形の中では、具体的には弥富市に公共施設を中心に90本のスピーカーをつけてまいります。また、先ほど助成金等の話がございましたけれども、国の方は交付税扱いという形になっておりまして、算定はしていただきますが、大変厳しい状況でございます。しかし、県の方の補助といたしましては、今のところ5,073万円の額を見込んでおります。いわゆる設置基準の3分の1を補助していただくというような格好になるかどうかと思います。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 市長の考えは今お聞かせ願ってわかったんですが、工事費等を考えると同時にやれないかという質問を私はしたんですが、この辺について再度御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今のところ、平成19年度及び20年度という形の中で予算を計上させていただく予定をしております。平成19年度は2億円、そして平成20年度は2億2,000万という形の予算を計上させていただいております。そして供用開始は平成21年、いわゆる全域同時に発信をしていきたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） それではちょっと確認ですが、今の市長のお答えは、ケーブルテレビと同報無線を同時にやっていくという、そういうお答えと受けとめてよろしいですかね。

市長（服部彰文君） はい。

19番（佐藤良行君） わかりました。

では、次の御質問に移らせていただきます。

これから質問する内容は細部にわたる点もありますので、担当部課長を含め答弁願います。

初めに、今までに同報無線の導入やケーブルテレビへの加入については数回一般質問が行われ、それらを受けて十分検討された結果、今回の施政方針が出されたと思いますので、細かい質問について明確に答弁をお願いしたいと思います。

まず1として、同報無線とケーブルテレビの接続は本当に可能なのか。可能だとしたら、災害時の具体的な運用、例えばケーブルテレビが入っておっても、弥富の市役所の中かどこかで、弥富市の意思でそれを災害無線に切りかえることができるかどうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 関係課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） 今、同報無線とケーブルテレビの御質問でございますけれども、同報無線は無線で飛ぶものをそれぞれのスピーカーがついた局が受けて流すものでありまして、ケーブルテレビは有線で各家庭まで配信するものでございます。ですから、基本的にそれぞれが全く別物でございます。ただし、同報無線とケーブルテレビを相互活用しながら、市民の皆様の方に防災対策、市の情報等を流すことは可能でございますので、そのように研究して総合的な計画を立ててまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） それでは、3点目に入る前に、ケーブルテレビにつなぐということができるとすると、地デジ用専用アンテナ、皆さんが各戸これから事前に変更されるんですが、これは2011年7月24日ですが、それに向けてできるだけ早くやっていただいて、ケーブルテレビ用のアンテナを上げないようなことができないかということでちょっと御質問をいたします。

現在のアナログテレビ用アンテナは90から 300メガ、地デジ用のテレビアンテナは 400メガ以上と聞いております。それで、現アンテナはそのまま使えないと。ただし、ケーブルテレビに接続すれば、各戸のアンテナは使わなくてもいいと。この経済効果をちょっと弥富市全体で試算すると、1戸当たりテレビが2台以内だったらアンテナが1本でいいだろうということで、工事費込みで1戸当たり1本のアンテナを立てると5万円かかると。今弥富市は1万5,000飛び何戸ですから、それを掛けますと7億5,000万円の費用が必要だと。ですから、その前にケーブルテレビにつないで、ケーブルテレビ局が地デジ用のアンテナを本局で上げれば、我々市民は一銭もテレビアンテナが要らないと。それから、台風等でひっくり返るといふことやメンテの心配もないといふようなことで、いつケーブルテレビにつなぐかということが一つの大きな問題になると思っておりますが、その辺についての市当局の考え方を聞かせ願います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

地デジ用のアンテナ対策という御質問かと思えます。

これは、19年度、20年度の中で基本的にはやってまいります事業でございます。そういった意味で、早く、広く事業内容について啓蒙活動していくということが非常に重要だと思っております。そういった意味で、いろんな行政の機関紙も含めましてPR活動をしていきたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） では、1点目の質問の最後ですが、ケーブルテレビ局へ幾らぐらいを弥富市として負担するかということを考えてみえるかということと、利用者1戸当たり標

準月額利用料は幾らぐらいになるか。というのは、非常に高いところから安いところもあります。例えば木曽岬ですと、たしか月に 500円、標準の接続であればと聞いております。その辺について今の2点、よろしく願います。

議長（大原 功君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、料金についてお答えをさせていただきます。

今、この地域のすぐ近くまで来ておりますケーブルテレビ会社1社につきましては、料金が一番安いもので2,100円であります。これは地デジ30局ぐらい対応していただけるんですが、これはテレビ1台が2,100円あります。2台目が半額になりますが、また千数百円かかります。3台目も同じでございます。このような料金体制のものもあれば、先ほど議員がおっしゃいましたように、木曽岬町の方では月額525円ですけれども、このようなものもございませう。市当局の負担を幾ら出して、どちらのものを整備するかということに関しましては、市幹部の皆様と協議をしながら、総合的に負担額と、市民の皆様にも幾らまでだったら御負担をいただけるか、全世帯加入に向けてどのようなものが一番ふさわしいのか、研究をしていきたいと思っております。それを平成19年に行いまして、国の方に予算要望もしていきたいと思っております。よろしく願います。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 1点目の同報無線関係は大体クリアされたと思います。ただ要望として、今市長もはっきりと19年、20年ということで工事を進めたいとおっしゃっております。そういう意味では一日も早くケーブルテレビにつないでいただいて、もう一部の人は地デジ用のテレビを購入されて、アンテナを上げようか上げまいかと迷って見える人があるんですね。それがはっきりして2011年までに間に合えば、テレビは買ってあるけれども地デジにつないで見ないなら、ケーブルテレビにつなぐまで待とうと、こういう人もありますので、ぜひともその辺のPRも含めてよろしく願いたい。これは要望です。

それから、大きい第2点目は地球温暖化防止対策について御質問します。

地球温暖化防止対策については、1997年12月開催の地球温暖化防止対策京都会議より10年が過ぎ去り、そのとき決定された日本の温暖化ガス排出量、これはCO<sub>2</sub>等6種類ありますけれども、それを2010年に1990年度対比6%削減が義務づけられました。ところが、その後の対策の実施が思うように進まず、達成は不可能とされている中で、先日、去る3月8日のEU首脳会議でさらに厳しい、2020年までに1990年対比20%削減が合意され、これを受けて日本も見直しが必要と言われております。地球温暖化が進むと南極や北極等の氷が解け、海水面が上昇し、海拔ゼロメートル地帯の当弥富市は将来大きな影響を受けると考えられるので、真剣に検討しなければならない問題であります。

そこで1、市長は、この問題に対する基本的な考え方と、その重要性をどの程度考えてみ

えるかをまず御答弁願ひ、具体的項目はその後にいたします。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

まさに地球の温暖化は地球が悲鳴を上げているというような状態で、昨今言われておるわけでございます。今、佐藤議員の御指摘のとおり、世界各国でいろんなこの取り組みが開始されております。また、今世紀末には温度として6度以上は高くなるだろうという懸念も予想されております。まさに異常な気象情報であるというふうに理解しております。また、その進行につきましては大変な不安を抱いておるということでございます。私たちゼロメートル地帯に住む者にとっては、どんな大きな災害が降ってわいてくるかわからないということで、大変危険に感じておる次第でございます。地球の温暖化の防止は、世界の国々が一様な危機感を持ち、一丸となって取り組まなきゃならない非常に厳しい、難しい問題ではありますが、昨今では世界最大の石油消費国でありますアメリカが地球温暖化防止に対して方向転換をしたというような形で、非常に前向きに取り組んでいるようでもございます。まだまだ国により理解度、あるいは考え方に温度差がありますけれども、今後の進行の中においては、まさに世界一致団結してこの問題に取り組まれるというふうにも思っております。しかしながら、私たちは毎日の生活の中でこういったことを考えて、身近でできることをやっぱり実施していかなくちゃいかんというふうにも思っております。そういった意味で、地球温暖化防止に対する意識をさらに高めていくという形の中で、行政の方としても市民の皆様にも、そういったことのPR活動も含めまして考え方を示していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 考え方はわかりました。問題は実施だと思います。

そこで、2として次に地球温暖化防止対策に対する具体的項目、どういう項目を考えてみえるか。さらに、弥富市の各施設、学校だとか、体育のいろんな施設がありますが、そういうものへの導入及び各家庭への補助金制度は考えてみえるかどうか、お聞きします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

基本的には温暖化防止対策というのは、いかに二酸化炭素というものを削減していくかということにかかってくるのではないかなあというふうに思っております。まず、弥富市では基本的な職場・個人を問わず、先ほども言いましたように、身近にできることをやっていかなくちゃいかんというふうに思っております。さまざまな、節水であるとか、節電であるとか、あるいは車でいえばアイドリングだとかいったようなものの防止、あるいは夏になればクーラビズ、あるいは冬になればウォームビズというようなことが今一般的に言われておること

でございます。こういった環境に対する意識をさらに高めていきたいというふうに思っております。さらに、市の施設の新設、あるいは改修の計画に当たっては、十分環境に配慮した設計を考えて実施していかなくちゃならないというふうにも思っております。また、公用車等の更新時には、ハイブリッド車などのエコカーというものも検討してまいりたいというふうに思っております。しかしながら、エコに関する商品というのはまだまだ実質的にはお金が高いという意識もございますので、その費用対効果というものも十分に考えながらやっていかなくちゃいかんというふうに思っております。そういった意味で、これからも皆さんから御意見、お知恵を拝借しながら、こういった環境整備というものについてもやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 市長の考え方はわかったんですが、具体的な項目がちょっと足りないかと思っておりますので、例えば参考までに申し上げますと、具体的項目としては、今一部おっしゃいましたがハイブリッド車の導入ということで、これは愛知県がもう3年前から、今はもう100台を超えているかもわかりませんが、毎年数十台ずつ導入しています。それから、口としては市内の小・中学校や各種施設への太陽光発電だとか風力発電、太陽熱温水器等の設置ということがあります。それから、八としては公園や市の各種施設内の緑化、これは住民1人当たり10平米という目標で一応政府も出しておりますけれども、そういうことによってCO<sub>2</sub>を減らすと。

例えば具体的なことを申し上げますと、昨年6月の定例県議会で神田知事は、議会で県下一般家庭への太陽光発電は過去12年間で約1万2,000台導入され、兵庫県に次いで設置件数が全国2位で、さらに、これからは問題ですが、2010年までに10万台と急増を図ると表明しております。ということは、12年間で1万2,000台ですが、今から4年間で8万8,000台をつける。だから、各県民、市町村等も協力をしてほしいというのが6月議会で表明されております。そういうことを参考にさせていただきたいと思っております。

それから、私の具体的な質問の三つ目、これらを受けて飛鳥中学校や木曾岬の小・中学校等、周辺自治体では文科省の補助金制度を活用して、これは最大2分の1まで出ますが、太陽光発電を設置して、教育の一環と実益を兼ねて電力を活用していく。服部市長が先ほどおっしゃったように、真剣に地球温暖化対策、または地盤沈下で今後大変なことになるとされる弥富市のことを考えられているなら、現在建設中の弥富中学校に今からでも太陽光発電を追加設置されるべきだと思いますが、御所見を伺います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

自然エネルギーというか、太陽光発電を含めたところの環境という問題につきましては、

今後検討してまいりたいというふうには思っております。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 最後に、要望を1件申し上げておきます。

今、市長のいろいろな考え方だけはわかりました。これからいかに実施するかということが大変なことだと思います。それで、今、渥美半島の中で、市になりましたけれども、旧渥美町でソーラー町長と言われて、1994年からソーラーを全国に先駆けていろいろやられて名をはせた町長がございました。そういうようなことで、隣の佐屋も家庭用の太陽光発電の補助金、名古屋市、春日井市、瀬戸市、いろいろ愛知県もあるんですが、そういうところを参考にさせていただいて導入を実施していただきたいと、このように要望しておきます。以上です。

議長（大原 功君） 次に、炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして2点質問をいたします。

初めに、1点目のJR弥富駅周辺の整備についてお伺いをいたします。

この件につきましては昨年6月議会でも質問をさせていただきましたが、現在、JR弥富駅周辺の状況は、特に通勤通学時での朝夕、また雨の日などの交通渋滞や踏切での車と歩行者、そして自転車とのすれ違いといった非常に危険な状況にあります。前回の御答弁では道路拡幅を中心に整備を考えていきたいとのことでございましたが、交通渋滞の緩和対策や、自転車及び歩行者との混雑解消の点から早急にも整備をしていくべきだと考えます。地域住民を初め皆様方からも大いに期待を寄せられているところではありますが、特に以前からも申し上げておりますように、北側から来られる人たちが大回りをせずに駅が利用できるよう、南北を結ぶ自由通路を初めJR弥富駅の橋上化をぜひとも考えていただきたいと思います。そして、時間短縮することで経済効果の向上や防犯にもつながると思います。

また、現在、海部南部農協弥富支店の移転工事が行われていますが、旧農協支店の用地利用の件も含めまして、今後、北側を初め、利便性を生かした画期的な駅周辺整備につきましては、総合計画での位置づけとして市長はどうお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

弥富駅北側の整備、橋上化の問題でございますが、これは私も過去30年ほど前から弥富の都市計画の中でも議論がされてきているというふうに伺っております。利用度の問題であるとか、公共用地の確保であるとか、あるいはJR、名鉄等の費用負担の問題、そういったものがその都度ネックになって、なかなか協議は進まなかったということを聞いております。先ほど炭竈議員がおっしゃいますように、私も朝、そういった非常に混雑、渋滞をしている

ということを経験しておるわけでございますが、こういった形の中で利用者の増加がさらに見込まれるというようなことも考えられますので、今後十分、関係機関と打ち合わせをしていきたい、検討していきたいというふうに思っております。弥富市の新しい顔づくりというのは、やっぱり駅周辺の再開発という問題が非常に重要だと思っております。そういった意味で、地元の皆さんの御意見、お知恵を拝借いたしまして、駅前開発ということは皆さんで取り組んでいきたいというふうに思っております。

ちょうど1週間ほど前になるかと思えますけれども、甚目寺の駅前開発ということで新聞紙上に載っておりましたが、あれは一つの参考事例になるかなあというふうに思っております。といいますのは、やはり地元の住民の皆さんのお力添えの後押しが非常に重要な要因だというふうに思っておりますので、今後ともそういったことも含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、JAの弥富支店の移転の関係につきましては、その整備方針を伺って、総合的に判断をさせていただき考えでございます。こういったトータル的な事業は、市民の皆さんの御意見を反映し、また御協力を願い、関係機関との協議を重ね、新市総合計画及び都市計画マスタープランの中に策定し、反映させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

市長も前向きにお考えいただいているということで、駅前整備につきましては住民の皆様の強い要望でございますので、早期実現に向けて検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の質問といたしまして、妊婦無料健診の拡大についてお伺いをいたします。

妊婦健康診査は、母子健康法の規定に基づき各市町村の自治事務として実施をされています。厚生労働省の通知によると、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数として示されていますが、公費による無料健診はおおむね2回程度です。平成16年度の妊婦無料健診の調査では、自治体平均回数で秋田県が8.16回、香川県では4.11回、富山県では4回など、国の助成を上回って実施をしている市町村も少なくありません。国の助成といいますと、平成19年度の国の予算における妊産婦無料健診費用の助成が大幅に拡大をされます。これまで公費による妊婦の無料健診の回数は全国平均で2.14回、健診費用は1人当たり約12万円に上っているのが現状です。これまで国の予算に計上されてきた健診費用の助成は、おおむね2回分として130億円が財政措置されてきました。これが、平成19年度には妊産婦健診への助成をも含む少子化対策に充てる地方交付税が約700億円に拡充されます。弥富市においての妊婦健診は、現在、妊娠前期と妊娠後期の2回は無料であり、県外での健診には費用補

助がされてはおりますが、今回のこの財政措置拡充は、当局におきましても回数拡充等を実施する絶好のチャンスだと考えます。かねてから助成回数の引き上げが望まれておりますし、ぜひこの機に子育て支援事業の一環として妊婦無料健診の回数拡充を実施していただきたいと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

少子・高齢化というのがますます進む時代でございますが、弥富市もその例外ではございません。元気な赤ちゃんの顔を大勢見たいという気持ちは、私のみならず、皆さんの願いではないかなあというふうにも思っております。そういった意味で、妊婦の出産しやすい環境を整えていく、いわゆる少子化対策の施策として考えております。現在、妊婦健康診査のうち2回を公費負担とさせていただいております。始まりは県の事業であったものでございますが、事務移譲により市町村事業となりました。そのときより、県の示した基準で2回の公費負担を実施しているという状況でございます。

そうした中、平成19年1月16日付で厚生労働省から妊婦健康診断の公費負担の望ましいあり方というものが示されました。地方財政措置を行うため、妊婦健康診査の公費負担が拡大するよう通知が来ているところでございます。これを受けまして、愛知県として、今後県医師会と健診内容と単価の交渉を行っていくと伺っております。弥富市といたしましては、県のその動きを受けて、回数の拡大の検討を進めてまいります。今試算しておりますところ、1回ふえますと1人当たりの単価が5,000円、人数が450人と想定しておりますので、約225万円の増となるわけでございます。そういった意味におきまして、弥富市においては、県外の医療機関で受診した場合も公費負担の対象にしているということも御理解いただき、前向きな取り組みとして御理解をいただきたいというふうにも思っております。全体的な、総合的な医療支援という形の中で今後も検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

報道等でも御存じかと思えますけれども、県内でも大府市の場合、ことしの4月から妊産婦無料健診を従来実施の3回から一気に15回にふやしたとあります。妊婦には14回、産婦には新たに1回という公費負担をすることで、ほぼすべての健診が無料になるということで大府市は始まります。このように意欲的な大府市のような取り組みに対して、市長も、ああ弥富もやらないかなあという思いになられるかと思えますけれども、もう一度再度、弥富市も実現可能ではないかと思えますので、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 平成19年度は、皆さんに12月議会で制定していただきました乳幼児等の医療費の拡大という形の中で、中学3年生まで医療費無料化をこの4月1日から執行していくわけでございます。全体的な医療費の問題の中でこの妊産婦の問題につきましても考えていきたい、回数が少しでも多くなるような形で検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） ちょっと早いですけど、ここで35分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

浅井葉子議員。

15番（浅井葉子君） 浅井でございます。

通告に従いまして3件質問をいたします。

最初に、男女共同参画について質問をいたします。

活力ある地域社会の創出に向け、私たちが目指すべき社会は、女性も男性もお互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会の実現であり、男女が輝いて生きることができる社会であります。これまで男性は働いて家族を養い、女性は家事、育児、介護で家庭を守るという性別による役割分担は、この21世紀が迎えている少子・高齢社会では難しい状況になってきております。男女がともに家庭にも地域にも、そして職場にも同じようにかかわっていける社会づくりは重要な課題でもあります。家族のきずなや心の潤いを大切にしながら、男女共同参画に向けた意識改革が必要だと思っております。男女共同参画社会を実現するためには、男性と女性が性別で分け隔てられることなく、お互いの人権を尊重するとともに、個々の能力を十分に発揮し、みずからの行動に責任を持って生きることができるよう、そのような視点に立った意識をはぐくむことが必要かと思っておりますが、市長の男女共同参画社会についての考えをお聞きいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えさせていただきます。

男女共同参画の御質問でございますが、男女共同参画はだれにも関連する身近な問題でございます。男性も女性もそれぞれの意欲と能力を十分に発揮していただき、さまざまな場面で活躍することができる、まさに男女共同参画社会の実現が大変重要な課題であるというふうに認識をしております。弥富市の審議会等への女性委員の登用率は、平成18年4月1日現在では23.8%でございます。県内自治体の平均値を上回っておりますが、決して十分なも

のとは考えておりません。そういった意味におきまして、さらに男女共同参画社会の実現に向け、一步一步着実な取り組みをしまいいりたいというふうに考えております。そこで、本年度は男女共同参画意識をさらに高めるため、秋には社会教育センターにおきましてセミナーの開催を計画いたしております。また、今後の審議会委員として登用できる人材の育成のため、男女共同参画社会支援セミナーへの参加を既に決定いたしております。先日、代表を選ばせていただきました。

次に、女性委員の登用率の目標値につきましては現在明確な数字は持ち合わせておりませんが、先ほどの23.8%を上回る形の中でさらに高めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今、市長の方から男女共同参画社会の形成のために御理解をいただいておりますお答えをお聞きしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほどパーセント等を申されたんですけども、この1月の中日新聞に、審議会などへの女性の登用率の数値が、男女共同参画社会の実現を考える一つの指標といたしまして掲載されました。愛知県は2001年に「あいち男女共同参画プラン21」を策定し、県の審議会などにおける女性登用率の目標を30%と定め、県といたしましては2005年に達成をいたしております。やはり先ほど市長が申されたように、弥富市はそのグラフでいきますと23.8%となっております。先ほど目標値はまだつくってみえないというようなお話だったんですけど、ぜひとも目標値をつくっていただきたい。そしてまた、弥富市として男女共同参画推進プランを作成していただきたいと思いますが、そのところはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、明確な数値はつくっておりませんが、登用率といたしましては、先ほどお話をさせていただきました30%には向かっていきたいというふうには思っております。プランの策定の時期でございますが、まずは市役所等の体制を整備し、職員の意識改革とともに、各審議会等の女性登用率の数値目標の設定から始めたいと考えております。次の段階といたしまして、（仮称）弥富市男女共同参画推進プランというようなものを策定いたしまして、それに向けて検討してまいりたいというふうに思っております。また、プラン作成に当たっては、市民のアンケート調査等を参考にしていきたいというふうに考えております。プランの素案ができましたら検討会議で御協議いただき、策定に向け一步一步進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 大変前向きなお答えをいただきました。

先ほど市役所の職員体制を整備してというお言葉もいただいたんですけど、次に弥富市職員の男女の割合、男性が何名、女性は何名でしょうか。そして、管理職に登用されている男性・女性の割合はどのようになっておるのでしょうか、担当の方をお願いいたします。

議長（大原 功君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） それでは、職員のうちの女性職員の割合という御質問でございますが、それについてお答えさせていただきます。

まず、前提としまして調理員、用務員さんは除いた数でお答えさせていただきます。

まず、保育所を除いた場合でございますが、職員数が男性 144人、女性67人、計 211人ということで、女性の割合が32%でございます。次に、そのうちの管理監督者の数、これは主査級以上の職員でございますが、男性が 107人、女性が24人、計 131人ということで、女性の割合は18%ということでございます。

次に、今度は保育所を含めた場合を申し上げますが、職員数が男性が 144人、女性が 171人、計 315人ということで、女性の割合は54%でございます。そのうちの管理監督者の数、主査級以上でございますが、男性 107人、女性64人、計 171人ということで、女性の割合は37%という形になっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 課長にもう一度お尋ねしますが、主査級以上というお話なんですけど、課長以上でしたらどうなりますでしょうか。

議長（大原 功君） 課長。

総務課長（佐藤勝義君） それでは課長以上ということで、これも保育所を除いた場合の方からお答えさせていただきます。

管理職ということで、主幹も管理職という形でとらえておりますので、その数を今つかんでおりますので、それでちょっとお答えさせていただきますが、男性が39人、女性が 3人、計42人ということで、女性の割合は7%という形になっております。

次に、保育所を含めた場合でございますが、これは保育所長、こちら管理職ということにとらえてございますので、保育所を含めた場合は保育所長以上ということでお答えさせていただきますが、男性が39人、女性が14人、計53人ということで、女性の割合は26%ということになっております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今お答えいただきまして、保育所といいますとどうしても女性が多く入っておるということなんですけど、一般的な市役所の内部の中でのパーセントは本当にわずか7%というような結果が出ていると思いますけど、女性の問題は社会のいろいろな側

面で顔をのぞかせておると思います。やはりその解決の基本は、お互いの自分育てを支えていくことであり、職場であれば、職場のトップの方が職員の自分育てのチャンスを与えることだと思います。市長、今後ともぜひとも女性職員にチャンスを与えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

貴重な御意見だと思っておりますので、前向きに検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） やはり女性の意欲や能力を十分発揮できるような、そんな仕組みをつくっていただきたいと思います。ぜひとも弥富市が男女共同参画社会の名にふさわしい、男女がともに輝く、心豊かな弥富になることを期待いたしまして次の質問に移らせていただきます。

2件目の質問といたしまして、職員の給与の構成という件で総務部長に質問いたします。

合併協議会の協議事項で、協議第13号一般職の身分の取り扱いについて調整方針の2番で、十四山村の一般職の職員の任免、給与、その他身分の取り扱いは、弥富町の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱おうとあります。その中の1番で、調整はされましたでしょうか。されてないようでしたら今後いつされますか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきます。

合併協議会の調整方針の中で、調整内容として5年間で調整するというようなことで決められておりますので、新年度から順次調整していきたいと思っております。以上です。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ぜひとも早いところ調整していただきますようお願いをいたします。

それと、調整されるようでしたら、基本となるかと思われ弥富市のラスパイレス指数はどれぐらいになっておるのでしょうか、お願いいたします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 平成18年度のラスパイレス指数につきましては87.0でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） このラスパイレス指数は県下で何番目ぐらいになっておるのでしょうか。また、市政ということになっておるんですけど、市の中では何番目でしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 部長。

総務部長（北岡 勤君） 県内の全市町村では63市町村ございますが、その中の60番目ということでございまして、同じ数値の自治体がありますが、要は下から3番目ということでございます。また、県下の35市の中では35番目となっております。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） いい方から3番目ならともかく、本当に下から3番目という数値と、また市の中では一番下ということをお聞きしてびっくりしておりますが、次に市長に伺います。

市の職員の皆様は、市長がいつも施政方針等でも言ってみえるように、市民とともに考え、市民とともに悩み、そして市民に喜ばれてこそ働きがい、生きがいもあふれて、市役所の職員でいることに誇りを感じながら、一生懸命市民の幸せのために働いてみえると思います。市長として、この状況についていかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどのラスパイレス指数につきましても、弥富市は非常に低いというところがございます。職員の給与につきましては、公務の能率や職員の勤怠意欲にも深くかかわるものでございますので、そういう点も踏まえつつ、国及び同規模の市を参考にいたしまして給与水準の見直しに取り組みたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 職員の皆さんが生き生きとやる気を持って働ける、そんな職場づくりをお願いいたします。

続いて、きのうでしたか、たしか佐藤良行議員の質疑の中にも発言してみえましたが、職員の再任用についてお尋ねをいたします。

年金制度の年金支給年齢が、60歳だったのが65歳に段階的に引き上げられ、年金の一部しか支給されません。その結果、60歳定年者の低所得状態が生じてきます。この定年退職と年金支給開始の時間的ギャップを埋め合わせるために、再雇用する制度がつけられました。この弥富市におきましても、団塊の世代と言われる人たちの退職が迫ってきております。大量の退職によるベテラン職員不足、また彼らが長年にわたり蓄えた知識や能力、そんなのを生かすことのできる対応といたしまして再任用を検討する必要があると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

団塊の世代の退職者の再雇用についてでございますが、最近、少し経済も上向きというよ

うなことも言われております。あるいは、また民間企業等においても、きのうもお話をさせていただきましたが、雇用の延長ということが実際にも取り組まれております。そういった観点からいきまして、新しい新卒者は今「金の卵」と言われるそうでございますが、ましてや団塊の世代については「銀の卵」と言われているようでございます。そういった形の中におきまして、市民サービスの質を維持・向上させることが可能な必要最小限の職員数を見きわめながら、国が推進いたします定員の適正化に努めるとともに、新規採用の職員数を控えながら、不足する職員の対応策といたしまして、長年培った行政経験、あるいはその能力を活用する等の観点から、定年退職者の再雇用を今後は検討していきたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 私の両サイドにも銀の卵の方がいっぱいお見えになると思いますが、若い人たちも将来にわたって夢の持てる、そんな環境を確立していただきたいと思いません。

次に、3件目の少子化対策について質問をいたします。

近年、核家族化の進展、女性の就労の拡大、地域連帯の希薄化などを背景として、子供や子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化をしております。今後、少子化は一層進行するものと予測されます。急速な少子化の進行は、子供の自主性や社会性が育ちにくいといった子供自身への影響や、労働力人口の減少などにより、社会経済システム全般に深刻な影響を与えることが懸念されます。あすを担う子供たちが心豊かで健やかに育つことは、将来の地域社会が発展するために欠かせないものであり、そのためには子供たちを社会全体で支えていくことに取り組むことが求められております。

なぜ子供が少なくなったんでしょう。若者が結婚しない、女性が子供を産まない、産んでも育児にかかる費用が大変、大きくなったら今度は教育費が大変など、いろいろな原因が取りざたされております。弥富市として少子化対策は何ができるのか。出産費を補助する、教育にかかる費用を補助する、結局安心して子供を育てられる環境づくりが少子化対策になると思います。市長として、少子化対策についての考えをお聞きいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

少子化対策につきましては、国においても各種事業を展開しているところでもございますが、弥富市におきましても、施政方針の第3、健康、医療と子育て支援、福祉の充実というところでも私も述べましたが、このほかに児童手当の拡充、子育て支援センター事業、それぞれの分野で少しでも子育て感を軽減できるような形で施策を講じてまいりたいというふうに思っております。財政状況も勘案しながら前向きに取り組んでまいります。以上でございます。

ます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 子供は弥富の宝でございます。少子化対策について前向きなお答えをいただきましたので、次の質問に移ります。

次に、2番目の出産祝い金（ベビーボーナス）の復活についてお聞きをいたします。

弥富町のときは、平成15年までは出産奨励金として1人3万円をお祝いとして出してみえましたが、16年からは3子以降に限定され、18年度からは廃止されてしまいました。これは、子供さんの医療費を拡充するという理由もお聞きはしておりますが、他の市町村では、出産を奨励するとともに、多子世帯への支援をすることにより出生率の向上と活力あるまちづくりに役立つ出産祝い金を支給するところが多くあります。例えば出産時と小学校入学時に支給する自治体も多くあると思います。市長として、この制度を復活させる考えはありますか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

この件に関しましては児童課長の方から答弁させていただきます。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、出産祝い金（ベビーボーナス）の復活の件についてお答えします。

先ほど議員もおっしゃられたとおり、出産奨励祝い金の支給は平成3年から1子につき3万円を支給し、平成17年を最後に第3子に限り支給してまいりましたが、この制度を復活してはどうかということでございますが、この4月から乳幼児等医療制度が小学校6年生までを中学校卒業までに拡大することになっておりますので、今のところは考えておりません。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 医療費拡充は本当にありがたいことだと思っておりますが、やはり、かわいい赤ちゃんの顔を見たときにみんなでお祝いをするという、そういう制度を、市独自で、また町村独自で行っておる、そういう少子化対策が他町村で行われているということをしかり踏まえていただきたいと思います。予算、いろいろあると思いますが、今後も議論を続けていただき、少子化対策の一つとして私は取り組むべきではないかと強く思います。

続きまして、3番目の子育て支援、親子の交流の場、児童館の新設についてお尋ねをいたします。

「児童館は子供たちが自由に、また安全に遊びながら創造性を伸ばしたりすることのできる子供のお城です。図書室、遊戯室などの部屋があり、職員の指導のもとに自由に利用する

ことができます」。この今読み上げさせていただいたのは、弥富市のパンフレットの中に書いてある言葉です。弥富市にはさくら児童館、白鳥児童館、栄南児童館、弥生児童館、大藤児童館と、旧弥富町の小学校区全部に設置されてみえます。市長も選挙活動の中で、児童館の利用の拡大、新設等を図りますとパンフレットの中で書いておみえです。十四山地区に児童館の新設はどのような計画になっておるでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 十四山地区の児童館建設につきましては、財政面、それから地域のバランス、ニーズを総合的に勘案し、さらには既設の公共施設の再利用も考慮し、検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 担当課長からお答えをいただいたんですけど、一応市長の方からもお答えがちょうだいしたいと思います。選挙中のパンフレットを見て十四山地区の方は、児童館新設となりますと、もうほかのところは全部できておりますもんで、十四山地区のことだなあと期待を込めてパンフレットを見させていただいている方が大勢お見えだと思いますので、ぜひとも市長のお答えをお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

既存の施設も利用しながら、新設等も考え合わせて前向きに検討してまいります。よろしくをお願いいたします。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。前向きに検討というお答えをいただきました。ぜひとも早く計画を立てていただき、十四山地区にも建設をお願いしたいと思います。

4番目の質問をさせていただきます。3人目以降の保育料の無料化についてお尋ねをいたします。

先ほどのニュースで、群馬県太田市は、少子化対策・子育て支援として中学校までの公費を無料にするなど支援策を講じたと回答し、第3子以降の妊娠中の妊婦の健診費用、出産費用、中学校までの給食費、医療費、入学費用、修学旅行費などを助成する市独自案を提案したと報じられております。愛知県の神田知事も選挙公約の子育て支援として、3人目以降の2歳児までの保育料の無料化を6月議会に提案する意向と新聞に報じてありました。弥富市も今第3子の保育料は10分の1とされてみえますが、その中でちょっとお尋ねをいたしますが、3人の子供さんが同時に保育所に通園時のみではなかったかと聞いております。子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子供を安心して産み育てやすい環境を整備するために、同時に3人が通所していなくても、第3子以降の子供さんに対して無料にすることが強く求

められております。市独自の支援策を打ち立てていただく考えはありませんか、市長の考えをお聞きいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

けさの議員の方にも答弁させていただきましたけれども、今後の保育園の無料化につきましては、いろんな財政状態も含めまして検討し、考えていきたいというふうに思っております。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 3人同時に通所している場合のみ10分の1だったのでしょうか、そのところを担当の課長に確認したいと思います。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 議員のおっしゃるとおり、3人のお子さんが同時に保育所に行っている場合ということでございますが、広域で他の市町村に預けている場合も措置しておれば、3人目のお子さんは10分の1ということでございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 次に、子育て支援制度の拡充についてお尋ねをさせていただきます。

今現在の弥富市の取り組みについては、先ほど市長の方からいろいろお話をいただきました。今後の取り組みについてお尋ねをいたします。他の市町村で実際に行っている支援事業の紹介をさせていただきます、考えをお聞きしたいと思います。ここは、5項目にわたり他の市町村で行われておる支援事業を紹介させていただいて、お答えをお聞きしたいと思います。

まず1番目といたしまして、先日も質疑のところでもちょっとお話をさせていただいたんですけど、産褥期ヘルパー派遣事業です。こんにちは赤ちゃん事業の質問のときにも、お話をこれはさせていただきます。出産後間もなく、身の回りのことや家事・育児が困難なお母さんを対象にヘルパーを派遣する事業で、体調が不良のため育児が困難なお母さん、また多胎といひまして双子ちゃん、三つ子ちゃんを出産した、その乳児を養育するお母さん、そういうお母さん方におおむね1日4時間ぐらいの派遣を実施しているところが市としてあります。

続いて2番目で、子育て支援ショートステイ事業で、家庭で養育が困難な場合、施設へのショートステイが利用できる事業です。これは、病気などにより児童の養育が一時的に困難になったときに支援する事業です。

続いて、3番目として子育てファミリーサポート事業です。この事業は小牧市で行われておる事業ですが、例えば保育園へ送っていったり、またお迎えに行ったり、病院へ行きたい

けど子供を連れていけないときとか、また冠婚葬祭に参加したいが赤ちゃんがいて参加できない、いろいろ理由は何でもオーケーという支援事業。会員登録をしまして、依頼する会員と、これを提供する会員の登録によって行政がサポートして成り立っている事業です。

4番目は、在宅で子育てをしているお母さんに対する支援で、3歳未満児を家で育児をしている方に補助金を出すという事業です。

最後に、ひとり親家庭の支援はどのように考えてみえるか、お尋ねをいたします。母子家庭の補助も先ほどの質問等の中でありましたが、1人で子供を育てるのは大変な苦労があると思います。

一応この項目にわたり質問させていただきましたが、市として独自の支援はいかがでしょうか、順番にお答えをいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 最初に、産褥期ヘルパー派遣事業のことについて答弁させていただきます。

昨日の議案質疑のときにもお答えさせていただきましたが、弥富市としては、こんにちは赤ちゃん事業でまず取り組みをさせていただきます。そのことについても国の方でも進めていく方向を確認しておりますもので、そのように進めていきたいと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） 続きまして、子育て支援ショートステイ事業についてお答えします。

この事業につきましては、保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に児童福祉施設等において養育・保護する事業のことでございます。現在のところ、海部児童相談センターを御活用いただきたいと思いますと思っております。市独自の予定は今のところございません。

それから3番目、子育てファミリーサポート事業でございますが、ファミリーサポートセンターは、地域において育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児などについて一時的に助け合う会員組織のことでございます。将来的には、この事業を立ち上げる必要があると思っております。独自の施策としては今のところございません。

それから4番目ですが、在宅で子育てをしている家庭への支援事業についてお答えします。

就労しない方が家庭で育児をしている方の支援につきましては、今のところ考えてはおりません。

それから5番目として、ひとり親家庭の支援についてお答えします。

ひとり親家庭の支援につきましては、母子につきましては児童扶養手当、遺児手当を支給し、相談事業につきましては子育て支援センターなどを御利用いただきたいと思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 5項目にわたりお尋ねをさせていただきました。将来的に考えていきたい、また自宅で子育てをしているお母さんは考えていない、そのようなお話なんですけど、やはり少子化対策ということでいろいろ考えていただき、前向きにぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

次に、不妊治療の助成制度の拡充について質問をいたします。

少子化対策の原点とも言われてきております、子供が欲しいと思っているのに恵まれない、不妊に対しての対策がないのは本当に残念なことであります。神田知事もマニフェストの中で、基本政策、七つの政策の柱の中で不妊治療費の助成の大幅拡充を入れ、先ほどの保育料のところでも申しましたように、一般不妊治療の助成を6月議会に提案する意向と報じられておりました。県も、このように大幅な拡充をするという方向を打ち出しております。他の市では、不妊検査、不妊治療の自己負担額の2分の1の額を市独自で助成しているところもあります。また、不妊治療を行っておる夫婦に市独自で年間10万円程度の補助金を支給している自治体もあります。不妊治療は高度になると保険がきかない、治療費を捻出できないため、若いときに受ければ成功率が高いとわかっていても治療を受けることができない、そんな不妊に悩んでみえる夫婦に弥富市として独自の不妊治療ができる援助をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） ただいまの不妊治療のところについてお答えさせていただきます。

県の方でも6月議会をめぐるといって話で、一般不妊治療のことが前向きに報じられております。その指示を待ちながら、それに従って検討していきたいと考えておりますし、あわせて、今浅井議員がおっしゃられた先進地のことについてもいろいろと情報を集めておりますので、そういうのも参考にしながら検討していきたいと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 県の指示もわかるんですけど、市として独自ということを考えてみえませんか。それと、いろいろほかの市町村の資料を集めていただくということも大切だとは思いますが、そういうところがどのような財政で、どのようにそれを行っておられるのか、そういうこともしっかりと調べていただいて、市独自の補助体制ができる、そういう考えに進んでいただきたいと思います。市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願

いたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

大変貴重な御意見でございますので、今後の検討の課題にさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今、貴重な御意見と云ってくださって、ありがたいやら、寂しいやら、苦しいやらというところなんですけど、本当に先ほども申しましたように予算も必要です。万全な福祉を行うためには本当に予算措置がされてこそその弥富市だと思えます。でも、ぜひとも若いお母さんたちの願いをよく聞いていただきまして、市長のメッセージの中にありました「若い人が希望の持てる政治を目指します。少子・高齢化がさらに進む中、安心して子供を産み育てる環境をつくること」とあります。ぜひとも質問いたしました支援体制が確立することをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大原 功君） 杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず第1点でございますが、住民税の減額・免除制度の改善をとということについて質問させていただきます。

この問題は、私、昨年の9月、それから12月、そしてまたこの3月議会と3回連続して取り上げているんですけれども、まず前提として、市長にも御理解願いたいんですけれども、国の税制改正というのは非常に大きなものがありまして、とりわけ所得税から住民税への振りかえが起ころということで、自治体にしてみれば非常に税収がふえてくる、自主財源がふえてくるということでいい面もあるんですけれども、やはり個人個人の住民税が高くなるということで、いろんな問題も起きてくるということがあります。それで、特に低所得者の方、高齢者の方を中心に、昨年は特に高齢者の課税の強化がありまして、もう明らかに個々人の負担能力を超えた住民税の課税がされていると。そういう実態が非常に今広がっているということです。これに対しまして地方税法第323条には、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができるという規定があるわけでありまして、過去、私2回、この規定を使ってより明確な基準をつくって、本当に困った方、必要な人には減額・免除をします。そのためにも今のこの弥富市市税の減免に関する規則をもっと現在の経済実態に即したものにすべきではないかと、そのようにいつも考えておるわけでありまして。

去年の2回ですけれども、市側からの御答弁では、国の制度が変わったからしょうがないとか、あるいは隣の愛西市と大体同じレベルでやっておるとか、また津島や蟹江ではこういう減免規則がありませんと、そういうことも言われておるんですけれども、やはりですね、

今の実態を見た場合、本当に住民のことを思ったら、やはり必要な人には必要な支援の手を差し伸べるといふことで、この減免規則をもっとしっかりしたものにする必要があるのではないかと、そのように考えております。

とりわけ私が問題としておりますのは、弥富市の市税の減免に関する規則、この第2条の3と4なんですけれども、簡単に申し上げますと、3の方はどういう方が軽減の対象になるかというのは、3の方では、雇用保険法の規定による基本手当の受給資格を有する者のうち、控除対象配偶者または扶養親族があり、前年中における総所得金額が180万円以下の者とあります。つまり、会社をやめなければならないといふことで失業保険をもらっているといふ方で、配偶者があるよ、または扶養親族があるよといふ方で前年の所得が180万円以下の方です。こういう方は、申請をすれば住民税の所得割の半分を減額するといふ規則があります。

この規則なんですけれども、前年所得が180万円と申しますと、この規則には前年中における総所得金額等が180万円とあります。仮にこれを180万と申しますと、例えば給与の場合ですと、給与所得控除というのがあるんですけれども、逆算申しますと、大体給与収入で282万円となってくるはずなんですけれども、大体それ以下の方がこの減額・免除の対象になるということです。この収入282万といふのがどういうレベルなのかと考えた場合、ちょっと調べましたら、日本生命の基礎研究所の最近の調査ですと、正規雇用者の平均年収は現在約454万円となっております。平均ですから、もちろん高い人もおれば低い人もおるんでしょうけれども、ならした場合454万円といふことで、つまり大体勤労者の平均収入が454万円といふことで、弥富市の減免規則を見ますと収入でいけば282万といふことで、結局平均的な収入がある場合には、うちの減免規則は扱えないと。妥当しないといふのが現状なんです。ですから、この総所得金額180万といふのがかなり現状を無視といひますか、現実とは合っていないといふことがわかるんじゃないかと思ひます。

もう一つ、2条の4の方ですけれども、これが、前年中における総所得金額等が180万円以下で、当該年度中における総所得金額等の見込み額が、前年中における総所得金額等に比し2分の1以下に減少すると認められる者、つまりこれはいろんな場合があると思ひますけれども、自営業の方も含まれると思ひますけれども、前年の総所得金額が180万円以下で、ことしになったら商売に失敗したとかいろいろあって、ことしの所得が2分の1以下になっちゃつと。そういう方については、先ほどと同じように住民税の所得割が半分減額されるよと、こういう制度なわけです。ですからいずれも、これはもちろん地方税法でいろいろ決めがありまして、所得が激減したとか、あるいは災害を受けて財産を失ったとか、いろいろあるんですけれども、そういったものに対しましては一応上乘せの措置になっています。ですから、確かに市独自の制度なんですけれども、せつかくある制度として、今の経済の情勢にやはり合致してないんじゃないかといふような気がするわけです。昨年、この問題を私も何

度か取り上げましてお話をしてきたんですけれども、市の当局からこれ以上のことはやる必要がないという御答弁しかいただいておりません。これは、冒頭申しましたように、税制改正という非常に大きな枠組みの改正があったわけです。例えば税率が少し変わったとか、そういうレベルの話じゃありません。そういう中で規則ができましたのも、かなり昔の話なんです。いつごろできたのかわかりませんが、かなり昔のものだと思います。やはり今の状況にあったものにするべきではないかと思いますが、御答弁をお願いします。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 杉浦議員の質問に対してお答えします。

まず税制改正でございますが、これはあくまでも所得税と住民税ですね。所得税が、低所得者については率が下がった。そのかわり、その分を住民税が上がったということで、所得税と住民税を足したものについては従来とは変わりありませんので、その1点だけ。所得税についてはこの1月から始まっております、住民税については6月から始まります。6月に皆さん方に住民税の納付が行きますのでわかると思います。そういう点におきまして、本市の住民税の減免規定の改正については、再三御質問はいただいておりますが、現在のところ考えておりません。

それで、税務課では納税等でお困りの方に対して納税相談を行っております。相談に見えまして納税者等には相談内容をよくお聞きし、対応させていただいております。今後も引き続き納税者等個々の実情に即した対応をしてみたいと思います。改正につきましては、近隣市町村の動向を見ながら今後検討してまいります。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 私、この一般質問の通告にも書いておいたんですけれども、ことしよいよ所得税・住民税の定率減税が廃止されます。去年半減、ことし廃止ということなんですけれども、1年間の負担だけでも国民全体で約1兆7,000億円と増税になるわけですね、本当に。特に昨年は、税制改正によりましてとりわけ高齢者の方、大きなものでいきますと老年者控除というのが廃止されました。48万だったかな。それから公的年金等控除も下げられました。一番大きいのは、原則、障害があるとかいう方は別ですけれども、高齢だということだけでは、この125万円の非課税限度額はもう適用されないということになってまいりまして、一昨年は住民税がかからなかった方が昨年はもう一気に住民税がかかっちゃうと。従来払ってみえた方も、住民税の額が大きく上がっちゃうと。5倍になった、10倍になったという話も聞いております。

確かにこれは国の制度ですから、制度が悪いんですけれども、これで弥富の自主財源がふえてくるというのであれば、やはり何らかの対応をしないといけないのではないかと私は思うわけです。例えば住民税がかかるか、かからんかということは非常に大きな問題になって

くるわけですが、私、京都のことを前回申し上げたんですけれども、京都なんかは人口が140万人見ると。この中で3万2,000の方が、所得が低いもんで均等割しかかかってこない。住民税の均等割、これは4,000円ですね。ですから、この方が3万2,000人見ると。どうも京都の方では、所得割を払わんでもいい人はもう自動的にこの均等割も払わんでもいいよという制度があるそうで、確かに人数も多いし大変なんでしょうけど、例えば弥富の場合なんですけれども、特に住民税がかかるか、かからんかというのが非常に介護保険料の算定に大きく響いてまいりまして大変なんですけれども、例えばこれは平成18年、昨年の6月時点の数字なんですけれども、要するに旧の3段階の保険料から第5段階、第5段階というのは本人が住民税がかかってくる。それから世帯も住民税がかかってくる。こういう人が一昨年に比べまして944人ふえていると。きのう聞いた数字では、弥富市の65歳以上の高齢者の人数というのは7,836人ですけれども、その中で944人、1,000人近い方が、一昨年は住民税が本人はかからなかったけど去年はかかっちゃったと。本人課税されまして、特にひとり暮らしの場合は、本人がかかってきますと世帯課税にもなってきますから、勢い介護保険料が今度の平成20年には基準額の1.25倍、年額5万2,500円の保険料を払わないかんということになってくるわけです。実際に、こんなに取れるような実態のない人からもう5万2,500円もの保険料を取らなきゃいけないという場合も出てくると思います、本当に。仮に京都のように均等割だけを免除するというのを考えた場合、仮にこの944人の方を1人4,000円の均等割を免除しますと大体377万円、これだけの金額があれば均等割が免除できるわけです。決してこれはできない金額じゃないと思うんですね、私。

これも一つの例ですけど、特に最近、世の中、景気がいいと言われておる割には、なかなか中小の方は景気の回復の実感がないと。私の知っています自営業者の方、商売をやっている方、小売店とかやっている方もいますし、大手の下請、孫請、ひ孫請でやってみえる方もいますし、いろいろあるんですけれども、やはり大手がもうかっておる割にはなかなかそういったのが下の方に回ってこないということで、やはり中小業者の売り上げも利益もなかなか伸びてこないというのが実態だと思うんですね。

私、最近特に思うんですけれども、ここ数年、大企業ばかりがもうけて、なかなか下の方がもうからないと。むしろ下請を非常に締めつけて大企業がもうけていると、そういう実態があるんじゃないかということも感じるわけですが、私の周りにも個人でいろいろやってみえる自営業者の方がおるんですけれども、税金を滞納してみえるとか、国保税が払えないとか言ってみえる方も何人か見えます。いろいろ相談を受けるんですけれども、なかなか抜本的な解決ができないということで、お互いに大変だなあということでやっているんですけれども、特に自営業者の方ですと運転資金とか設備資金を借り入れしてみえると。借り入れしていると、経理上も税務上も経費にこれが落ちないんですね。ですから、帳簿上

は何か利益があっても、なかなかこれが本当の利益になってこない。その帳簿上の利益に対して税金がかかってくるということで、なかなか実態に即したことは問題があるのではないかと思います。いろんな方が見えますから一概には言えませんが、そういうことで、ぜひ減免の規則をもっと経済実態に即したものにしてほしいということと、先ほど課長が、相談があれば個別に相談に乗っていくということなんですけれども、例えば市民に配られております「暮らしのガイドブック」というのがあるんですけど、これについては、税金のところを見ますと、税金の仕組みについては大体書いてあります。ただ、困ったときに云々ということは全く一言も書かれてないんですね。仮にこういう減免の規則があるんだったら、こういう規則がありますよということも書いてほしいわけです。はっきり言って、規則があっても周知されていないというのが実態ではないかと思うんですね。その辺のことを改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 減免規則につきましては、今後広報等で知らせていきたいと思えます。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） それでは、その問題につきましてはまたおいおい、いろいろ職員の皆さんとも相談して行って、本当にいい規則をつくってほしいなあと思えます。他の市町村がやってないからとか、あるいは他町村並みにということじゃなくて、本当にいいものであればどんどんやってほしいなあと思えます。この問題については質問を終わります。

二つ目、公共施設の利用料の減免についてです。

平成17年4月から社会教育センター、体育館などの公共施設の団体利用料金が、実質それまでの2倍に引き上げられております。当時は、この突然の値上げに対しまして多くの利用者から、もっと住民の立場に立った、血の通った行政ができないものかという多くの不安の声が寄せられておりました。社会教育課管理の10施設のほか、中学校、小学校の休日・夜間利用、市民ホール、福祉センター、産業系の3館などの貸し館利用は、平成17年度、延べで45万492人になっておりますが、市民のスポーツ、文化活動のより一層の発展のためにも、値上げ前の状態に戻すなど利用料の見直しが必要であると考えますがいかがでしょうか、市長の御答弁をお願いします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えさせていただきます。

公の施設につきましては、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設でございます。使用料と申しますのは、公の施設を利用した場合に、その反対給付として徴収する条例で定める金銭を言います。現在、住民の方の余暇

の過ごし方についてはいろいろ多種多様化をしております、人によっては公の施設を利用して余暇を楽しむ人もあるでしょうし、また別の方法で余暇を楽しむ人もおられると思います。別の方法で楽しむ人、例えば自分の好きなことをやるための公の施設がない場合、民間の施設を民間が定める料金を支払って楽しんでおられるわけでありまして、公の施設を利用する方は、住民の受益者負担の公平化の観点から、条例で定める使用料を支払っていただくことが妥当であると考えております。以上です。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今の問題でございますが、市長の御公約を守っていただければそれが一番いいわけでありまして、どうしてこれをもともと2倍に上げたのかということは非常に大きな問題になるわけでありまして。それで、今部長のお話もありましたが、今いろんな施設を利用されてみえる方というのは、確かに私的な集まりの方も見えるかもしれませんが、弥富市の施設を使って、いわゆる同じ志を持った方が集まってみえて、市民同士が同じ趣味で文化、スポーツといったものをより積極的にやっていくということで、結果として、これは明るい地域社会といいますか、そういったものをつくる上でも非常に貢献しているのではないかと思うわけです。ですから、単純にプライベートなことだとか、そういうふうに言うてしまうのは私はどうかなあと思うんですけれども、その辺、市長の御見解をお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

この施設の利用料金につきましては、平成17年度の行財政大綱の一環という形の中で見直されたというふうに聞き及んでおります。歳入・歳出の面からいかに財政改革をしていくかということでございます。もう既にこれはことし3年目になってまいりましたので、施設の利用料金につきまして一度前向きに再度検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） じゃあ、今市長が御答弁されましたので、前向きに御検討をお願いいたします。以上です。

議長（大原 功君） ここで3時50分まで休憩。

~~~~~

午後3時42分 休憩

午後3時52分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

佐藤高議議員。

4番（佐藤高君） 佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。はっきりと質問させていただきます。

今回、市長選挙関係、また農政関係について市長にいろいろと御質問をさせていただきますが、市長選挙関係の質問につきましては、多選による弊害、ましてや高齢である、そういうことがいけないとの風評を受け、服部現市長の人柄を知らぬまま、批判票として市長に一票を投じたとおっしゃる市民の方々からお預かりいたしました質問でございます。市長御自身の考え方の確認、事実の確認をさせていただきたく思っております次第でございます。市長御自身のことであり、最近のことでもありますので、考え込むような質問は一切ありません。即答していただけるものと考えております。したがって、具体的に細かく通告するほどのものではありませんので、通告はしてありません。事実をもとに真実をお話ししていただけることが何よりも市民のためになると思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。なお、防災についても質問をさせていただこうと思っておりましたが、市民の皆様から寄せられた市長選挙の関係の確認事項が多く、このことに時間を費やす必要性が生じたため、次回の機会にでも質問をさせていただきますので、今回は取り下げることにいたしますので御了解をいただきます。

質問に入ります。

社会情勢の変化に伴い、政治への期待度、選挙への関心も微妙に変化していく中、今年の選挙活動においてマニフェストが重要視されております。マニフェスト、すなわち選挙公約を作成し、自身の政治姿勢や政策等を明確に示すことにより支持を得る選挙は常識とまでなっておりまいました。有権者の多くは、選挙公約を投票行為の指針とすることが多くなっております。マニフェスト作成に時間を費やし、ブレーンと英知を絞って作成するのは当たり前のこととなっております。このことから、政治家たる者が選挙のときだけうまい話をして、後からあれはうそだったかという批判をされることがないように、そのあかしとして文書化して残しておく意味があるものでございます。

今回の市長選挙で市長は選挙公約をされましたか、伺います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

今回の選挙にちなみまして、私の選挙公約は以下のとおりでございます。一つは、民間企業から学ぶローコスト運営の推進でございます。一つは、市長歳費、給料の20%カットを図りますということでございます。またもう一つは、市長の通勤は公用車を廃止いたしますということでございます。最後に、市民の立場に立った窓口行政のレベルアップとサービスの向上を図りますというのが私の選挙公約でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 選挙公約を掲げられまして、公約の実現に向けて頑張っていたかと思えます。後から政治家たる者は選挙のときだけうまい話をしたとか、うそを言ったとかいう批判をされないように頑張っていたかと思っております。

次に、私は市民の方々より、一度確認してきてほしいこと、聞いてほしいことがあると、議員の一人として多くの質問をお預かりしてまいりました。何点が質問させていただきますが、市民の方々から直接の質問だと認識して御答弁をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以前、御自身のブログについては市長御自身に責任があると答弁をいただきましたが、その中で、ゴルフの歴史や伝統を理解して、その真髄をきわめたゴルファーにしてみれば、多くを語らなくても、コースの会員権とかオフィシャルハンデを聞くだけですべてがわかるにもかかわらず、市長は御自身のブログでゴルフのことをいろいろと述べておられました。そこで、市長のゴルフの腕前は立派なことと存じ上げておりますが、市長はどこのコースのオフィシャルハンデが幾つであるのかということをお尋ねします。ちなみに、私は桑名国際ゴルフ倶楽部のハンデキャップ20でございます。よろしくお願いたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

私は何ヵ所か自分のコースを所有しておりますけれども、基本的なオフィシャルハンデは名古屋港ゴルフ倶楽部で、今弥富市の方であればしておりますけれども、たしか6.4ぐらいの取得でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） ゴルフのことにつきましては、名港ゴルフ倶楽部で6.4と申し上げていただければ、それだけの実力であり、それだけの名誉ということと市民の方は受け取られると思われま。

次に、今回は無所属での出馬でしたが、選挙戦を振り返ると、日本共産党は市長を支持・支援する街宣広告活動をされておりました。また、選挙応援に自由民主党所属の代議士が来られて、また民主党愛知県議連団長の推薦も受けられたとも伺っております。そして、愛知県知事選では民主党公認候補への支持表明もされておられましたと聞いております。これらの各党との関係についてお伺いをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

私は、無党派の立場でこの選挙戦を戦わせていただきました。どこからの党からもいわゆる応援はいただくというような考え方であります。いわば市民派という形の中で選挙戦を戦

わせていただきました。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清算員） そういうことであれば、つじつまの合ってくるところがあります。紹介議員に自民党代議士とか、推薦議員に民主党愛知県議連の団長とか、いろいろ書いたはがきが出回っておるといことも聞いております。市長は無党派で、市民から支持を受けて出られたということであればつじつまが合ってくるわけでございますけれども、そういう手紙が出回ったということが後からどのような形で弥富市にのしかかってくるやもしれませんと私は思うわけでございます。

次に、市長の給料報酬を2割カットすると選挙で公約されておりましたが、この2割はどこから出てきた数字でありますか、御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私独自の判断でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清算員） 独自の判断で、それだけの支持ですわね。市民受けするなら3割でもよろしいと思うし、財政のことを考えるならそのまんまでいいと思っておりました。選挙戦を通じて、市長のこの2割カットについては、働き盛りの50代ということでパンフレットを配っておられます。したがって、働き盛りの50代であるならば幾らでも金が欲しいということも訴えてまいりました。何も2割を自分の意思で下げる必要はないと。いただくものはいただいて、しっかりと仕事をするのが弥富市のためになると思っておりました。安易な2割カットという発言によって、昨日の予算審議で、給料なのか、給与なのか、ボーナスなのか、受け取る金額なのか、混乱を招くような条例の変更を出すようなことは非常に女々しいような感じがいたします。十四山議会の出直し選挙で我々も歳費の削減を訴えてまいりました。その結果、皆で話し合って1割という報酬を削減しました。当然、ボーナスも含めてでございます。今に至って、単に自分の思いつきで2割カットすると。そして、出てきた案件が給与なのか給料なのか、まさに混乱を招くようなことをしていただいております。堂々と本来の給料をいただければ結構でございます。そう思います。市長はいかがですか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

給与カットの面につきましては、今佐藤議員のおっしゃったような決して思いつきではございません。独自の判断でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清君） 独自の判断であれば、きのう提出されました条例の変更についてはどのような形に独自で判断されますか、よろしくをお願いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私が市長に就任いたしました暁は、これからいろいろな問題に取り組んでいくという私の一つの決意でございます。また、姿勢でもございます。そういう気持ちで、市長である私の給料月額を減額していただくよう提案させていただいた次第でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 今問題になっているのはボーナスのことなんですよ。ボーナスをどうされますかということを知っています。よろしくお願ひいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

私のパンフレットにも、いわゆるマニフェストとして先ほども話をさせていただきましたが、給料の2割カットという形で表現させていただいております。ボーナスと報酬等につきましては総務部長の方から答えさせていただきます。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） あくまでも、この件につきましては公約に基づいた形で、例えば愛知県等も参考にしながら、基本的に市長の考え方、候補者の考え方に基づいた形で設定をして、手続をさせていただくということでございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 給料のことは、市民の方々がこのことに質問してくれとおっしゃった中で、どのようにとられるかは市民の方々の判断にお任せをいたします。

続きまして、「服部さんが選挙戦で取り上げていた十四山福祉センターのおふろのぶくぶくジェットが、新市長誕生と同時に利用者の要望を受け入れて、2月から復活することになりました」という文章が掲載されたビラが市内の多くの家庭に配布されました。一部の市民の皆様から、新市長が関係していることから、本来市民の憩いの場であるはずの十四山福祉センターが選挙の道具に使われたことや、今後、公共施設の私物化を懸念する声を早くも聞くようになりましたが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えします。

きのうも答弁させていただきましたように、私はその当時は市民の一人でございます。市民の立場で御意見をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 全く市長のおっしゃるとおりだと思います。しかし、勝手にそういう市長の売名的なピラを出す方もいかがかと思います。この市長席に座られる宿命かなあと思っております。前の市長でもそうだったと思います。自分の思いと違う言葉が市民の間で走り歩くということが前の市長もあったかと、そのように思っておる次第でございます。これも市民の皆さんがどのように判断されるかお楽しみということで結構です。

続きまして、民間企業から学ぶローコスト運営を目指すと発言されていますが、民間企業ではお客様を大事にすることは一般的にも言われており、お客様第一主義行政においては住民第一についてそのことには賛同するものがありますが、しかしローコスト運営に観点を移した場合、施政方針のどの部分に民間企業が行うローコスト運営が活かされているのか、よくわかりません。どの部分にその言葉に使われているように表現されているか、市長にお伺いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

民間企業のローコスト運営というのは一つの基本的な考え方でございます。これを行政の中でも取り入れていく、そして全体的な行財政の中に活かしていく、それが基本でございます。今後具体的に行政を進める上におきまして、私もその都度対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 民間企業のローコストということは、そういうことであると思います。

皆さん笑ってみえますけど、これは私の質問じゃなく、市民の皆さんの代弁ですからよろしく願いいたします。

〔「あなたの責任なんですよ」の声あり〕

4番（佐藤高次君） はい、私の責任で質問をしております。よろしく願いします。

また、民間企業から学ぶとの点について、市長御自身が勤められた数々の企業でいろいろ学ばれたと思いますが、プロフィールの職歴の部分でネオ・エナジー株式会社という会社の役員である事実が存在しております。この会社自体の情報が全くなく、実体が見えてこないのが現状であります。ネオ・エナジー株式会社という会社の概要と、会社内での御自身の立場について詳細に説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 私の私的なことでございますが、御質問でございますので答えさせていただきます。

ネオ・エナジーという会社は、私もプロフィールの中で紹介しておりますけれども、いわ

ゆる食用油、油のリサイクル企業でございまして、バイオディーゼルという形の中で食用油をリサイクルして、軽油の中で混合して使っていくという形でございます。詳細は、資本金が1,000万円の会社でございまして、平成18年6月2日に設立されている企業でございます。社長名はオカダカツシと申し上げます。私は、平成18年9月6日よりこの会社に籍を置き、社長とその以前に話をさせていただき、この企業の将来性についてよくお話を聞き、この会社に就任したものでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 今、ネオ・エナジー株式会社という会社が去年の中旬にできた会社であると。そこに籍を置かれたという発表でありましたけれども、その会社の民間企業から学ぶローコスト運営を目指すということは市政とどのようにつながっていくか。といいますのは、市長のプロフィールがすべて上場企業なんですよ。それで、このネオ・エナジーという会社を皆さんは大手と理解して一票を投じたという言葉があるわけでございます。

〔「大手なんか書いてなかったよ」の声あり〕

4番（佐藤高清君） それは、そのように理解して、そういうことを市民が言ってみえますから、どのような民間企業から学ぶローコスト運営を目指されますか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

会社に対する認識・見識は全く私の想定するところではございません。第三者の方がそのような形で判断されることについては、そのようには解釈しておりません。

それから、会社の事業内容は先ほども申し上げましたようにエコライフ、先ほども佐藤議員からの御質問がございましたけれども、そういった形の、これから環境に対してどうやっぱり協働して生活していかなきゃいかんかということは、行政の中においても大いに役立つことだと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 大変よく理解できました。

続きまして、市民の皆様とともに市政をつくり上げていくと強調され、公募による市政に関するまちづくり会議を設置し、そこで決められたことを市政に反映していくというお考えのようですが、そもそも民主主義社会において、市長の立場では強いリーダーシップ等も必要とされます。しかし、民意とリーダーシップはバランスが必要であって、結果としてどちらかが前に出過ぎてバランスを崩すと、ただのぶつかり合いになることとなります。市長御自身のリーダーシップについて、どのように発揮されるおつもりなのでしょうか。また、御自身の旗印をどのように掲げられて、リーダーシップについて施政方針では何も語られていなかったわけはどこにあるのでしょうか。今後、市長として弥富市にとってプラスであると確

信されることでも、仮に民意が反対とあればそのことをやめるか、また御自身の進退をかけてリーダーとして信念に貫かれますか、どちらを選択されるかという質問でありますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

いかなる企業でも行政でも同じだと思っておりますけれども、リーダーシップを発揮するという事は、やはり皆さんの総意というものを明確に自分の気持ちの中で、頭の中で理解することが正しいと思っております。決して少数派意見だから、それをないがしろにするとか、あるいは反対の意見だからだめだということではなく、民意というものを慎重、真剣に考えていくということが大事だと思います。それでリーダーシップを発揮していけば、必ずや市民に理解をいただけるというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） それでは、次の質問にまいります。

市長は「すべての団体と距離を多く。また一円たりとも税金をむだに使わない」と発言をされておりますが、就任以来、代理人や幹部等も含めて、市長として接触を持たれた団体があるのか、またその団体と接触した理由は何か、その内容が公表できればと伺います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

私が接触した団体ということでございますけれども、これは私のすべての後援会活動の中でそういった形の中で発生していることでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 各種団体が催す会議や研修などに参加されているということですが、参加されるなら、どのような立場でどのような形になるものかお伺いし、特に費用面についての見解をお願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

弥富の行政に携わっていく上において、各種団体、あるいは組織というのは、やはり弥富市を元気にしていただく非常に重要な組織・団体でございます。そういった意味で、組織・団体と一線を引くということではございません。必ずそういった形の中で団体・組織の皆さんの御活躍を私は願っておるものであり、一緒になって行動していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4番（佐藤高清君） 私は先ほど給料のことでも伺いましたけれども、いただける給料をい

ただいて、各種団体に出向くときは私の費用として寸志を持って行って、公と私のめり張りをつけるという考えが正しいと思っておりました。一円たりとも税金をむだにしないという言葉は、とりよによっては揚げ足を取るような言葉にもつながりますので、今後慎重にお言葉を考えて発していただきたいと思います。

続きまして、今回の選挙戦で、多選による弊害や世代交代というものを、御自身を初め弥富市政を考える会、十四山の未来を考える会、日本共産党は訴えておみえでした。選挙の結果は、それを支持しております。多選による弊害については、全国の現職知事の方々のアンケート調査も発表されておりますが、市長として、議員も含め行政に携わる者に対し、若さ・情熱・行動力と、また経験・実績・信頼のどちらを選択されるお考えか、市長にお伺いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

佐藤議員も選挙をやられたことの御経験があらうかと思っておりますので、その辺のことは御理解いただけると思いますが、ましてや私、今回は首長選挙ということで、常に挑戦者の立場として現職の方と反対軸を持たなきゃいけないということは選挙戦の一つの手法でございます。そういった形の中で多選による弊害、あるいは若さ・情熱という形のものにはまさに反対軸でございます、一般的な言葉だと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 結構でございます。

続きまして、一部の市民の方が前市長の陣営体制を選挙違反として告発をしておられますが、この件について市長はどのようにお考えですか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 私といたしましては関知するところではございません。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 続きまして、御自身の陣営に対して前の市長の陣営が選挙違反の告発をしておみえですが、これについてはどのようにお考えですか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁と全く同じでございます。私の関知するところではございません。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 市民の方々は「告発」という言葉に敏感になって、もう告発合戦はいんじゃないかという言葉が届いております。したがって、私も市長に直接お会いして、

告発をすることをやめたらどうですかということを申し上げました。申し上げただけで何の返事も来ませんでしたけれども、こういう双方の告発ということは弥富市にとって非常にマイナスではないかという言葉がたくさん伺っておりますので、御報告申し上げておきます。

続きまして、市長御自身のブログにおいて、選挙違反の疑いに対し、あれからどのような措置をとられたか伺います。また、市民の皆様の間ではブログがなくなったことについて、直接市長に質問する機会がなくなってしまった、選挙が終わったらブログ自体が用がなくなってしまったなど、残念な思いからいろいろな憶測が飛び始めています。この件についてどのようにお考えですか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私のブログに関しましては、昨年9月からことしの2月まで実は掲載をさせていただきました。その間に、私の趣味であるとか、あるいは環境問題であるとか、あるいはゴルフの問題であるとか、先ほどもお述べになったとおりでございます。しかしながら、1月21日、選挙結果が出まして、私の支援者の一人が、いわゆる公職選挙法に触れるおそれがあるという形の中でブログの中に掲載をいたしましたので、そのことにつきまして全員協議会の中で皆さんの方から声をいただき、私は真摯な気持ちでそれを取り消させていただきました。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） ブログは取り消されましたけれども、私は、現市長のブログでございますので、大事に写真にして持っております。この中で、市長は職歴において株式会社オートボックスグループという職歴をお持ちですけれども、これは上場しておるオートボックスと理解してよろしいですか、市長お願いします。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

オートボックスグループとグループ関係にあるG-7ホールディングスという会社がございます。その中で私は仕事をさせていただいております。現在は兵庫県の方でドミナント戦略を展開中の企業でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 職歴の記載で株式会社オートボックスグループとあります。その会社にお勤めしてみえたわけですか、再びお伺いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

先ほども述べたとおりでございます。G-7ホールディングスという持ち株会社の中に籍

を置いておりました。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清算員） これは本当に重要な問題でありまして、Gホールディング云々ですか、そうであればそのように書いていただければ結構でございますけれども、株式会社オートボックスというものが蟹江にもあったり、東京の一部に上場しておるわけでございます。この職歴を見て、立派な会社にお勤めであると。間違いないと。その延長の中で、ネオ・エナジーもそういう立場にある会社と理解して、市長の人柄を知らずして一票を投じた人からの質問でありますから、このオートボックスグループという表現は果たしていいものか悪いものか、市長にお答え願います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 私の見解で、私の判断で実行したことでございまして、そのように考えております。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清算員） 職歴のことは、市長の判断で、市長の指示でブログに載ったということで理解をしておきます。確実にオートボックスグループにお勤めであったということは市長がお認めになられたことでもありますので、一般質問を聞いてみえる私に質問された方も、そのように理解をされると思います。

続きまして質問を続けます。

選挙公示前から弥富市においてはマスコミに教育長問題、消防団の団長問題、または土地問題、資産公開問題等が報道されておりました。これらが今回の選挙にどのように影響を与えられたと市長は考えておみえですか、伺います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

このような問題について、私の選挙にどうのこうのということは私が判断すべきものではないというふうに思っております。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清算員） 市長の手元にインターネット上における個人サイトの2点が届いておるわけでございます。この件について新聞では報道され、またそれをコピーして各家庭に配布したり、インターネット上で大きく取り上げている事実があるわけで、そのブログを、そのサイトをプリントアウトして市長にお届けしてあると思っておりますけれども、それをごらんになって市長はどのようにお思いですか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） ちょっと御質問の趣旨がよくわかりませんが、インターネット

サイトのブログの問題ですか。届いておりませんので。

〔 4 番 佐藤高清君「届いておりませんか」の声あり 〕

市長（服部彰文君） はい、いただいております。

議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

4 番（佐藤高清君） インターネットの個人サイトについては、プリントアウトして市長の手に届いておるという前提のもとで質問いたしました。届いてないということであれば、それは市長に尋ねる方が無理な話でございますので、質問を続けさせていただきます。

少し前の話になりますが、大府市においては中学生まで医療費の無料化の実施が決まったそうです。この件について新聞・テレビの報道機関は、愛知県下では飛島村に続く 2 例目と紹介をされました。大府市の決定はことしの 2 月で、実施はことしの 10 月であるそうですが、弥富市においては大府市よりも前にこの件を昨年 12 月の議会で決定し、ことし 4 月から実施することが決まっております。本来 3 番目である大府市の英断は、2 番目として英断したと新聞では大きく報道されました。弥富市民の方がこれらの報道機関に抗議した結果、すぐさま謝罪と訂正をしていただきましたのは何よりの幸いであります。

私は、この件について事実を述べさせていただきましたが、残念ながら先ほどの個人サイトで、弥富市が英断した医療費の無料化について、一部市民により、この件については政策内容とは別に、市長選挙のためにえさをまき始めたとか、ただのリーダーシップサービスだとか、大々的な個人的批判が繰り返されました。こういう事実を述べることによって、弥富市における中学生までの医療費の無料化を市民のために英断したことが、票集めなどの選挙のための道具とすりかえられたことが非常に残念でなりません。本来の目的とは全く違う方向へ話が変わってしまいました。自分の都合のいい事実だけを都合のよいことと解釈して、それを過大に表現することは、表現される方にとっては都合がいいかもしれませんが、まだ可能性のあることとか疑わしいことをインターネット上に掲載して、どちらにいいか悪いか傾くかわからないような問題を罪として、犯罪人扱いして載せたという事実が、弥富市の次代の信憑性を下げたことと残念に思うわけでございます。その結果、各報道機関に弥富市が相手にされなかった結果だと考えております。

真実を述べることはこのようなことであり、私が冒頭、事実をもとに事実をお話ししていただきたいと。これが市民のためになると述べた理由は、そこにあるわけでございます。そういったインターネット上のサイトが早くこの弥富市問題から取り除かれることを切に私個人として願うわけでございます。

続きまして、通告してありますけれども、農政について御質問をいたします。

市長は、地元で海部南部農業協同組合の支部長とプロフィールにありました。農家の代表でおられますように、御自身の選挙公約を拝見しますと、農政に携わることが何一つ明確に

約束をされておられませんでした。私はこれが残念でなりません。平成17年7月に農地に水を引くパイプラインで石綿障害という問題が発生をいたしました。石綿障害予防規則が施行されまして、これに伴い、農家の責務として石綿を含有する製品の代替をするよう努力が求められております。また、1,900町歩とある優良農地の確保、耕作放棄などの有効土地利用の実現など農政にも次から次へと課題や問題が山積みされております。農家の皆様は大きな不安を抱かれておられますのが現状であります。市長は、こういったことを踏まえて、なぜ公約に農政に関することをされなかったか御質問いたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 何点かございますけれども、漏れたらまたその都度御指摘いただきたいと思っております。

1点目の海部南部農協支部長という形の件でございますが、私は、こういった形の取材を受けたときに、こういう発言はいたしておりません。海部南部農協東荷之上支部長という形で明確に答えさせていただいております。海部南部農協支部長という形の中でのプロフィールが、私も大変申しわけございませんが、そういう形のもので存在するということは、ちょっとまた後でそういうものがあれば見せていただきたいというふうに思っております。私の方は、こういった形の中で、後で見ただけならば結構ですけれども、きちっとした名称で書かせていただいております。取り扱いの中で、新聞社の記者の方が全体のバランスの中でそういうようにされるということも聞いております。

それから農政の問題でございますけれども、農業の問題というのは非常に難しい問題であることも、どちらの皆さんもおわかりだと思っております。しかしながらほっておけない、やっぱり弥富市内といたしましては大変大事な産業であるということ肝に銘じて、これから農業行政についても勉強してまいりたいというふうに思っております。一つは、高齢者の担い手不足の問題であるとか、米価の低迷の問題であるとか、自給率の低下であるとか、農家の農業離れというものがますます進んでおります。このような状況の中で、やはり農業というものをもっともっと真剣に見つめていくべきだということでございます。昨年あたりから森津の方でやっておられます農地・水・環境保全対策という形の問題においても、これは一つは高齢者対策でございますし、いわゆる後継者問題だというふうに理解しております。それぞれの農業を取り巻く環境、水路であるとか、あるいは堤防であるとか、そういったところに対してみんなで維持管理をしていこう。ただ単に農業に従事する人たちだけでなく、それぞれの自治会であるとか、子ども会であるとか、あるいは婦人会であるとか、そういった形の中で農業をしっかりとやっていこうということだと思っております。

それから、私も先々週、弥富に19人の農業経営士という方が見えるわけでございますけれども、こちらの農業経営士の方に時間をとっていただきまして、農業の勉強をさせていただ

きました。この方たちは、本当に商品の技術的な問題、あるいは経営的な問題というものもしっかりと自分の考えをお持ちのようでございます。今後も継続して、こういう方と懇談をしていきたいというふうに思っております。また、農業の問題は大変難しゅうございますので、幸い私は自分の同級生に愛知県の農政部長をやっておる友人がおります。こういった形についてこれからも勉強させていただくというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 農業に対する大変な御理解をいただきまして、ありがとうございました。市長のおっしゃるように、農地の保全ということは、環境問題、また防災問題と深くかかわる問題でございます。私自身も細々と農業を営んでおります。議員の一人として、農業委員会の委員として、少しでも農家のためにと農政について考えておりますので、市長も引き続き農家の気持ちをわかっていただいて、市政に反映していただきたいと思っております。

また、海部南部農業協同組合の支部長という件でございますけれども、これは私も確認をいたしました。弥富市の中でまだ名前が統一されていないということでありまして。市長が、そういう形で仮に新聞紙上でプロフィールを発したとしても、弥富町の考え方としては支部長扱いで結構であると。しかし、JA海部南部では生産組合長という形で名を呼ぶという温度差がございました。

私においては今から農政の質問をいたしますが、書類の一元化ということをぜひ成し遂げたいと思っております関係で、JAの生産組合長という呼び名と、農政課の支部長という言葉に温度差があることによって多少混乱を招いたような気がしますので、あえて市長にお尋ねしたわけでございます。

農政について質問をいたします。

市長は、本年、JAの生産組合長会に一度も出席をされておらないということで、私の調べたところ、そのようになっております。先ほど申し上げたように、できるだけ生産組合長また支部長にですね、農業に携わる書類の一元化ということを中心に、生産組合長、または支部長としてどのように1年を通じて感じられましたか御質問をいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

同時に、少し間違いがあるようでございますので撤回をしていただきたいと思いますことでもあります。私は支部長会議に一度も出席していないという御発言でございましたけれども、過去、支部長は昨年4月20日、そして6月27日、それから9月の段階におきましては、これはJAの合併の問題が協議されておるわけでございますが、このときは大変申しわけございません、休ませていただきまして、私のかわりに家内が出席をさせていただいております。そして、先月の2月16日に支部長会議というものが開催されておりました、私は3回出席をいた

しております。以上でございます。農政の問題については後から話します。

議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

4番（佐藤高清算員） 市長の方から今出席したという話については、十四山地区においては支部長という言葉がなかったということ、十四山地区はすべてJAに関しては生産組合長であります。したがって、生産組合長、支部長という呼び名の温度差があったことに生じたことと思っております。本当に出席されて、農家の方が、米の値段は下がり、また生産調整はどんどんふえていく中で、そして固定資産の上昇が懸念される中、本当に不安を抱えた1,900町歩であります。どうか市長におかれましては、農政に対して絶大なる御支持、また理解をしていただいて、引き続き農政に関する御支援を賜りますことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大原 功君） では、まだありますけれども、この辺で本日の一般質問をあしたにさせていただきます、継続議会で引き続きやらせていただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） じゃあそういうふうで、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後4時43分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 高 清

平成19年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

5番 立松新治 6番 山本芳照

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長兼 図書館長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉 センター所長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

6 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
--------	---------	-----	---------

書 記	飯 田 宏 基
-----	---------

7 . 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
-------	------------

日程第 2	一般質問
-------	------

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許可いたします。

山本芳照議員。

6番（山本芳照君） おはようございます。

それでは、私は服部市長の施政方針について3点ほどお伺いをいたしたいと思います。

市長は、行政運営については民間企業の経験を生かし、一円もむだにしない行政運営を主義とされていますが、市長は大変立派な職歴で、大企業から中小企業を渡り歩き、民間企業で培った豊かな経験を生かされ、地方分権社会での行政運営で市政の活性化に生かされることを私は期待いたしております。

そこで、昨日、佐藤高次議員がお伺いいたしました市長の今日までの企業における経験について、お伺いをいたしたいと思います。

株式会社ユニーについて、勤続で昭和何年から何年までお勤めになり、どんな役職であったのか、お答えをお願いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

お答えを申し上げます。

私は、株式会社ユニーには昭和46年から平成5年まで勤めてまいりました。以上でございます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今、勤続年数をお聞きしたんですが、役職がなかったものですか、また後でお答えをお願いします。

それから、株式会社ユーストア出向役員となっておりますけど、ここの勤続もあわせて平

成何年から何年までで、どんな役職だったのかを教えてください。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどは大変申しわけございませんでした。ユニーにおける職歴は、私は46年の春に新入社員として配属になったわけでございますので、店舗の経験が大変長うございました。その後、ちょっと定かではございませんが、店長、それから商品部長という経験をさせていただきました。株式会社ユーストアの方におきましては、平成5年から平成15年まで勤務いたしました。職歴につきましては、店舗の店長及び商品部長の経験をさせていただいております。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 次に、株式会社オートボックスグループというふうに名刺等に書かれておりましたけど、ここの勤続と役職についてお答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

オートボックスグループのG-7ホールディングスというところの配下にある企業に勤めておりまして、こちらの方は平成17年7月から平成18年8月末まで勤めておりました。店舗の方で勤務しておりました。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 職歴に書いてありましたオートボックスグループではなく、オートボックスG-7という会社でいいんですね。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 昨日も話をさせていただきましたけれど、オートボックスというのは全国でカー用品を展開している企業でございます。そのグループという形の中でG-7ホールディングスという会社がございまして、これは持ち株会社でございます。この持ち株会社は、兵庫県で展開しておるカー用品のオートボックスさんと組みまして、地域のドミナント戦略をしているという形でございます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） そうすると、名刺等に書かれていたのは間違いであったという認識を私はさせていただきます。

次に、ネオ・エナジー株式会社取締役ということになってはいますが、ここは従業員は何名ぐらいで、現在ここで給料はもらっているのかどうか、お願いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 昨日も申し上げましたように、ネオ・エナジーという会社は平成18年6月に新しいベンチャービジネスとして創立されたわけございまして、社長以下全部で10

名ほどの企業でございます。給料等につきましては、今後の展開という形の中で、いただいております。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 企業の名前というのは、一般的に流通企業として有名企業で、私ども日ごろお世話になっておりますユニー、ユーストア、オートボックス、健全経営で信頼のできる企業だと私は思っておりますので、あの名刺、しおり等を書いてあった会社の名前を見たときに果たして皆さんはどう思ったのかということは若干疑問に思いましたので、これからの市政運営の中で、ぜひ民間で培った、店長ということは管理職になるわけでありますので、ぜひこれからも弥富市政のために御努力をお願いしたい、このように思います。

次に、議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定について提案がなされております。一昨日、質疑の中で佐藤良行議員より質問がなされ、また昨日、佐藤高清議員の質問の中で、市長は、20%カットについては自分自身が独自の判断で決めたことだと明言されましたけど間違いありませんか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

給料の20%カットということは自分自身の判断でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 私は、この議案の提案される手続についてお伺いをいたしたいと思っております。

こういった特別職の報酬に対しまして、弥富市特別職報酬については条例で弥富市特別職報酬等審議会の意見を聞くというふうに書いてありますけど、審議会の意見はどのようでありましたか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

特別職の給料についてということで、弥富市は特別職の報酬等審議会条例の第2条に「市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」とありますが、市長が自主的に減額を申し出た特例条例の場合は、客観的に第三者の意見を、すなわち特別職報酬等審議会の意見を聞く必要はないと考えておりますので、審議会に諮らずに条例を提案させていただいた次第でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 市長も条例というものはどういうものであるかは多分御存じだと私は思いますが、条例は弥富市の一つの法令でありますね。条例とは、憲法第94条の規定によ

って、地方公共団体が法律の範囲内で、しかも法令に違反しない限りにおいて、法第14当該地方公共団体の事務に関して定める法規の一種であると。この条例は、その町村の住民に対して他の法令と同じように権利を制限したり、義務を課したりするものであるから、住民の代表者である議会の議決がなければ、これを制定したり改正・廃止することはできない。議会にとっては条例の制定・改廃権は予算の議決権と並んで最も重要な権限であるので、その行使に当たっては特に慎重でなければならない。そして、市長がよく言っている市民・住民の意思の反映に努め、条例の効果や他の法令との関係を十分検討する必要がある、これが条例というものなんです。先ほど市長は言いました。条例第9条、弥富市特別職報酬等審議会条例、これは必要であるからつくってあるものだと私は理解をいたしております。設置、議会の議員の報酬額、並びに市長、並びに助役の給料の額について審議するため、弥富市特別職報酬等審議会を置く。第2条、市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。第3条、審議会は委員10人以内で組織する。委員は、弥富市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは解消されるものとするというふうに3条まで書いてありますけど、この条例についてもう一度市長の考え方をお聞きします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

条例とはという形の解釈につきましては、私も日本国憲法第94条に基づいて地方自治が決定される条例につきましては存じ上げております。しかしながら、この給料の問題につきましての解釈は、私は、一つの例でございますが、地方自治論を勉強してみえます岩崎先生、三重大学の人文学部の講師でございますけれども、この方の解釈をちょっと参考にさせていただきます。「特別職報酬等審議会条例第2条は、本来住民の利益を守るための給料を減額する場合は手続を省略しても違法ではないと考えられる」ということに基づいて私は自分で判断をしたものでございます。以上です。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 私は、何も市長が違法なことをやっているとは一言も言っていません。条例はあくまでも弥富市の条例であり、条例は議会の決議事項であり、提案者の身勝手な考え方で条例を提案されるということは議会の軽視であり、市長の市政に関する民主的議会についての考え方についてもう一度お伺いします。どのような考えですか。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

弥富市議会等が定める条例については遵守すべき項目であると心得ております。以上でこ

ざいます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） この条例の中で、特別職の報酬等を決める審議会は10人の構成をもってやった方がいいですよ。これは、弥富市議会が今日まで、この条例は本当にいい条例だというふうで守ってきて、今日、この場にずうっと進めてきた中身です。民主的に議会を進めようとした場合、このような条例がある以上、きちっとこの条例を守って、何も急いで4月1日から20%カットということを出さなくても別に僕は結構だと思います。当然、そういう場を使って審議をして出していくのが本来の民主主義だと私は思っています。市長が勝手に独断で判断して20%カットだと。じゃあ何のための審議会ですかと、こういうことになりますので、私は民主的にルールがこれからは守られることを強く申し上げておきます。

最後に、少し気になった新聞のコメントが載っていましたので、市長にお伺いいたします。

1月22日の中日新聞のインタビューに次のように市長が語っておられましたけど、この内容は、記者の「これまで政治経験が少ないが、市政運営の構想は」の質問に対して、市長は次のように答えております。「さまざまな団体・組織のしがらみからは一定の距離を置く。政策などについては、議員も含め、いろんな方に教えを乞いたい。市民らによるまちづくりの諮問機関をつくり、一緒に政策立案を目指していく。また、ミニ集会や座談会を実施し、情報公開を進め、市民との信頼関係を築きたい」と、このように述べられておりますが、この中身によります「さまざまな団体・組織のしがらみから一定の距離を置く」、こういう発言はどのように受けとめたらよいのか、お聞かせください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

一定の距離を置くというのは選挙活動の中でのことございまして、現在の組織・団体等について、行政のこういう立場において線を引くものではございません。そういう意味で御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） そうすると、この発言はあくまでも選挙期間中の話であって、今後、この弥富市の中に多くの組織・団体がありますけど、それらの組織・団体については別にしがらみも何もないし、一定の距離を置くこともないという考え方でいいんでしょうか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

弥富の行政を支えていただく、協力していただくという形の中に団体、あるいは組織というものが存在するわけでございまして、私どもがこれから進めてまいります平成19年度以降

の行政の中では大変大きな力になっていただけるというふうに思っております。あくまでも、先ほどの一線を引くというのは選挙の私的な関係における問題でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） それでは、その件についてはそのように受けとめておきたいと思いません。

それから、昨年11月に実施されました市政代表者懇談会の中でたくさんの意見・要望等が出されておりました。この意見・要望がこれからの弥富市の総合計画の中に盛り込まれるということになっておりますけど、急を要する話も結構出ておりましたので、その後、これらの出てきた意見・要望等についてどのように整理がなされているのか、関係する部長・課長で結構ですからお答えをお願いいたします。

議長（大原 功君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

過日行われました市政代表者懇談会の皆様からいただきました御提言は大変貴重なものでございましたので、市長、それから助役初め幹部の者の共通の財産としまして、現在その構想について検討させていただいております。これをもって総合計画の中の提言として位置づけていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

また、この提言につきまして総合計画審議会等々にもお諮りをしながら、今後作業を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今、課長の方から、これらの意見について弥富市の総合計画の中に盛り入れて真剣に考えていきたい、審議会にも答申したいというお話がありますので、実りある弥富市の総合計画をつくるためにぜひ御努力をお願いし、私の発言を終わらせていただきます。

議長（大原 功君） 次に、前田勝幸議員。

17番（前田勝幸君） 前田でございます。

議長の許可を得ましたので、災害時の備えについて、まずその1の質問をいたします。

絶対あってほしくない大災害であります。自然災害はとめようがありません。しかも、地震では恐らく予知不可能で、最も強烈な直下型地震となる養老断層など近くにあると見聞きしております。また、東海・東南海・南海地震も脅威であります。これは連鎖反応の危険が大きいのと思われることです。その他、台風や豪雨、いろいろ心配されますので、備えだけは怠れないことでもあります。公共建物の耐震工事も進められており、弥富中学校の移転改築はその要素も大きいわけですが、きのうの質問・答弁の中で既に何点か伺いましたが、

改めて防災に対する取り組み、備えなどの市長の考えについて質問いたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 前田議員にお答え申し上げます。

その前にちょっと余談でございますが、今年はいのしし年ということで、先回の防災会議の中でもいろんなことが言われております。どうもいのしし年なりますと自然が暴れるようございまして、私どもが壊滅的な被害に遭いました伊勢湾台風なんかもいのしし年であると。あるいは、阪神淡路大震災のときもいのしし年であったと。あるいは、そのずうっと以前の関東大震災もやはりいのしし年だったという形の中で、大変イノシシが暴れないかなあと心配するわけでございますが、何もないようにしていきたい。きのうの佐藤議員の話にもありましたけれども、地球の温暖化が続いております。異常な気象状況が続いておりますので、本当に自然災害ということに対しては「備えあれば憂いなし」ということがございますように、私ども行政としてもやっていかなきゃいかんというふうに思っております。

しかしながら、なかなか災害を予測するということはできないわけございまして、御承知のように、弥富市は平成14年4月24日に東海地震の防災対策強化地域、さらに平成15年12月17日には東南海・南海地震防災対策地域という形で指定されております。こうしたことを踏まえ、先月、私ども弥富市防災会議を開催させていただき、弥富市の防災の基本となる地域防災計画を御審議、決定していただきました。間もなくその製本を終え、議員の皆様方にも報告させていただくということになっております。今月じゅうには配付させていただけるというふうに思っております。

その地域防災計画に定めておりますが、大きく分けて、いわゆる台風等の風水害の災害、それから地震災害を想定し、市の地域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、市民の方々の生命及び財産を災害から守るということに全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。昨日もお話をさせていただきました同報無線であるとか、あるいはCATVというネットワーク、これはぜひともそういった形の中でもかかわり合いがあり、必要であると思っております。大きな効力を発揮するものと確信しております。また同時に、市民に日ごろから防災マップの確認だとかいう形の中で自己防衛意識を高めていただきたいということを、広報等を通じて繰り返し繰り返し呼びかけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 前田議員。

17番（前田勝幸君） でき得る限りの備えを怠りのないよう、お願いいたします。

次にその2として、循環式防火水槽兼非常用飲料水確保の施設で6個目が十四山地区に間もなく完成いたします。弥富市全体に配置されることとなります。命をつなぐ一番大切な飲み水は、1人1日3リットル必要と言われておりますので、弥富市民全員のおよそ2日分と

なります。素晴らしいことだと思います。そこで、災害時にこの水を速やかに行き渡らせるための手段はどのように考えられているか、伺います。あわせて、非常食の備蓄状況も質問いたします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

災害時の飲料水兼用貯水槽の御質問ですけれども、飲料水を運搬するための水袋を約1万5,000袋保管し、備えております。非常食につきましては、現在、保存年数の関係もありまして、乾パンが1万5,000缶、アルファ米が2万3,000食、サバイバルフーズが3,000食、クラッカーが4,000袋備蓄してあります。さらに、全国的な規模を持ちますスーパーと非常時の食糧等の提供に関する協定を締結しておりまして、今後、市内のスーパーとの協定締結も準備をしております。以上です。

議長（大原 功君） 前田議員。

17番（前田勝幸君） 笑えない事実だと聞いておりますが、阪神淡路大震災時で、日数がたってくると災害食は幕の内弁当でも不満だったそうでありますから、長期保存のできる非常食は多くの量は考え物だということも思っております。いずれにしましても、各家庭で備えの心がけを一層PRしていくことが大切だと思います。

次に、その3の質問につきましては、優良農地の減少となり、またそれに対する諸問題が出てくること、既存の公園をといえ、大きく育った樹木の伐採となりますので、忍びないことと考えさせられます。したがって、時期尚早と思ひ、おわびして取り下げさせていただきます。私の質問を終わります。

議長（大原 功君） 次に、中山金一議員。

16番（中山金一君） 中山です。

今回、私は3件について一般質問をしていきます。今回から質問の仕方が一問一答方式になりましたので、そのようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず第1件目は、平成18年度一般会計側溝等公共事業の実績と平成19年度一般会計側溝等公共工事の優先順位についてです。

平成18年度は、旧十四山村と弥富町が合併し、最初の市長選挙の年のためか、公共工事があちらでもこちらでも行われました。市民からは、財政は大丈夫か、一部の議員のところばかり優先されており、公平ではないなどの声が出ていました。前市長は市政懇談会で、やってほしいことがあったら何でも言ってほしいと発言し、一部の地区では環境を乱すような工事まで行われました。そこで質問1ですが、十四山地区での平成17年度、18年度の事業実績を大字ごとに事業名、件数、金額のわかる一覧表を出してください。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 十四山地区の工事の実績の御質問でございますが、これにつきましては、今、大字ごとというお話がございましたけれども、工事は幾つかの大字地域をまとめさせていただいて発注させていただきますので、それぞれ大字単位で出すということは非常に難しい現状でありますので、事業費の合計で報告させていただきたいと思っております。

まず、十四山地区につきましては12件で、ことしの工事につきましては 6,300万円、17年度対比で約 2,700万円の増額ということになっております。また、弥富地区では約 2億 8,000万円の工事でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番（中山金一君） 通告をしておりますので、詳細に調べてお答えをしていただくようお願いいたします。

質問2、平成17年度と18年度の工事費を比較すると、十四山地区、弥富地区のそれぞれどういう内容か、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 工事の内容のことでございますけれども、工事の内容につきましては、道路改良工事、側溝工事、舗装工事、交通安全工事等を施行しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番（中山金一君） 工事の方は適正に行われておると思いますが、1地区に固めて工事をするのではなく、均等に工事をしていただくようお願いいたします。

質問3、平成19年度事業費見通しはどうなっているのか。18年度並みに確保できるのか。公平の観点から、19年度は18年度にやっていないところを優先的に検討してほしい。お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 中山議員にお答え申し上げます。

平成19年度事業につきましては、道路改良工事等は、主な工事区分は中央幹線の工事を考えておりますし、それから綱浦・荷之上線というようなところが主な工事区分でございます。それから橋梁耐震工事ということで、橋を耐震という形の中で工事を考えております。この橋は海南橋、いわゆるこどもの国の近くの海南橋及び六條の近くの筏大橋、この2カ所を橋梁工事としてやってまいります。予算は緊急性や事業効果に心がけ、最大の効果が発揮できるように実施してまいりますし、事業箇所につきましては、昨年11月に区長さん等で取りまとめさせていただいておりますので、そういったことをもとに今後も検討し、安全・安心ということを考えながら整備を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番(中山金一君) 18年度で工事をやっていないところは19年度に優先的に早くやれということに対してお答えをお願いいたします。

議長(大原 功君) 市長。

市長(服部彰文君) お答え申し上げます。

中山議員の意見を尊重し、検討してまいります。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長(大原 功君) 中山議員。

16番(中山金一君) ありがとうございます。

公平の観点から前向きに検討していただくようお願いいたします。

質問4、公共工事の談合問題がクローズアップされ、官製談合が次から次へと発覚し、国民の信頼を失っています。今回は、公共工事の入札改革を指導してきた国土交通省にまで官製談合防止法が適用され、大臣給与3ヵ月返納の事態となっています。弥富市の公共事業では官製談合はないと思っています。不祥事が起こらないようにするためどういう対策をとっているのか、お尋ねをいたします。

議長(大原 功君) 開発部長。

開発部長(横井昌明君) 官製談合対策についてという御質問でございますけれども、弥富市では以前から設計書の保管には、かぎがかかる場所で保管を徹底し、設計金額等が漏えいしないよう担当職員に指示してまいりました。また、最近では入札事務の取り扱いの文書配付や3月の課長会で助役より、窓口対応はもとより、すり合わせ行為がないよう全職員に対し周知する指導がございました。また、今後とも服務規律の確保を図ってまいります。以上でございます。

議長(大原 功君) 中山議員。

16番(中山金一君) 談合は、話し合い、調整という日本の伝統的社会の一部とされています。公共事業の談合問題が起こらないように努力をしていただくように要望しておきます。

次に、2件目の巡回福祉バスの運行について質問します。

住みやすいまちづくりをするには福祉サービスは欠かせません。停止されていた十四山福祉センターのジェットバスも、—————(後日発言取り消しあり)もとどおり稼働するようになり、入浴する人もふえ、喜ばれています。現行の福祉バスの運行に対し、十四山地区では路線の見直し、改善の声が出ています。前市長も改善の約束をしていましたが、どうなりましたか。十四山地区の住民の要望としては、停留所をふやしてほしい、十四山支所や福祉センター以外では近鉄佐古木、弥富駅、市役所、そして海南病院へ早く回数を多く利用できるようにしてほしいということです。服部市長も施政方針の中で、巡回福祉バスのコ

ー再編成により、市民の意見を取り入れ、一人でも多くの方が利用できるように努めると言っています。

質問1のバスの増車台数は何台かという質問については、施政方針の中で、6月より1台増車し、4台体制とすると表明されているので了解し、次の質問2、バス路線の見直しはどこでだれが行うのか、関係する市民の意見はどうやって聞くのか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきたいと思います。

バス路線の見直しにつきましては、先日も市長の方から答弁をさせていただいておりますが、現在、三重交通と運行経路、またはダイヤ等について協議を重ねております。この件につきましては、市民の皆さんから非常に多くの要望が出されておまして、大変苦慮をしておるのが現状でございます。これまでに寄せられております要望は非常に千差万別でございます。制約のある運行状況の中で、すべての人に満足のいく方法をとるのはなかなか難しく思っております。御理解をいただきたいと思います。運行目的でございます公共施設を利用いただきやすいようにという基本に立ちまして、地域間の格差の見直し等を図るために、地域を代表される区長さん等とも御相談をいただき、見直しを図ってまいりたいと思っております。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番（中山金一君） 幹線道路ばかり通すのではなく、地域の住民の声をよく聞いて、利用者から便利になったなあと喜ばれるようなバス路線をつくっていただくよう要望しておきます。

3件目の質問です。確定申告を来年度は十四山支所でもやれるようにしてくださいについて質問いたします。

合併して不便になってしまったと言われている中の一つが、確定申告の場所や申告の方法です。今は確定申告の時期ですが、所得税の確定申告は、1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続で、年配者には苦慮の種です。十四山地区の、特にお年寄りの方からは、十四山支所で申告ができるようにしてほしいとの声が多く寄せられています。年で自動車の免許証を返上した人、自転車にしか乗れないお年寄りや、手が震えたり字が見えにくい人からは、昨年まで十四山でやっていたように十四山方式にしてほしいなどの声が出ています。

質問1、確定申告を十四山支所でもできるようにしてください。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 中山金一議員にお答えいたします。

平成18年分の申告につきましては、十四山地区からも要望がございまして、税務署が1月29日と2月5日の2日間、弥富市といたしましては1月30日から2月2日の4日間、合計6日間でございますが、十四山支所において年金受給者と住宅借入金特別控除者等を中心に実施いたしました。来年度の実施につきましては、現在のところ考えておりません。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番（中山金一君） 来年度、ぜひ十四山支所でもできるようにしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問2、本人の手書きの原則はわかりませんが、昨年まで十四山でやっていたように、十四山方式にしてくださいという要望もあります。書類や領収書をそろえれば役場職員がパソコン機械に打ち込んでもらえるようにならないのか、お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 申告会場では、職員1人が同時に今現在4人から6人を対象に申告の指導を行っております。申告対象者が弥富市全体で4,000人近くいるような状況では、職員1人が1人を対象に指導するような十四山方式はできません。

議長（大原 功君） 中山議員。

16番（中山金一君） 納税者が気軽に申告に出かけられるように、住民サービスの一環として十四山支所でも確定申告ができるようにひとつお願いをいたします。以上で質問を終わります。

議長（大原 功君） 次に、小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

市長にお伺いをいたします。合併いたしました旧十四山を含めた弥富市総合計画の中に市街化区域新設・拡充の計画はありますか。また、取り組んでいかれるお考えがありますか、まずそれをお聞かせください。

議長（大原 功君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

弥富市といたしましては、新市基本計画の中で土地の有効利用ということは今後も考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 市長の取り組むというお話を伺いまして、では質問に入りたいと思います。

弥富市の農地は1,893ヘクタール、そのうち農政課の管轄管理地は1,688ヘクタール、市街化区域は118ヘクタールほどであったと記憶しておりますが、差し引きの205ヘクタールの中には雑種地、原野等もあるかと思われま。

〔発言する者あり〕

3番（小坂井 実君） 違いますか。118じゃないですか。この数字は合併する前にいただきましたので、少し違ってきていると思います。

〔「大幅に違う」の声あり〕

3番（小坂井 実君） そうですか。失礼をいたしました。後で教えてください。

それから旧十四山、平成17年度ですが、田 458ヘクタール、畑44ヘクタール、これは17年度です。合計 503ヘクタール、その全地区が市街化調整区域であり、農業振興区域でもあります。そのうちの60ヘクタール、12%が入り作者、つまり十四山以外に居住した人の田畑になってしまっている。これは何を意味し、あらわすか。どこの家庭でも何が起きるか予測できない、いつ大金が必要になるかわからない不測の事態になったとき、市街化地区があればほんのわずか手放すだけで済むことが、農地のままで、農地法3条に従い、農地の買える権利を有した元気な人に買ったたかれ、10倍もの面積を売ってしまった結果が今の十四山地区であると私は思います。このことは、旧鍋田地区、また市街化区域のない弥富市内全体にも当てはまることではないかと思われませんが、これは不公平であり、格差のきわみであると思われませんが、市長の見解をお聞かせいただきたい。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、弥富市の市街化区域の面積は市全体では 4,818ヘクタールございまして、そのうちの市街化は 999ヘクタールでございます。全体の面積に占める率は 20.73%でございます。弥富市の市街化の現状でございますけれども、いろいろと県の方からも指摘されておる項目といたしましては、市街化区域の中に農地がまだ点在しているということが再三指摘されております。いわゆる新しい市街化という形の中ではなかなか認められないというようなことを言うてくるわけでございます。逆に、逆線引きをしたらどうだと言われるぐらいでございます。大変難しい状況にあることは事実でございます。しかしながら、市街化区域の基本的な手法というものは、後でまた助役の方から答弁させていただきますけれども、私どもが、先ほども申し上げましたように、新市の基本計画の土地利用という構想の中で、とにかく地元の方からしっかりとした都市計画案を出していただきたいということを要望するものでございます。12月議会の中で同じような形で小坂井議員も御質問されておるわけでございますが、そのときには前向きに検討しますということでございますが、私の方からは、この際、都市計画案というものを一度出していただきたいと思っております。市と市民の皆さんの協働でそういうものをつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく御理解のほど、お願い申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 市長におかれましては、いかなる選定方法・方式という部分におきまして、市民にげたを預けるというおつもりかどうかわかりませんが、これまでの方式、集落単位、この道路までというのでは農家としては手が挙げられない。それはなぜか。親が亡くなったときの相続税の負担が大き過ぎるということ踏まえて、方法をお示しいただきたい。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 市街化にすれば土地の評価が変わるわけですが、そういった中であくまで、今市長が申しあげましたように、市街化の見直しということにつきましては、先ほど申しあげましたが、平島、前ヶ須の辺の市街化もまだまだ未利用地が非常に多いわけですね。そういった中で、弥富市全体の中で将来の発展ということについてどのようなバランスで進めていくかと、市街化にしていくかということが一つの大きな目安になるわけですが、そういう中で、先ほどの相続税のお話があったわけですが、市街化にして土地利用ができないと税金だけ高くなってしまいうということ、その地域の皆さんからしてみると判断ミスというような形になってしまうわけですが、私どもも、将来10年、20年を見越す中で総合計画、マスタープラン等を立てていくわけですが、今申しあげられたように、市民の皆さん方の声を聞いてこれを見直していくかという問題をおっしゃったわけですが、市民の皆様方の声をお聞きしてそれをまとめると、本来、市街化区域をなぜ設けるかということの趣旨に反した形で動きが示されていってしまうという問題があります。したがって、あくまで市街化につきましては、やはり我々が県といろいろ調整する中で、また弥富市の将来計画、将来の発展性の問題等を踏まえて見直していく必要があると思います。したがって、あまりそれを当て込むと、先ほどおっしゃったように相続税に対する手の打ちようはございませんので、慎重に当たらなきゃならないと、このように考えております。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 慎重はよろしいんですが、最初に申しあげましたように、ますます農地の虫食いがふえると。また、優良農地が失われるかもわかりません。昨日、佐藤高次議員が弥富市の農業委員の立場として、優良農地をいかに守るかと言われました。私は、農地をいかに市街化区域にしようかと。相反することのように思われますが、何割かの市街化があり、残りの農地は農作業の能率が上がるように集約をし、住宅による虫食いを防ぎ、余裕とゆとりを持って、農地は優良農地のまま守ることができるのではないかと。したがって、集落の中において、農地の交換なり、そういうことを含めまして、営農組合の中にもそのようなことを踏まえ、土地区画整理組合の立ち上げを提案もいたしますが、一つ懸案は時間がかかり過ぎることです。

蟹江町のJRの北側で、ただいま10何ヘクタールかで土地区画整理組合を立ち上げて事業が進んでおります。そして、その中へ今のヨシツヤが移転をするということになっておりますが、この計画は10年前に始まった計画だそうでございます。そして、きのうの議会が終わってからちょっとのぞきに行きましたけど、まだまだ計画の中には図面ができ上がったぐらいだそうでございます。その地権者の中に私の知り合いがありますもんで、寄って聞いてまいりましたが、このままでは死んでしまうと。早うやってもらわな命がないと、そのようなお話も聞いてまいりました。

また、私は実際地元で70アール弱の買い付けが来ております。その地権者にちょっと待ってほしいと。このような質問をいたしますので、一度、市の方の方針なりを開発課の部課長に聞いてみて、例えばこれを取りやめて、隣接地であるならばすぐそれができると、市街化が一、二年でできますかと、また飛び地はだめですかと、それと面積的にはどうですかと、21年の見直しまではだめですかと、そういうことを聞いてまいりますと言って地元を出てまいっております。その点をお聞かせください。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 市街化の見直しということでございますけれども、言われました手法につきましては助役が申されたとおりに思います。ただ、隣接地で云々という話でございますけれども、そこにつきましても、市長が申されたように市街化の中に極めてまだ農地が多うございます。その農地をどうするかという話が出てきますので、隣接から市街化にするというのは極めて難しいという現状でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） ということは、いかにしたらできるかということがお聞きしたい。拡張なり、新設ができるかという意味ですけど、あれはいかん、これはいかん、それはできませんと。じゃあどうやったらいいかということをお聞きしたい。市長からきのう、私の友達に県の農林部長が見えるというお話を伺いました。大抵なら県の農林部長は1人だと思いますので、地元にもその方は見えるんです。市街化に対してはあまり積極的ではない。ひとつ今度市長が会われたら説得をしておいていただきたい。つまり、私としましては、市街化と農地というのはどこかで分けて、市街化も持っています、農地も持っていますというようにしていただきたい。それによって、先ほど申しました余裕とゆとりを持った農業がやれるのではないかと思います。市長、そのような方向にいきませんか。

市街化の税金、それと田んぼの税金の格差というか、場所によって違うかもわかりませんが、それを教えていただけますか。

議長（大原 功君） じゃあ、ここで10分間休憩いたします。15分まで休憩。

~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時18分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 固定資産税の価格でございますが、これは場所によって多少違いますので、路線価等もございますので、大体、調整区域ですと1反 1,700円ぐらいですね。これが市街化区域になりますと、1反 8万円から場所によっては10万円と、こうなります。50倍ぐらい高くなるということでございます。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） ちょっと私ごとでございますが、今度始まりました農地・水・環境保全向上対策営農活動と申しますのは、私ども集落では既に5年、もしくは7年ぐらい前から道路の畦畔の植栽、あるいは休耕地に花を植えるというようなことはやってまいりました。もしかしたらこれをパクったんじゃないかと思うぐらいに同じようなことが来ております。また営農に関しては、集落一圃場プール計算、集落を一単位として一家の農家とみなし、またそれによって配当を皆さんにお配りしておる。それぐらい農業にも力を入れてまいりましたし、また少しでも農地を守ろうということでやってまいりましたが、その配当金を見てみますと、四、五年前は1反につき6万、そして毎年1万ずつぐらい配当が減ってまいりまして、18年度は1反で2万 3,000円でございます。それと申しますのは、経費の値上がり、あるいは米の値下がり、またことしに関しては収量の減少も多少はありましたが、これ以上の収益を上げるのは不可能になってまいりました。それを守るためには、鮫ヶ地、私の地区でございますが、本当に佐古木の駅から歩いて5分かかりません。直線距離で近いところは300メートルでございます。なぜそこが市街化にならないのか、本当に不思議でなりません。それをやるためにも、市長のお言葉にもございましたように、そちらから願い出て下さいというようなお言葉でございましたので、ぜひ、私は地元へ帰りまして、一部の部分に1軒につき2反ないし3反、全部でもいいという人があれば固めて、これだけつくってくださいと市の方へお願いに参ろうと思っております。そのときには市長、色よい返事をいただけますか。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

優良農地の保全というか、農地を確保して農地の産業というか、それも大変大事なことでございます。先ほど私の友達、小出部長でございますけれども、彼はそういった立場の中で今仕事をしているわけでございますので、農地を大事にしていきたいという気持ちは強いと

思います。しかし、弥富市といたしましても、税収の確保という意味におきましても、既成市街地との連担性における市街化づくりというのはある意味必要だというふうにも思っておりますので、しっかりとした都市計画というか、そういったプランづくりと一緒に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 開発部長と都市計画課長にお伺いいたします。

平成21年の線引きを待つよりしょうがないのか、そのように地元で立ち上げてまいりましたらいつでもよろしいものなのか、それをお聞かせ願いたいです。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 市街化の拡張ということで、平成21年と言われますとマスタープランの関係という意味で言われたと思うんですけども、これにつきましても、総合計画がございます、マスタープランがございますということで、いろいろ調整させていただくということでございます。ただ、言われましたように、隣接地ですぐ拡大することはまず難しいということでございます。以上です。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） ということは、今買いに来ておる地権者が売る気になった場合には、ちょっと待てということは無理ということですね。着々と市街化にはならないと。21年まで待たなくてはいけないということなんですね。それすらも無理ですか。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 今、小坂井議員の方から言われました買い付けに来ておるということですが、これと市街化との問題とは別だと思えます。ですが、仮に、先ほど言われましたように70アールの買い付けに来ておるということですが、そういった問題に関しては、現行の中で本人がその土地で何をやるかと、これが最前提でございます。ただ、十四山の場合については全村農振農用地ですから、現実、その場所でやりたいことが、農地法上、農振法上、また建築に係るものであれば建築の問題、そういったことがクリアすれば当然可能なものでございますので、その問題と、それから今の市街化の問題とは別問題というふうに御理解をいただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） そのことは重々承知をいたしております。もちろん買い付けに来ておるということは、農振除外の許可もおりるであろうという見通しにおいて来ておるのであって、私が言いたいのは、地権者に鮫ヶ地として市街化をつくってやりましょうよと。今そこで売ってしまったら、金を持ったからまあいいわと。また、今言った優良農地に仕切りができてしまうようなことにもなりますし、できれば皆で話し合っ、ここからここまで皆

さんで入っていただいて市街化をつくりましょうという前提に立った計画でありますので、もちろん農政課長にしてみればそのようなお答えしかできないと思いますが、ですから早急に、21年を待つしかないかということが聞きたかったんです。その方たちのためにも、せっかくいいお話かもわかりませんので、帰ってよくお話をいたしますが、本当に市長、どうかその時が参りましたら、21年を待たずに、またでき得る限り、これは弥富市のためにもなることなんです。市長は何でも考えてやりますと申されましたが、財源をつくらなくてはいけないんです。ぜひそれも頭に入れて、そのときになりましたらよろしく願いをいたします。これにて終わります。

議長（大原 功君） 次に、佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） きょうは、かねてから教育長に伺ってきております小・中学校の効率・効果的適正配置計画、これを中心として教育長のいろいろの見解をひとつお尋ねしたいと思っております。

まず最初に、本年12月には新しい弥富中学校の校舎も完成をいたします。きのうのお話を聞きますと、来年1月から中学3年生の生徒は新しい校舎で卒業ができるようにしてやりたいという考えもあるようでありまして、私は非常に前向きの行政運営が行われておるようにも思うわけです。今まで池田教育長に数回質問をしてきましたが、ただ中学校をつくれればいいということだけじゃなくて、やっぱり弥富市の将来の小・中学校の適正配置というものは非常に大事な問題だということで質問をしてきましたけれども、あまりまともな議論もできずに、答弁も十分な答弁を聞いたこともありませんので、市長がかわられたことでありますので、一度、教育長にきちっとこの点についてお尋ねをしたいと思えます。

まず最初に、現在教育長は、この弥富市の中学校3校、小学校7校、この過疎・過密、あるいは小規模・大規模の状況についてどのように認識をしておられるのか。また、最近では中学校の建設とあわせて、特に桜小学校の学区の皆さん方には、桜小学校は今後どうなるんだろうかというお尋ねをされるわけでありまして、これについても私どもはきちっとしたお答えをすることができないのが今の状況でありますので、この状況についての認識をまず最初に教育長に伺いたいと思えます。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

佐藤議員のお尋ねでございますが、小・中学校の効率・効果的適正配置計画についての御質問でございます。

まず、1点目としまして小・中学校の現状認識ということでございますが、今議員がおっしゃっていただきましたように、やはり耐震構造の問題等々が出ておりますので、これはまず考えなければいけないというようなことで、適正配置の前に、現在そういったようなこと

でガラス窓なんかには飛散防止のフィルムを張ったり、なかなか建てかえることとか、いろいろできないものについてはそういうような応急の対応をしておるところであります。

今の小学校7校、それから中学校3校でございますが、緊急に問題があると思いますのは桜小学校でございます。桜小学校以外はどうかと申しますと、弥生小学校で今12クラス、それから大藤、栄南は8クラス、それから十四山東部小学校は7クラス、西部小学校は6クラスというようになってございます。それで、そういう8から7は少ないんじゃないかというようにお考えかもわかりませんが、これは、先人がその地域にとって大切な場所であったり、いろんな事柄からそれぞれの場所につくられたものでございまして、文科省なんかは小学校につきましても、4キロぐらいいまでならいいだろう、4キロから遠くても6キロだというようなことを言っておりますが、4キロの中には全部入ってございます。こういう弥富市の地図でございますが、この中にそれぞれ半径1キロの円をかきますと、それはどこも重なることなく適正に配置されております。それから栄南小学校なんかのように、広いところでも大体人家のところまでは4キロという距離にございます。ですから、距離的には、どの小学校さんも適正につくられておるというように思います。ただ、佐藤議員が御指摘いただいたように、桜小学校につきましては近年、非常に住宅数がふえてきております。全国的に見ますとどの学校も過疎になっておりますが、桜小学校の地域は非常に人口がふえまして、そしてその御家庭が小学校適齢期の子供さんをたくさん抱えていらっしゃるというようなことで、市にとりましてはうれしいことではございますが、半面、校舎等につきましては早急な対応が求められるところでございます。そういったような現状認識をしております。

それから2点目のことで、配置計画はどうかということでございますが、いろいろ毎年の住民基本台帳等によって調査をしております、来年は桜小学校は1,000人を超えるような規模になっております。ですから、これは何とかしなければいけないというようなことでございます。人数が多いということだけではなくて、やはり安全・安心な学校というような面から見まして、非常に最近のような東海地震、東南海地震等が心配される中にありましては、何かあった場合に入りににも相当時間がかかります。私もそんなようなことを感じまして、桜小学校の子供さんが校庭で休み時間に遊んでおりまして、始業のベルが鳴りましてどれぐらいで入るかを見ておりましたら、大体いなくなってしまうのには3分ぐらいかかっております。やっぱり入り口なんかは相当混雑するんだと思います。だから、教室まで行けば4分以上はかかるんじゃないかと思えますね。そういった場合にもし事が起きたりしますと、出入口のところへ殺到するということも起こりますので、やはり早くそういったような心配を払拭するように考えなければいけないというように思っております。

そして、今までいろいろな方の御意見の中には、弥富中学校の跡地の方へ小学校の分離校をつくったらどうだというような御意見もありますし、あるいは桜学区の変更等を考えたら

どうだというような御意見もいただいております。そういった中で、大変これは急を要することですので、学校整備検討協議会等を早急に開催いたしまして、御協議いただくことを考えております。また、必要とあれば住民の皆さんにアンケート等もいたしたり、あるいはPTAとか地域の皆さんの御意見をお聞きいたしまして、おくれてはおりますが、本年じゅうに方向づけをし、実施計画を策定するように教育委員会で考えていきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 問題は、当面する課題と、十四山村との合併をしたという経過もありまして、将来的にどう思うかということ是非常に大事なことです。当面の問題と将来的な問題と両面があるわけなんです。ですから私は、こういう問題には時間がかかるから、もう1年も前からこの問題については質問をしておるんです。きょうで3回目なんです。これから考えますということで私はちょっと理解ができませんので、それでは今までにこうした適正配置計画の現状調査、あるいは協議はどのように進められたのか、さらに教育委員会としてはどのような協議が進められてきたのか、この点について伺いたいと思います。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

従来もやってきておるわけですが、学校整備検討協議会に、新年度に入りましたら出ているだけ早い機会にお諮りをいたしまして、その結論等も、先ほど申しましたように住民の皆さんの御意見を聞きながら、あるいはPTAの方の御意見を聞きながら考えていきます。いろいろと、ここからどこかというようなことを申しますとかえって混乱もいたしますので、私の私見をいろいろ述べることはちょっと差し控えさせていただきますが、腹案だけではこれは進みませんので、検討委員会にいろんな資料を出しまして、そこで検討し、いろいろな御意見、御示唆をいただきたいと思います。

なお、こういうような問題につきましては、住民の皆さん方、あるいはここにお見えの先生方皆さんの全体の御意見をいただき、御協力がないと進んでいきませんので、その点、高いところからでございますがよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 今の答弁を聞いておると、教育委員会では全然まだ議論がされていないようなことではなからうかなあと私は思うんです。今回、私はこれが3回目なんです。平成17年12月議会で私は再度、十四山村の編入合併を含めた効率的・効果的適正配置計画について考え方を質問したことがあります。そのとき、池田教育長の答弁は、「これは学区の見直しなども考えられるわけでございます。学区の見直しにつきましては、学区の歴史的な経緯

もございますので、地元の皆さんの御意見を拝聴しつつ、子供たちを第一に考えた上で教育委員会で計画し、相談して決定していくことになると思います」と、こういうように答弁しておられるんです。それ以来どれだけ進んだのか、どれだけ協議が行われてきたのか。ただ教育長が一人だけ、自分はこういうように思っておりまして、これから整備委員会を立ち上げてやる、これでは私は教育長としての職務が余りにも怠慢ではなからうかなあと、こういうように考えるわけでありまして。だから、PTAや学校関係者、地域代表などの意見もいろいろ聞かれた経過があるかどうか、教育委員会とそうした関係者との意見交換等があったかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

順序からいきましたら、教育委員会でいろいろとそういうような決め事をする前には、当然、先ほどから申しております学校整備検討協議会なるものの御指導をいただくというのが先でございますので、私としましては、個人的には校長会でもいろいろお話を賜りつつありますし、またPTAの皆さん方の御意見も聞きつつありますが、そういった対教育委員会というようなものにはまだ至っておらないわけです。怠慢とおっしゃられても、これは先生も御存じのとおり手順もありますし、またいろいろな風評が立ちますと、なるものもなかなかありませんし、皆さんの御意見をちょうだいしながら、生徒のためにどうしたらいいかということいろいろ考えていきますし、また佐藤先生もいろいろと御経験豊富でございますので、個人的にでもいいし、全体の場でも御指導なり、御示唆を重ねて賜りますようお願い申し上げます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 私は、昭和30年に弥富、鍋田、市江の一部が合併したときの経験から、私は当時の鍋田北部小学校、今の大藤小学校に勤務した関係で、こういうようなことについての経験というものはもう50年前からしておりますので、だから私は教育長に、そういう合併の問題もありますし、そして桜小学校のこういうようなマンモス化の問題もありますし、いろいろなことがあるんだから、よく適正配置計画を検討されることが必要ですよということは何回か言ってきておるんです。だから手順が、教育委員会に諮る前にどうのこうのと、何にもやっておられずにこられたとした私は解釈ができません。まず、こういうような問題がこれから考えられますと、どういうような手順で、あるいはどういうようにこういう問題を解決していきましょうというようなことを教育委員会で諮られる、そして一緒になって学校当局、あるいはPTAの方々、あるいは区長さんやそういう方々の意見も聞く、そしてそうしたものを一つの整備計画の中で立てていく、そしてまた、もちろん予算権のあるのは市長でありますから、その部下である教育部長なり教育課長というようなものを詰めて、そ

して市当局に提言をしていくというのが教育長の使命だと思っておるんです。そうしたことが、きょうで3回も言ってもまだできてないということは、私は、まさにこの2年半、教育長は何をやってこられたのか、大変寂しい思いがしてなりません。そういう観点から考えると、教育長の職務、使命とはどのようなことか、どのように認識しておられるのか、その自覚について私は尋ねたくないのであります。そしてまた、この2年間どのようなことに取り組んでこられたのか、そしてまた遠隔の地から弥富市の教育長になられたわけでありまして、弥富の地域事情というのがなかなかわからない中で教育長を受託されたということは、かなりの自信があってされたことだろうと私は思うわけでありましたが、そういう教育長の職務とか使命、そして今までにどのような問題に取り組み、どのような業績を上げてこられたか、こういう点について教育長にお尋ねをしたいと思います。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

何と申しましても、弥富は非常に土地柄として落ちついた、地域教育力のある地域でございまして、地域の皆さん方と協力しながら子供の健全育成、そして基礎学力の向上等、月並みな言葉でございますが誠心誠意努力してまいりました。これも、地域のPTAの皆さん、あるいは学校当局の協力もございました。それから加えて申し上げますと、子供の安全・安心を守るということでございまして、この海部南部では、その当時は4町村でしたが、この教育長さんを組織いたしまして、蟹江警察へも依頼いたしまして、この旧4町村の各学校のパトロールをしていただくというようなことも申し上げまして、幼稚園、小・中学校を毎日業務として回ってあげましょうといったようなことも努力をしておりますし、安全・安心については、地域の皆さん方のいろいろな団体さんと申しますか、きんちゃんパトロールの方もありますし、スクールガードの方もいらっしゃいますし、そのほかいろいろな方の御協力を得ながら安全・安心を守っております。お答えになったか外れておるかわかりませんが、誠心誠意やってまいったというようにお答えいたします。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 教育長としての使命と、それからそれぞれ学校の先生なり、PTAなり、あるいは住民の皆さん方に協力をしていただくことと、いろいろのことがあるわけでありまして、そうしたことをリードすることも一つの方法かもしれませんが、今一番大事なことは、国を挙げて教育改革が叫ばれて、教育基本法の改正がなされようとしておるわけでありまして、こういう問題を基本的に考えていくと、特にこれからは地方の時代と言われておるわけでありまして、弥富なら弥富にふさわしい、弥富の特性を生かした教育行政というのをどう立ち上げてもらうか、これはまさに教育長を中心とした教育委員会、あるいはまたこれに対してはもちろん市当局、あるいは議会、住民、みんなが協力をしていくわけで

ありますが、そういうかなめとしての使命感が教育長にあるかどうか、ここ2年半、私は非常に疑問を持ってきたわけであります。今まで私が質問をしてもまともな答弁ができませんので、私は非常に残念に思っております。ともすると、佐藤議員に脅されたから私は病院へ行ってというようなこともかつてありました。私はそんなことを考える教育長自身の人間性を疑っておるんです、はっきり申し上げて。ですから私は、今回市長もかわられたことでありますので、教育長は新しい弥富の教育行政をどのようにリードしていくか、そうしたことをきちっと示してもらいたい。その中で特に大事なことは、教育の効果を上げていく、基本は一人ひとりの個人の特性を生かして、それなりの子供たちがそれなりに成長していく、そういうものをどう考えていくか。私は、かつてこういうことを聞いたことがあります。できないという人は一人もいない。しかし、まだできないというのがいるんだ。だから子供たちも、今はまだできないけれども、これから努力すればできるようになるという子供もあるんです。だから、そういうようなことで、一人ひとりの子供たちの個性・特性を生かした教育をどのようにやっていくか、こういう考え方について、まずきちっと教育長が理念を持って、そして学校の先生方にもリードをして、そして弥富の教育はすばらしいなあというような姿勢が示していただきたいと思って2年半辛抱をしてきたわけであります。

これからは特に弥富も、この弥富という地にマッチした教育行政、それぞれの学校がそれぞれの特色、あるいは子供たちがそれぞれの特色を持った、そういう教育を展開するためにはどうすべきか。月並みの安全教育をこうやっております、あれをこうやっておりますということでは、私は教育長としての使命にいささか寂しさを感じずにはおられません。時間もありませんので、私は本当は1時間ぐらいきちっと議論をせんとこの問題は解決せんと思っておりますけれども、相変わらずの答弁でありますので、簡潔に申し上げますが、例えば今度、十四山を編入合併した以上、十四山の子供たちも弥富に合併してよかったなあ、こういう意識づけをどうしていくか。この前、私は他から聞いたんですけれども、市長が一番初めに十四山の中学校の卒業式に参列されたということで、十四山の中学校の先生や関係者の方から、市長は十四山について非常に心配りをしていただいておりますとあって感謝を私にされた人がありました。

私は、昭和30年に今の大藤小学校、当時の鍋田北部小学校に勤務したときに一番初めに感じたことはどういうことであるかということ、まず子供たちが、例えば同じ弥富になったんだから、弥富の小学校は、当時は今の弥生小学校、それから鍋田北部小学校、それから鍋田南部小学校の三つでしたが、そのときにソフトボールの練習会等があると、弥富とやるといったら、もう初めから負けたというようなことを言うんです。私は何で負けるんだと言ったら、あそこの学校は大きいでいかんと、こう言うんです。うちは小さいで負けると。それなら一遍ついてこいと言って、私が一生懸命に教えたことがあります。そうすると、校地が狭いも

んだから、ちょっとノックでエラーしてもすぐに田んぼへ入ってしまう。すると田んぼの地主さんが、校長先生、ちょっと子供たちが田んぼへ入ってくるもんで困るんやと、こういうような話があって私は苦慮したことがありますし、子供たちの意識がそういう意識であったということも非常に私は心を痛めたわけです。ですから、私は昭和46年、町長に就任したときに一番初めにやったことは、旧市江村の一部、今の白鳥小学校、あそこの子供たちは弥富小学校へ全部来る。自分たちの学校がない。だから、白鳥小は、名前は皆さんにつけていただいたわけなんですけど、あそこに学校をつくらないかんということで、一番初めにあそのの学校に着手しました。しかも面積は2町歩と言ったんですけれども、地主さんの関係で1町6反しかできませんでしたが、後に拡張した。

その次に、大藤小学校、栄南小学校の、まず敷地だけはとにかく5,000坪以上にしようということでやりました。大変難しい問題がありました。大藤小学校には神社があって、神社を動かすなら、町長さん、あんたは罰が当たって次は落選するぞなんて言われたこともありました。しかし、神社を動かさなきゃできんから、寛延の皆様方の御協力をいただいて神社を動かして、あの敷地を確保した。

そして、その昭和30年の2年後には弥富中学校が統合しまして、それ以来の中学校の生徒はみんな同じ弥富の学校で卒業したということで、鍋田だ、弥富だ、市江だというような感じはなくなっていったんです。今度、十四山の編入合併をしたんですが、十四山の校名もどうするのか……。

議長（大原 功君） 佐藤博議員、質問内容をきちっとしてください。教育長のことから。

ここで休憩いたします。1時30分まで休憩。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時29分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて再開いたします。

佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 午前に引き続いて、あと時間も26分だそうですから、できるだけ簡潔に質問をしたいと思っています。

そこで問題は、世の中がどんどんどんどん変わっていくんですから、ある程度、10年なら10年という長期的ないろいろの計画を立てていくということは非常に大事なことです。だから、当面する問題と長期的な計画とは常に考えていかなきゃいかん問題の一つであります。鍋田と弥富と市江の一部が合併したときの経過を私は申し上げたわけではありますが、こ

のときに中学校が合併することによって、そうした地域間の意識というのが緩和された。これから、十四山を編入合併した以上は、十四山とのこういう意識が近い将来にみんな弥富ということで結集をしていくことが大事なんです。それには、やっぱり学校教育でそうしたものがきちっと打ち出されていくということが大事なんです。今ではほとんどの人が大藤小学校、あるいは栄南小学校、白鳥小学校と言っていますが、これはもとは名前はみんな鍋田北部とか鍋田南部という学校だったんですけれども、2年後に名前を全部それぞれの地域に合った名前にしていこうということで意識的な校名変更がされたということもあります。十四山も今は十四山東部小学校、十四山西部小学校という名前が残っておるわけですが、十四山という名前を残すことがいいのかどうか、これは地域の皆さん方の意見も聞きながら、学校の中に同じ弥富市立の学校であるというような自覚をしてもらおうという観点から、校名の検討も一つの大きな問題ではなかろうかと思っております。

それからもう一つ、教育長に私はこれはぜひ聞きたいんですが、今、小学校・中学校の理想的な学級数、規模、こういうものをどういうように考えておられるのか、これを一つ、まず最初に教育長に質問をしたいと思っております。適正規模の学校とはどういうものかということについてお尋ねをいたします。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

小学校におきましては、学級数でいいますと26から28ぐらいが上限と言われております。ですから、現在の桜小学校を除いては適正です。いろいろ大藤とか栄南の例も出てまいりましたが、海部事務所なんかの御意見を聞きましても、今のところ分校にしなさいとか、そういうようなことはございませんで、やはり地域の方々の御意見を十分聞き、先人の知恵を尊重しながら、地域に密着した学校ということで適正であるというように判断いただいております。それから距離的にいいましても、先ほども申しましたように、文科省なんかでは6キロ以内を考えたかどうかというような、これもこうしなさいということはないんですが、そういったようなことでありますが、4キロ以内にほぼおさまっております。そして、先ほど地図でもお見せしましたように、半径が1キロをとってみますと重なる部分はありませんから、大体は今の状態で弥富全体の小学校として適正であります。

それから中学校にいたしましても、幾らがということはありませんが、例えば5クラスということですと、三五、十五クラスということになりますが、これも中学校になりますとやや多くなりますので、二十二、三になっても別段多いことはございませんで、30ぐらいのところもたくさん、中学校の場合はございませんで、と。十四山の地域が小さいかということ、それもそういうことではございませんで、飛島なんかの場合は、一つの小学校が1クラスしかないのがずうっと上がってきておるわけですから、それをもって今度は小中連携をした一

貫教育ということをおっしゃって、これも特区として認められておりますので、悪いこととはございません。

そういったようなことで、これから弥富市が発展していく過程で、またいろいろな市町村の組み合わせもできてくるかも知れません。そういった中で新しいものが出てまいります、その時その時に応じて地域の方々の御協力、あるいは子供に対してどういう教育ができるのか、そういったことも地域の方々、PTAの方々にもお諮りしながら考えてまいりたいと思いますので、適正かどうかということにつきましては、桜小学校の場合も絶対だめだということはございませんで、やや無理があるということをおっしゃって、先のことは読めませんが、一部の地域で急増しておりますような部分を見ますと、二、三年先にはもうどうにもならんということで、二、三年先までにはちゃんとしていきたいというように思っております。だから、平成23年、24年ぐらいには、これはとてもだめだというような付近まで差しかかろうとしているのが現状でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 文科省は一応の基準を示しておるわけなんです。ですから、そういう中で、これから地方の時代と言われておるときに、弥富としては適正規模というのはどのくらいだろうか、教育効果を上げるためにはどのくらいの規模がいいんだろうかというきちっとした理念を一つ定めていただきたいと私は思うんです。というのは、桜小学校は確かに27学級です。特殊学級もあります。だから、普通学級でいくと、弥生小学校は現在19、桜は27、大藤は7、栄南7、それから白鳥が12、十四山東部・西部ともに1ずつ、しかも弥富の場合には、18年度は弥生とか桜、大藤の方はみんな1学級35人でやっておるわけなんです。35人よりふえれば2学級にするという考え方でやっておるわけなんです。

そこで、文科省の基準というのが必ずしもいいということではなくて、これはそれぞれの地域差があるです。人口の多いところであつたら、とてもそんな35人学級、あるいは30人学級なんていうことはできませんし、弥富の場合だったら、私はもうちょっと考えていけば適正な学級規模というのがおのずからわかると思うんです。特に中学校の場合には1学年が4学級、偶数でいく、これが一番理想だと私は思っています。それから小学校であれば、できることならば1学年が2学級というような適正な規模というものを、弥富としては教育効果を高めていくためにはどうあるべきかということで考えていただく。飛島の例が出ましたが、飛島の例はまた別なんです。飛島の場合には、小中一貫教育にしないと中学校の先生がそろわないんです、教科担任でありますから。ですから、あそこはそういう小中一貫教育という形にこれからされていくということなんです。

そういうようなことからして、現在の弥富の場合には過疎と過密、これは極端にあります。ですから、理想はどういう学級かというようなものを弥富として考えていただきたい。文科

省が言っておるのは基準なんです。そういうことこそ、まさに教育長の裁量といたしますが、そうしたものに沿った教育行政が行われていくということが非常に私は大事だと思っております。ですから、その点についても今後の課題として一遍十分、教育委員会でも議論をしていただきたい。

それからもう一つは、先ほど言いました名前の問題。これも、いいか悪いかは別問題。一緒になったなら、できるだけそれぞれの地域にふさわしい校名というものも、そのときには必ず迷いとか、あるいは混乱とか、そういうことがあるかもしれませんが、10年、15年たったときには伝統ができて、それぞれの学校に愛着ができる。同窓会の人とか、一部古い方からいえば残念なことになるかもしれませんが、そういうような点で、弥富はそういう経験を、はや、してきておるんです、今までに。ですから、そういうようなことも教育委員会としてしっかりと考えていただきたい。あるいは、学区の線引き、適正配置、距離、距離も弥富の場合には大体4キロ以内と思いますけれども、平島の人も私らも今の弥生小学校に通ったんですが、大体4キロ以内で通っておるんです。ですから、距離的なことも考えれば、交通安全対策上どのくらいの距離が必要か、そしてまた通学路をどのように整備するか、そういうことできちとした問題が解消していくんです。

私が一番危惧していますのは、例えば2年前、いきなり北部保育所を閉鎖すると。こういうことでは必ず住民の混乱が起こるんです。ですから、ある程度、何年間のうちにこういうようにしていくという計画を立てた教育行政が私は非常に重要だと思うんです。そういう点で、教育長は私に、参考の意見があったら聞かせてくれということだったから私はいろいろ申し上げておるんですが、そういうような点について教育長はどういう考えを持っておられるか、一遍きちと御説明をいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

私自身がどうということは、これは教育委員会全体で考えていくべきものでございますので、いろいろ佐藤議員の御説明は参考にさせていただきますして、いろいろ皆さんとお諮りをしてまいります。

ただ、今、十四山地区の校名ということでございますが、これはごもっともと思いますが、やはり今現在は十四山の方は十四山という名前を非常に大切に思っておられるわけですから、ちょっとこれはお時間をいただかないと、急に今考えることではなくて、何年か先に考えさせていただくようなことになろうかと思えます。やはり地域の方々の学校に対する思いといったようなものは非常に大切なことでございまして、地域の支えがないと学校は成り立ちませんので、御理解いただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1 番（佐藤 博君） 教育長がやっぱりかなめでありますから、私が決めることではないと、当たり前のことです。例えば市長でもいろいろのことを考えて、提案をして、議会で議決をしていただいて初めてそれを実行に移すんです。だから、教育長もそういう提案者の一人なんですから、いろいろ提案をして、そして皆さん方で議論をして、そしてそのものを教育委員会の意見として、市当局にこういうように考えていきたいというようにやるのが教育長としての使命だと思っておるんです。しかしながら、今の話を聞いておると全く寂しさを感じます。

それと、校名についても私は変えよと言っておるのではないんです。そういうようなことも一遍議題にして、例えば鍋田の方でも、もう鍋田という名前はできるだけ省いた方がいいというようなことがあって、あれは大藤小学校、あそこにはフジがある。栄南は、南の方に栄えるところだで栄南小学校と、地域の皆さん方の御意見をいただきながら教育委員会で決めていった経緯があるんです。ですから、今、十四山の方の抵抗があるとかないとか、議論をしなきゃ抵抗があるかないかもわからないんです。だから、全然やってないと、ただ一部の人がちょっと言ったことがそういうようにとられるようなことでは私は非常に残念と言わざるを得ませんので、もう少し教育長は教育長としての使命をきちっと果たしていただけるかどうか、その自覚を促して、私は、もうこれ以上質問してもあまり進展をしませんので終わりたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 次に、三浦義美議員。

1 4 番（三浦義美君） 通告に従い、一般質問させていただきます。

市長は荷之上の支部長ですが、ちょっと確認の意味で、これは市長選の一環として、支部長ということで話させていただきたいと思いますので、田畑はどのくらいあるか。そして、支部長ですのできちっと管理されておるのか、やっぱり上に立つ人間ですので模範を示していただきたいので、そういうことはきちっと正確に私らもとらえたいと思いますので。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私の畑とか田んぼの資産でございますけれども、畑は、私どもが自分自身でやっているのが 300坪ほどございます。それから、また人に貸しているのが約 300坪ほどございます。それから田んぼに関しましては、ほとんど委託しているような状態でございます。また、全体の坪数もそんなに多くはございません。およそ3反ぐらいたとっております。以上です。

議長（大原 功君） 三浦議員。

1 4 番（三浦義美君） 前日、佐藤高次議員が質問された件の再確認で、海部南部農協東荷之上支部長と言われましたが、そうですか。再確認で、はっきりと教えてください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私が、いわば準公職的などという形でお世話をさせていただく中においては、ちゃんとそのように返事をさせていただいております。海部南部東荷之上支部長ということでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） これは多分違うと思います。正式には海部南部農協弥富支店、弥富支店ということは、金融でもそうですけど、荷之上だけでは出せませんので、海部南部農協弥富支店、そこから荷之上の東支部長、それで違いますか。弥富支店ということで、管内の支店です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 今はっきりお答えできるかどうかわからないんですけど、私の知り得る限り、通達は海部南部農協という形でいただいております。以上です。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） 投票日の前日に中日新聞には「海部南部農協支部長」と書かれてあります。これは新聞の多少の間違いもありますけど、本人の今のおり中身が抜けておる場合もありますが、これは新聞の関係で過大視されているかもしれませんが、市民の皆様が間違えて投票された。支部長さんということで、「長」とつくのはよっぽど偉いということで。例えば今の話で海部南部農協、今言われたように東荷之上支部長ですけど、実質、海部南部農協の管轄にはたくさんの、例えば弥富市だけでも74人、旧市江地区でも20人ばかりあるし、また飛鳥、蟹江も全部支部長になります。そういうことで、やっぱりその見解として票を入れた、票を入れたという人があるもので、よっぽど本当に偉い人だと皆さん間違えて入れられたと思いますけど、公選法の関係上、管轄は総務か農政課か、どちらかお答え願いたいと思いますけど、その名前を使っていいのか、海部南部農協支部長という形で。公選法の問題で。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） ただいまの質問にお答えいたします。

最初にお断りしますが、公選法の関係となりますと私のところではございませんので、一つ御容赦をお願いしたいと思います。

海部南部農協の支部長、これは先般の質問の中でもございましたように、各地区、それから農協内部でもその呼び方については千差万別というのが実情でございます。そうした中で、地区では支部長で通っている地区もありましょうし、生産組合長、または実行組合長ということになっておりますので、これについてはそういう名称がまだ統一されていないという過程の中においては、それは適当だと思います。以上です。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） まだ統一されてないということですけど、来年の2月に弥富の市議会選挙がありますわね。そうすると、ことし4月1日に海部農協と海部南部農協が合併しまして新しく名前が変わります。そうしたら、その経歴に仮に愛知海部農協支部長として通るのか。これは公選法の関係ですので総務課長にお願いしたいんですけど。そして、また後でこの問題を1年以内にきちっと統一してもらいたい。これは重要なことですので、よろしくお願いします。

議長（大原 功君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

今の農政課長の答弁の範囲内で考えさせていただきますと、フルの名前をどれぐらい省略していいかということまでちょっとよくわかりませんが、いずれにしても、それが公選法上いいかどうかという判断につきましてはすべて警察当局にゆだねられておりますので、そういった事例について違法かにつきましては私がお答えできる立場でございませんので、申し上げられません。以上でございます。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） では、続きまして安心・安全、また施策の継続ということで、新しく弥富中学校が来年の1月に開校するというので、現在の自転車通学、駐輪場も弥富中学は新しくできます。それで、現在の状況と、来年1月に弥富中学が開校するに当たり、3校の格差ですね。例えば北中の場合には駐輪場が足りないとか多少ありますので、やっぱり3校平等、本当に格差のないようにするには駐輪場をつくる予定はあるのか。これは大事なことでございますので、3校平等という形で落ちこぼれのないように、一応お答え願います。

議長（大原 功君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） まず通学路の関係で、中学校の自転車通学についてでございますが、現在、自転車通学者、弥富中学校につきましては632人中207人、弥富北中学校につきましては445人中147人、十四山中学校は156人全員が自転車通学をしております。北中学校の全員が自転車通学できないかというような御質問だと思うんですが、今現在は、全員が自転車通学をして、とめていただくだけの整備がしてございません。今後につきましては、学校、教育委員会ともよく相談し、またPTAともよく相談しまして決めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） 私が質問したのは、来年の1月に弥中がオープンするで、予定じゃなくて、これから煮詰めていきたいというんじゃなくて……。

議長（大原 功君） 「開校」と言ってください、「オープン」じゃなくて。

14番(三浦義美君) 学校の開校に当たり、皆さんの中学校が平等ということで、格差のないようにということで正式にはお願いできるのかお願いできるのか、はっきりと教えてください。

議長(大原 功君) 教育課長。

教育課長(前野幸代君) 現在建築中の弥富中学校でございますが、駐輪場につきましては全生徒が自転車通学できる、とめるようになっております。北中学校につきましては、今お話ししましたように、今はスペースがございません。今後、十四山中学校、弥富中学校と同じように北中学校も全生徒が自転車通学できるようにということでございますが、自転車小屋の駐輪場のスペースがないということもございまして、通学路の問題もございまして、子供の安全というのが第一と考えなければいけないと思っておりますので、今後、駐輪場の増築等につきましても、まず全員が自転車通学がいいのかどうかということも含めて詰めていきたいと思っております。以上でございます。

議長(大原 功君) 三浦議員。

14番(三浦義美君) 私の地区は白鳥地区ですけど、県道津島・大宝線とって、歩道帯が佐古木の駅の方から西、又八のところ为本当に片側ですので、小・中学校、高校生、一緒に通りますので、歩道帯の拡幅を早急に、県道ですがお願いしたい。また、それに伴い、県道名古屋八田線、通常八田線といいますけど、八田線の早期の促進ということで、あその道路が広くなれば歩道帯もきちっとできます。だから、佐古木の方は八田線を通って北中へ行ける、本当に安全な道ができますので、現在の道路状況で結構でございますのでお答え願います。

議長(大原 功君) 開発部長。

開発部長(横井昌明君) 御質問の関係につきましては、弥富名古屋線の話だと思っておりますけれども、これにつきましては県の方へよく整備していただくよう陳情させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長(大原 功君) 三浦議員。

14番(三浦義美君) 通学の関係で、防災も兼ねていますが、安心・安全ということで、我が弥富市の消防団の第2分団は、ちょうど又八線にポンプの格納庫があります。ここは変則交差点であり、小・中学校の通学路でもあれば、朝の通学時には一般車両も著しく多く、事故もたびたびあります。そして、南部消防のポンプ車が曲がれない。変則交差点ですので切り返しがなかなか難しいということで、いろいろな問題を抱えております。そのために昨年11月、市側に地元の区長、補助員、消防委員などが移転の要望書を提出しましたが、どうなっていますか。小・中学校、いろんな一般の方もありますし、車両もありますので、早急に移転の要望をいたします。

また、市道前ヶ平11号線の小学校の通学路ですけど、通学路という標識がないし、またあそこは距離的には短いんですけど、道路が広くなれば広がるので道路標識を何キロにするか、それをきちっと、簡単にはできませんけどお願いします。

一応返事だけ聞かせてください、ポンプ車の格納庫の移転ということと通学路の標識、お願いします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） 消防の関係をお答えさせていただきたいと思います。

先ほど御質問の中に第2分団という名前が出てきましたけれども、これは東西中地、鎌倉、前ヶ平を管轄する分団でございます。この分団の格納庫の移転につきまして、過日お話は伺っておりますが、具体的に、さらに区長さん等ともよく御相談しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（大原 功君） 土木課長。

土木課長（橋村正則君） 通学路の道路標識について御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

通学路の道路標識につきましては、それぞれ通学路の随所の箇所についておるとは思いますが、最近では道路看板ということで、長細い、電柱等についておりますけれども、「危険、通学路、注意してください」というようなことで一部対応させていただいておりますので、また必要な箇所につきましては検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） 3番目の公務についてですけど、この前、国府宮のはだか祭りの件で、市長が軽率な行動という発言で陳謝されましたけど、公務とは何を基準に考えておられるのか。公務と私用とどちらを優先的に考えておられるのか、お聞かせ願います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

市民の大勢の皆様によって今回の選挙で市長の座を与えていただきましたので、私の仕事は公務優先というふうにお答えさせていただきます。以上です。

議長（大原 功君） 三浦議員。

14番（三浦義美君） 公務とはっきり申されましたけど、市長さんが当選されまして、2月7日、白鳥学区のコミュニティの会長が、白鳥学区は毎年3月に新旧のコミュニティの引き継ぎということで、いろんな形で、市長さんもほとんど欠席が今までなかった。今度、そうしたら2月下旬に私用ということでお断りと、白鳥コミュニティ区長さんの方へ返事をもりました。そういう会合ということは本当に重要なことで、白鳥学区の要望や状況、いろ

んな意味で、まして新しくなられて白鳥学区のことは何もおわかりにならないだろうと思いますけど、それはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう場によって、やっぱりいろんな方と話しているような意見を聞く、これはよい機会だと思いますけど、前の市長さんは本当に最優先で駆けつけていただいております。

服部市長さんは各種団体と距離を置くと新聞で、新聞といったって選挙で当選されて2日目のことです。きのう一般質問の中で質問されたけど、お答えの言葉が、さまざまな団体・組織のしがらみからは一定の距離を置くと書いてありましたけど、この問題としまして、これまで政治経験は少ないが、市政運営の構想はと書いてありますので、これは選挙のためという返事だったけど、事実はそのことじゃなく、住民の皆さんはそんなことは思っておりません。やっぱりいろいろな立場で皆さんの意見や要望とか、お願い、またはいろんな角度から皆さんの声を聞く。市長さんは本当に……。

議長（大原 功君） 「さん」をつけんでもいいの、「市長」で。

14番（三浦義美君） 市長は、いろんな立場で声を聞くということですので、私ごと優先の立場の市長だったら、もうちょっと考えを訂正されればいいなあと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

ちょっと御質問の趣旨、どの辺のところでお伺いしたらいいかということをやちょっと悩むわけですが、もし間違っておりましたらお許しをいただきたいというふうに思っております。

先ほども申しましたように、私はこれから公務中心の毎日という形を考えております。24時間 365日といえますと大げさでございますけれども、できるだけ市民の皆様のために働かせていただくということは大前提でございます。しかしながら、人間、私も生身の体でございますので、たまにはお休みもいただきたいというようなこともございます。この3月、4月というのは各自治会におきましていろんな総会、いろんな年度がわりという形の中でございますので、極力そちらの方に足を運ばせていただいているという状況でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 次に、伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 10番 伊藤です。

通告に従いまして、私は2点を質問申し上げたいと思います。

最初に、これまでの一般質問の最後のバッターでありますから時間をいただきながら、少し私自身も聞いておりました疲れましたが、しかし市長、大変皆様方には前向きで御回答されておりますので、私にも前向きに御回答のほど、お願いしたいと思います。

市長の市政運営についてお伺いをしたいと思います。

まず、市政運営というのは、少なくとも行政で職員と住民とが一体で、それぞれ信頼し合える行政が求められておると思っています。市長、簡単に行政運営についてお答えをいただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 私の市政運営の基本は、とにかく市民の生の声を聞いて、それを行政に生かしていく。また、皆さんからお預かりしている税金に対しましては、むだ遣いのないように、かねがね言うておりますように常に費用対効果というものを求めながら、大事な税金の運用に当たっていくというふうに考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） ありがとうございます。

私は、少なくとも市政は税金を住民の皆さんに還元をしていく、公平にしていくことが正しいのではないかと考えています。そういう形の中で、まずは信頼関係からいきますと、そこに働く職員の能力、努力がまず一つではないかと考えています。

それで、ここで質問いたします。昨日、浅井議員から合併によりますところの職員の格差の是正の問題がありました。格差の是正は5年というめどに対応していきたいと、こういうことでしたね。しかし、合併の基本は、総理府は少なくとも事業形態は2年の中で、それぞれの格差是正についての努力をするということになっております。それで、考え方の中で同一賃金同一労働についての考え方を、総務部長、お答えください。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきます。

昨日もお答えをさせていただきました。具体的な調整の内容の中で5年間ということで調整されておりますので、その範囲で順次整備をしていくというお答えをさせていただきました。労働につきましては、当然それぞれの職種に合った仕事をするわけですが、それに見合う対価として給料的な部分の支給があるということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 私が申し上げたのは、少なくとも今日の状況の中で働く職員の皆さんが、きちっとそれぞれの立場を同じように働いている。そのことの中で、2年間でなぜできないのかということです。市長にお答えをしていただきたいと思えますのは、施政方針の中で人事の刷新ということが書かれていますね。私は、少なくともそこに働く人たちの能力の開発ということは大切だと思っております。そして、民間手法の経験を生かした市長はそれぞれ職員管理をすると、こういう内容であります。しかし、人事の刷新というのは、少なくとも「刷新」という言葉は「解雇」です。刷新というのは除くということですよ、辞書を

引きますとね。だから、少なくとも業務体質なり、改めて新しい行政になればそれぞれの報告の中でということですから、私は、再度市長から人事刷新という事柄について、どこでどのような形でされるのか、お伺いしたいです。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えが適格かどうかわかりませんが、お許しをいただきたいと思えます。

私は2月4日に就任させていただきまして、総務の方に職員の評価はどうなっていますかという形で単刀直入に質問させていただきました。基本的な物差しというのを持ってみえますかという形でお尋ねしましたところ、あることはあるけれども、県のそのものを利用させていただいていると。それは恒常的に公になっていますかという質問をさせていただきました。いや、恒常的にはやっておりませんという答えでした。それではよくないなあという、これは私自身の思いでございませうけれども、客観的な評価制度というものを皆さんに当てはめていこうじゃないかという形の中で、今それを部課長を中心に一般職に至るまでやらせていただいております。

それと、人事の刷新という、私が使っている意味合いは、まさに適材適所という形の中で使わせていただいております。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 市長の言葉の適材適所というのは、少なくともそこに働く人たちの能力開発ですね。私も43年働いてきました。人事の刷新という言葉は、少なくとも私の職場では、それぞれ新しく事業所が起きたところ、使われるところの言葉だと思っています。市長には、少なくとも今申されたことについて、お話があった適材適所だとするなら、さらには懲戒規定だとするなら、きちっと入っています、市条例の中に。失礼ですけれども、条例をよくお読みになって、総務部長、総務課長もそれぞれ人事運営をやっていただきたいことを申し上げておきたいと思っています。

さらに、職員の関係でありますけれども、今、定年延長63歳と厚労省が言われています。それで、団塊の社会だと言われながら、市長はそれぞれ人事の、皆さん方の活用については再任用という形を言われています。私は、この定年延長ということについては、少なくとも社会的に言われている談合だとか、いろいろな言葉に公務員の皆さん方が辛苦をされている。そのことを考えますと、自治体におけるさらなる年給が支給されるまで、どう皆さん方が働ける場所をつくっていくのかということが大きな課題だと思っています。ですから、そのことについてお答えを願いたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えさせていただきます。

昨日も答弁させていただいたとおりでございます。いわゆる団塊の世代と言われる、これから退職者が出てまいります。平成19年度では今のところ七、八名というふうに聞いておりますし、また20年度でも同じような数字という形でございます。きのうの答弁でも申しましたとおり、民間企業等におきましても定年延長というようなことがございますので、私も勝手な言い方をしておりますけれども、60歳以上は今の時代では銀の卵だという形の中で、その人の能力、あるいは経験に応じて仕事をしていただくという気持ちを持っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 職員の働く環境整備については、市長が施策方針の中で申されています、人事の刷新は適材適所、そしてさらには今は63歳の定年延長までそれぞれの再任用などを心がけるというお答えでしたね。

私は、ここで一つだけお話し申し上げておきたいと思うのは、少なくとも保育士さんがそれぞれ大変な状況にあるということですね。保育というのは、少子化問題を含んで大変な課題であります。ですから、今、弥富市条例が60歳とするなら、60を超えられるそれぞれの経験ある保育士さんを、その経験豊かな皆さん方を一度御相談なされて、ある一定の保育所でその能力を活用していただくことを要望として申し上げておきたいと思っております。これは要望でありますから、お答えをいただきませんで結構でございます。

それで、まずは職員の関係でありました。そして、住民との信頼関係についてお尋ねをいたします。

さきの選挙で市長は、きのうにも答弁がありました各党との連帯、私は無党派ですと、こういうお話でしたね。私が質問をしたいのは、今回の選挙はそれぞれ多選だとか、いろんな形で住民の負託を変えていく選挙でもあったかと思っております。しかし、市長がきのう無党派と言われていますが、推薦はがきに江崎鐵磨さん、そして民主党県議団長片桐さんの名前が載っていました。これはどなたの紹介で片桐団長のお名前を使いになったのか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

私が無党派と言っているのは、いわゆる党派に関係なく皆さんのところから応援をいただきたいという意味でございます。私の推薦はがきに関することは、私の後援会の方でやっておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 後援会の方でお出しになってということですが、これは公選法に基づく8,000枚のはがきですよね。少なくとも市長みずから立候補者が知らない、後援会が知

らないということですか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁と変わりません。私の選挙母体である後援会の方でこういったものを管理させていただいております。以上です。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） だとしますと、選挙管理委員会にお答えを願いたいと思います。

選管は、選挙法に基づく選挙については、警察への届け出こそ私どもは受けとめないと、こういう話を選挙中もしていました。推薦はがきが、あくまで本人が知らない後援会の名前で、私のはっきりここで申し上げておきたいと思うのは、片桐民主団長の名前を使うということは組織の承認案件ですね、選管さん。いいですか。公選法 235条 1項にどう書いてあるかということをはっきりと選管さんは受けとめてほしい。私がきょう、今市長が後援会だからという話だけありましたが、申し上げておきたいことは、片桐さんと私のはっきり言って対面しました。片桐清高さんは、「私は推薦は申し上げておりません。ある人からお話がありました、御回答はしておりません」。もう一つ、そのことの中で民主党の選挙の総括責任者である伴野豊さんからも郵便書の内容証明で私どものところへ送られてきました。私は、たまたま過去の私の経歴の中で立ち会った話ですから、これだけここでしっかりと申し上げておきたいと思います。選管も、そのことの中で 235条 1項についてどう取り組んでいくかについては、ひとつ御確認をお願いしておきたい。

そして、次に信頼関係であります。私が申し上げたいのは、今回の選挙で、冒頭申し上げましたように、市民の皆さんとの信頼関係を結ぶのは少なくとも選挙ですね。選挙のときに「新生やとみ」というパンフレット、マニフェストは本来は使えないわけですね。ことしの4月、次の選挙から首長選挙には使えるわけです。この「新生やとみ」の中に服部彰文さんという名前が入っています。この名前は、少なくともマニフェストが認められても、組織団体へ配っても、書いてはいけません。これは公選法に書いてあります。これを見てください、選管さん。

〔32番 三宮十五郎君「選挙期間中の話な」の声あり〕

10番（伊藤正信君） だけど、これが1月以降、各家庭に配布をされておったことは、今三宮さんがおっしゃっておるとおり、選挙期間中といえども、11月20日に選挙管理委員会が告示をし、それ以降の取り扱いがあったとするなら、これは大変な問題ですよ。

〔32番 三宮十五郎君「別に大変な問題じゃない」の声あり〕

10番（伊藤正信君） いや、選挙違反だもの。今私が選管に申し上げておるのはそういうことですよと。

議長、ちょっと黙っておってくれるように言ってください。

議長（大原 功君） 指示しました。

10番（伊藤正信君） はい、ありがとうございました。

そういうことなんですよ。私は、この「新生やとみ」に書かれているようなことの中で、今から申し上げます条例問題、そして情報管理について、皆さんとともにやっぱりきちっとしていかないかと思うんです。配布されたその内容の中に、例えば15歳までの医療費無料ということが書かれています。条例というのは、少なくとも12月議会が私ども議会で決定をすれば、この問題について、いわゆる「新生やとみ」の中に書かれていることが、市長として、けさから条例のお互いの議論づけの中でどうあるのか、憲法94条だと山本議員が言いました。もう一度確認したい。私は15歳まで無料にしますという内容のことが書かれていますから、その経緯についてお答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えいたします。

条例で定まっていることについて、私の支援者の方でチラシの中に掲載をしているではないかという御質問だと思いますけれども、これは具体的な執行が4月1日からされるということの中でそういうような表現をさせていただきました。また、その解釈についても、私は賛成するものという形の中で同義語で述べさせていただきました。以上です。

議長（大原 功君） ここで少し休憩をします。2時40分から。休憩。

~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） では、休憩をとじて会議を続けます。

伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 今私は、市長が出されました後援会としての住民に訴える内容についてお伺いしました。これはマニフェストではないというふうに私は理解しています、当然使えないわけですから。あわせて、それぞれの状況の中で住民との信頼関係では幾つか選挙を通して信頼と疑義を感じたところであるわけです。とりわけ今回、私どもは、この選挙を通して住民の皆さん方に議会との信頼関係も一つはあると思うんです。そのことの中に資産公開条例、倫理条例なんですよ。新聞で長いこと書かれてきました、このことが。この資産公開条例について、総務部長、これは正しいのか正しくないのか、お答え願いたいと思います。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきたいと思います。

これまで市としての考え方につきましては何回もお話をさせていただいておりますが、一番最初に任期となったところを任期の初めという解釈をいたしておりました。現在、愛知県内をいろいろ調査してみますと、そういうところもありますし、また各4年ごとの初めが任期だということもございます。この件につきましては、今、訴訟の部分もあるわけですが、基本的には、今後、その訴訟のぐあいによってもコメントが変わる可能性はありますが、できれば見直すような方向で検討をしていきたいというように考えております。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 今、総務部長はできれば見直しをしたい。正しいか正しくないかですね、一つは。私ども議会もそれぞれ議論をしてきて、今日までの答弁で、この条例は弥富市条例だからということで承知をしてきたはずですが、当然。市長は今回告発を受けたわけですね、市長ですからかわって。あなたの考えをお伺いします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

この資産公開条例の訴訟問題につきまして被告は弥富市になっておりますので、そういう形の認識でございます。資産公開につきましては、私の解釈は、市長等特別職の任期は4年であり、1期ごとに当選証書も渡され、退職金も支給されていると。1期ごとに資産公開することが法や条例の本質であるというふうに理解をしております。今、係争中の問題につきましては私の本意ではございません。以上でございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 私は、4年ごとにそれを出していくという市長の言明は、それはそれでいいと思うんですね。市長は市長、条例は条例だというふうにあくまで私どもはとらえなきゃならないと思っています、議会も行政も。ですから総務部長は、いま少し考え方が変わったと言っては失礼ですけれども、きょうまでの答弁と違ってございますね。私は、少なくとも議会も行政も、それぞれ今日までの経過は経過として正しく受けとめなければならないし、住民との信頼関係もきちっと精査をしていくことが正しいんではないかと思えます。再度、きょうまでの答弁について、総務部長、お答えください。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） この問題につきましては、条文上の運用の解釈の仕方ということもあろうかと思いますが、どの方法が正しい、こちらが悪いと、正しい悪いということは言えないものだと考えておまして、ただこれまで当市においてはそういう運用の仕方解釈をしてきたということでございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 私は、今の総務部長のお答えを聞いて、私ども議員も条例上の運用は、それぞれこれからの立場と今までの立場は立場だったと、こういうふうに理解をいたしました。あとは住民の皆さんの判断だと思っています。

次に、条例の関係で、市長は今回給料カットで問題を出されましたね。例えば市長が出されています推薦はがき、いわゆる立候補者のはがきの中に20%と書かれていますが、このことは、例えば今出されている給与報酬条例の特別条例の今の議論の中で気がつかれたのか、立候補のときに20%という基本を気づかれて出されたのか、お伺いしたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

基本的には立候補するときに確認しております。以上でございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） だとしますと、市長は少なくとも民間でそれぞれ労働者、さらには管理者として活動してみえました。私どもの社会的通念上からいけば、給料に対する報酬は、それぞれの決められた率であります。今回の提案は、期末手当は別になっていますよね。だとすると、ここに条例の大きな問題があります。一般職の条例に準ずるということは、少なくとも減額をされた金額の中で、例えば2.幾つなり、1.幾つなりをきちっと出すということです。住民の皆さんに20%カットしますと公言したということは、少なくとも私も市長の公約は大変断腸の思いの公約だろうと理解しております。しかし、今出された条例を見ますと、私どもが市条例なり職員の条例から照らし合わせますと大きな違いがあるわけですね、金額の。私は、あなたが公約として出された内容と、その判断についての質問をいたしました。これは議会に諮られていますから、私は私なりに議員としてこれから判断をいたしますが、条例というのは正しくお互いが認識し、提案をされるべきです。先ほど三重大学かどこか、私ちょっと記憶にないんですが、申しわけありませんけれども、参考に言われた内容を住民の利益だからということであなたは提案された。しかし、条例の間違いまでして、解釈まで間違いを起こすような形の中で、例えば私からすると、おかしな違いがあるんじゃないかというふうに考えています。

ですから、そのことは一つは疑問としておきますけれども、もう一つ聞きたいことは、例えば20%カットはこれからどんな施策の中に生かされていくのか、少なくとも。これは、議会運営の中で議会との対応問題です。議会が、少なくともここで対立関係が出てきたとするなら、市長はそれで20%カットはなくて済むわけですね。ですから、その方向の中で20%カットについての考え方、施策の考え方について御質問をいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） まだこの問題について、施策の運用のところまで私は具体的に整理し

ておりませんので、そのような答弁でお許しいただきたいと思います。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 県知事 神田さんもそのような議論があったわけですが、はっきり言って。しかし、それはそれとして市長は市長の考え方、私どもの判断は判断ですよ。施策を考えずして、パフォーマンスで20%カットがあったということより受けとめ方が求めることはできないんじゃないかと思っています、申しわけありませんけれども、御答弁いただきまして。

さらに、私は情報について列記しております。ただいま申し上げましたように、選挙戦を通して住民の信頼関係の中でインターネット、ホームページ、さらなる幾つかの中で、まさに弥富市は、産業・雇用は少なくとも全日本の中でも今や間違いのない一等優良地だと言われる今日の地域的環境にあるわけです。しかし、隣の市町へ行き、それぞれの状況からしますと、弥富市は一体何をやっておるんだと、こんな話が私は聞こえてきます。本当に寂しい話です。お巡りさんからもこの間私は呼び出しを受けました、はっきり言って。そのことの中でももういいかげんにしてほしいと、こんな話があります。市長、申しわけありませんが、過日、14日でもお話がありましたように、ホームページ、さらには住民の皆さんに、私も、こういうことについて、やはりやめようではないかということ働きかけたいと思っています。ですから、市長もこの関係についてどのようにお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

昨日の答弁と変わりません。私に關知するところではございません。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 私が申し上げておるのは、市長をけしからんと言っているわけではないんですよ。ホームページの扱い方の中で私のところへ寄せられましたインターネットの情報は、これだけあるんですよ。これを私は逐一読みました、けさ4時から起きて。残念ですけど。これは、少なくとも私自身の行動を初め、行政も市長のホームページもあります。ですから、呼びかけをお願いしたいということを申し上げておるんですよ。それをあなたは知りませんで済みますか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

ほかの方がホームページに対して寄せられる意見、あるいは考え方については私が關知するところではございません。以上です。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 市長の答弁は、社会的責任を私は追求しておるわけじゃないんですよ。社会的にいかにあるべきかという行政のあり方と、情報のあり方の質問なんです。皆さん方が先ほどあるところで、今、伊藤の質問は行政運営についての質問でないという話をしていました。私は、この今の情報管理社会の中で情報ほど大切なものはない、さらに私どもは職員と住民と議会とが一体になることの中で行政が遂行されるということを思っていますから質問いたしました。市長の答弁は要りません。

続いて、市長に公務についてお伺いします。

あなたの公務は曆日的にどれだけの時間を公務と言われるのか、お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） ちょっと逆質問のような形になって申しわけございませんが、「レキシツテキ」とはどのような意味でしょうか。

10番（伊藤正信君） 曆日。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） 先ほども少し述べさせていただきましたけれど、私の公務に関する質問でございますが、先ほどのように24時間 365日というような形で、そんな気持ちで公務をさせていただきたいというふうに思っておるわけでございますが、やはり休みもいただきたいというふうに思います。基本的な公務の時間につきましては、勤務場所についてから勤務場所を離れるまでというふうに思っております。ちなみに、そのような形で行動をさせていただいております。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 市長、あなたの公務時間は少し甘いんじゃないですか。国家公務員法、人事法は、少なくともあなたの場合は 365日、住民の安心・安全を守るための報酬なんですよ。人間として、一人の人として、私有の時間は、少なくとも市長の居場所が明確であるならば、それは私的事項として、さらなる届け出として認められるんですよ。これが行政の執行者の責任ですよ。私は、なぜこのことをお伺いしたかということ、あなたは自家用車で通勤をする、公用車は使わないと言われた。私は、そこに問題があると思うんです。私は金をむだにしないから公用車を使わないと、それはそれでいいです。しかし、あなたは自宅から県庁も、海部事務所も、各所へ出られるでしょう。災害が起きれば、そのとき既に勤務が始まっているんですよ。私たち住民は、あなたのそれぞれの経済的な価値と能力を期待しているわけです。だから、公用車を使わないというのは、それはそれなりに一つもむだにしないという理由もありましょう。しかし、公務という立場を通したときに、私は残念だなあとということを思っています。 365日、住民の安心・安全のために市長がお見えになる。その立

場を通した公用車という立場、勤務ということについて、きちっと位置づけをして市政運営に当たっていただきたいから、新しい市長にかかわる部分の市政運営についてお伺いしました。

続いて2点目の問題、総合計画の関係であります。

少なくとも今まで何人かの方が弥富市総合計画についてマスタープランを聞かれました。今、弥富市の総合計画は、平成18年に第3次弥富町総合計画が決まって、そこへ2年間、延伸されていますね。昨年来から、それぞれ第1次弥富市政の総合計画プランに対する各代表の、一時的にそれぞれ調査、内容が求められています、区の代表が。そのことについていろんな形で議論がされています、住民不在だとか。市長は、ちょっと申しわけありませんけれども、それぞれの考え方の人たちの団体の内容を聞いて市政反映ということをおっしゃっています。今ある総合計画の中の、それぞれの組織された二つの内容を市長は御存じですか、お伺いします。お答えください。

議長（大原 功君） 市長。

市長（服部彰文君） お答えします。

大変申しわけございません。少し理解が不足しておりますので、総務部長、いいですか。

〔10番 伊藤正信君「わからないならわからないで結構です」  
の声あり〕

議長（大原 功君） 説明者がありませんので、部長、説明しなさい。

総務部長（北岡 勤君） ちょっと中身が具体的に違っておるかもわかりませんが、今のまちづくり会議と総合計画審議会の意味だと解釈をさせていただきます。まちづくり会議というのは、これまで市長がいろいろな場所で述べてきておられますが、そういうものでございまして、審議会につきましては自治法上定められた会議でございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 今、総務部長にお答えをいただきました。この総合計画の中に、平成21年から第1次弥富市の計画がつくられるわけですね。それぞれ今ある土台がきちっとしていくことがまず第1点ではないかというふうに思っています。そして、それぞれのいろいろな意見を集約されながら第1次総合計画の中へ反映されていくでしょう。私が申し上げたいのは、総合計画の中でも住民の皆さんの意見を十分聞いていただくことと同時に、今日までの第3次計画の基本的な取り組み方の中で、例えば弥富市の土地買収要綱なんていうのがあるんですね、市長御存じかどうかわかりませんが、申しわけありませんが。この要綱の中に、それぞれ住民からの要望に応じて30%、40%、さらには都市計画条例、総合計画条例の中に入る場合は100%の買い上げをすると、こういう中身になっているんですね。今の社会的環境の中で、先ほど小坂井議員もおっしゃっていましたように、農地を持つ人たちは5

反歩を切ることによって道路拡幅に協力できないわけですね。百姓がやりたいが、切れると。そうすると交換は許さんよと、こういう決めがあるんですよね。さらには、土地を購入することは、少なくとも予算を使うことですから条例なんですよね。そういうことを、今の段階は今の段階としても、総合計画の中にこれから、今日までお互いが悩むところ、都市計画に入ったところは道路変更されても、例えば計画があるわ、3階建ての家は建てられない、すぐ取り壊しをしなければならぬというような決めがあるわけですね。そうしますと、住民それぞれの財産がまさに行政の中に取り込まれていく。あわせて、そこに持つ地権者の要望さえ聞き入ることなく総合計画の実行ができないということがあるわけです。

それで、弥富市という市になったという形の中で、例えば農業委員会の枠の問題、農地法との問題、さらには土地開発条例との問題などなど幾つかの課題があるわけです。そのことの中で、その意見の集約の仕方が、住民の皆さん方からどのような形をしていくかということとは、私が先ほど申し上げました、今ある総合計画の委員会とか審議委員とか、それぞれの形のものの中から一度きちっと住民にかけられる、そうして意見が集約できることをまずやっていただきたい。特にその土地の購入要綱というのは条例じゃないんです。平成6年に決まった、それぞれの確認事項のようなものなんですよね。私は今日までちょっと問題点があるんじゃないかなあと感じていました。予算執行するときには必ず条例が要るわけですよ、買うんですから土地を。そのことを強く訴えながら、市長のこれからの総合計画に対する取り組み方の考え方について御質問申し上げます。

議長（大原 功君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

第3次総合計画の基本構想は、計画期間を変更し、平成21年3月までとすることをお認めいただいた、旧弥富町から引き続きます市政運営等の計画でございます。したがって、その後、弥富町と十四山村が合併する際に策定いたしました新市基本計画と総合計画を基本に運営することになります。今後の取り組みにつきましては、施政方針で申し上げましたとおり、新市基本計画を踏まえ、今後のまちづくりの方向を示す第1次総合計画の策定という大きな目標に向けて、住民参画の一環として、公募委員により今後のまちづくり方策を自由に検討していただく（仮称）弥富市まちづくり会議などを開催し、その提言等を反映してまいりたいと考えております。本年度は、基礎調査や提言などをもとに総合計画の素案をまとめ、審議会を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 市長は提言を聞いてということをおっしゃっていただいたわけですが、要綱についての考え方をあと1点お答えください。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） 今後いろいろ開発をしていく中に、それぞれ地権者の方の協力を得て開発行為が行われることが非常に多いわけですが、その中で農地に対して買いかえと申しますか、そういったことが小規模農家の方についてどう考えるかというお尋ねだと思います。

これは、制度上は面積が切れれば農家としての農地の購入ということが難しくなるわけですが、いたがいて、一つの手法としては耕作を借地されるとか、いろいろの中でクリアした形の中に体制を置いて、そして買いかえをしていただくという方法はあると思うわけですが、何せ私どもの市の発展に対しての協力の中でこのような不便が起きるという問題につきましては、法的な問題もございます。そういった中で今後いろいろ研究をさせていただいて対応していかねばならないと、このように感じております。よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後 3 時 09 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

平成19年3月22日
午後2時00分会議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(30名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡邊昶

3. 会議録署名議員

7番 村井邦彦 8番 新田達也

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部輝男	開発部長	横井昌明
教育部長兼 図書館長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠

十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義
企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	海部地区休日診療所組合議会議員の選挙の件
日程第3	海部南部広域事務組合議会議員の選挙の件
日程第4	議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の撤回の件
日程第5	議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件
日程第6	議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件
日程第7	議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件
日程第8	議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件
日程第9	議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件
日程第10	議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件
日程第11	議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件
日程第12	議案第15号 市道の廃止の件
日程第13	議案第16号 市道の認定の件
日程第14	議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
日程第15	議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
日程第16	議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件

- 日程第17 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第18 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
- 日程第19 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第20 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第21 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第22 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第23 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第24 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第25 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第26 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件
- 日程第27 議案第32号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定の件
- 日程第28 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正の件
- 日程第29 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正の件
- 日程第30 閉会中の継続審査の件

~~~~~  
午後2時12分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、村井邦彦議員と新田達也議員を指名いたします。

ここで、中山金一議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

16番（中山金一君） 中山です。

3月14日の会議における私の発言のうち「服部市長になって」の部分を取り消したいので、取り消しの発言を求めます。許可されるように、会議規則第65条の規定により申し出をいたします。

議長（大原 功君） ただいま中山議員から、3月14日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言の取り消しをしたいと申し出がありました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、中山議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第2 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） 日程第2、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区休日診療所組合の議会議員に三宮十五郎議員と木下道郎議員を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま指名いたしました兩名を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました兩名が当選されました。

ただいま当選されました兩名は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第3 海部南部広域事務組合議会議員の選挙の件

議長（大原 功君） 日程第3、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部広域事務組合の議会議員に黒宮喜四美議員、高橋清春議員、山本芳照議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が当選されました。

ただいま当選されました諸君は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~

日程第4 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の撤回の件  
議長（大原 功君） 日程第4、議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の撤回についてを議題といたします。

服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 議案第19号の提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定につきまして、諸般の事情により、総合的に判断いたしまして議案第19条を撤回させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「議長6番」の声あり〕

議長（大原 功君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 6番 山本です。

今、市長の方から第19号の撤回のお話がありました。この撤回について賛成の討論をさせていただきます。

ただいま市長の発言を聞きまして、私は、服部市長は大変勇気ある決断をなされましたと感銘をいたしました。議会は、市民の思いと議員の思いが一体となって進めていく場所であり、先ほど全員協議会で出されました弥富市の第1次行政改革大綱の中にも書かれていますように、地方分権が進む一方で、国の三位一体の改革による地方交付税、それから国庫支出金の削減等厳しい状況の中、国・県からの事務移譲による事務等の拡大、少子・高齢化対策、公債費、公共施設の維持管理費等々財政負担は本市にとっても大変厳しい状況になっている。こうした厳しい状況の中、財政不足を補うためには、従来のように国の支援に頼ることではなくて、議会自身が市民と一体となって英知を結集し、企業的経営理論も学びながら自立した自治の企業体を目指す必要がある、このように大綱の中ではうたっています。まさに服部市長は民間企業に長くおられて、多くの経験を踏まれております。ぜひこれらの大きな経験をこの行政の中に生かしていただいて、まずもって行政運営にこれからも自信を持って当たっていただきたいと、私はこのように思いましたので、先ほどの市長の発言に対し私は賛成討論をさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成19年度弥富市一般会計予算の件
- 日程第6 議案第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件
- 日程第7 議案第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件
- 日程第8 議案第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件
- 日程第9 議案第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件
- 日程第10 議案第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件
- 日程第11 議案第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件
- 日程第12 議案第15号 市道の廃止の件
- 日程第13 議案第16号 市道の認定の件
- 日程第14 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
- 日程第15 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 日程第16 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 日程第17 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
- 日程第18 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
- 日程第19 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件
- 日程第20 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第21 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第22 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
- 日程第23 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第24 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
- 日程第25 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第26 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第5、議案第1号から日程第26、議案第30号まで、以上22件を一括議題といたします。

本案22件に関して審査経過の報告を総務常任委員長。

総務常任委員長（三浦義美君） 総務常任委員会に付託されました案件は、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件初め8件であります。

本委員会は去る3月19日及び本日開催し、審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件、議案第4号平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件について3月19日に2件を一括して審査いたしましたところ、一般会計予算については、バランスシート、地方特別交付金、職員給与の見直し、市長給与などについて質疑があり、2件を一括して採決した結果、賛成少数で否決しましたが、本日の総務常任委員会で再審査をした結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第17号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件、議案第18号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第20号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第21号弥富市土地開発基金条例の一部改正の件の4件を個々に審査し、個々に採決した結果、4件とも全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第27号平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件の2件を一括して審査し、一括して採決した結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、審査結果の報告をいたします。

議長（大原 功君） 次に、建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（佐藤良行君） それでは、建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件ほか7件であります。

本常任委員会は去る3月19日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件、議案第5号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件、議案第7号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件、以上3件を一括審査しましたところ、6款農林水産業費、農地・水・環境保全向上対策、7款商工費、企業立地指定企業交付奨励金、8款土木費、道路新設改良工事請負費等の質疑がありました。そして、3件を一括して採決しましたところ、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第15号市道の廃止の件、議案第16号市道の認定の件、以上2件を一括審査しましたところ、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第28号平成18年度弥富市

農業集落排水事業特別会計補正予算の件、議案第30号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件、以上3件を一括審査しましたところ、全会一致で原案を了承しました。

以上、報告を終わります。

議長（大原 功君） 次に、厚生常任委員長。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件から議案第29号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件まで10件であります。

本委員会は去る3月16日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算の件及び議案第2号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件、議案第3号平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件、議案第6号平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件、以上4件の平成19年度の予算は、少子・高齢化社会の中で国の施策の考え方が激しく変化しておりますが、少子化対策、子育て支援として乳幼児医療費助成範囲の拡大、こんにちは赤ちゃん事業、十四山西部児童クラブ館整備、児童手当の拡充や、また福祉・医療施策では障害者自立支援法関連予算、後期高齢者医療事業対策など事務事業の範囲の負担割合が拡大しており、自治体としての責務が多くなっております。一方、特別会計では、保険給付費の増大や保険財政共同安定化事業等、高齢化社会を見据えた対応が組み込まれています。

委員からは、人間ドックの健康診査、ごみ収集の運搬、母子通園施設の保護者対策、保育所運営費委託料、国民健康保険特別会計繰出金、敬老会に関すること、また介護保険など幅広く審査され、限られた財源を効率的に活用し、多くの施策が盛り込まれた予算であり、採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第22号弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号弥富市墓地条例の一部改正の件についても、また全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件及び議案第25号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第26号平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件、議案第29号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件、以上4件の平成18年度補正予算は、年度末の補正予算で各種事務事業執行後の過不足を調整するものであり、介護保険特別会計補正予算では、補助の関係で介護保険事務処理システム改修委託費が繰越明許費として計上されており、採決の結果、全会一致で原案を了承しましたことを御報告いたします。以上です。

議長（大原 功君） 次に、文教常任委員長。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る3月16日に市長、助役、教育長、関係部課長出席のもと開催し、審査を行いました。その審査結果を御報告申し上げます。

文教常任委員会に付託されました案件、議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算のうち、教育費につきまして歳出予算額35億 215万 3,000円です。その主なものは、弥富中学校移転改築関連経費といたしまして、屋内運動場移転改築工事請負費など24億 3,300万円、設計監理委託料、引っ越し委託料など 3,500万円、その他としまして、教育補助者として特別非常勤講師等の賃金 1,150万円、スクールカウンセラー等報償費 183万 3,000円、学校給食調理委託料 5,050万円、弥生小学校・桜小学校の耐震補強設計委託料 900万円、教育用パソコン・印刷機機械器具借上料及びメール配信システム借上料で 7,225万円、英語指導助手派遣委託料 1,000万円、就学援助費 1,967万円、その他小学校、中学校、社会教育、社会体育施設の運営・管理を行うための必要経費の説明がありました。

委員より、学校整備検討協議会の協議内容、19年度の協議会の開催回数等の質疑、耐震補強工事の早期完了の御意見がありました。次に、弥富北中学校の自転車通学拡大についての質問があり、市側より19年度中に駐輪場の整備をする旨の答弁がありました。続いて、弥富北中学校の北側道路の拡幅、国道 155号からの大型車両の進入禁止の意見があり、公安委員会と協議するとのことのお答えがありました。次に、自転車預かりの補助については、富吉・蟹江駅利用者の実態を調査するとのことの答弁でした。その他、南部コミュニティセンターの音響、重要文化財服部家住宅の補助金についての御質問がありました。

審査をいたしました結果、全会一致をもって原案のとおり了承をいたしました。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第6号）のうち文教常任委員会に付託されました事項につきまして審査の結果、全会一致をもって原案のとおり了承いたしました。

以上、文教常任委員会から御報告を申し上げます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 市長の施政方針と新年度予算案に対して、日本共産党弥富市議団を代表して賛成討論をさせていただきます。

みずから手を挙げられたとはいえ、就任以来の市民の皆さんの期待にこたえられるように

との立場で、服部市長のこの間の御尽力に心から敬意をあらわすものでございます。私は、これまで弥富町時代から数えて36回目の予算審議にかかわり、これまでの35回は、私か、私の同僚が反対討論を行ってまいりました。今回初めて1年間の行財政運営の基本となります新年度予算案に賛成することにいたしましたので、その理由を簡潔に述べさせていただきます。

市長も施政方針演説の中で述べられておりますが、市の収入は、そのほとんどすべてが市民の皆さんの税金や負担金であり、最大限有効に活用し、市民の皆さんに還元するということが予算と市政執行の基本でございます。また、市の最高の意思決定機関で予算と条例を議決し、それに従って行財政運営が行われるものです。この間、私どもが一貫して予算案提出に当たって行政当局に求めてきたことは、新年度予算で可能な限り正確な収入の見通しをつけ、計画的・効率的な行財政運営を行うことと、その是非の判断を議会や市民が行えるように、資料や説明書を予算とあわせて提示されること、また地方自治法や地方税法、国民健康保険法や福祉の諸法律などで定められております市、以前は町でございますが、の責任が果たされ、住民の安全と福祉の向上に役立つ行政を行うものにされたいということでございます。

その立場から見ますと、市長が提出されました今回の予算案も、それ以前のものも、こうした諸条件を満たし、おおむね賛成できるものというには、かなり不十分な点が少なくありません。市長の施政方針で、「市役所は市民の皆様のお役に立つところでなくてはならない」を市政の原点にかかわる非常に重要な問題と位置づけられ、前市政から引き継ぎました中学校移転改築や中学校卒業までの子供の医療費無料制度の拡大とか、国民健康保険税や介護保険料など生活保護基準収入以下の人だけでなく、その負担をすることで生活保護基準を下回る生活をしなければならないことになる人々にも適用するとこの議会で表明されたことなど、市民の皆さんとともに歓迎するものでございます。

しかしながら、18年度予算でもそうございましたが、予算提出に当たっては、通常はない中学校の移転改築費として8億円余りを使うなど、120億円余りの収入と支出に対し約9億円の積立金の取り崩しが必要と説明をされましたが、この議会に出されております年度末の最終見通しの補正予算案では、取り崩しは約1億円で済み、新たに5億円を超える積立金を行うというもので、初めの予算見通しと最終予算見通しでは13億円以上も違うことになります。その最大の要因は、税収の過少見積もりであります。もっとも基本的な問題ではありますが、私が市から提供されました資料によって計算してみますと、この予算の最終見通しにも入れられていない、さらにふえる市税収入は、法人市民税1億円を含めて2億5,000万円になる見通しであります。議会や市民に示している市の財政見通しは、合わせて、新年度予算で提出されたときに比べて15億円も違っていることになり、私たちの求めや市長の施政方

針の立場から見てもかなり問題があり、その延長線上に新年度予算案が編成されております。

質疑の中でも申し上げましたが、県の14年度予算編成に当たって示されました13年度当初予算案と年度末の最終財政見通しの税収の差はわずか0.5%であります。弥富市のそれとは大変な違いがあります。また、時系列的にとか、あるいは予算の大きくりのところでそれぞれの比較、予算の根拠となる数量が示されるなど、かなりわかりやすいものとなっております。蟹江町や、弥富市と同じブロックを構成しております八つの市のうちの他の七つの市のそれと比べても非常にわかりにくいもので、この間、ほとんど改善らしい改善がされておられません。

市長は2月初めからの就任でございますので、この予算の編成の作業にほとんど市長がかかわっていないという条件を考慮に入れましても、私どもが賛成するにはかなりの勇気を求められるものであります。市長選挙での公約、施政方針演説、本会議と委員会審議で示されました計画的・効率的・効果的な財政運営により市政の刷新を図る。社会的弱者、障害のある方を支援し、きめ細やかな福祉対策にとり組みますなど、法律で定められ、市に義務づけられております諸事項を法律と道理に基づいて実施をされ、議会、市民の皆様、専門家や学識経験者の方々にもお知恵をおかりしながら市政運営を進めていきたいという市長の立場を今後の市政運営の中で貫き通されることを強く求めるものでございます。私たち日本共産党議員団もまた議会内で8分の1を占める市議団としての責任を果たし、市長の「市民のために」という立場での市政改革に協力を惜しまないことをお約束し、賛成討論とさせていただきます。

議長（大原 功君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

本案22件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案22件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第27 議案第32号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定の件

議長（大原 功君） 日程第27、議案第32号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 議案第32号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第32号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給料の月額及び期末手当の額を20%減額するため必要な事項を定めるものであります。議案の詳細

につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（大原 功君） 議案は総務課長に説明をさせます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第32号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について説明申し上げます。

まず初めに第1条、これは市長の給料の月額を平成19年4月1日から平成23年2月3日までの間、20%減額することを定めるものでございます。

続いて第2条、これは市長の期末手当の額を平成19年4月1日から平成23年2月3日までの間、20%減額することを定めるものでございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第28 発議第1号 弥富市議会会議規則の一部改正の件

日程第29 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正の件

議長（大原 功君） この際、日程第28、発議第1号、日程第29、発議第2号、以上2件を一括議題といたします。

本案2件は議員提案ですので、提出者の宇佐美肇議員に提案理由の説明を求めます。

25番（宇佐美肇君） ただいま一括議題となっております発議第1号及び発議第2号について提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号弥富市議会会議規則の一部改正については、このたび地方自治法の一部を改正する法律が公布され、委員会の議案提出権などが新たに規定されたことに伴い、市議会規則の一部を改めるものでございます。

続きまして、発議第2号弥富市議会委員会条例の一部改正についてを説明します。

このたび地方自治法の一部を改正する法律が公布され、議長による委員の選任権などが新たに規定されたことに伴い、委員会条例の一部を改めるものでございます。御賛同よろしくお願いたします。以上。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第30 閉会中の継続審査の件

議長（大原 功君） 日程第30、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これをもって平成19年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時48分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 村 井 邦 彦

同 議員 新 田 達 也